

平成 6 年版

働く女性の実情

労働省 婦人局

平成 6 年 版

働 く 女 性 の 実 情

労 働 省 婦 人 局

ま え が き

労働省婦人局では、昭和28年以来、政府関係機関の発表した各種統計資料等を用いて、働く女性に関する動きを取りまとめ「婦人労働の実情」として毎年紹介してきましたが、平成5年、名称を「働く女性の実情」と改めました。

今年は、「Ⅰ 平成5年の働く女性の状況」において、前年との比較を中心に平成5年における働く女性の実態とその特徴を明らかにするとともに、「Ⅱ 働く女性と家族」では、家族とのかかわりの中で、家事や育児を担いながら働く女性の就業や生活の実態、家庭についての意識の変化等を明らかにし、労働者が職業生活と家庭生活を両立させつつ能力を発揮して働くための課題を探りました。そのほか、「Ⅲ 働く女性に関する対策の概況」、付属統計表、女子労働関係判例も収録しました。

本書が、働く女性に関する問題に関心を持たれる方々の参考になれば幸いに存じます。

平成6年12月

労働省婦人局長

松 原 亘 子

〈本冊子で使用了資料等〉

1 主な資料

総 務 庁—労働力調査、労働力特別調査、家計調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、国勢調査

労 働 省—賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査、雇用動向調査、職業安定業務統計、女子雇用管理基本調査、労働組合基礎調査、家内労働実態調査、家内労働概況調査

文 部 省—学校基本調査

厚 生 省—人口動態統計、国民生活基礎調査

I L O—Year Book of Labour Statistics

2 労働力調査について

- (1) 年平均の数値を用いた。
- (2) 昭和47年以前の数値には沖縄県が含まれていない。
- (3) 総数に分類不能及び不祥の数を含むため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
- (4) 「0」印は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (5) 「-」印は該当数字のない箇所である。

3 賃金構造基本統計調査について

- (1) 企業規模10人以上の民営企業の調査結果による。

4 毎月勤労統計調査について

- (1) 事業所規模5人以上（一部30人以上）の調査結果による。
- (2) 男女別の数値については約3年ごとに行われる調査サンプル替（最近は平成5年1月）による影響は修正されていない。
- (3) 昭和45年以降はサービス業を含む。

5 雇用動向調査について

- (1) 事業所規模 5 人以上の調査結果による。
- (2) 企業規模計には官公営を含んでいる。
- (3) 平成 2 年以前は建設業を除く。

6 文中の（付表〇〇）は付属統計表参照

目 次

I	平成5年の女子労働の状況	1
1	概況	1
2	就業・雇用の状況	2
(1)	労働力人口及び非労働力人口	2
(2)	就業者及び完全失業者	5
(3)	雇用者	8
3	労働市場の状況	16
(1)	求人・求職状況	16
(2)	入職・離職状況	17
(3)	新規学卒者の就職状況	18
4	総合職女性の実態	22
5	女子労働者の労働条件	28
(1)	賃金	28
(2)	労働時間	31
(3)	勤労者世帯の家計	32
(4)	労働組合	33
6	パートタイム労働者の状況	33
(1)	パートタイム労働者の増加	33
(2)	パートタイム労働者の就業実態	35
7	家内労働の動向	39
(1)	家内労働者の就業状況	39
(2)	家内労働者の労働条件	40
II	働く女性と家族	42
1	家族の変化	42
(1)	少子・高齢化社会と家族	42

(2) 有配偶女子雇用者の増加	44
(3) 家族・家庭に対する意識	49
2 家族の変化に伴う様々な問題	53
(1) 女性の過重な負担	53
(2) 各時期毎の職業生活と家庭生活との両立に係る問題	58
(3) 離職と就業希望	64
3 企業の対応	66
(1) 妊娠・出産をめぐる企業の対応	67
(2) 育児をめぐる企業の対応	68
(3) 介護をめぐる企業の対応	71
(4) その他	73
まとめ	74
Ⅲ 働く女性に関する対策の概況	78
1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等対策の推進	78
(1) 雇用における男女の均等取扱いの促進	78
(2) 「コース別雇用管理の望ましいあり方」の周知・徹底	80
(3) 女子雇用管理改善のための援助	80
(4) 男女の意識及び認識の差から生ずる職場の諸問題解消にむけた取り組み	80
2 職業生活と家庭生活との両立支援の促進	81
(1) 育児休業法に基づく育児休業制度等の定着の促進	81
(2) 介護休業制度等の普及促進	83
(3) 職業生活と家庭生活との両立に関する環境整備	84
(4) 母性健康管理対策の推進	85
3 パートタイム労働対策の推進	86
(1) 短時間労働者対策基本方針の策定	86
(2) パートタイム労働法の施行	87

(3) 短時間労働援助センターによる雇用改善等援助事業の実施	88
(4) パートタイム労働者の雇用の安定	89
(5) パートタイム労働者の能力開発の推進等	90
(6) パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進	90
4 女性の再就職等援助対策の推進	90
(1) 女子再雇用制度の普及促進	90
(2) 婦人就業援助促進事業の推進	91
(3) 母子家庭の母等就業援助対策の推進	91
(4) レディス・ハローワーク事業の実施	92
(5) 女子再就職準備サービス事業の実施	92
(6) 働く婦人の家の機能の充実	93
(7) 女子労働者に対する講習等の実施	93
5 家内労働対策の推進	93
(1) 家内労働法の周知徹底	93
(2) ワープロ作業に係る対策	95
(3) いわゆる「インチキ内職」の被害防止	95
6 女性の地位向上のための施策の推進	95
(1) 婦人週間の実施	95
(2) 施策、方針決定への参加の促進	96
7 女性の能力開発	96
8 国際協力の推進	97
9 労働時間短縮対策	97

付属統計表	付 1
-------	-----

参考

女子労働関係判例	付111
----------	------

本文中国表索引

第1-1図	年齢階級別女子労働力率	3
第1-2図	従業上の地位別女子就業者数の割合	6
第1-3図	男女別完全失業率の推移	7
第1-4図	女子20～24歳層の前年差	10
第1-5図	女子15歳人口に占める雇用者の割合	11
第1-6図	大学（4年制）卒業者の男女別就職率の推移	21
第1-7図	総合職女性の能力発揮の状況	24
第1-8図	総合職女性の仕事に満足している内容	25
第1-9図	総合職女性の場所別配置転換の有無	26
第1-10図	学歴、年齢階級別女子労働者の所定内給与額	30
第1-11図	短時間雇用者数の推移——非農林業——	34
第1-12図	女子パートタイム労働者の職種別構成比	36
第1-1表	年齢階級別女子人口及び非労働力人口の年齢差	5
第1-2表	年齢階級別女子完全失業率	7
第1-3表	雇用者数の推移	9
第1-4表	女子年齢階級別人口及び雇用者数の前年差	10
第1-5表	女子パートタイム労働者の産業、1日当たり所定内 実労働時間数の階級別労働者分布（企業規模計）	37
第2-1図	有配偶女子の就業状況の推移	44
第2-2図	末子の年齢別妻の就業状況（妻15～54歳）	46
第2-3図	末子の年齢別・世帯構成別妻の就業状況（妻15～54歳）	47
第2-4図	世帯主所得の5分位階級別世帯主の配偶者の有業率 （有業者世帯）	48
第2-5図	女性の就業継続についての意識の変化	49

第2-6図	仕事や家庭における男性の望ましい生き方	51
第2-7図	就業の有無別有配偶女子の生活時間（週全体）	54
第2-8図	共働き夫婦の生活時間（平日）	54
第2-9図	共働き（雇用者世帯）の妻と夫の生活時間（平日）	55
第2-10図	6歳未満の子供のいる共働き雇用者世帯の世帯類型別妻 の生活時間（平日）	57
第2-11図	仕事と育児を両立するために必要と思う対策	60
第2-12図	介護に関する企業内福祉制度に関する要望	63
第2-13図	年齢階層別有配偶女子の就業状況及び就業希望状況	66
第2-14図	育児休業制度の規定状況	69
第2-15図	介護休業制度の導入状況	71
第2-1表	親が寝たきりとなった場合に介護すべき人	52
第2-2表	6歳未満の子供の人数別共働き雇用者世帯の妻の生活時 間（雇用者・平日）	56
第2-3表	中心介護者の仕事の継続状況	62

I 平成5年の女子労働の状況

1 概 況

平成5年の我が国経済は、景気後退が長期化する中で、年初来の円高や冷夏等の影響もあって、調整の動きが続き、低迷が続いた。

労働経済面では、経済全般の動きを受けて、求人倍率の低下、失業率の上昇、雇用者数の伸びの鈍化等の動きがみられた。

5年の女子労働力人口は2,681万人となり、前年に比べ2万人増加（前年比0.1%増）のわずかな増加となった。増加数、増加率とも男子（36万人、0.9%増）を下回ったため、労働力人口総数に占める女子の割合は前年より0.2%ポイント低下して40.5%となった。

女子15歳以上人口は、前年に比べ0.9%増加しているため、女子労働力率（労働力人口／15歳以上人口）は50.3%となり、前年より0.4%ポイント低下した。

女子雇用者数は2,009万人で、前年に比べ35万人増となり、増加数で男子（48万人増）を下回ったものの、増加率では前年比1.8%増と男子（同1.5%増）を上回った。雇用者総数に占める女子の割合は38.6%で、前年と同率であった。女子雇用者のうち週間就業時間35時間未満の短時間雇用者（非農林業）は、623万人となり、前年差31万人増（前年比5.2%増）と伸びが大きかったため、女子雇用者（非農林業）に占める割合は31.8%となり、前年より1.1%ポイント上昇した。

その他、製造業の女子雇用者数の減少、事務従事者の増加幅の縮小、1,000人以上の大規模事業所での女子雇用者数の減少などの動きがみられた。

女子完全失業者は71万人で前年（60万人）に比べ大幅に増加し、完全失業率は2.6%と前年に比べ0.4%ポイント上昇した。

女子非労働力人口は2,639万人で前年に比べ49万人増加（1.9%増）した。家事専業者の伸びが大きい。

労働市場の状況（男女計）をみると、一般労働市場もパートタイム労働市

場もともに新規求人数が昨年に引き続き減少し、新規求職者数が大幅に増加したため、一般新規求人倍率は1.14倍、有効求人倍率は0.71倍、またパートタイムの新規求人倍率は1.62倍、有効求人倍率は1.18倍と、いずれも前年を下回った。

女子雇用者のきまって支給する現金給与額は、20万7,500円（前年比1.9%増）となり、前年の伸び率を下回った。

女子常用労働者の1人平均月間総実労働時間は、144.5時間（前年差5.7時間減）、うち所定内労働時間は140.1時間（同5.3時間減）で、引き続き減少した。

2 就業・雇用の状況

(1) 労働力人口及び非労働力人口

イ わずかに増加した労働力人口

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成5年の女子労働力人口（就業者＋完全失業者）は2,681万人となり、4年より2万人増加（前年比0.1%増）のわずかな増加となったが、増加幅は4年のそれ（28万人増、1.1%増）より縮小し、2年連続の縮小となった。増加数、増加率とも男子（36万人、0.9%増）を下回ったため、労働力人口総数に占める女子の割合は、前年より0.2%ポイント低下して40.5%となった（付表1）。

なお、6年1月から8月までの女子労働力人口の平均は、前年同期に比べ0.9%増となっている。

ロ 7年ぶりに低下した女子労働力率

女子の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は50.3%と前年より0.4%ポイント低下し、7年ぶりの低下となった。女子の労働力率は、元年から3年まで毎年前年差0.6%ポイントの大幅な上昇が続けたが、4年は横ばいとなり、5年は低下に転じたものである。また、男子の労働力率は前年より0.1%ポイント上昇して78.0%となった。

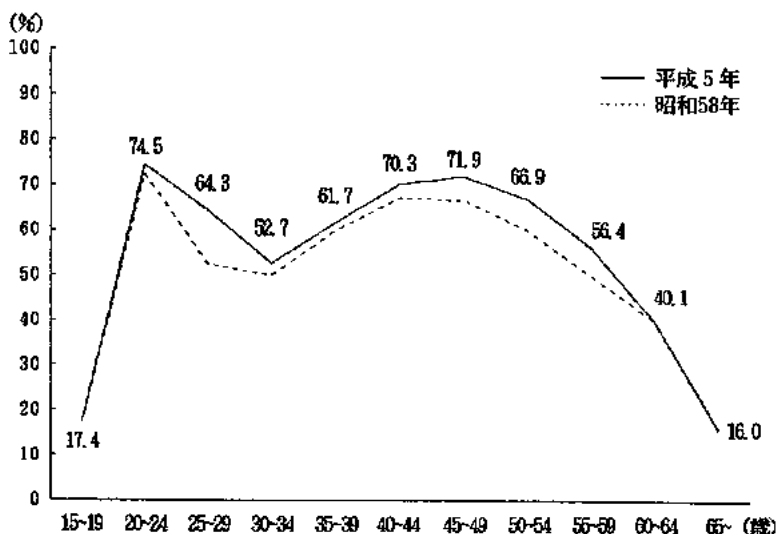
6年に入ってから女子労働力率の動きをみると、1～6月期には前年同期に比べ0.2%ポイント上昇して50.2%になったが、7、8月は低下気味に

推移している。

(年齢階級別労働力率)

女子労働力率を年齢階級別にみると、20～24歳層の74.5%と45～49歳層の71.9%を左右の頂点として、30～34歳層の52.7%をボトムとするM字型曲線を描いている。前年に比べると、55～59歳層（前年差0.8%ポイント上昇）、25～29歳層（同0.3%ポイント上昇）では上昇がみられ、30～34歳層では前年と同率となっているが、その他の年齢階級では低下しており、特に20～24歳層では1.1%ポイント低下と低下幅が大きい。ただし、10年前と比べると、15～19歳層、65歳以上層を除き、いずれの年齢層でも労働力率は高まり、M字型曲線は全体に上方に移動している。特に晩婚化等の影響により、25～29歳層で11.5%ポイント上昇と上昇幅が大きく、また、50～54歳層（6.3%ポイント上昇）、45～49歳層（5.0%ポイント上昇）、55～59歳層（4.9%ポイント上昇）の中高年齢層での上昇が大きい（第1-1図、付表2）。

第1-1図 年齢階級別女子労働力



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

（配偶関係別労働力率）

配偶関係別に女子の労働力率をみると、未婚では57.7%（前年差0.3%ポイント上昇）、有配偶では52.2%（同0.7%ポイント低下）、死別・離別では32.5%（同0.2%ポイント低下）となっている。最近の推移をみると、有配偶は、62年から3年まで上昇した後、4年及び5年は低下に転じている。未婚は元年から4年まで大きく上昇したが、5年は上昇幅が減少している（付表3）。

ハ 家事専業者を中心に増加した女子非労働力人口

女子の非労働力人口は2,639万人となり、前年に比べ49万人増加（前年比1.9%増）した。非労働力人口を主な活動状態別にみると、家事専業者は1,595万人（非労働力人口に占める割合60.4%）、通学441万人（同16.7%）、高齢者等を含むその他は603万人（同22.8%）となっている。前年に比べ、家事専業者は42万人増加（前年比2.7%増）、通学者は5万人減少（前年比1.1%減）、その他は12万人増加（前年比2.0%増）となっている。家事専業者は62年以降3年まで減少を続けてきたが、4年、5年と増加している（付表5）。

年齢階級別に女子非労働力人口の前年に比べての増減をみると、人口構成の変化を反映し、45～49歳層で9万人増（前年比7.3%増）、20～24歳層で8万人増（同7.1%増）と増加幅が大きい。この2つの年齢層の人口増加はそれぞれ27万人増、11万人増であるので、45～49歳層は人口増加の3分の1が非労働力人口の増加となったのに比べ、20～24歳層は人口増加の7割程度が非労働力人口の増加となっている（第1-1表）。

なお、20～24歳層の8万人の非労働力人口の増加の内訳をみると、通学が6万人増加となっており、非労働力人口の増加は大部分通学の増加によりもたらされていた。

6年に入ってからの子女子の非労働人口の動きを見ると、1月から8月の平均で前年比0.8%増と増加しているものの、増加幅は5年に比べ縮小している。

第1-1表 年齢階級別女子人口及び非労働力人口の前年差

(単位 万人)

区 分	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
人 口	-17	11	12	2	-13	-31	27	9	1	10	35
非労働力人口	-13	8	3	2	-1	-8	9	6	-3	7	37
家 事	0	1	2	2	2	8	8	5	3	9	27
通 学	13	6	1	0	0	0	0	0	0	0	1
そ の 他	0	1	0	0	1	1	1	1	0	-1	10

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」(平成5年)

(2) 就業者及び完全失業者

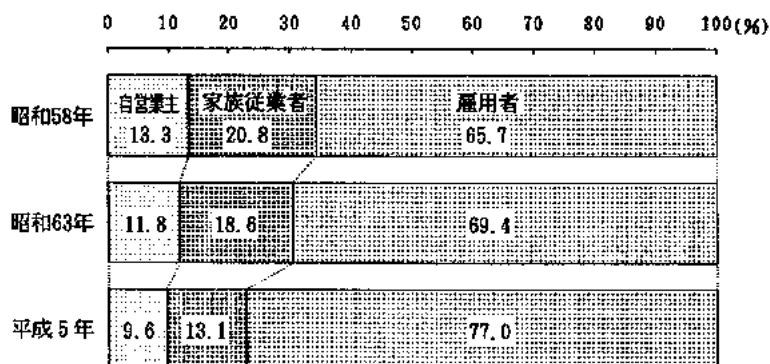
イ 18年ぶりに減少した女子就業者

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成5年の女子就業者数は2,610万人となり、前年より9万人減少(前年比0.4%減)し、昭和50年以来18年ぶりに減少した。男子就業者は3,840万人で前年より23万人増加(前年比0.6%増)した(付表6)。

従業上の地位別にみると、雇用者数が2,009万人(女子就業者総数に占める割合77.0%)、家族従業者数が343万人(同13.1%)、自営業主数が251万人(同9.6%)である。自営業主及び家族従業者は引き続き減少し、雇用者は増加幅は縮小したものの、増加を続けていることから就業者に占める雇用者の割合は年々高まってきている(第1-2図)。

なお、6年1月から8月平均の女子就業者は2,615万人で前年同期に比べ0.5%増加した。

第1-2図 従業上の地位別女子就業者数の割合



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

ロ 大幅に減少した女子自営業主及び女子家族従業者

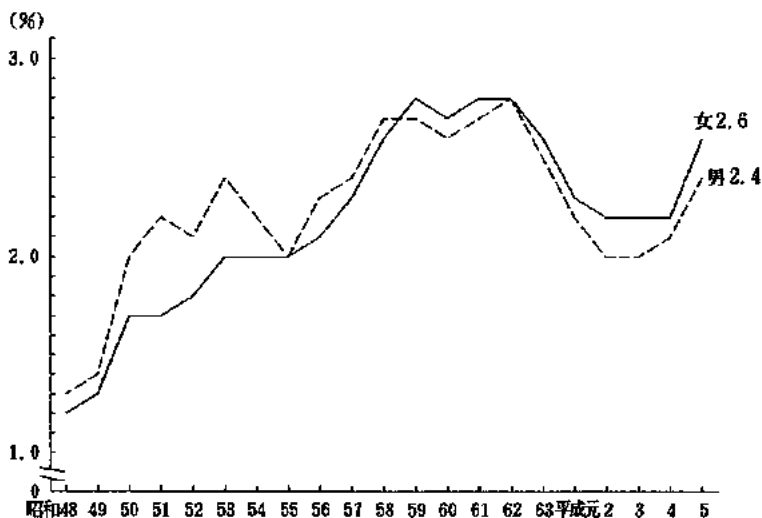
女子自営業主数は251万人で前年に比べ12万人減少（前年比4.6%減）し、減少幅が拡大した（4年は前年差2万人減）。また、女子家族従業者数は343万人で前年に比べ32万人減少（前年比8.5%減）の大幅減少となった（付表6）。

ハ 若年女子を中心に大幅に増加した女子完全失業者

女子完全失業者数は71万人（前年差11万人増）となり、男子（95万人、前年差13万人増）とともに大幅に増加した。5年の女子完全失業率は2.6%と前年より0.4%ポイント上昇（男子は2.4%，前年差0.3%ポイント上昇）となった。女子完全失業率の推移をみると、61年及び62年の円高不況期に2.8%と高率を示した後63年以降は低下を続け、2年から4年は2.2%と横ばいとなったが、平成5年には大幅に上昇した。また、58年まではおおむね男子完全失業率が女子を上回っていたが、59年以降は、女子の完全失業率がおおむね男子を上回っている（第1-3図、付表9）。

5年の女子完全失業率を年齢階級別にみると、15～19歳層が6.3%で最も高く、20～24歳層5.1%、25～29歳層で4.5%と若年層が高くなっている。一方、50～54歳層では1.4%、55～59歳層では1.3%と中高年層では低い。前年

第1-3図 男女別完全失業率の推移



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

と比べると、20～24歳層で1.4%ポイント上昇と、大幅に上昇している他、25～29歳層でも1.0%ポイントの上昇となっている。一方、15～19歳層及び40～59歳の年齢層ではそれほど上昇はみられない（第1-2表）。

第1-2表 年齢階級別女子完全失業率

		(%)												
	計	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上		
女	4年	2.2	6.0	3.7	3.5	3.0	1.9	1.8	1.6	1.4	1.3	1.4	0.6	
	5年	2.6	6.3	5.1	4.5	3.4	2.4	1.9	1.8	1.4	1.3	2.0	0.6	
	前年差	0.4	0.3	1.4	1.0	0.4	0.5	0.1	0.2	0.0	0.0	0.6	0.0	
男	4年	2.1	7.3	3.9	2.3	1.6	1.5	1.1	1.2	1.2	1.9	5.1	1.6	
	5年	2.4	7.7	4.3	2.7	1.8	1.8	1.6	1.3	1.4	2.2	6.1	1.6	
	前年差	0.3	0.4	0.4	0.4	0.2	0.3	0.5	0.1	0.2	0.3	1.0	0.0	

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

男子の年齢階級別完全失業率は若年層（15～19歳層7.7％，20～24歳層4.3％）と，60～64歳層（6.1％）で高いが，前年と比べると，60～64歳層は，1.0％ポイント上昇と大幅に上昇しているが，若年層は0.4％ポイントの上昇にとどまっており，女子のような20歳台の大幅な失業率の上昇はみられない。

なお，6年に入ってから完全失業率の動きを季節調整値でみると，1月～3月期の3.0％から4～6月期の2.9％へと若干低下したものの，7，8月期には再び3.1％と上昇している（男子は1月～3月期2.7％，4～6月期2.8％，7，8月期3.0％）。

女子完全失業者を求職理由別にみると，自発的な離職（自分または家族の都合）による者が35万人（女子完全失業者に占める割合49.3％），非自発的な離職（定年や解雇等）による者が12万人（同16.9％），学卒未就職者が3万人（同4.2％）となっている（付表10）。

(3) 雇 用 者

イ 増加幅が縮小した女子雇用者

総務庁統計局「労働力調査」によると，平成5年の女子雇用者数は2,009万人となり，4年より35万人増加（前年比1.8％増）したが，増加幅は4年（56万人増加，2.9％増）より縮小した。男子は48万人増加（前年比1.5％増）し，増加率で女子が男子をわずかに上回った。雇用者総数に占める女子の割合（女子比率）は前年と同じ38.6％であった（第1-3表）。

なお，6年1月から8月の女子雇用者数の平均は2,032万人となり，前年同期に比べ1.7％増加した。

第1-3表 雇用者数の推移

年	女		男		雇用者総数に占める女子の割合 (%)
	雇用者数 (万人)	前年比 (%)	雇用者数 (万人)	前年比 (%)	
昭和50年	1,167	-0.4	2,479	0.5	32.0
55	1,354	3.4	2,617	2.0	34.1
60	1,548	2.0	2,764	0.6	35.9
61	1,584	2.3	2,795	1.1	36.2
62	1,615	2.0	2,813	0.6	36.5
63	1,670	3.4	2,868	2.0	36.8
平成元年	1,749	4.7	2,929	2.0	37.4
2	1,834	4.9	3,001	2.5	37.9
3	1,918	4.6	3,084	2.8	38.3
4	1,974	2.9	3,145	2.0	38.6
5	2,009	1.8	3,193	1.5	38.6

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

ロ 20～24歳層の女子雇用者は前年同数

5年の女子雇用者数を年齢階級別にみると、最も多いのは20～24歳層の328万人（女子雇用者総数に占める割合16.3%）であり、次いで40～44歳層の279万人（同13.9%）、45～49歳層の253万人（同12.6%）、25～29歳層の236万人（同11.7%）となっている（付表15）。

前年と比べると、15～19歳層で5万人減少、35～39歳層で5万人減少、40～44歳層で10万人減少となり、20～24歳層で前年と同水準となっている一方、その他の年齢層では前年より増加し、特に45～49歳層で18万人増と増加幅が大きい（第1-4表）。これらの年齢層の5年の人口の前年差をみると、15～19歳層で17万人減、35～39歳層で13万人減、40～44歳層で31万人減となっている一方、その他の年齢層では前年より増加（特に45～49歳層で27万人増）しており、前述した雇用者数の増減は、おおむね人口構成の変化を反映したものとなっているが、20～24歳層については、人口は前年差11万人増となっているにもかかわらず、雇用者数は前年と同数となっており、異った動きがみられる。

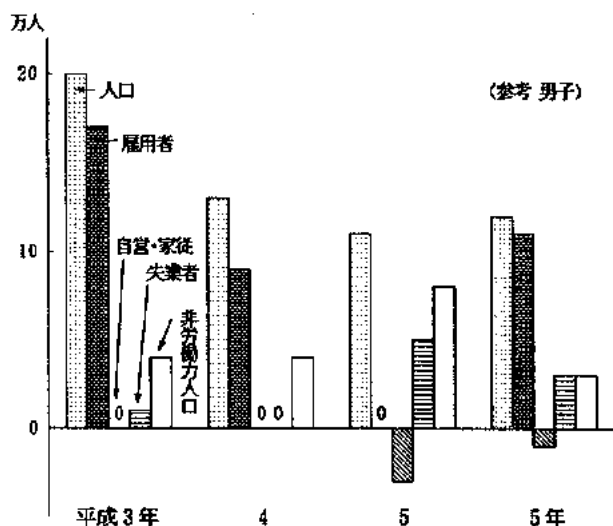
第1-4表 女子年齢階級別人口及び雇用者数の前年差（5年）

(万人)												
区 分	計	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
人 口	45	-17	11	12	2	-13	-31	27	9	1	10	35
雇用者数	35	-5	0	8	3	-5	-10	18	9	9	5	3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

そこで、女子20～24歳層について、3年から5年の人口、雇用者数、自営・家族従業者数、完全失業者数、非労働力人口の前年差を見ると（第1-4図）、3年、4年は人口の増加を雇用者数の増加でかなりの程度吸収していたものが、5年は雇用者数が全く増加しない一方、完全失業者5万人増、非

第1-4図 女子20～24歳層の前年差

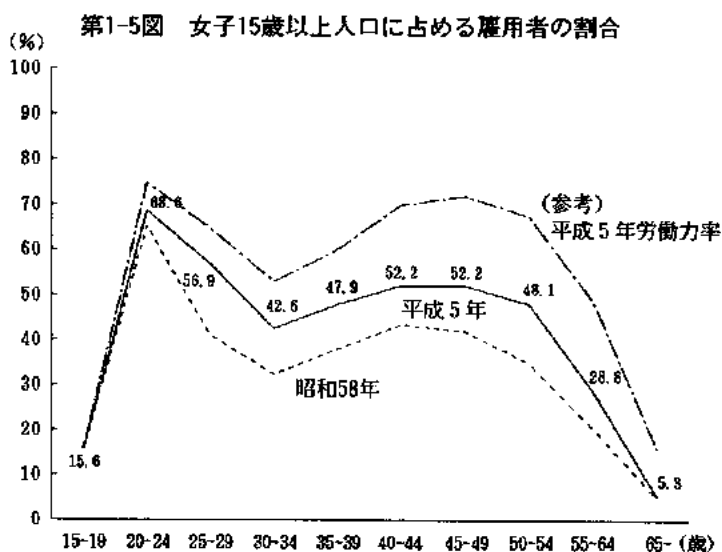


資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

労働力人口が8万人増と、大幅に増加している。男子20～24歳層では、5年に人口が12万人増加しているが、雇用者も11万人増加しており、完全失業者、非労働力人口はそれぞれ2万人増加したが、女子ほど厳しい状況にはなっていない。

なお、女子雇用者のうち35歳以上層が女子雇用者総数に占める割合は年々上昇し、5年は60.2%と前年を0.6%ポイント上回った。

また、女子の当該年齢人口に占める雇用者の割合を年齢階級別にみると、労働力率のM字型曲線に似た曲線を描いている。20歳代後半までは労働力率との差はわずかであるが、30歳以降では差が大きくなり、右側の頂点は労働力率のカーブに比べかなり低いものの、40～44歳層、45～49歳層では5割を超えている。10年前と比べてみると、15～19歳層を除いていずれの年齢階級においても上昇がみられた。特に25～29歳層では未婚率の上昇などにより15.9%ポイントと大幅に上昇して56.9%となっているため、10年前には40～44歳層より割合が低かったが、現在は4.7%ポイント高くなっている（第1-5図）。



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

ハ 6年ぶりに減少した女子製造業雇用者

5年の女子雇用者数を産業別にみると、サービス業が646万人（女子雇用者総数に占める割合32.2%）で最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店が544万人（同27.1%）、製造業が488万人（同24.3%）となっている。これら3産業に女子雇用者の83.5%が働いている。前年に比べ、サービス業で28万人増（前年比4.5%増）、卸売・小売業、飲食店で6万人増（同1.1%増）、建設業で3万人増（同3.7%増）、運輸・通信業で2万人増（3.4%増）となっているが、製造業では6万人減（同1.2%減）となっており、62年以来6年ぶりの減少となった。卸売・小売業、飲食店は増加幅が大幅に縮小したが、サービス業は増加幅が前年より拡大している（付表11）。

産業別に女子比率（雇用者総数中に占める女子の割合）をみると、サービス業で50.8%、金融・保険業、不動産業で50.4%と半数を超え、次いで卸売・小売業、飲食店で48.5%となっている。これらを10年前と比べるといずれの産業でも上昇しており、特に、卸売・小売業、飲食店では5.2ポイント上昇と上昇幅が大きい（付表12）。

なお、6年1月から8月の平均の動きをみると、サービス業は前年同期に比べ29万人増（前年同期比4.5%増）、卸売・小売業、飲食店は12万人増（同2.2%増）となっているが、製造業は15万人減（同3.1%減）となっている。

ニ 微増にとどまった女子事務従事者

5年の女子雇用者数を職業別にみると、事務従事者が691万人（女子雇用者総数に占める割合34.4%）と最も多く、次いで技能工、製造・建設作業者が387万人（同19.3%）、専門的・技術的職業従事者が283万人（同14.1%）、販売従事者が253万人（同12.6%）、保安職業、サービス職業従事者が232万人（同11.5%）となっている。前年に比べ、専門的・技術的職業従事者の増加数が最も多く12万人増（前年比4.4%増）、次いで保安職業、サービス職業従事者が10万人増（同4.5%増）となっている。事務従事者は2万人増（同0.3%増）で前年（20万人、3.0%増）に比べ増加幅は大きく縮小した（付表13）。

職業別の女子比率をみると、事務従事者が59.1%、保安職業、サービス職

業従事者52.3%と半数を超え、次いで専門的・技術的職業従事者が42.5%、労務作業者が41.3%となっている。

女子比率を10年前と比べてみると、事務従事者の上昇幅が最も大きく7.1%ポイントの上昇となっている。専門的・技術的職業従事者では男子の増加が大きかったために5.9%ポイント低下した。

なお、6年の動きを1月から8月の平均でみると、5年と同様専門的・技術的職業従事者（前年差18万人増、前年比6.5%増）、保安職業、サービス職業従事者（同15万人増、6.5%増）の伸びが大きい。技能工・製造建設作業者は減少（同10万人減、2.6%減）したが、事務従事者は7万人増加（前年比1.0%増）した。

ホ 1,000人以上規模で減少した女子雇用者

5年の非農林業女子雇用者数を企業規模別にみると、1～29人規模が721万人（非農林業女子雇用者総数に占める割合36.1%）、30～99人規模が338万人（同16.9%）、100～499人規模が329万人（同16.5%）、500人以上規模が415万人（同20.8%）となっている。前年に比べ、1～29人規模で4万人増（前年比0.6%増）、30～99人規模で11万人増（同3.4%増）、100～499人規模で9万人増（同2.8%増）、500人以上規模で5万人増（同1.2%増）、と1～29人規模及び500人以上規模での増加率の伸びに鈍化がみられる。特に1,000人以上規模では1万人減（同0.3%減）と減少を示している（付表14）。

6年の動きを1月から8月の平均でみると、100～499人規模では前年同期に比べ2.8%増加しているが、500人以上規模では伸びが更に鈍化し（同0.7%増）、1,000人以上規模では減少幅が拡大している（同0.6%減）。

5年の非農林業女子雇用者数を雇用形態別にみると、常雇（常用雇用）が1,630万人（非農林業女子雇用者総数に占める割合81.6%）、臨時雇が300万人（同15.0%）、日雇が67万人（同3.4%）となっている。常雇は前年に比べ28万人増（対前年比1.7%増）となった（付表16）。

ヘ 6割を占める有配偶女子雇用者

5年の非農林業女子雇用者数を配偶関係別にみると、有配偶は1,154万人

(非農林業女子雇用者に占める割合57.8%)、未婚は655万人(同32.8%)、死別・離別者は187万人(同9.4%)であった。前年に比べると、有配偶者が23万人増(前年比2.0%増)、未婚者が5万人増(同0.8%増)、死別・離別者が7万人増(同3.9%増)となっている(付表17)。

また、配偶関係別に、女子就業者に占める雇用者の割合をみると、未婚者では94.7%と大半を占めているが、有配偶者は70.7%となっている。有配偶就業者中の雇用者の割合は年々上昇しており、51年から5割を超え、その後も上昇を続けている。

さらに、年齢階級別に有配偶者に占める雇用者の割合を10年前と比べてみると、いずれの年齢層においても上昇しているが、特に50～54歳層の上昇(58年31.9%→5年46.0%)が著しく、続いて45～49歳層(39.1%→52.1%)、40～44歳層(41.2%→52.2%)の上昇幅が大きい。また、20～24歳層、25～29歳層、30～34歳層の各年齢層の有配偶者に占める雇用者の割合は、ほぼ同率となっており、34%前後である(付表4)。

ト 高まる短大卒・大卒女子の割合

労働省「賃金構造基本統計調査」(企業規模10人以上)により5年6月における女子労働者(パートタイム労働者を除く。)の学歴別構成をみると、中卒が女子労働者に占める割合は14.9%、高卒が57.0%、高専・短大卒が21.5%、大卒が6.6%となっており、前年に比べ、高専・短大卒、大卒の割合が高まった。最近の推移をみると、中卒の割合は一貫して減少しており、高卒の割合は、元年から低下傾向が続いていたが、5年は前年と同じとなっている。高専・短大卒と大卒の割合は一貫して高まってきている(付表21)。

学歴別に就業状況をみると、産業別では、中卒では製造業に雇用される者の割合が最も高く56.2%を占め、高卒でも同様に33.5%となっている。高専・短大卒及び大卒においてはサービス業に従事する者の割合(それぞれ43.8%、43.4%)が最も高い。また、企業規模別にみると、学歴が高くなるほど規模の大きい企業に雇用される者の割合が高くなっており、大卒では4割以上が1,000人以上の大企業に雇用されている(付表22)。

チ 女子雇用者の4人に1人は勤続10年以上

労働省「賃金構造基本統計調査」によると、5年の女子労働者の平均勤続年数は7.3年（男子12.6年）で、前年に比べ0.1年低下した。年齢階級別に見ると、前年と同水準か若干低下している年齢階級が多いが、60～64歳層では0.3年の伸びがみられた。10年前と比べると全体では1.0年の伸びであるが、35歳以上層での伸びが大きい（付表23、付表24）。

女子労働者を勤続年数階級別にみると、1～2年の者が24.0%（4年23.4%）で最も多く、次いで5～9年の者が20.3%（同20.4%）となっている。また、勤続10年以上の者の割合は26.3%（同27.0%）で、女子雇用者の4人に1人は勤続10年以上となっている（付表25）。

なお、女子労働者の平均年齢は36.0歳（男子39.9歳）で、10年前に比べ0.8歳高くなっている（付表23）。

リ 増加する女子役職者

総務庁統計局「労働力調査」によると、5年の女子の管理的職業従事者数は20万人（女子雇用者に占める割合1.0%）で、3年から横ばいとなっている。管理的職業従事者総数に占める女子比率は8.3%で、前年に比べると0.4%ポイント上昇し、10年前（5.7%）に比べると2.6%ポイントの上昇となっている（付表13）。

さらに、労働省「賃金構造基本統計調査」（平成5年6月）で、企業規模100人以上の企業における、部長、課長及び係長である女子の役職者をみると女子役職者（93,200人）が女子労働者総数（4,827,240人）に占める割合は1.9%となっており、10年前の0.8%に比べると大きく伸びている。この内訳をみると、女子役職者総数に占める部長職の割合は6.7%、課長職が24.1%、係長職が69.3%である（付表26）。

女子比率（役職者総数に占める女子の割合）も、役職者計で4.3%（58年2.1%）、部長では1.6%（同1.0%）、課長2.5%（同1.4%）、係長7.3%（同3.2%）と、10年前に比べどの職階でも上昇している。

また、労働省「女子雇用管理基本調査」（平成4年度）で、企業規模30人以

上の企業における管理職の女子比率をみると、部長相当職では1.2%（元年度1.2%）、課長相当職では2.3%（同2.1%）、係長相当職では6.4%（同5.0%）となっている。

3 労働市場の状況

(1) 求人・求職状況

イ 低下した一般労働者の求人倍率

学卒及びパートタイムを除く一般労働市場の動きを、労働省「職業安定業務統計」によりみると、平成5年の新規求人数（男女計）は、月平均で39万1,000人で、前年に比べ7万3,000人減（前年比15.7%減）と、3年連続の減少となり、減少幅がさらに拡大した（付表27）。

新規求職者数（男女計）は月平均で34万3,000人で、前年に比べ3万9,000人増（同12.7%増）と、4年（同9.5%増）に引き続き増加し、増加幅が拡大した。

この結果、5年の新規求人倍率は1.14倍（4年1.52倍）で、前年に比べ0.38ポイント低下し、2年連続の低下となった。また、有効求人倍率も前年を0.30ポイント下回り0.71倍（4年1.01倍）となり、63年（0.90倍）以来、5年ぶりに1倍を下回った。

6年に入ると、有効求人数がほぼ横ばいで推移する一方で、有効求職者数は、増加を続けたため、有効求人倍率（季節調整値）は1月の0.60倍から5月に0.57倍と低下した後、8月は0.58倍とほぼ横ばいとなっている。

ロ 低下したパートタイム労働者の求人倍率

パートタイム労働者の労働市場の動きを、労働省「職業安定業務統計」によりみると、5年のパートタイム労働者を対象とする新規求人数（男女計）は、月平均8万3,000人で、前年に比べ8,000人減（前年比9.0%減）と、前年に引き続き減少した（付表27）。

新規求職者（男女計）は月平均5万1,000人であり、前年より1万1,000人増（同26.8%増）の大幅な増加となった。そのため、新規求人倍率は1.62倍

(4年2.26倍)で前年に比べ0.64ポイント低下し、4年連続の低下となった。また、有効求人倍率も1.18倍(4年1.75倍)と低下した。

6年に入ると、パートタイム労働者の有効求職者数の増加がわずかであったのに対し、有効求人数が増加したため、パートタイム労働者の有効求人倍率は、2月の1.00倍を底に8月の1.10倍へと上昇している。

(2) 入職・離職状況

イ 低下した労働移動

労働省「雇用動向調査」によると、5年の女子の入職者数(一般及びパートタイム労働者計)は261万人(前年差47万9,000人減)、離職者数は258万1,000人(同32万4,000人減)となり、いずれも前年を下回った。これを就業形態別に見ると、一般労働者は、入職者数174万1,000人(前年比10.7%減)、うち転職入職者数81万6,000人(同14.2%減)、離職者175万1,000人(同9.1%減)となっている。一方、パートタイム労働者は、入職者数86万9,000人(前年比23.8%減)、うち転職入職者数40万人(同21.7%減)、離職者数83万人(同15.3%減)となっている(付表29)。

女子の入職率(在籍者に対する入職者の割合)は18.3%(前年差2.8%ポイント低下)、うち転職入職率(在籍者に対する転職入職者の割合)は8.5%(同1.5%ポイント低下)、離職率(在籍者に対する離職者の割合)は18.1%(同1.8%ポイント低下)となり、いずれも前年を下回った。これを就業形態別に見ると、一般労働者の入職率は16.3%(前年差2.0%ポイント低下)、離職率は16.4%(同1.6%ポイント低下)と、前年に比べいずれも低下した。パートタイム労働者の入職率は24.1%(前年差4.7%ポイント低下)、離職率は23.1%(同1.6%ポイント低下)となり、前年に比べいずれも低下した。

女子の入職超過率(入職率－離職率)は0.2%(4年1.2%)となった。一般労働者のそれは-0.1%(同0.3%)、パートタイム労働者のそれは1.0%(同4.1%)であった。

女子の延労働移動率(在籍者に対する延べ労働移動者(入職者＋離職者の

割合)は36.4%(前年差4.6%ポイント低下),うち一般労働者32.8%(同3.5%ポイント低下),パートタイム労働者47.2%(同6.3%ポイント低下)といずれも前年を下回り,パートタイム労働者の低下幅が大きくなっている。

ロ 女子入職者の就業の動機

一般未就業者から入職した女子の就業の動機別に入職者数をみると,一般労働者では,「主な生活収入」とする者が35.9%と最も多く,次いで,「家計の補助」とする者が26.3%と多い。パートタイム労働者では「家計の補助」とする者が51.8%と最も多く,次いで「生活水準の向上」14.7%,「余暇の活用」13.8%の順となっている。一般労働者とパートタイム労働者とでは就業の動機に違いがみられる(付表33)。

ハ 女子離職者の離職理由

離職者の離職理由をみると,個人的な理由の者が79.2%と最も多いが,これは前年(84.6%)に比べ5.4%ポイント低下と大幅な低下となっている。個人的な理由のうち結婚による離職者の割合は8.6%と前年同,出産・育児による離職者の割合は5.4%と前年に比べ0.2%ポイント上昇とやや上昇している。また,経営上の都合により離職した者が4.9%と前年に比べ1.6%ポイント上昇した(付表34)。

(3) 新規学卒者の就職状況

文部省「学校基本調査」(平成5年)により女子の新規学卒就職者数を学歴別にみると,大学卒が10万3,000人(女子新規学卒就職者総数に占める割合18.5%),短大卒18万1,000人(同32.6%),高校卒26万1,000人(同47.0%),中学卒1万1,000人(同1.9%)となっている。大学卒と短大卒の割合は年々上昇しており,前年に比べると大学卒は1.2%ポイント,短大卒は2.0%ポイントの上昇であった(付表36)。

なお,専修学校専門課程(専門学校)を平成4年度間に卒業した女子15万9,000人のうち就職者は13万4,000人であった。

イ 中学・高校卒業者の就職状況

平成5年3月の女子中学校卒業生数84万6,000人（前年差1万9,000人減）のうち就職者数は1万1,000人（同2,000人減）である。就職率（卒業者のうち就職者及び就職進学者の占める比率）は1.3%（4年1.5%）となり、前年に引き続き低下した。

6年3月の女子中学校卒業生の状況を文部省「学校基本調査速報」（平成6年）でみると、卒業生数は82万人で前年に比べ2万6,000人減少し、就職者は8,000人で3,000人減少したため、就職率は1.0%と前年より0.3%ポイント低下し、前年に引き続き低下した。

5年3月の女子高等学校卒業生数は88万3,000人（前年差2万5,000人減）で、うち就職者数は26万1,000人（同3万8,000人減）、就職率は29.6%（4年32.9%）であり、進学率の上昇に伴って高卒者の就職率は年々低下し、初めて3割を下回った。就職者を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店に29.6%（同29.4%）、製造業に26.8%（同29.2%）、サービス業に26.5%（同23.8%）と、この3産業で全体の82.9%を占めており、サービス業の割合が年々上昇している（付表37）。

6年3月の女子高等学校卒業生の就職の状況を文部省「学校基本調査速報」（平成6年）でみると、卒業生数は83万4,000人で前年に比べ4万9,000人減少し、就職者は21万7,000人で4万4,000人減少したため、就職率は26.0%と前年より3.6%ポイント低下と前年に引き続き大幅に低下した。

ロ 女子短期大学卒業者の就職状況

5年3月の女子の短期大学卒業生数は22万4,000人で、第2次ベビーブームの年齢層の卒業時期に当たっているため前年に比べて1万3,000人増加した。このうち、就職者数は18万1,000人（前年差2,000人減）、就職率は80.8%（4年86.8%）となり、前年に比べ6%ポイントの低下と大幅な低下となった。また、一時的な仕事についた者が4,000人で前年に比べ2,000人の増加、無業者が2万6,000人で前年に比べ1万1,000人増と大幅に増加した。一時的な仕事についた者と無業者を加えたものの卒業生に占める割合は13.3%と

なっており、前年の8.3%に比べ大幅に上昇している（付表41）。

就職者数を産業別にみると、サービス業が36.6%（4年34.8%）と最も多く、次いで製造業17.3%（同19.7%）、卸売・小売業、飲食店17.1%（同16.4%）、金融・保険業15.8%（同17.0%）となっており、前年に比べ製造業、金融・保険業で割合が低下している（付表38）。

6年3月の女子短期大学卒業者の状況を文部省「学校基本調査速報」（平成6年）でみると、卒業者数は22万9,000人で前年に比べ5,000人増加したものの、就職者数は16万2,000人で1万9,000人減少したため、就職率は70.7%と前年に引き続き大幅に低下した。

また、一時的な仕事についた者が8,000人で前年に比べ4,000人増加、無業者が4万1,000人で前年に比べ1万5,000人増加と大幅に増加した。一時的な仕事についた者と無業者を加えたものの卒業者に占める割合は、21.4%となっており、前年より8.1%ポイント上昇と前年に引き続き大幅に上昇した。

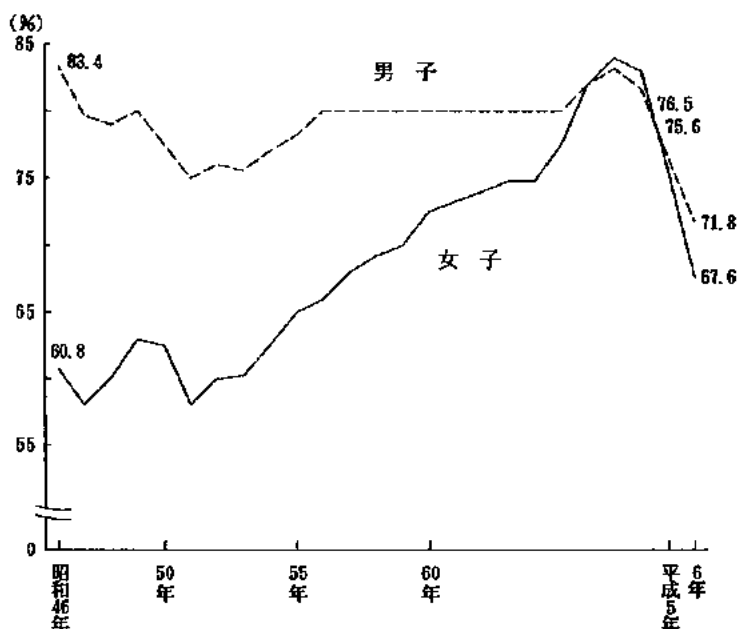
ハ 女子大学卒業者の就職状況

5年3月の女子の大学卒業者数は13万6,000人（前年差8,000人増）で、このうち就職者は10万3,000人（前年同）、就職率は75.6%（4年80.4%）となり、就職率は前年に比べ4.8%ポイント低下と大幅な低下となった（第1-6図）。なお、進学者を除いた就職率は80.5%（男子86.9%）と前年（女子84.9%、男子89.4%）を大幅に下回った。

また、一時的な仕事についた者が3,000人で前年に比べ1,000人の増加、無業者が1万5,000人で前年に比べ5,000人増加した。一時的な仕事についた者と無業者を加えたものの卒業者に占める割合は13.1%（男子6.3%）となっており、前年の10.6%（男子5.0%）に比べ2.5%ポイント（男子1.3%ポイント）上昇した（付表41）。

就職者数を産業別にみると、サービス業に39.7%（4年41.8%）と最も多く就職しており、次いで製造業に18.4%（同20.0%）、卸売・小売業、飲食店に15.4%（同13.3%）とこれら3産業で73.5%を占めているが、前年に比べると、サービス業の割合がさらに低下し、卸売・小売業、飲食店の割合は上

第1-6図 大学（4年制）卒業者の男女別就職率の推移



資料出所：文部省「学校基本調査」

注）6年は速報値である。

昇した（付表38）。

大学卒就職者数を職業別にみると、事務従事者が47.4%（4年47.0%）と最も多く、専門的・技術的職業従事者が38.2%（同39.5%）と、これに続いた（付表39）。事務従事者の割合は年々上昇している。

労働省「雇用動向調査」により女子新規大卒未就業者の5年の規模別入職状況をみると、1,000人以上規模への入職者が28.6%となっており、前年（46.8%）に比べ大幅に低下している。男子は、1,000人以上規模への入職者が39.4%で前年（48.6%）に比べ低下しているが、低下幅は女子より小さい（付表42）。

また、5年に女子新規大卒未就業者は、その10.8%がパートタイム労働者

へ入職しており、前年（1.0％）に比べその割合は大幅に上昇している。男子のパートタイム労働者への入職者は1.3％を占めるのみであり、女子のような傾向はみられない。

なお、6年3月の女子大学卒業者の状況を文部省「学校基本調査速報」（平成6年）でみると、卒業者は14万6,000人で前年に比べ1万人増加したものの、就職者は9万9,000人で4,000人減少したため、就職率は67.6％と前年より8％ポイント低下し、前年に引き続き大幅に低下した。

また、一時的な仕事についた者が5,000人で前年に比べ2,000人の増加、無業者が2万4,000人で前年に比べ9,000人増加した。一時的な仕事についた者と無業者を加えたものの卒業者に占める割合は19.5％となっており、前年より6.4％ポイント上昇と大幅に上昇した。

4 総合職女性の実態

労働省「女子雇用管理基本調査」（平成4年）によると、コース別雇用管理制度を導入している企業は3.8％であるが、産業別には金融・保険業、不動産業で、また規模別には大規模企業で導入が進んでいる。そこにおいては「企画の業務に従事し、全国的規模の転居のあるコース」や「定型的業務に従事し、転勤のないコース」などに大別して雇用管理を行い、前者を「総合職」と呼ぶことが多いが、こうした総合職として働く女性の意識・実態について、労働省が財団法人21世紀職業財団に委託して行った「総合職女性の就業実態調査」（平成5年9～10月実施）結果によりみていく。調査対象は、コース別雇用管理を行っている事業所360社の総合職の女性1,800名で、そのうち744名から有効回答を得、集計したものである。

イ 概 況

年齢は、25～29歳層が46.9％と最も多く、24歳以下の21.8％と合わせると、29歳以下が約7割を占めている。勤続年数は、1～2年の者が31.0％で最も多く、次いで、3～4年の者が23.8％、5～9年の者が23.5％を占めており、全体的には5年未満の者と5年以上の者が約半数ずつとなっている。

未・既婚者の割合は未婚者が78.2％、既婚者が21.6％となっており、既婚者のうち、子供がある者は24.8％である。

現在の職階は、一般社員が81.0％、係長相当職が8.7％、課長補佐相当職が4.0％、課長相当職が4.3％、部長相当職が0.5％となっている。

総合職として働く経緯は、採用時から総合職として勤務する者が67.3％、一般職から総合職に転換した者は28.4％である。

職務内容についてみると、「営業」が21.9％と最も多く、次いで、「人事・教育訓練」（11.3％）、「企画」（10.9％）、「研究開発」（10.2％）となっている。これを産業別に見ると、「研究開発」は製造業（20.2％）で多く、「営業」は金融・保険業、不動産業（37.8％）、卸売・小売業、飲食店（26.8％）、運輸・通信業（22.2％）で多くなっている。

ロ 総合職を選択した理由

総合職を選択した理由は、「自分の能力を十分に発揮するため」が56.9％と過半数を超え、次いで、「一般職の業務は、自分の希望するものではなかったから」（31.7％）、「男性と同一の業務を遂行したかったから」（22.6％）となっている。

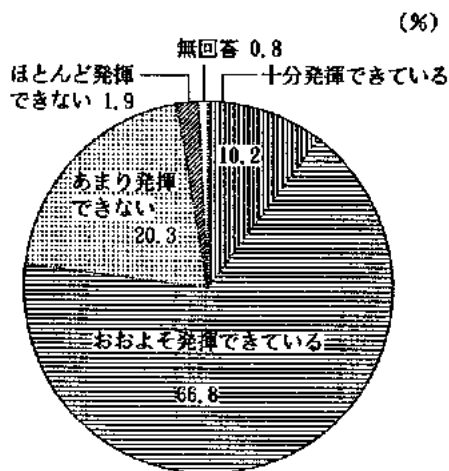
ハ 能力を発揮できている者は8割近く

能力発揮の状況については、「おおよそ発揮できている」が66.8％と最も多く、「十分発揮できている」（10.2％）を合わせ、8割近くが能力を発揮できていると感じている。一方、「あまり能力を発揮できない」（20.3％）と「ほとんど発揮できない」（1.9％）を合わせ、全体の2割強が能力を発揮できないと感じている（第1-7図）。

これを勤続年数別にみると、勤続年数が長くなるほど能力を発揮できていると感じている者が多く、勤続5年以上の者では8割を超えているが、勤続5年未満の者では、能力を発揮できないと感じている者が相対的に多くなっている。

また、能力発揮ができないと感じている者について、より能力を発揮するために必要な改善策を聞いたところ、「女性の活用に対する上司・同僚等の

第1-7図 総合職女性の能力発揮の状況



資料出所：財団法人21世紀職業財団「総合職女性の就業実態調査」（平成5年）

意識をより深める」(70.9%)が最も多く、次いで「育児休業制度、介護休業制度の整備や託児施設の充実など、家庭責任との両立を支援する制度を充実させる」(37.0%)、「会社の人事制度において男女の均等な取扱を一層進める」(26.7%)となっている。

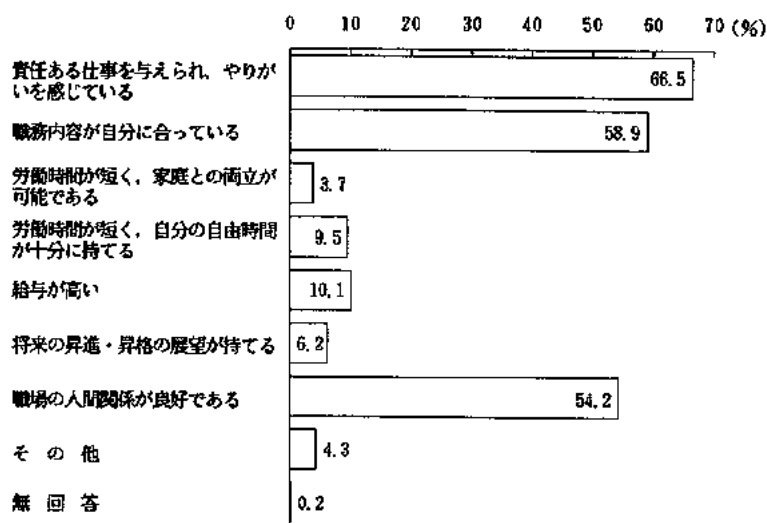
これを勤続年数別にみると勤続10～14年の者では「女性の活用に対する上司・同僚等の意識をより深める」(80.0%)が、15年以上の者では「会社の人事制度において男女の均等な取扱いを一層進める」(85.7%)が8割を超えて多くなっている。また、「育児休業制度、介護休業制度の整備や託児施設の充実など、家庭責任との両立を支援する制度を充実させる」については、勤続10年未満で多くなっている。

二 仕事に満足が6割以上

現在の仕事について、「満足している」(52.8%)と「かなり満足している」(9.7%)を合わせ6割以上の者が満足していると感じており、勤続年数

が長くなるほど、仕事に満足している者の割合が高くなっている。満足している内容は、「責任ある仕事が与えられ、やりがいを感じている」(66.5%)が最も多く、次いで「職務内容が自分に合っている」(58.9%)、「職場の人間関係が良好である」(54.2%)となっている(第1-8図)。

第1-8図 総合職女性の仕事に満足している内容(M.A.)



資料出所：財団法人21世紀職業財団「総合職女性の就業実態調査」(平成5年)

注) 仕事に満足している者(62.5%)を100%とした割合である。

一方、「やや不満がある」(31.5%)と「かなり不満がある」(5.4%)を合わせ、仕事に不満を感じている者は36.8%となっており、その内容は「職務内容が自分に合わない」(28.1%)、「責任ある仕事が与えられず、やりがいを感じられない」(24.1%)、「将来の昇進・昇格の展望が持てない」(23.4%)となっている。

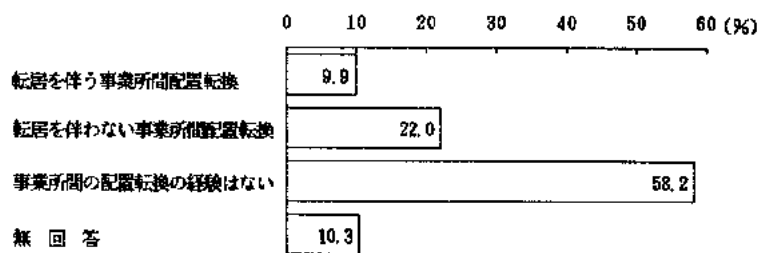
ホ 配置転換の経験のない者は4割

仕事の内容別に配置転換の状況を見ると「仕事の内容が異なる配置転換」

を経験した者は39.5%であり、「仕事の内容が同一の配置転換」を経験した者は18.1%となっている。また、配置転換の経験がない者も44.0%にのぼっている。

事業所間の配置転換については比較的少なく、「転居を伴う事業所間の配置転換」の経験のある者は、9.9%であり、「転居を伴わない事業所間の配置転換」の経験のある者は22.0%となっている（第1-9図）。

第1-9図 総合職女性の場所別配置転換の有無（M.A.）



資料出所：財団21世紀職業財団「総合職女性の就業実態調査」（平成5年）

転勤について（転居を伴う事業所間の配置転換）、「いつでも積極的に応じたい」（8.3%）、「独身の間は転勤も可能だが、結婚すると無理だと思う」（32.5%）、「結婚していても子供が生まれるまでは転勤も可能だが、出産後は無理だと思う」（10.2%）、「子供がある程度大きくなれば、その後は可能だと思う」（4.8%）を合わせ、転勤は可能であると考えている者は6割近くになっている。一方、「できれば転勤したくない」は16.3%、「会社は女性の転勤を考えていないので、おそらく転勤はないと思う」は14.4%となっている。

へ 就業継続希望者は4割、転職希望者は2割

就業継続希望の状況については、「仕事にやりがいを感じており、また職場の人間関係も良好であるため、できる限りこのまま勤め続けたい」（37.0%）、「仕事が結婚あるいは出産と両立できるような制度が現在より充実すれ

ば、結婚・出産後も勤め続けるつもりだ」(37.5%)が多く、一方、「仕事がついたため、転職する」は10.6%、「期待していたような仕事ではないため、転職する」は7.6%となっている。

ト 労働時間等の状況と女子保護規定

(所定労働時間)

1週間の所定労働時間は、「38時間以下」の34.3%と「39～40時間」の14.4%と合わせ、約5割が40時間以下となっている。また、「41～44時間」が42.6%と全体の4割強を占めている。

1週間の所定外労働時間は「3～6時間程度」が26.5%と最も多く、「0～1時間程度」及び「1～3時間程度」と合わせて約3分の2(65.5%)が6時間程度以下である。一方、6時間程度以上は33.6%であり、このうち「10時間以上」は11.0%となっている。

(休日日数と所定外休日労働)

休日については、「完全週休2日」が9割を占めている。

また、月間の所定外休日労働については「あり」の者は23.3%で、そのうち「月1日」の休日労働の者が68.2%を占めている。

(深夜業)

深夜に労働することがある者は、(17.7%)となっている。これを産業別にみると、運輸・通信業(44.4%)、サービス業(42.1%)でその割合が高いが、その他の業種では1～2割程度である。

深夜に労働することがある者について、週当たりの深夜の労働時間数をみると、「1～3時間未満」が32.6%、「1時間未満」が9.8%となっている。

(労働基準法の女子に関する制限についての意見)

労働基準法の女性の時間外労働、休日労働、深夜業に関する制限については、「労働基準法の規制は緩和又は廃止すべきである」と考えている者は40.5%と最も多く、次いで、「女性の負っている家庭責任、女性の体力を考えると、規制は存続すべきである」が23.7%、「現行労働基準法の範囲内でも男性と同じように働くことができ、特段規制の緩和や廃止は必要ない」が19.6%

%となっている。

5 女子労働者の労働条件

(1) 賃 金

イ 前年の伸びを下回った女子一般労働者の賃金

労働省「賃金構造基本統計調査」によると、平成5年6月のパートタイム労働者を除く女子一般労働者のきまって支給する現金給与額は、20万7,500円（前年比1.9%増）、そのうち所定内給与額は19万7,000円（同2.2%増）と、伸び率はともに前年（4.0%ポイント増、4.6%ポイント増）の伸びを下回り、低い伸びにとどまった（付表46）。

（年齢別賃金）

女子の賃金（所定内給与）を年齢階級別にみると、17歳以下は12万8,100円で、年齢が上昇するにつれてゆるやかに高くなって30～34歳層以降20万円台となり、30～34歳層の21万5,600円（20～24歳層の約1.2倍）が最も高くなっている（付表47）。

また、女子の賃金の対前年上昇率を年齢階級別にみると、17歳以下の4.6%増が最も高く、次いで30～34歳層の3.1%増となっており、20歳台では2%台の上昇となっているが、45～49歳層では0.9%増と増加幅が最も低くなっている。

一方、男子一般労働者のきまって支給する現金給与額は34万9,400円（前年比1.1%増）、所定内給与額は31万9,900円（同2.0%増）である。所定内給与を年齢階級別にみると、17歳以下が14万200円で、年齢とともに高くなり50～54歳層で41万800円（20～24歳層の約2.1倍）と最も高く55歳以降で低くなる。年齢階級別に対前年上昇率をみると、18～19歳層で2.9%増と最も高く、次いで50歳台の2.8%となっている（付表46,47）。

女子の所定内給与額の年齢間格差は、20～24歳層を100として、その格差が最も大きいのは30～34歳層の123.6である。同じく、男子の年齢間格差の最も大きいのは50～54歳層の209.0である。年齢間格差は、女子のほうが小

さい。

所定内給与について、全労働者平均で単純に男女を比べてみると、男子を100.0とした場合、女子のそれは年齢計では61.6（4年61.5）、年齢階級別では、18～19歳が91.6で年齢が高くなるとともに比率は低下し、50～54歳では51.2と最も小さくなっている（付表47）。

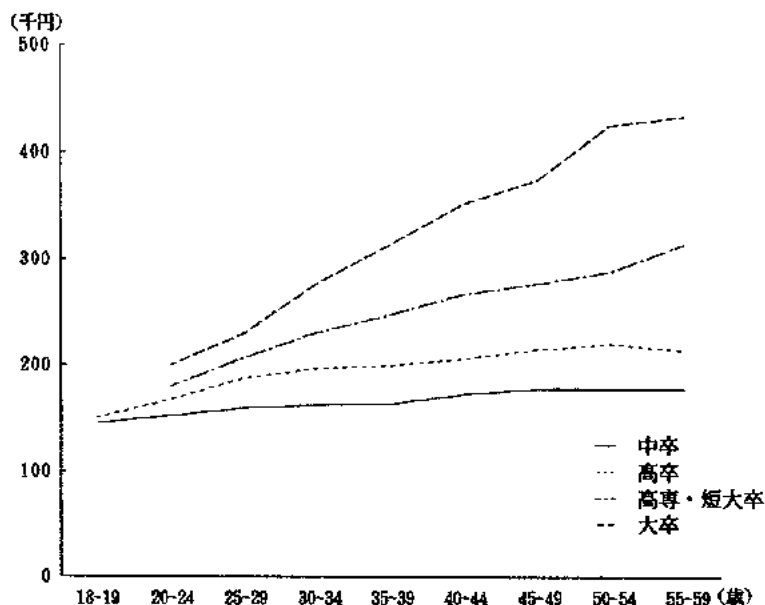
男女間の賃金の格差は、勤続年数、学歴、就業分野、職階、労働時間等が男女で異なることによってもたらされている。このうち、年齢、学歴、勤続年数について条件を同一にした標準労働者（学校卒業後直ちに企業に就職して同一企業に継続勤務している労働者）の所定内給与額をみると、高卒では、20～24歳層で女子は16万9,200円、男子は18万8,300円（男女間格差は89.9）であるが、55～59歳層で女子は34万9,400円、男子は50万2,600円（同69.5）と格差が最も大きくなる。大卒では、20～24歳層で女子は20万1,400円、男子は20万9,800円（格差は96.0）となっており、最も格差が大きくなるのは45～49歳層で、女子44万8,000円、男子56万2,200円（同79.7）となるが、高卒に比べ大卒での男女間の格差は小さい（付表49）。

（学歴別賃金）

女子の所定内給与額を学歴別にみると、中卒17万200円（平均年齢50.1歳、平均勤続年数11.5年）、高卒19万2,200円（同35.6歳、7.3年）、高専・短大卒20万8,900円（同29.1歳、5.1年）、大卒25万9,800円（同30.9歳、5.4年）となっている（付表48）。

年齢階級別にみると、中卒を除くと、いずれの学歴でもおおむね50歳代層までは年齢とともに所定内給与額の平均額も上昇している。中卒では年齢に伴う賃金上昇は非常に緩やかであり、55～59歳層で17万4,500円（20～24歳層15万4,200円の約1.1倍）となっている。高卒では55～59歳層で21万4,800円となり、20～24歳層（16万7,900円）の約1.3倍、高専・短大卒では55～59歳層で31万2,800円で20～24歳層（17万8,800円）の約1.7倍、大卒では55～59歳層で43万3,000円で20～24歳層（20万1,400円）の約2.1倍となっており、学歴が高いほど年齢間格差が大きい（第1-10図、付表48）。

第1-10図 学歴、年齢階級別女子労働者の所定内給与額



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成5年）

ロ 新規学卒者の初任給

女子新規学卒就職者（平成5年3月卒）の初任給は、中卒で12万100円（対前年比2.5%増）、高卒14万2,400円（同2.1%増）、高専・短大卒15万5,600円（同2.0%増）、大卒（事務系）17万9,600円（同0.4%増）、大卒（技術系）18万9,500円（同3.0%増）と、中卒をのぞいた各学歴とも3年連続して前年を下回る低い上昇率となった（付表50）。

また、初任給について男女間格差を、各学歴の男子の賃金を100としてみると、女子のそれは中卒で91.3、高卒で94.6、高専・短大卒では94.2、大卒事務系で95.1、技術系で98.4とおおむね高学歴のほうが格差は小さい。

(2) 労働時間

労働省「毎月勤労統計調査」(事業所規模5人以上)によると、平成5年の女子常用労働者1人平均月間総実労働時間は、144.5時間(前年比3.7%減)で、うち所定内労働時間は140.1時間(同3.6%減)、所定外労働時間は4.4時間(同8.3%減)であった(付表51)。

事業所規模30人以上をみると、総実労働時間は144.8時間(同3.6%減)と63年から6年連続して減少し、うち所定内労働時間は139.5時間(同3.5%減)、所定外労働時間は5.3時間(同7.0%減)であった。

一方、男子の総実労働時間(事業所規模5人以上)は169.9時間、前年比2.7%減(事業所規模30人以上167.6時間、前年比2.7%減)で、所定内労働時間は157.1時間、同2.1%減(同153.2時間、同1.9%減)、所定外労働時間は12.8時間、9.2%減(同14.4時間、同10.6%減)と前年に比べ減少した(付表51)。

また、平均月間出勤日数(事業所規模5人以上)は女子では20.0日、前年差0.6日減(事業所規模30人以上、19.7日、前年差0.5日減)、男子は20.7日、同0.5日減(同20.2日、0.5日減)とともに減少した(付表51)。

女子の労働時間(事業所規模5人以上)を産業別にみると、総実労働時間では鉱業(168.8時間)が最も長く、次いで建設業(156.5時間)、製造業(149.2時間)の順に長くなっている。所定内労働時間でも、鉱業(162.5時間)、建設業(153.1時間)が長く150時間以上、製造業(144.8時間)その他の産業で140時間台となっており、金融・保険業(137.7時間)、卸売・小売業、飲食店(131.4時間)では他産業より短く130時間台となっている(付表52-1)。

事業所規模30人以上をみると、総労働時間では鉱業(160.9時間)が最も長く、次いで建設業(159.1時間)、製造業(150.7時間)の順となっている。所定内労働時間でも、鉱業(156.0時間)、建設業(153.3時間)が長く、製造業(145.5時間)、電気・ガス・熱供給・水道業(142.1時間)と続き、他は130時間台となっており、卸売・小売業、飲食店(129.1時間)が最も短く、130時間を下回っている(付表52-2)。

(3) 勤労者世帯の家計

イ 収入の動向

総務庁統計局「家計調査」によると、平成5年の勤労者世帯1世帯当たりの1か月の平均実収入は57万545円で、前年に比べ名目1.2%の増加となった(付表60)。

実収入の内訳をみると、世帯主の勤め先収入は、46万8,323円で前年に比べ1.3%の増加であった。妻の勤め先収入は5万1,562円で前年に比べ1.0%の増加となった。

1か月の平均実収入について共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯で比較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯当たり1か月62万8,859円(対前年比2.4%増)、世帯主のみ働いている世帯のそれは51万8,149円(同0.9%増)で、共働き世帯は世帯主のみ働いている世帯を21.4%上回っている。なお、共働き世帯の世帯主の勤め先収入は世帯主のみ働いている世帯のそれを6.2%下回っている。

共働き世帯の妻の勤め先収入は14万7,060円で、実収入に占める妻の勤め先収入の割合は23.4%であり、前年(20.5%)に比べ2.9%ポイント増加した(付表61)。

ロ 支出の動向

総務庁統計局「家計調査」によると、平成5年の勤労者世帯1世帯当たり1か月の消費支出は35万5,276円で、前年に比べて名目0.7%の増加となった(付表60)。

消費支出の内容を核家族共働き世帯(消費支出37万7,185円)と世帯主のみ働いている核家族世帯(同32万5,896円)で比較してみると、共働き世帯では「その他の消費支出のうちの仕送り金」、「教育」、「被服及び履物のうちの洋服」、「交通通信のうちの自動車等関係費」等の占める割合が世帯主のみ働いている世帯に比べ高くなっており、仕送り金では約2.8倍となっている(付表61)。

(4) 労働組合

労働省「労働組合基礎調査」によると、平成5年6月末現在の単位労働組合の女子労働組合員数は357万4,348人で、前年に比べ5万3,000人（1.5%）増加した。男子は6万3,000人（0.7%）増加であったため、組合員総数に占める女子の割合は28.4%と前年より0.2%ポイント上昇した（付表62）。

女子組合員の産業別の割合をみると、サービス業が24.4%と最も多く、次いで製造業22.7%、金融・保険業18.5%、卸売・小売業、飲食店12.5%となっており、この割合は近年大きな変化はみられない。また、組合員総数に占める女子の割合を産業別にみると、金融・保険業（57.3%）、サービス業（45.2%）、卸売・小売業、飲食店（38.5%）で高くなっている（付表63）。

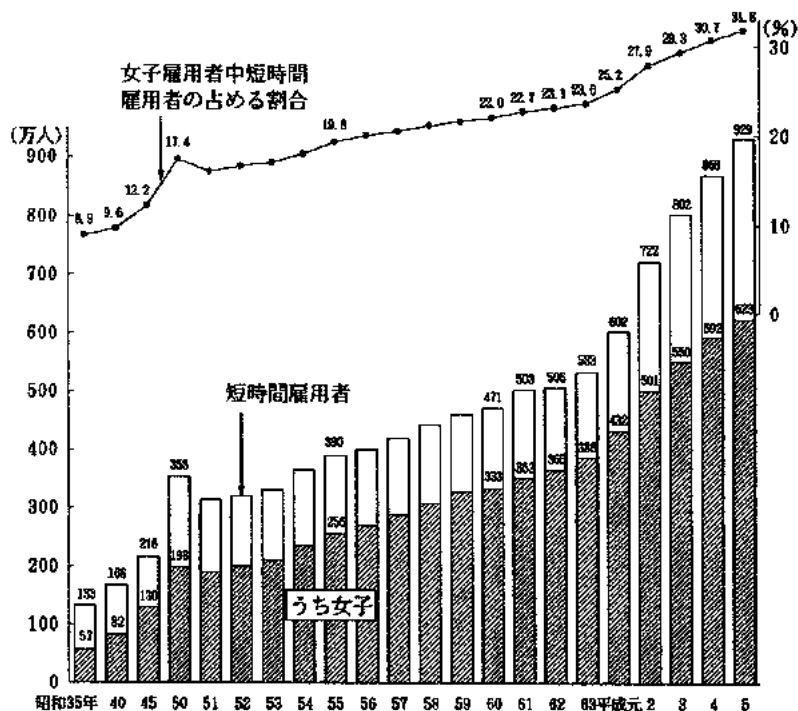
女子の推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は17.6%で、前年と同率となっている。男子は28.1%で前年を0.4%ポイント下回った（付表62）。女子雇用者は組織率の低い中小企業や第3次産業に多く雇用されていること、女子雇用者の約3割を占めるパートタイム労働者の組織率が低いこと等により、女子の組織率は男子より低くなっていると考えられる。

6 パートタイム労働者の状況

(1) 大幅に増加したパートタイム労働者

パートタイム労働者の数は、石油危機、円高不況及び最近の不況の時期においては伸びが若干鈍化しているものの、昭和30年代以降現在まで一貫して増加傾向が続いている。総務庁統計局「労働力調査」（注1）で、週間就業時間が35時間未満の非農林業の短時間雇用者（以下、「短時間雇用者」という。）をみると、平成5年には929万人（男女計）となり、前年に比べ61万人増加（7.0%増）の大幅な増加となった（第1-11図、付表64）。

第1-11図 短時間雇用者数の推移——非農林業——



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 雇用者は休業者を除く。

5年の非農林業雇用者総数は5,099万人で、前年に比べ81万人増加（1.6%増）しているが、その4分の3は、短時間雇用者の増加によりもたらされたものといえる。これにより、非農林業雇用者中に占める短時間雇用者の割合は5年には18.2%となり、前年に比べ0.9%ポイント上昇した。同割合は平成元年以来毎年1%ポイント前後（平成2年は2.1%ポイント上昇）上昇を続けている。

また、5年の女子短時間雇用者は623万人（短時間雇用者総数の67.1%）

で、前年に比べ31万人増加（前年比5.2％増）した。女子非農林業雇用者中に占める短時間雇用者の割合は5年は31.8％であり、前年に比べ、1.1％ポイント上昇した。

6年の女子短時間雇用者の動きを1月から8月の平均でみると、前年に比べ24万人増加（3.9％増）しており、女子非農林業雇用者は32万人増加（1.6％増）であるので、女子雇用者の増加の4分の3は短時間雇用者の増加となっており、5年と同様の動きがみられる。

（2）パートタイム労働者の就業実態

イ 広がる就業分野

総務庁統計局「労働力調査」により5年の女子短時間雇用者数を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店が215万人で最も多く34.5％、次いでサービス業が187万人で30.0％、製造業が127万人で20.4％となっており、これら3産業で84.9％が雇用されている（付表65）。

前年との増減をみると、サービス業が前年に比べ15万人増（前年比8.7％増）、卸売・小売業、飲食店が10万人増（同4.9％増）となっているが、製造業は1万人増（同0.8％増）にとどまっており、他産業に比べ増加率は低い。週間就業時間35時間以上の女子雇用者の動き（サービス業前年比2.8％増、卸売・小売業、飲食店同0.9％減、製造業同1.9％減）と比較すると、サービス業では短時間雇用者の増加幅が大きく、また、卸売・小売業、飲食店、製造業では、35時間以上の雇用者は減少しているのに、短時間雇用者は増加しており、反対の動きを示している。

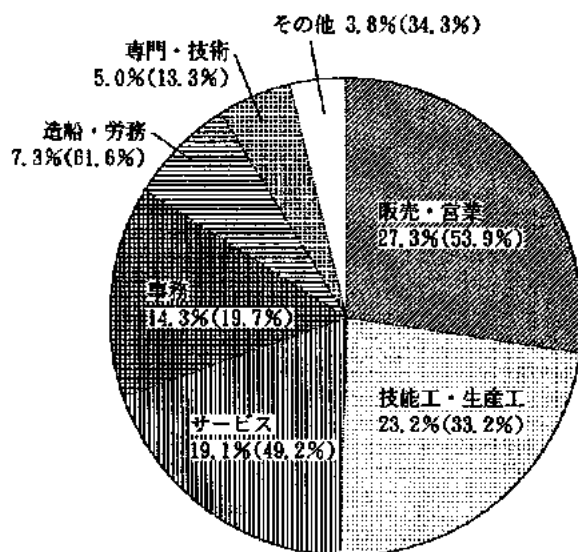
企業規模別に女子短時間雇用者数を見ると、1～29人規模が269万人で最も多く、女子短時間雇用者全体の43.2％を占め、次いで、500人以上規模が123万人で19.7％となっている（付表66）。

前年と比較すると、女子短時間雇用者はどの規模においても前年に比べ増加しているものの、構成比では、1～29人規模、500人以上規模のそれぞれで、わずかながら減少している。なお、35時間以上の女子雇用者は、1～29

人規模で3万人減少し、500人以上規模で前年と同数となっており、短時間雇用者と異なった動きを示している。

また、女子の所定労働時間が短い非正社員の職種別の就業分野を労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)によりみると、販売・営業(27.3%)、技能工・生産工(23.2%)、サービス(19.1%)、事務(14.3%)の順となっているほか、専門・技術が5.0%みられる。さらに、専門職、管理職等これまでパートタイム労働者が就業していなかった分野に就業するケースがみられるなど、就業分野も拡大傾向にある(第1-12図)。

第1-12図 女子パートタイム労働者の職種別構成比



資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

注) 1 一般の正社員より所定労働時間が短い非正社員が対象

2 () 内の数字は職業別の労働者に占めるパートタイム労働者の割合

ロ 35歳以上が約8割

女子パートタイム労働者の年齢構成について、労働省「賃金構造基本統計調査」(注2)により5年の状況をみると、調査対象の女子パートタイム労働者のうち45～54歳層が32.7%(4年32.4%)、35～44歳層が29.4%(同32.4%)であり、これに55歳以上層の16.8%(同16.4%)を加えると、35歳以上の者は78.9%(同81.2%)と8割を下回ったが、55歳以上層の割合は年々高まっている。

ハ 5年ぶりに減少した勤続年数

女子パートタイム労働者の平均勤続年数を労働省「賃金構造基本統計調査」により企業規模10人以上についてみると、産業計では5年は平均4.6年(前年差0.2年減)となり、5年ぶりに減少した。また産業別にみると製造業で5.6年と最も長くなっている(付表67)。

ニ 減少した労働日数、労働時間数

「賃金構造基本統計調査」によると、女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数は5.7時間で前年に比べ0.1時間減となり、月間実労働日数は19.9日と前年より1.0日減となった。産業別にはあまり大きな違いは見られないが、製造業では他の産業に比べ労働時間がやや長い傾向がみられる(付表68)。

第1-5表 女子パートタイム労働者の産業、1日当たり所定内
実労働時間数の階級別労働者分布(企業規模計)

区 分	所定内実 労働時間 数計	(単位 %)								
		2.5 時間 未満	2.5～ 3.5 時間	3.5～ 4.5 時間	4.5～ 5.5 時間	5.5～ 6.5 時間	6.5～ 7.5 時間	7.5～ 8.5 時間	8.5～ 9.0 時間	
産 業 計	100.0	1.7	5.3	15.0	20.7	25.0	19.1	12.3	1.0	
製 造 業	100.0	0.6	2.7	6.6	14.7	32.8	26.3	15.9	0.5	
卸売・小売業、飲食店	100.0	1.4	5.3	20.7	25.8	21.0	14.9	9.5	1.3	
金 融 ・ 保 険 業	100.0	1.0	1.2	4.6	26.6	41.8	16.1	8.4	0.1	
サ ー ビ ス 業	100.0	4.6	9.3	16.5	19.6	20.0	16.5	12.3	1.4	

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成5年)

注) 計は上掲の産業のほか、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業及び不動産業を含む。

所定内実労働時間を時間階級別の労働者分布でみると、5.5時間～6.5時間未満が25.0%と最も多く、6.5時間までが7割近くを占めている（第1-5表）。

ホ 前年の伸びを下回った賃金

パートタイム労働者の賃金支払形態は、パートタイム労働者各人の1日当たりの時間の長さや時間帯が異なり、各人の管理も時間での対応が主となることから、時間給により支払われる場合が多く、労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）によると、女子パートタイム労働者では時間給となる者が82.4%、次いで日給が9.3%、月給が6.7%となっている。

次に、「賃金構造基本統計調査」により女子パートタイム労働者の賃金水準をみると、女子パートタイム労働者の1時間当たりの所定内給与額は832円であり、前年に比べ2.8%増となり、前年の増加率（5.1%）を下回った（付表69）。

年齢階級別にみると、25～29歳が906円と最も高く、次いで20～24歳が898円と、20歳代の賃金水準が高く、パートタイム労働者に占める割合が高い35～54歳の年代層は810～830円台になっている。

産業別にみると、金融・保険業（945円）、サービス業（932円）が高く、最も低い製造業（769円）に比べると、2割以上高くなっている。

企業規模別にみると、1,000人以上規模で874円と高く、100～999人規模で841円、10～99人規模で802円となっている。1,000人以上規模を100として企業規模格差をみると、100～999人規模で96.2、10～99人規模で91.8となる。

また、女子パートタイム労働者に支給された年間賞与その他特別給与額（支給されていない者を含めた平均）は、9万1,800円となっており、前年より低下した（付表70）。産業別にみると、製造業が最も高く12万1,600円、次いで金融・保険業12万100円、サービス業7万8,100円、卸売・小売業、飲食店7万5,400円となっている。企業規模別でみると、1,000人以上規模10万5,500円、100～999人規模9万9,700円、10～99人規模7万7,700円である。規模間格差は、1,000人以上規模を100として、100～999人規模で94.5、10～99人規模で73.6となる。

注1) 総務庁統計局「労働力調査」における短時間雇用者の定義は、非農林業の週間就業時間（調査期間中実際に仕事に従事した時間）が35時間未満の雇用者をいう。

注2) 労働省「賃金構造統計基本調査」におけるパートタイム労働者の定義は、①1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいずれかに該当する労働者をいう。ただし、1週の所定労働日数が当該事業所における一般的な所定労働日数より少ない労働者であっても、1日の所定労働時間が、一般的な所定労働時間よりも長いものは除かれる。

7 家内労働の動向

(1) 家内労働者の就業状況

イ 減少の続く家内労働者数

労働省「家内労働概況調査」によると、平成5年10月現在の家内労働者数（家内労働者とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、主として労働の対価を得るために、原材料等の提供を受けて物品の製造又は加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とする者である。）は71万200人で、前年に比べ6万8,100人（8.7%）の減少となっている。このうち女子は66万5,400人、男子は4万4,900人である。類型別にみると、家庭の主婦や高齢者等が家計の補助等のために従事する「内職的家内労働者」が66万3,000人（家内労働者総数に占める割合93.4%）、世帯主が本業として従事する「専業的家内労働者」が3万9,900人（同5.6%）、農業や漁業の従事者などが本業の合間に従事する「副業的家内労働者」が7,300人（同1.0%）となっており、女子の内職的家内労働者が大多数を占めている（付表71）。

家内労働者数の把握を始めた昭和45年からの推移をみると、45年から48年まではほぼ横ばいで180万人台であったが、その後減少に転じ、減少幅も年々拡大し、平成5年には45年当時の4割以下となっている。

家内労働者の減少について、委託者側の要因としては、産業構造の変化、開発途上国での生産の切り替え、品質管理の徹底、工場内生産への切り替え等家内労働に対する需要の減少が考えられる。家内労働者特に女子家内労働者側の要因としては、家事負担の軽減及び経済的理由等からパートタイム労

働など雇用者としての就業指向が高まっていることが挙げられる。

ロ 業種別状況

「家内労働概況調査」により女子家内労働者の従事する業種をみると、最も多いのは「衣服・その他の繊維製品」が23万4,300人（女子家内労働者総数に占める割合35.2%）、「電気機械器具」が13万5,900人（同20.4%）、「その他（雑貨等）」が8万7,300人（同13.1%）、「繊維工業」が7万6,300人（同11.5%）となっており、これら4業種で女子全体の8割を占めている（付表72）。

ハ 家内労働者の年齢、経験年数

労働省「家内労働実態調査」（平成5年）により、家内労働者の年齢をみると、女子は40～50歳未満層が33.4%と最も多く、次いで50～60歳未満層が25.0%、30～40歳未満層が17.8%となっている。男子は50～60歳未満層が35.0%、60～70歳未満層が34.3%、70歳以上層が15.5%となっており、女子は男子に比べ比較的若い層の割合が高い。このため、女子の平均年齢は49.5歳、男子は59.2歳と女子の方が9.7歳若くなっている。

家内労働者の家内労働に従事してきた経験年数は、女子は「10年以上」が39.3%、「3～6年未満」が25.1%となっており、男子は「10年以上」が69.9%と約7割を占めている。平均経験年数は女子は9.3年、男子は20.9年である。

(2) 家内労働者の労働条件

イ 就業日数、就業時間

家内労働者の5年9月中の就業日数は、女子は「20～25日未満」が42.4%、次いで「25日以上」が23.8%、「15～20日未満」が18.9%となっている。男子は「25日以上」が45.0%、「20～25日未満」が38.7%と20日以上が8割を占めている。1人平均就業日数は女子は19.8日、男子は22.3日となっている。

家内労働者の1日の平均就業時間は、女子は「4～6時間未満」が35.0%と最も多く、次いで「6～8時間未満」が28.7%となっており、8時間未満の者が約8割を占めている。男子は「8～10時間未満」が27.7%、「10～12時間未満」が24.3%、「12時間以上」が16.7%となっており、8時間以上の者が

約 7 割を占めている。平均就業時間は、女子は 5.8 時間、男子は 8.5 時間となっている。

就業日数及び就業時間ともに男子の方が長くなっているが、これは男子は女子に比べ専門的・家内労働者の割合が高いことによると考えられる。

ロ 工 賃

5 年 9 月における家内労働者 1 人 1 時間当たりの工賃額（必要経費及び補助者の工賃は除く。）は、女子では「200～400 円未満」が最も多く 39.7%，次いで「400～600 円未満」が 28.2%となっている。男子は「600～800 円未満」16.7%，「200～400 円未満」15.4%，「400～600 円未満」が 15.0%となっている。男子は 200 円から 1,400 円を中心に分布しているが、女子は 200～600 円に約 7 割と比較的低い階級に集中している。このため、1 人 1 時間当たりの平均工賃額は女子は 454 円、男子は 878 円で、女子は男子の約 5 割となっている。

Ⅱ 働く女性と家族

日本は今、豊かさとゆとりのある生活の実現を目指している。そのために、これまでの生き方、働き方を見直そうとする動きがあり、そうした中で、家族・家庭の重要性も問われている。平成6年は国際家族年でもあり、家族とのかかわりの中で現実家事や育児を担いながら働く女性の就業や生活の実態、家庭についての意識の変化、ライフサイクルの各時期に直面する問題等について明らかにするとともに、企業の対応の現状と変化とを明らかにし、労働者が職業生活と家庭生活とを両立させつつ能力を発揮して働くための課題を探る。

1 家族の変化

(1) 少子・高齢化社会と家族

イ 世帯構成

厚生省「国民生活基礎調査」により、平成4年の世帯構成をみると、核家族世帯は59.0％、三世帯世帯は13.1％、単独世帯は21.8％、その他の世帯は6.1％となっている。同調査により10年前の昭和57年（ただし当時は厚生行政基礎調査）の状況をみると、核家族世帯は59.5％、三世帯世帯は16.1％、単独世帯は18.8％となっており、核家族世帯はほとんど変化はないものの、三世帯世帯はその数、率とも減少し、単独世帯が増加を続けている。核家族世帯を更に詳しくみると、夫婦と未婚の子のみの世帯の割合は41.5％から37.0％に低下し、夫婦のみの世帯が13.7％から17.2％に上昇している（付表73）。

ロ 少子化

出生数は昭和50年の190万人から平成5年には119万人に減少している。また、厚生省「人口動態統計」により、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の平均子供数に相当する）をみると、昭和40年代の後半から低下を続け、昭和50年には1.91と、人口を維持するのに必

要な2.08を下回り、平成5年には史上最低の1.46となっている（付表96）。

少子化の要因には様々なものがあるが、未婚率の上昇、晩婚化の影響が大きい。未婚率についてみると、女性の場合20～24歳層では昭和50年の69.2%から平成2年には85.0%に、また、25～29歳層では20.9%から40.2%に、大きく上昇した。男性の場合も同様に88.0%から92.2%に、48.3%から64.4%に上昇している。しかし、45～49歳層をみると、男性の場合は上昇傾向がみられるものの（2.5%から6.9%）、女性は4.9%から4.6%へとむしろやや低下している。このように、生涯未婚というわけではないが、結婚年齢がかなり上昇している。ちなみに、平均初婚年齢をみると、女性は昭和50年の24.7歳が平成5年には26.1歳へ、男性は27.0歳が28.4歳に上昇している（付表96）。

このような未婚率の上昇及び晩婚化の背景としては、女性の経済的自立、家事・育児に対する精神的負担感や、結婚・子育てによる生活行動の束縛感の増大、結婚しないことへの世間のこだわりの減少にみられるような価値観の多様化と結婚観の変化、仕事と育児との両立の難しさなどが考えられる。

合計特殊出生率は、未婚の女性も含めて計算されたものであるので、結婚している夫婦が産む子供の数を、厚生省人口問題研究所「出生動向基本調査」（第9回までは「出産力調査」）でみると、結婚持続期間15～19年の平均出生児数は、昭和57年の2.23人から平成4年の2.21人とほとんど変化なく、2人以上の子供をもうけている。しかし、同調査は、妻の初婚年齢が低いほど出生児数が多い傾向が認められるため、最近の晩婚化は少産化につながりかねないと報告している。

ハ 高 齢 化

日本の高齢化は急速に進んでいる。三世代世帯の構成比が低下していることは既にふれたが、高齢者はどのような世帯の中で暮らしているのであろうか。平成2年の65歳以上人口は、総務庁統計局「国勢調査」でみると1,489万人であるが、その世帯構成は、三世代世帯が含まれる「その他の親族世帯」が46.8%で、三世代同居が最も多いものと考えられる。次いで「核家族世帯」が37.9%となっており、この中では「夫婦のみの世帯」（24.1%）が大部

分を占めている。また、独り暮らしの「単独世帯」が10.9%、施設等の入所者が4.3%となっている。昭和60年には65歳以上の人口は1,247万人で、「その他の親族世帯」(53.0%)、「夫婦のみの世帯」(20.6%)、「単独世帯」(9.5%)、「施設等の入居者」(4.2%)となっており、5年間に高齢層の人口が増加しただけでなく、世帯構成をみても「夫婦のみの世帯」、「単独世帯」が増加しており、「その他の親族世帯」が大きく減少している。しかし、現状ではまだ子供世帯との同居者が多い。

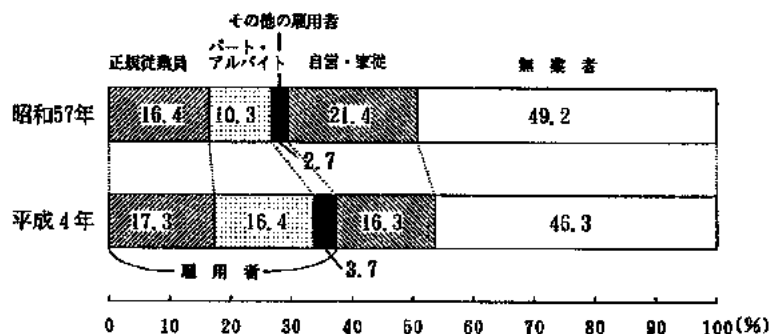
(2) 有配偶女子雇用者の増加

イ 有配偶女子雇用者の増加とその実態

家族の変化の中の大きなものとして、家族の中の妻が、仕事の間は家族と離れ雇用者として雇われて働くことが多くなっていることがあげられる。

総務庁統計局「就業構造基本調査」により、平成4年の就業状況をみると、有配偶女子のうち雇用者は37.4%と4割近く、自営業主・家族従業者は16.3%である。雇用者のうち正規従業員は有配偶女子全体の17.3%、パート・アルバイトは16.4%となっている。一方、無業者は46.3%と半数以下になっている(第2-1図)。

第2-1図 有配偶女子の就業状況の推移



資料出所：総務庁統計局「就業構造基本調査」

昭和57年と比較すると、雇用者が8.0%ポイント上昇し、自営業主・家族従業者は5.1%ポイント、無業者は2.9%ポイント低下した。雇用者のうち正規従業員は0.9%ポイントの上昇にとどまっているが、パート・アルバイトは6.1%ポイントの上昇と大幅に上昇した。

（産業別構成）

有配偶女子雇用者の就業分野の産業別構成をみると、サービス業で30.0%と最も多く、次いで製造業（27.3%）、卸売・小売業、飲食店（25.9%）となっており、未婚女子雇用者のサービス業（35.2%）、卸売・小売業、飲食店（28.0%）、製造業（18.7%）とは就業分野に差がみられる。昭和57年（製造業31.9%、サービス業27.3%、卸売・小売業、飲食店24.8%）に比べると、製造業での低下が大きく、サービス業と順位が入れ替わった。

（職業別構成）

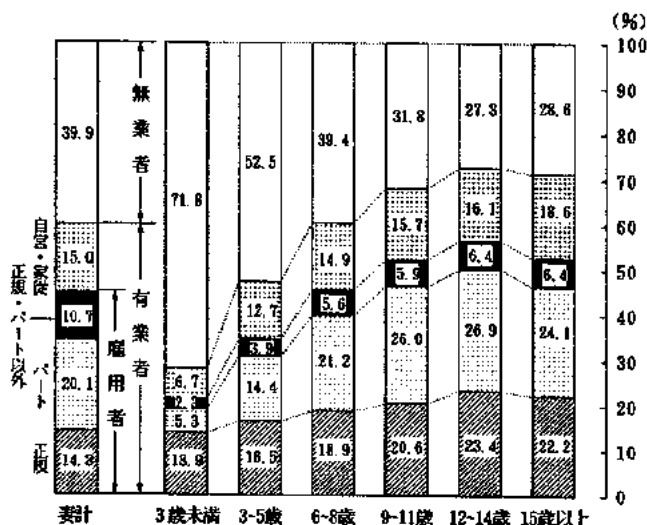
「国勢調査」（平成2年）で、有配偶女子の職業別構成をみると、「技能工、採掘・製造・建設作業員及び労務作業員」（32.6%）が最も多く、「事務従事者」（29.6%）、「専門的・技術的職業従事者」（12.8%）、「販売従事者」（11.4%）、「サービス職業従事者」（10.5%）と続いている。未婚では「事務従事者」が約半数（46.9%）を占め、「専門的・技術的職業従事者」（18.9%）が続き「技能工、採掘・製造・建設作業員及び労務作業員」（11.8%）、「販売従事者」（11.5%）となっている。

ロ 子供の年齢

子供の年齢によって有配偶女子の就業状況は大きく影響を受けている。

「就業構造基本調査」（平成4年）により、末子の年齢別の妻（55歳未満）の有業率（妻の人口に占める有業者の割合）をみると、末子の年齢が「3歳未満」では3割弱であるが「3～5歳」で5割弱、小学生になると、低学年にあたる「6～8歳」で6割、高学年にあたる「9～11歳」で7割弱、中学生以上は7割と、子供の成長に伴って上昇し、「12～14歳」をピークに、「15歳以上」でやや低下している（第2-2図）。

第2-2図 末子の年齢別妻の就業状況（妻55歳未満）



資料出所：総務庁統計局「就業構造基本調査」（平成4年）

妻（55歳未満）の末子の年齢別雇用者比率（妻の人口に占める雇用者の割合）も、末子の年齢が「3歳未満」の21.5%から「12～14歳」の56.7%まで、末子の年齢が上がるにつれやはり上昇しているが、特に「3歳未満」と「3～5歳」、「6～8歳」の差が大きく、末子が3歳から8歳の間に急速に勤めに出るようになっていくことがわかる。雇用者のうち正規従業員は「3歳未満」の13.9%から「12～14歳」の23.4%まで9.5%ポイント上昇している一方、パートは「3歳未満」の5.3%から「12～14歳」の26.9%まで、21.6%ポイント上昇しており、子供の成長につれて無業者からパートタイム労働者として就労するものが多いことを示している。

平成4年の妻（55歳未満）の雇用者比率を昭和57年と比べると、どの末子の年齢層でも上昇しているが、「3歳未満」では3.6%ポイント上昇と比較的小幅な上昇である一方、「3～5歳」では8.9%ポイント上昇、「6～8歳」で

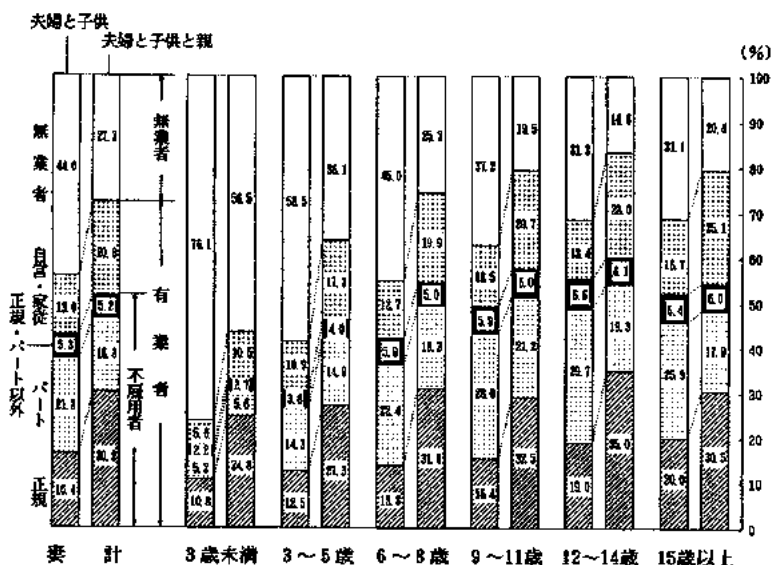
は12.6%ポイント上昇、「9～11歳」では19.7%ポイント上昇、「12～14歳」では15.8%ポイント上昇、「15歳以上」では14.3%ポイント上昇となっており、特に末子が6歳以上の層での上昇幅が大きい。

ハ 親との同居

有配偶女子の就業は親と同居しているかどうかによって大きく影響を受けている。

「夫婦と子供からなる世帯」と「夫婦と子供と親からなる世帯」の、妻（55歳未満）の末子の年齢による就業状況を比べると（第2-3図）、雇用者比率は末子のどの年齢層でも親と同居している世帯の方が高いが、特に子供の年齢が低い場合、その差が顕著である。すなわち「3歳未満」の場合、妻の

第2-3図 末子の年齢別・世帯構成別妻の就業状況（妻55歳未満）



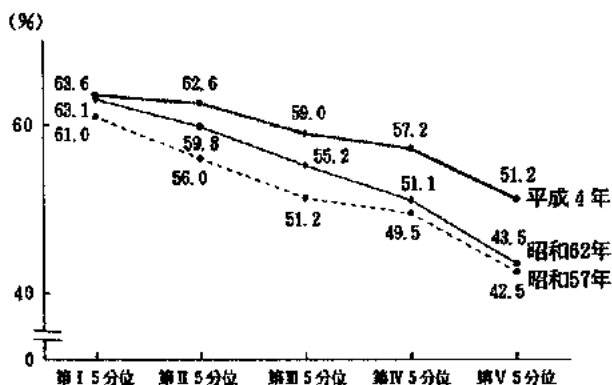
資料出所：総務庁統計局「就業構造基本調査」（平成4年）

雇用者比率は親が同居している場合はいない場合に比べ14.9%ポイント高く33.1%であり、「3～5歳」では同じく15.6%ポイント高く46.2%となっている。また、親がいる場合は、妻が正規従業員として就業する割合が高くなっており、正規従業員の比率は末子の年齢により25%から35%となっている（親がいない場合10%から20%）。

二 世帯主の所得

有業者世帯について、世帯主所得の5分位階級別に世帯主の配偶者の有業率をみると、第Ⅰ5分位階級（世帯数を5等分して世帯主所得の低い方から順に第Ⅰから第Ⅴ5分位とする）の63.6%から第Ⅴ5分位階級の51.2%まで、所得の低い層では有業率は高く、所得が高まるに従い有業率は低くなっている。昭和57年と比べると、所得の高い層ほど有業率の上昇幅は大きく、昭和57年には18.5%ポイント差だった格差が12.4%ポイントに縮小している（第2-4図）。

第2-4図 世帯主所得の5分位階級別世帯主の配偶者の有業率
（有業者世帯）



資料出所：総務庁統計局「就業構造基本調査」

注）世帯主所得階級別に世帯数を5分位階級（世帯数を5等分して低い方から順に第Ⅰから第Ⅴ分位とする）に組み替えて計算した。

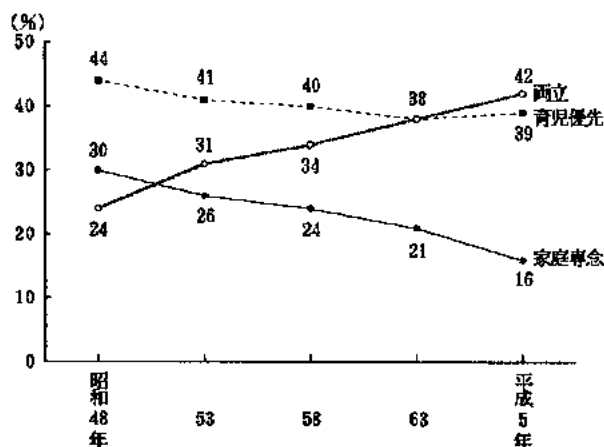
(3) 家族・家庭に対する意識

イ 仕事と家庭についての意識

仕事と家庭についての意識の変化をみると、女性は家庭優先から家庭も仕事という両立志向型が増加していると考えられ、男性は仕事優先から家庭も重視する者が増加していると考えられる。

NHK「日本人の意識」調査では、結婚した女性が仕事をもち続けることをどう考えるか、昭和48年から平成5年の20年間にわたって意識調査を行っており、「結婚したら、家庭を守ることに専念した方がよい」（家庭専念）、「結婚しても子供ができるまでは職業を持っていた方がよい」（育児優先）、「結婚して子供が生まれても、できるだけ職業をもち続けた方がよい」（両立）の3タイプに分けて、その変化をみている。女性の意識をみると、20年間に「家庭専念」が減少（昭和48年の30%から平成5年の16%）し、代わって「両立」が増加（同じく24%から42%）しており、平成5年には「両立」志向の者が最も多くなっている（第2-5図）。

第2-5図 女性の就業継続についての意識の変化



資料出所：NHK「日本人の意識」

「育児優先」は昭和48年の44%から徐々に減少しているが、平成5年でも4割近くの39%となっている。

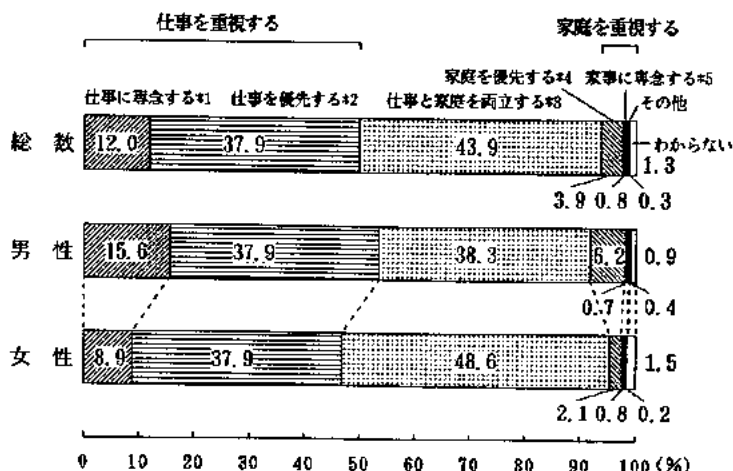
しかし、女性の仕事と家庭との両立については、家庭のことはないがしろにしないという厳しい意識を持つ者が男女とも大部分である。総理府「男女平等に関する意識調査」（平成4年11月）によれば、「女性は仕事を持つのはよいが、家事、育児はきちんとすべきである」という意見に賛成する者が女性で83.9%、男性で87.7%である。これは年齢によってもあまり変わらず、有職、無職による差もあまりない。学歴による差（大卒69%、短大卒81%、高卒85%）がみられる程度である（付表74）。

次に、男性の家庭に対する意識を総理府「男性のライフスタイルに関する世論調査」（平成5年10月）によりみることにする。

「10年前に比べて、家庭を重視する男性の割合が増えていると思うか」という問いに対し、「増えている」と答えた者の割合は72.1%（「増えている」40.4%＋「ある程度増えている」31.7%）にのぼり、「変わらない」とする者は25.1%（「あまり変わらない」21.0%＋「ほとんど（全く）変わらない」4.0%）に過ぎない。増えているとする者の割合は、男女別にみると、女性の方が高く（女性75.9%に対し男性67.5%）、年齢別にみると、男女ともに30歳代が最も高く（男性79.5%、女性86.0%）、30歳代以上は年齢が高くなるほど低くなっている（付表75）。

仕事や家庭における男性の望ましい生き方について男性はどう考えているかをみると、「家事や地域活動は妻に任せ、仕事に専念する」に「家庭や地域活動を尊重するが、あくまでも仕事を優先させる」を加えた仕事を重視する者が53.5%と半数を占める一方、「家事や地域活動を妻と分かち合い、仕事と家庭を両立させる」という両立志向が38.3%と4割近くにのぼり、「どちらかといえば、仕事よりも家庭や地域活動などを優先させる」（6.2%）「仕事は妻に任せ、家事や地域活動に専念する」（0.7%）という家庭志向の者も1割弱である（第2-6図）。年齢別にみると、年齢が若いほど仕事と家庭の両立や家庭を重視する者が多い。

第2-6図 仕事や家庭における男性の望ましい生き方



資料出所：総務府「男性のライフスタイルに関する世論調査」（平成5年）

- *1 家事や地域活動は妻に任せ、仕事に専念する
- *2 家庭や地域活動を尊重するが、あくまでも仕事を優先させる
- *3 家事や地域活動を妻と分かち合い、仕事と家庭を両立させる
- *4 どちらかといえば、仕事よりも、家庭や地域活動などを優先させる
- *5 仕事は妻に任せ、家事や地域活動に専念する

ロ 介護についての意識

総務府「老後の生活と意識に対する調査」（平成4年）により介護についての意識をみることにする。この調査では介護を受ける立場又は介護する立場になった時のそれぞれの介護に関する意識を、60歳代と30・40歳代とに分けて調査している。60歳代調査により、一般論として、親が寝たきりになった場合の介護は誰がすべきと思うかについてみると、「主として配偶者、子供などの家族、親族が面倒をみるべき」が67.2%で圧倒的に多く、「家族等を中心として不足部分を福祉施策で補うべき」（22.2%）が続いている。「主としてホームヘルパー制度など福祉施策で面倒をみるべき」は2.8%、「老人ホーム等に入所させ家族の負担をなくすべき」は4.4%に過ぎない（第2-1表）。

第2-1表 親が寝たきりとなった場合に介護すべき人

(単位 %)

	主として配偶者、子供などの家族、親族		家族等を中心として不足部分を福祉施策で		主としてホームヘルパー制度などの福祉施策		老人ホーム等に入所させ家族の負担をなくす		わからない	
	30・40歳代	60歳代	30・40歳代	60歳代	30・40歳代	60歳代	30・40歳代	60歳代	30・40歳代	60歳代
昭和56年	72.5	79.7	24.1	13.0	0.9	1.9	1.0	2.0	1.4	3.4
昭和62年	62.2	73.3	32.2	17.1	1.7	1.7	2.0	4.9	1.9	2.9
平成4年	55.7	67.2	37.5	22.2	2.3	2.8	2.8	4.4	1.7	3.4

資料出所：総務庁統計局「老後の生活と介護に関する調査」（平成4年）

自分が年をとり、身体が不自由となった場合に身の回りの世話（寝たきり状態を除く）を頼む相手については「配偶者」（50.8%）が半数を占め、次に「嫁」（15.9%）、「娘」（9.8%）、「自宅以外の施設など」（7.0%）と続いている。10年前と比べ、「配偶者」が増加し、「嫁」が減少している。また「自宅以外の施設など」も増加傾向にある。

自分自身が寝たきりになっておむつ等の世話を受けなければならない状態になった場合に身の回りの世話を頼む相手は、「配偶者」（44.0%）が最も多く、次に「嫁」（17.1%）が続くが、「娘」と「自宅以外の施設など」の順位が入れ替わり、「自宅以外の施設など」（11.1%）が3番目に上がっている。

30・40歳代を対象とする調査によると、親と同居している者が35.9%で、その理由としては「親子の同居は自然だから」（54.2%）が過半数を占めている。また、対象者本人の現状とは切り離して、一般論として、結婚した子供と親との同別居についての考え方を尋ねたところ、親のどちらかの身体が弱くなった場合には、「息子夫婦が親と同居するのがよい」（53.9%）、「娘夫婦が親と同居するのがよい」（23.2%）と大半が同居を意識している。

一般論として、親が寝たきりになった場合に介護すべき人としては「主として配偶者、子供などの家族、親族が面倒をみるべき」が55.7%と多いものの、60歳代の意識とは差があり11.5%ポイントの差がある。逆に、「家族等を

中心として不足部分を福祉施策で補うべき」(37.5%)が30・40歳代で多くなっている。また、「主としてホームヘルパー制度など福祉施策で面倒をみるべき」は2.3%,「老人ホーム等に入所させ家族の負担をなくす」は2.8%に過ぎず、60歳代より少ない(第2-1表)。

このように、介護については家族が中心となって行うべきだとする者が大部分を占め、また、特に女性への期待が大きいのが現状である。

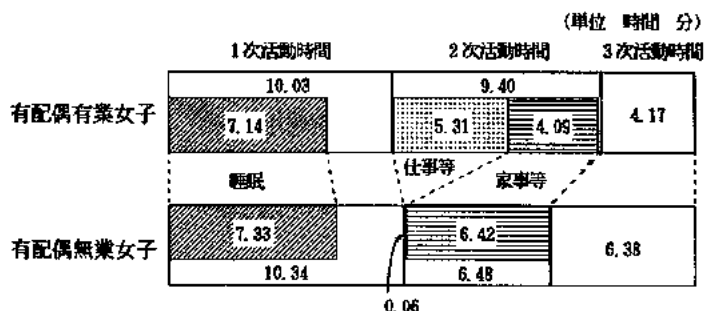
2 家族の変化に伴う様々な問題

これまでみたような家族の変化や家族に係わる意識の変化の中で、職業生活と家庭生活とを両立させつつ働く女性にはどのような問題が生じているのだろうか。

(1) 女性の過重な負担

総務庁統計局「社会生活基本調査」(平成3年)により、有配偶女子の生活時間(週全体)を、1次活動(睡眠、食事等の生理的に必要な活動)、2次活動(仕事や家事などの義務的性格の強い活動)、3次活動(休養や趣味などの自由時間における活動)に分けてみると、有配偶の有業女子の1次活動時間は10時間3分、2次活動時間のうち「仕事」と「通勤」を加えたもの(以下「仕事等」という。)は5時間31分、「家事」、「介護」、「育児」、「買い物」を加えたもの(以下「家事等」という。)は4時間9分、3次活動時間は4時間17分となっている。これに対して有配偶の無業女子の1次活動時間は10時間34分、「仕事等」は6分、「家事等」は6時間42分、3次活動時間は6時間38分となっており、有業女子が「仕事等」の時間が5時間25分長い分、「家事等」で2時間33分、3次活動時間で2時間21分短くなっている(第2-7図)。

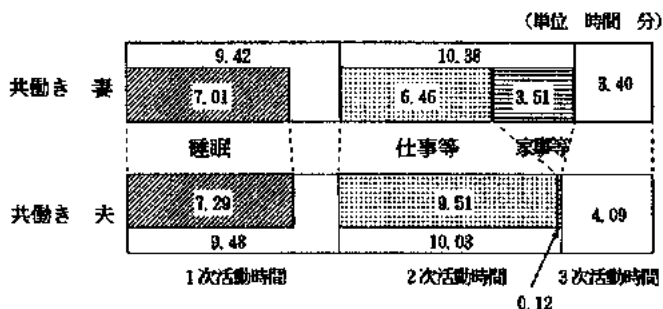
第2-7図 就業の有無別有配偶女子の生活時間（週全体）



資料出所：総務庁統計局「社会生活基本調査」（平成3年）

共働きの場合の夫と妻（雇用者世帯の共働きの夫婦）の生活時間の実態をみると、平日の妻の1次活動時間は9時間42分（夫9時間48分）であり、このうち睡眠時間は7時間1分（夫7時間29分）で夫より30分近く短い。2次活動時間のうち「仕事等」は妻が6時間46分に対し夫9時間51分と妻が3時間程度短い。「家事等」はほとんど妻が負担しているといってよく、妻が3時間51分あてているのに対し、夫は12分をあてているに過ぎない。妻の3次活動時間は3時間40分と夫（4時間9分）より30分近く短い（第2-8図）。

第2-8図 共働き夫婦の生活時間（平日）

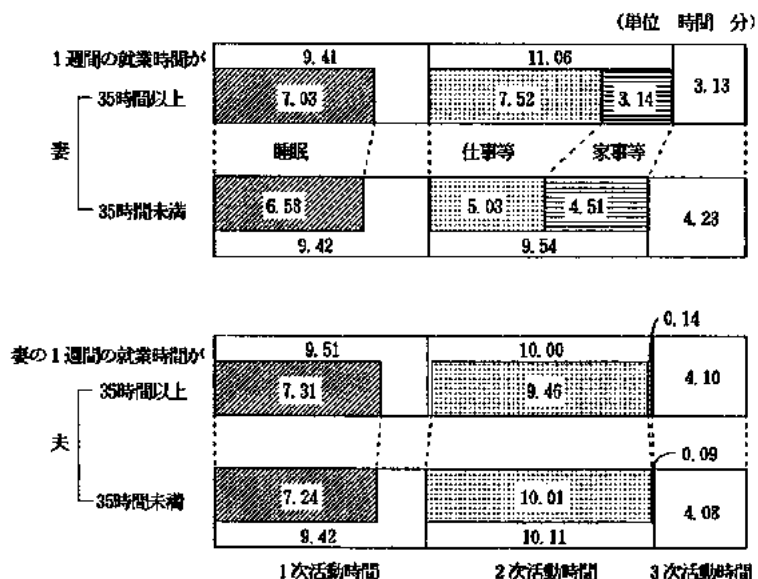


資料出所：総務庁統計局「社会生活基本調査」（平成3年）

日曜日には妻の1次活動時間は10時間51分（夫11時間5分）に増え、睡眠時間が51分（夫56分）長くなっているが、夫との間にはやはり30分程度の差がある。また、妻は2次活動のうち「家事等」に5時間12分と、平日よりも多くの時間をあてているが、夫の「家事等」（1時間）との間には大きな差がある。妻の3次活動をみると、「趣味・娯楽」、「スポーツ」、「移動」など積極的な余暇活動がみられ、その時間は6時間16分と長くなっているが、夫（9時間19分）より3時間以上短い。

次に、妻の就業時間の長短（週当たり35時間以上、35時間未満）による生

第2-9図 共働き（雇用者世帯）の妻と夫の生活時間（平日）



資料出所：総務庁統計局「社会生活基本調査」（平成3年）

注）2次活動時間には「仕事等」「家事等」のほか「学業」が含まれている。

活時間の差をみてみよう。まず妻自身については、35時間以上働いている場合はそうでない場合に比べ、平日で「仕事等」の時間が2時間49分長くなっている分、「家事等」が1時間37分短く、3次活動時間は1時間10分短くなっている。夫については、妻が35時間以上働いている夫は妻が35時間未満働いている夫に比べ、「家事等」が平日に5分長くなっているのみである（第2-9図、付表76）。なお、妻が35時間以上働いている夫（雇用者）と妻が無業の夫（有業者）を比べてみても、「家事等」は、14分と12分ではほとんど差がなく、妻の就業状況によって夫の生活時間はほとんど影響を受けないことがわかる。

6歳未満の子のいる雇用者である妻の生活時間をみると、雇用者の妻の平日の生活時間の「育児」については、6歳未満の子のいる場合には1時間26分、うち6歳未満の子が1人の場合は1時間13分であるが、2人になると1時間59分、3人以上いると、2時間41分となっている。子供数が多くなると、1次活動（1人で9時間48分、2人で9時間32分、3人以上で9時間3分）、3次活動時間（同3時間11分、2時間33分、2時間42分）が短くなり、時間的な余裕がなくなっていることがわかる（第2-2表）。

第2-2表 6歳未満の子供の人数別共働き雇用者世帯の妻
の生活時間（雇用者・平日）

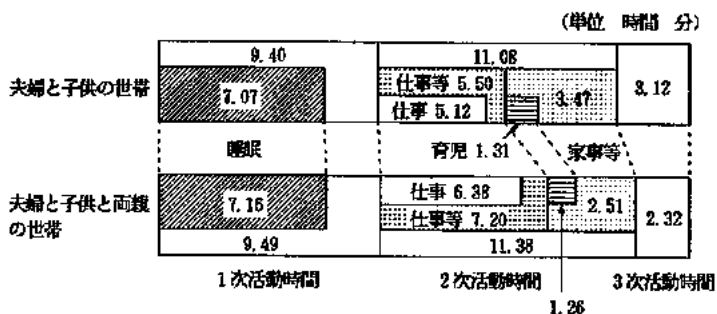
（単位 時間分）

子供の人数	1次活動時間		2次活動時間			3次活動時間
		睡眠		仕事等	家事等	
0人	9.36	6.56	10.42	6.42	3.59	3.42
1人	9.48	7.12	11.01	6.16	4.45	3.11
2人	9.32	7.09	11.54	6.27	5.28	2.33
3人	9.03	6.52	12.15	6.14	6.00	2.42

資料出所：総務庁統計局「社会生活基本調査」（平成3年）

また、世帯類型別にみると、親と同居しているかどうかは直接育児時間に大きな差をもたらしてはいないが、他の生活時間で違いが出ている。「夫婦と子供の世帯」では妻の仕事が5時間12分で、「夫婦、子供と両親の世帯」の6時間38分に比べると、かなり短くなっている。育児以外の家事については両親との同居により、親の手助けが得られているようで、「夫婦、子供と両親の世帯」では「夫婦と子供の世帯」より56分短い（第2-10図）。

第2-10図 6歳未満の子供のいる共働き雇用者世帯の
世帯類型別妻の生活時間（平日）



資料出所：総務庁統計局「社会生活基本調査」（平成3年）

注）2次活動時間には「仕事等」「家事等」のほか「学業」が含まれている。

このように、妻が仕事を持っている場合にも、夫の「家事等」に費やす時間は非常に短く、妻は仕事にかけける時間を確保するために、「家事等」の時間を短くするとともに、自分の自由な3次活動時間を短くしている。特に、小さな子供がいる場合は育児の時間を短くすることは困難なので、夫の家事・育児への参加がぜひとも必要である。東京都立労働研究所「共働き世帯のライフスタイルと疲労・ストレス」によれば、夫の家事育児の分担度が小さくなるほど妻の家庭生活ストレス度が強まり、また、妻の仕事による疲労感が強くなるとされている。

(2) 各時期毎の職業生活と家庭生活との両立に係る問題

女性が職業生活と家庭生活とを両立させるに当たっては、ライフサイクルの時期毎に様々な問題が生じてくる。次に、それをみてみよう。

イ 妊娠、出産の時期

労働省「女子雇用管理基本調査」(平成3年)によると、女子常用労働者に占める出産者の割合は1.4%、有夫者に占める出産者の割合は2.8%となっている。近年、出生率の低下を反映し、この割合はともに低下している。また、妊娠及び出産した女子労働者のうち妊娠または出産により退職した者の割合は31.2%となっており、昭和40年の49.3%から昭和60年の30.5%へ急速に低下した後、最近はやや横ばい気味に推移している(付表53, 58)。

女子労働者は一般に仕事や家庭生活に伴う負担が重く、妊娠中及び出産後の身体の変化とあいまって、切迫流産、早産等の異常の発生が非就労女性より多い傾向にあり、母性保護のための就業環境の整備が望まれる。

ロ 育児期(乳・幼児期)

この時期は保育が最大の課題である。

最も手のかかる乳児期の保育状況についてみると、財団法人婦人少年協会「既婚女子労働者の生活実態調査」(平成元年)によれば、末子が1歳未満の場合、子供を「自分又は夫の父母」に預けた者が67.2%と最も多く、「保育所・託児施設等の利用」が28.3%で続き、その次に「その他の親族」(7.3%)があがっている(職場にいる間の保育が1つの方法では間に合わない場合もあり、複数回答になっている。)(付表77)。「自分又は夫の父母」をあげる者はこれらの者と同居している場合はもちろん、別居の場合も第1順位にあげられている。このように乳児期においては、「自分又は夫の父母」を中心とした親族の協力で就業が支えられていた。しかし、平成4年4月(30人以下の事業所では7年3月まで適用猶予)から育児休業法が施行され、後に述べるように、育児休業制度の規定のある事業所が半数を占めており、規定のある事業所においては半数の母親が育児休業を取得して育児に当たるというように、その状況は大きく変化している。

幼児期について、財団法人婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査」（平成6年）でみると、幼児を最も長い時間預けているのは「公立保育所」（31.2%）、「認可保育所」（19.9%）を合わせた保育所が51.1%であり、次に「親、兄弟姉妹等の親族」（39.3%）となっている。なお、「通常の保育方法が2つ以上」が24.8%（うち3つ以上1.4%）あり、その場合には親、兄弟姉妹の援助を得ている者が多い（付表78）。

その他、時間外労働等通常の保育では対応できない場合には「親、兄弟姉妹など親族」（72.7%）に加勢を頼み、次いで「配偶者」（33.9%）がみている（付表79）。また、子供が病気の場合の対応をみると、「自分が会社を休む」が67.9%と多く、次いで、「親、兄弟姉妹など親族」（50.3%）の支援を得ており、「配偶者と役割分担」（17.7%）、「配偶者が会社を休む」（8.2%）は少ない（付表80）。

このように、「親、兄弟姉妹など親族」は日常的な二重保育の担い手であり、突発的な事態への対応に重要な役割を果たしている。

子供を預けるに当たって困っていることとしては「病気の時に預かってもらえない」（37.0%）が1番にあげられており、次いで、「費用が高い」（29.1%）となっている。これらに続き、「時間の融通がきかない」（13.9%）、「利用できる時間帯が希望と合わない」（11.7%）、「日曜日の仕事の時に預かってもらえない」（11.5%）と保育時間について困っている者が多い。

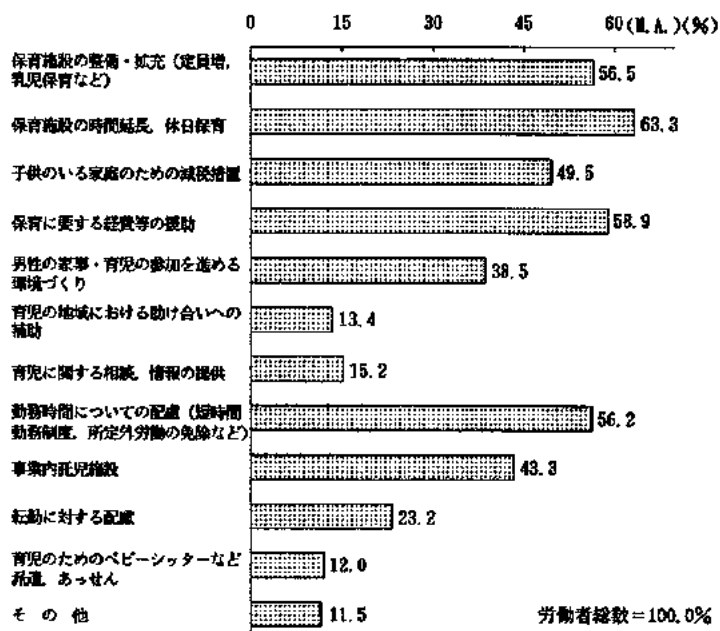
また、幼稚園・保育園行事等に参加するための時間の確保も問題である。先の「既婚女子労働者の生活実態調査」では決まった休日以外の休暇取得の理由としては、末子の年齢が1歳以上小学校入学前の幼児期では、子供の病気による休暇の取得が最も多い（46.8%）ものの、それとほぼ同じ割合で「幼稚園・保育所の行事」（43.1%）をあげる者が多い（付表81）。

さらに、三種混合などの予防注射の集団接種の時間も勤務時間中に設定されることが多く、時間の確保が問題になっている。

このような状況を反映し、女子労働者は仕事と育児を両立させるために、どのような対策を望んでいるのだろうか。「幼児期の子の母親の生活と就業

の実態に関する調査」によれば、「保育施設の時間延長、休日保育」(63.3%)、「保育に要する経費等の補助」(58.9%)、「保育施設の整備・拡充(定員増、乳児保育等)」(56.5%)などの保育サービスに関する要望とともに、「勤務時間についての配慮(短時間勤務制度、所定外労働の免除等)」(56.2%)、「事業所内託児施設」(43.3%)等の事業所側の環境整備についても要望があげられている(第2-11図)。

第2-11図 仕事と育児を両立するために必要と思う対策



資料出所：財団法人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査」(平成6年)

ハ 学 童 期

「既婚女子労働者の生活実態調査」によると、子供が小学校低学年（１，２，３年）の場合、放課後の保育は「自分または夫の父母」（55.7％）に頼む者が最も多く、次いで、「誰もなし」（16.9％）が続いている。学童保育は15.0％に過ぎない。核家族の場合、「誰もなし」（32.0％）が最も多く、「学童保育」と「自分または夫の父母」がそれぞれ25.3％で続いている（付表77）。従って、「放課後子供が安心して過ごせる施設の充実」を就業継続に必要な条件として26.1％の者があげている。

また、学芸会、授業参観や父母懇談会などの学校行事への参加時間の確保も問題である。同調査により決まった休日以外の休暇取得の理由をみると、小学校低学年の子供を持つ女子労働者では「学校の行事」をあげる者が最も多く64.6％となっている。また、「子供の病気」で休暇を取得する者は乳幼児期より減っているが、それでも３割弱があげている（付表81）。

二 介護が必要な家族を抱える時期

わが国の高齢化の進展に伴って、介護を必要とする高齢者も急速に増加することが予測されている。厚生省によると、平成5年の要介護老人等（寝たきり老人や要介護の痴呆性老人、虚弱老人）は約200万人となっている。要介護老人等は、6年後の平成11年には280万人、高齢化がピークを迎える平成37年には2.7倍の520万人になることが予測されている。

在宅の要介護者（65歳以上）の主たる介護者をみると、9割弱は同居の者が主たる介護者となっており、最も多いのが「配偶者」（30.7％）次いで「子の配偶者」（30.0％）、「子」（21.7％）となっている（平成4年「国民生活基礎調査」）。また、主たる介護者の約8割は女性で、仕事を持っている者は男性の6割弱、女性は3人に1人となっている。

仕事を持たない場合でも1人では担い切れない介護に雇用者はどのように対処しているのかみてみよう。

労働省「介護を行う労働者に関する措置についての実態調査」（平成3年）によると、要介護者の介護を女性の場合は「自分が主に」行っており（42.6

%), 男性の場合は「手伝った」者(45.7%)が多くなっている(付表83)。

要介護者を抱えた労働者について、介護に直面した時点の配偶者の就労状況をみると、女性の場合は夫の9割が働いており、男性の場合は妻の4割が働いている。雇用者がそれぞれ9割、8割とほとんどを占めている。女性の配偶者(夫)については半数が「特に何もしなかった」のに対し、男性の配偶者(雇用者である妻)については「年次有給休暇を取得した」(30.7%)、「欠勤した」(26.3%)に次いで、「会社を辞めた」が21.5%となっている(付表84)。

また、雇用職業総合研究所が全国市部の満65歳以上の高齢者が同居する一般世帯を対象に行った「老人介護と家族の就労に関する調査」(平成元年)によると、介護に直面した労働者は、中心介護者の場合は4割強が就業を継続する上で影響を受けており、中でも「仕事をやめた」者が23.8%にものぼっている。その他、「勤務時間を短縮・変更してもらった」(6.9%)、「仕事(勤務先)を変えた」(3.7%)、「仕事の内容を変えてもらった」(3.7%)、「休暇をとった(休職した)」(3.7%)、「その他」(2.1%)となっており、仕事の継続が困難になっている(第2-3表)。

第2-3表 中心介護者の仕事の継続状況

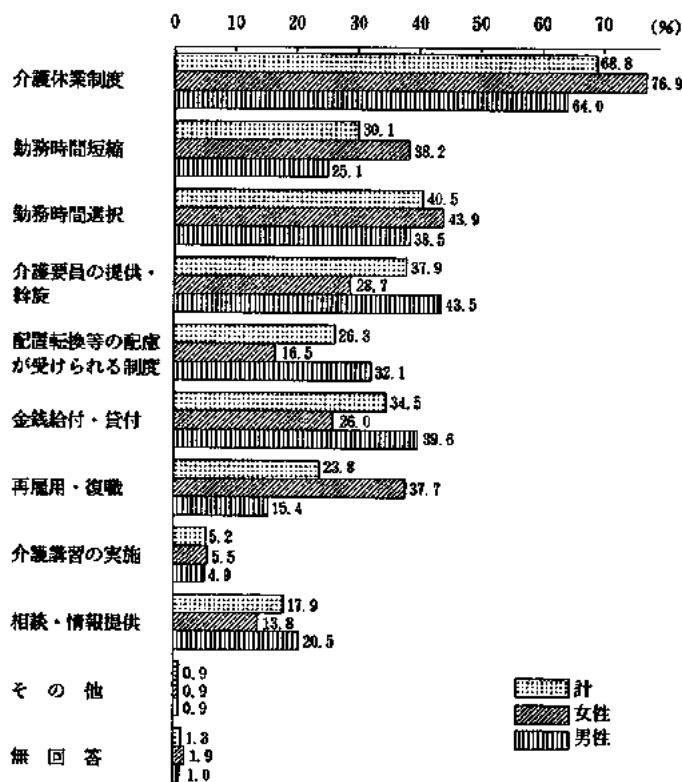
(単位 %)	
計	100.0
仕事をやめた	23.8
仕事(勤務先)を変えた	3.7
勤務時間を短縮・変更して貰った	6.9
仕事の内容を変えて貰った	3.7
勤務上の配慮を受けた	—
休暇をとった(休職した)	3.7
その他	2.1
とくにない	57.1

資料出所：雇用職業総合研究所「老人介護と家族の就労に関する調査」(平成元年)

そして、要介護者がいた労働者は、介護をしている時の問題点として、「ストレスや精神的負担が重い」(63.2%)、「自分の時間がもてない」(53.5%)、「食事・排泄・入浴等の身体的負担が重い」(45.1%)、「仕事があり十分な介護ができない」(44.5%)をあげている(付表85)。

先の「介護を行う労働者に関する措置についての実態調査」において、介

第2-12図 介護に関する企業内福祉制度に関する要望(3つまで回答)



資料出所：労働省「介護を行う労働者に関する措置についての実態調査」
(平成3年)

護を必要とする家族を抱えた時の、会社にある介護のための制度や慣行等の利用状況をみると、女性の場合は「介護のために退職した者の再雇用・復職制度」(75.0%)や「介護休業制度」(63.8%)、「介護のために都合のよい勤務時間等を選ぶ制度」(46.3%)が高く、男性の場合は、「介護に関する相談・情報提供」(46.1%)、「臨時支出に対する金銭貸付け」(40.1%)の割合が高い(付表86)。

老親等家族の介護をする場合に必要と考える企業の福祉制度としては「介護休業制度」(68.6%)、「介護のために都合の良い勤務時間帯等を選ぶ制度」(40.5%)、「介護要員の提供や斡旋の措置」(37.9%)、「介護のための臨時支出に対する金銭給付・貸付けの措置」(34.5%)、「介護のために勤務時間を短縮できる制度」(30.1%)等を要望している(第2-12図)。

(3) 離職と就業希望

イ 家族にかかわる離職

これまでみてきたような職業生活と家庭生活を両立する上での困難に直面し、あるいは困難を予測し、働く女性が、就業希望を持ってはいるものの家族の問題で離職することは多い。

総理府「女性の就業に関する世論調査」(平成元年)によると、女性が働き続けるのを困難にしたり障害になることとして、女性自身は「育児」をあげた者が最も多く(58.6%)、次いで「老人や病人の世話」(48.7%)が続いている。男性があげた事項と比べてみると、「育児」、「老人や病人の世話」が男性でも1位及び2位であることに変わりはないが、3位以下は、女性が「自分の健康」(30.6%)、「長く働き続けるような職場の条件、制度が不十分」(28.0%)、「家族の無理解や協力が得られないこと」(25.5%)をあげているのに対し、男性は「家事」(32.9%)、「子供の教育」(30.9%)をあげており、意識に差がみられる(付表87)。昭和58年の同調査と比べると、「育児」、「家事」、「子供の教育」をあげた女性の割合が低下している一方、「老人や病人の世話」をあげた者の割合が上昇している。

総務庁統計局「就業構造基本調査」(平成4年)で、過去1年間に離職した女子有業者の離職理由をみると、結婚のため離職した者は13.8%、育児のためは13.5%、家族の介護・看護のためは5.0%、家族の就職、転職、転勤のためは3.7%となっており、離職者の4割弱が家族にかかわる理由で離職している。年齢別にみると、15～24歳、25～34歳の若年層では、結婚、育児のために離職した者が多く、それぞれ33.8%、55.7%になっている一方、45～54歳、55～59歳の中老年層では、家族の介護・看護のため離職した者がそれぞれ10.9%、9.4%とほぼ1割近くを占めている(付表88)。

昭和57年の同調査と比較すると、結婚や育児のため離職する者の割合は若干低下しており、特に、15～24歳層では晩婚化を反映し、結婚のため離職する者が12.1%ポイント低下している。

また、同調査によると、調査時点から過去1年間に離職した者で離職時に雇用者であった者のうち家族の介護・看護のために離職した者は8万1,000人にのぼり、このうち男性は8,000人、女性は7万3,000人となっており、男性がその1割を占めている。

また、前述したように、雇用職業総合研究所「老人介護と家族の就労に関する調査」(平成元年)によると、介護をしている世帯の中心介護者で仕事をしていた者の23.8%が仕事をやめている。そして、将来、自分の家庭で介護者が必要になった時に、中心介護者では仕事を続けられないと思っている者が47%と半数近くいる。

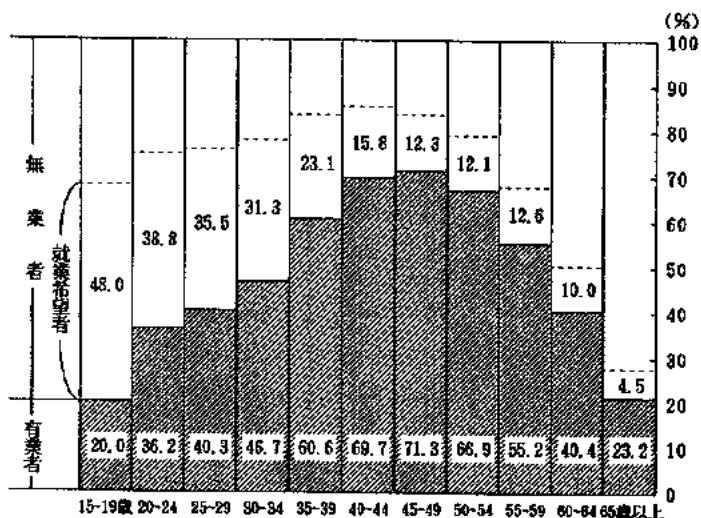
ロ 有配偶無業女子の就業希望

有配偶無業女子でも条件が整えば就業したいという希望をもっている者は多い。

「就業構造基本調査」(平成4年)により、有配偶女子に占める就業希望者の割合を年齢別にみると、20～24歳層は38.8%、45～49歳層は12.3%となっており、年齢が高いほど低くなっている。もっとも、これは年齢が高くなるに従い、有配偶女子の有業者の割合が上昇しているためで(20～24歳層の36.2%から45～49歳層の71.3%)、有業者に無業者のうち就業希望のある者

を加えた者の有配偶者全体に占める割合をみると、60歳未満の年齢層ではほぼ一定で7割から8割を占めている（第2-13図）。

第2-13図 年齢階層別有配偶女子の就業状況及び就業希望状況



資料出所：総務庁統計局「就業構造基本調査」（平成4年）

すなわち、有配偶女子は7～8割の者が就業希望を持っているが、子供の年齢が低いうちは、就業しない者が多く、子育てが一段落してから就業する者が多くなると考えられる。

就業希望者が希望する仕事の雇用形態をみると、69.4%がパート・アルバイトを希望しており、次に家庭で内職を希望する者が12.9%となっており、正規の職員・従業員を希望する者は8.8%に過ぎない。

3 企業の対応

職業生活と家庭生活とを両立する上での様々な困難に対して、企業側も家

庭生活を尊重し働きやすい環境を整備することが望まれている。ここでは、企業の対応の現状と変化をみることとする。

(1) 妊娠・出産をめぐる企業の対応

妊娠、出産の時期は労働基準法により母性保護等についての最低労働条件が定められている。その状況を労働省「女子雇用管理基本調査」（平成3年）でみてみよう。

（産前産後休業）

産前休業（単胎妊娠の場合）については1人あたり平均休業日数は38.5日、産後休業については58.1日で、産前については6週間前後に、産後については8週間に集中している（付表54）。休業中の賃金は無給の事業所が62.7%、有給が36.7%（うち全期間100%有給は30.1%）である。

（軽易業務転換、時間外労働・休日労働・深夜業の制限）

妊娠中の女子が請求した場合には他の軽易な業務に転換させねばならないと定められているが、妊娠中の女子のうち、実際に軽易な業務に転換した者は6.0%である（付表55）。

（育児時間）

出産後引き続き勤務している女子労働者（育児休業取得者も含む）のうち、育児時間を請求した者の割合は19.7%である（付表55）。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置）

母性健康管理については、男女雇用機会均等法において事業主に努力義務が課されており、それを受けて、健康診査等の受診のための時間の確保、通動緩和等の制度の設置が指導基準として定められているが、その措置等の普及状況をみると、妊娠中及び出産後の通院休暇制度を有している事業所は27.5%であり、その内容は厚生省の基準どおりが6割を占めている。

妊娠障害休暇制度を有する企業は18.9%で、休暇日数は8～14日、7日以内がそれぞれ3割程度で、そのほか必要日数が3割弱となっている。

妊婦の通動緩和措置を実施している事業所は20.0%で、その内容をみる

と、1時間以内の勤務時間短縮の措置を講じている事業所が主流となっている（付表57）。

そのほか、配偶者出産休暇制度についても調査しているが、55.8%の事業所で制度があり、その日数は3日以内で9割を占めている。

（2）育児をめぐる企業の対応

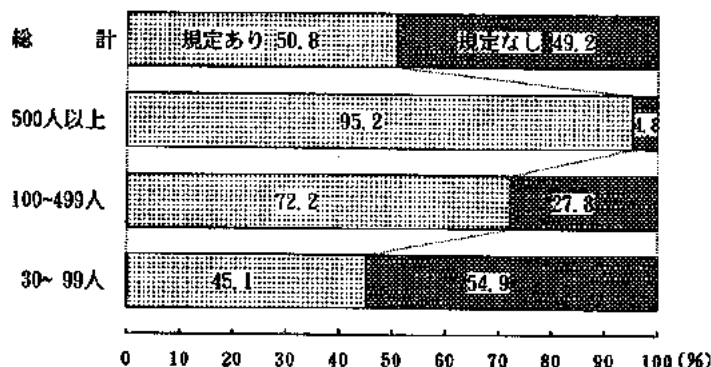
前にみたように、「〔幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査〕によると」女子労働者は仕事と育児を両立させるための対策としては、企業に対して「勤務時間についての配慮」（短時間勤務制度、所定外労働の免除等）や「事業所内託児施設」を要望していた。この調査は、育児休業法施行（平成4年4月）後に行われており、育児休業制度は企業側に義務付けられているものであるため調査されていないが、当然のことながら、育児休業制度も仕事と育児の両立の要として重要なものである。そこで、これらの制度の普及・定着状況を労働省「女子雇用管理基本調査」（平成5年）でみてみることにする。

イ 育児休業制度

（育児休業制度の定着状況）

育児休業法施行後1年あまりを経過した時点で、30人以上の労働者を雇用する事業所において育児休業制度の規定を有するものの割合は50.8%である。育児休業制度の導入事業所は、昭和56年には14.3%、63年には19.2%、平成2年には21.9%だったので、法施行後急速に定着が進んでいる。ただし、規模500人以上では95.2%とほとんどの事業所で整備されているものの、100～499人規模では72.2%、30～99人規模では45.1%となっており、規模間格差が大きい（第2-14図）。また、平成7年4月には、これまで適用が猶予されていた30人以下の事業所にも適用されるので、小規模事業所を中心に今後の取組が急がれる。

第2-14図 育児休業制度の規定状況



資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成5年）

（制度の内容）

制度の内容をみると、休業期間は「子が1歳に達するまで」が91.3%、「1歳以上2歳まで」が3.7%、「子が2歳以上」が4.9%となっている。

休業中及び休業後の労働条件等の取扱いをみると、育児休業中の労働者に会社のみが金銭を支給している事業所は25.6%だが、共済会等が単独で、あるいはともに支給している事業所を加えると、32.3%の事業所で育児休業中の労働者に何らかの形で金銭給付をしている。会社が金銭を支給している事業所のうち、「毎月金銭支給あり」とする事業所は60.6%であり、その支給額は「労働者負担分の社会保険料相当額」（76.3%）が最も多くなっている（付表89, 90）。

休業中の労働者負担分の社会保険料の支払い方法については、「労働者が毎月支払う」が半数（50.5%）で、「会社、共済会等が育児休業終了時まで立て替える」事業所が32.1%（この中には返済が全額あるいは一部免除されるものがある）、「毎月、会社、共済会等が労働者負担分の社会保険料等を負担するあるいは支給する金銭の中から差し引く」事業所が15.9%となっている。

育児休業を取得した者の定期昇給については8割が昇給させており、賞与

の算定期間内に育児休業期間があった場合の賞与の取扱いについては85.3%が支給するとしている。また、復職後の賃金の取扱いについては、「休業前の賃金またはそれ以上の額を保障する」事業所が9割を超える。

退職金算定の際の休業期間の取扱いは6割の事業所で勤続年数に算入していない。

育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置を講じている事業所は4割弱である。

復職については9割弱は原則として原職復帰となっており、本人の希望を考慮し会社が決定するは1割弱となっている。

（育児休業制度の利用状況）

規定のある事業所における出産者に占める育児休業取得者は女性で48.1%、男性で0.02%である。休業終了者のうち84.7%が復職している。この復職者について、休業取得期間をみると、「3～6か月未満」が最も多く33.0%、「3か月未満」が25.7%と6割が6か月未満である（付表91）。

ロ 育児のための勤務時間の短縮等の措置

「育児休業法」では、1歳未満の子を養育する労働者で、育児休業をしない者が申し出た場合、勤務時間の短縮等の措置として①短時間勤務制度、②フレックスタイム制度や時差出勤制度、③所定外労働の免除、④託児施設の設置運営等のいずれかの措置を講ずることを事業所に義務付けている。また、1歳から小学校入学までの子を養育する労働者に関しても、育児休業制度のほか、前述の①～④の措置を講ずることを努力義務として課している。

次に、これらの措置の普及状況をみてみよう。

勤務時間の短縮等の措置の規定がある事業所は30人以上の労働者を雇用する事業所の41.3%である。措置の内容をみると、「短時間勤務制度」が規定のある事業所の63.1%を占め最も多く、次いで、「所定外労働の免除」(48.4%)、「時差出勤制度」(23.5%)、「フレックスタイム制度」(15.0%)、「事業所内託児施設」(4.6%)となっている（付表92）。

その期間は「子が1歳に達するまで」が多く、措置により実施企業の5～

8割を占めている。次いで「2歳以上」としているのは、短時間勤務制度を実施している企業の25.8％、所定外労働の免除が14.6％、時差出勤制度が34.8％、フレックスタイム制度が36.2％となっている。

なお、短時間勤務制度の短縮する時間は「1時間以内」が4割弱、「2時間以内」が3割、「2時間を超える」が3割弱となっている。

これら措置の出産者に占める利用者の割合は女性で21.0％、男性で0.2％である（付表93）。

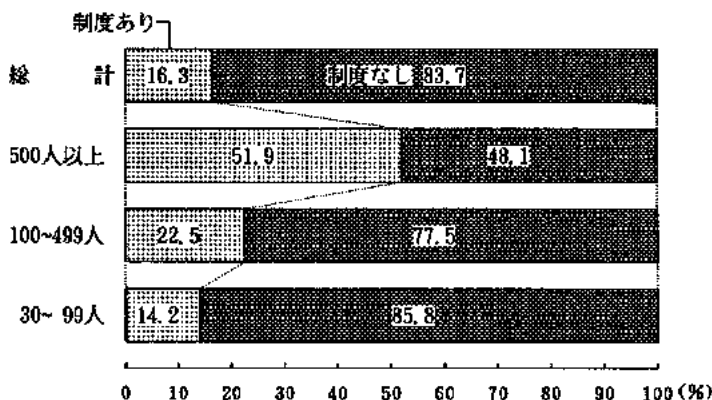
（3）介護をめぐる企業の対応

介護に直面した労働者は「介護休業制度」、「介護のための勤務時間短縮制度」を要望する者が多い。労働省「女子雇用管理基本調査」（平成5年）により実態をみることにする。

（介護休業制度の普及状況）

30人以上の労働者を雇用する事業所のうち介護休業制度がある事業所の割合は16.3％で、近年徐々にその割合が高くなっている。

第2-15図 介護休業制度の導入状況



資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成5年）

規模別にみると、500人以上では51.9%と過半数を超えているが、30～99人の事業所では14.2%となっており、企業規模による格差が大きい（第2-15図）。

なお、介護休業制度のない事業所においても「実施検討予定」の事業所が3割にのぼり、500人以上の事業所では半数を超えている。

（制度の内容）

介護休業制度の期間については、最高限度を決めている事業所が8割で、このうち「1年」とするものが56.4%となっている。対象となる要介護者の範囲は制限のある事業所が85.7%で、要介護者の範囲をみると、配偶者、本人の父母、子供がそれぞれ9割を超えており、配偶者の父母も8割を超えている。また、介護休業を取得できる労働者と要介護者との関係に条件ありとする事業所は75.2%であるが、最長休業期間が長い事業所において条件を付けている割合が高くなっている。その条件をみると、このうち「同居・扶養の条件あり」とする事業所が48.2%、「他に介護者がいない」とするものが53.5%、「本人の介護が必要又は適当である」とするものが32.0%となっている（複数回答）。休業期間中の金銭給付（複数回答）については、会社から金銭支給ありの事業所は43.8%、共済会等からの金銭支給ありの事業所は11.1%となっており、会社が毎月金銭を支給している場合の支給額は労働者負担分の社会保険料相当額が最も多くなっている。

（制度の利用状況）

過去3年間に利用者のあった事業所は14.8%で、1事業所1年度当たりの平均利用者数は0.19人となっている。利用者は女性が多いが、4分の1近くは男性である。復職者は8割を超えているが、復職者について、利用期間をみると、「1～3か月未満」、「2週間～1か月未満」が2割を超え、「1～2週間未満」、「3～6か月未満」と続いている。

（介護のための勤務時間短縮等の措置）

勤務時間短縮等の措置のある事業所は30人以上の労働者を雇用する事業所の7.5%となっているが、介護休業制度のある事業所では3分の1の事業所に導入されている。具体的な措置の内容をみると、「短時間勤務制度」が導入

事業所の65.6%を占め最も多く、「出勤・退社時間の変更」、「一定の時間単位で勤務しない時間を請求する制度」、「介護のためのフレックスタイム制度」と続いている（付表94）。

勤務時間の短縮等の措置の受けられる期間については5割強の事業所で期間の最高限度が決められており、その期間は「1年」が約半数を占めている。

勤務時間短縮等の措置のない事業所における今後の実施検討予定をみると3割弱と介護休業制度の検討予定よりもやや少なくなっている。

（利用状況）

過去3年間に利用者の出た事業所は14.5%で、1事業所1年度当たりの平均利用者数は0.34人となっている。利用者の内訳は約6割が女性となっている。利用期間は「2週間～1か月未満」が3割弱、「1週間未満」、「1～3か月未満」と続いている。

（4）そ の 他

企業では育児、介護をめぐる動きのみならず、単身赴任への対応などその他の雇用管理面での変化も見られる。

（単身赴任への対応）

労働省「雇用管理調査」（平成5年）によると、配置転換を行った企業は42.3%で、そのうち「国内転居を伴う配置転換」が30.9%、「海外転居を伴う配置転換」が5.2%となっている。平成2年に比べると、配置転換のある企業が5.1ポイント低下し、国内、海外ともに転居を伴う配置転換は減少している。しかし、これは企業における配置転換の状況であって、国内勤務の単身赴任者がいる企業の割合は20.8%（平成2年18.8%）と増加しており、総務庁統計局「就業構造基本調査」（平成4年）で有配偶男子単身雇用者世帯数をみると、48万1,000世帯となっている。これは男性の単身赴任者に相当するものと考えられる。年齢別にみると、40歳代が36.8%、50歳代が34.7%と、この年齢層で7割を占めている。

産業別にみると、製造業（27.0%）、サービス業（18.1%）、建設業（13.9

%), 卸売・小売業, 飲食店 (13.5%) となっており, その数は, 昭和62年と比べ14.8%増となっている。

ところで, 転職についての意識を総理府「勤労意識に関する世論調査」(平成4年) でみると, 国内の引っ越しを伴う転職について正規の社員は55.6% (どこへでも行く 15.0%, 条件によっては行く 40.6%) と過半数が肯定しているが, 「転職は絶対したくない」者も35.6%を占めている。意識には男女による差が大きいものの, 男性では年齢による差も大きく, 年齢と共に高くなり50歳代で最も高く37.6%, 一方女性では30, 40, 60歳代で半数を超えており, 家族の状況等を反映したものとなっている(付表95)。企業では, こうした意識にも対応するものとして, 転職(全国, 地域限定), 非転職コースに分けたコース別管理がとり入れられている。

また, 日本経営者団体連盟が平成4年にまとめた「ゆとり・豊かさの実現と労働力・雇用問題への対応」の中で, 「単身赴任が一部常識化しつつあり, その大きな原因は子供の教育と同居家族の介護問題である。」とした上で, 「企業においても, 単身赴任の期間を短くするとか, 家族が家庭という単位で動けるような配慮が必要である。」と問題提起されており, 個々の企業での取組みにも工夫がみられるようになった。やむを得ず発生した単身赴任者に別居手当てや帰省旅費の支給, 住宅の確保等の措置を講じ, 単身生活が支障なく送れるように援助するだけでなく, 単身赴任を回避するために新制度を導入した事例—全国転職の対象となる社員を対象に, 子供の教育, 本人及び家族の病気, 妻の出産の場合, 本人の申告を受けて一定期間転職を免除する「転職一時免除制度」—や運用面や社宅の充実等により単身赴任を解消する方針を打ち出す企業も出てきた。

ま と め

女性の職場進出が進み, 既婚女性も雇用者として働くことが多くなってきた。現在, 既婚女性の約4割が雇用者として働いている。過去10年の間にこの割合は3割から4割に急速に伸びている。

このような雇用者である既婚女性の働き方をみると、正社員として5割弱が、パートタイム労働者として4割強が働いており、未婚女性に比べパートタイム労働者として働く者が多い（未婚女性は正社員8割、パートタイム労働者4.5%）。働く時間が短く、職業生活と家庭生活を両立させやすいために、パートタイム労働を選ぶ者が多いのであろう。

既婚女性の働き方は、子供の年齢により大きな影響を受ける。子供が3歳未満である場合は、2割（正社員は1割）が雇用者として働いているのみであるが、子供が中学生になると、6割弱（正社員は2割強）が雇用者となる。また、親の同居の有無も働き方に大きな影響を与え、親が同居している場合は、子供が3歳未満でも3割が雇用者として働き、また4分の1が正社員として働いている。

家庭についての女性の意識をみると、家庭優先から家庭も仕事もという両志向型が増加していると考えられるが、家庭のこともおろそかにしないという意識を持つ者が大部分である。男性も実際は別として、意識としては家庭をも重視する者が増加している。

しかし、実際の共働き夫婦の生活時間をみると、妻は家事・育児に4時間弱を費やしているのに比べ、夫は12分のみであり、妻はこの時間を作り出すために、仕事の時間を短くするとともに、睡眠時間や自由な3次活動時間を短くしている。夫の家事等に費やす時間は妻がフルタイム労働者であろうと、パートタイム労働者であろうと、専業主婦であろうと、ほとんど変わらない。そのため妻の就業時間が長くなればなるほど、妻の負担は大きくなると考えられる。

女性が職業生活と家庭生活を両立させるに当たっては、ライフサイクルの時期毎に様々な問題が生じる。妊娠、出産期には、切迫流産、早産などの異常の発生が仕事を持たない女性より多い傾向がある。また、子供が乳児の時期には自分や夫の親に預けた者が7割にのぼり、最も手をかけねばならないこの時期をどう過ごすかが問題になっている。また、子供が幼児の時期には、通常の保育は保育所を中心にしても、残業など通常の保育では

対応できない場合は、親などの親族に頼む場合が多く、子供が病気の時は、母親が会社を休むか、親などの親族に頼み、どちらの場合も夫が対応する場合は少ない。保育所等の行事への参加や予防接種の時間の確保も問題になっている。子供が学童期には放課後保育、学校行事への参加の時間の確保、病気の際の対応などが問題である。

また、高齢化の急速な進展により、老親の介護の問題がクローズアップされている。日本の場合、親の介護は家族が中心に行うべきという意識が強く、育児ほどではないまでも、女性が介護の担当者となる場合が多い。働きながら介護を行うことは精神的・肉体的負担が大きく、仕事を辞めざるを得なかったり、勤務条件を大幅に変更せざるを得ない場合も多い。

職業生活と家庭生活の両立についての企業の対応をみると、近年、制度の整備が進んでいる分野もあるが、まだまだ不十分である。

このような様々な問題を前にして、多くの女性が、就業希望は高いにもかかわらず、仕事をやめざるを得ない状況にある。また、職業生活と家庭生活を両立させやすい雇用形態として、パートタイム労働者として再就職している者も多い。

かつて女性は地域社会の緊密なつながりの中で、三世代同居の家族従業者として働くことが多く、そこでは、育児、介護、看護、教育などの家庭の機能は、労働の場と家庭が切り離されていない場で大きな問題を生ずることもなく果たされてきた。現在、地域社会とのつながりはうすれ、三世代同居は減少し、女性が雇用者として家庭と離れた場所で働くことが多くなっており、家庭の機能を女性だけに負わせた場合には、様々な問題が生ずることとなる。女性の就業意欲は高く、その能力の発揮が求められており、女性が職業生活と家庭生活を両立させつつ、能力の発揮できる環境を整備することが急務となっている。そのためには、第1に、家庭内での固定的な役割分担意識を見直し、男性も家族は構成員全てが支えるという認識のもとに、家事、育児、介護に責任を果たすことが必要である。また、第2に、育児や介護はそれぞれの家庭のみで対応すべきとするのではなく、個人はもちろん、国、

地方自治体、企業がそれぞれの立場で、この問題に取り組んでいくべきという視点に立って、社会的な支援システムを作っていくことが必要である。すなわち、多様なニーズに即した保育や学童保育の充実、介護に関する社会サービスの充実を行うとともに、企業も、男女労働者が職業生活と家庭生活を両立できるように、支援体制を充実させることが期待される。そのため、育児休業制度の定着、介護休業制度の普及、勤務時間短縮等の措置の普及等を強力に進める必要があり、労働者の職業生活と家庭生活の両立支援制度を確立するための法的整備を検討する必要がある。また、第3に、再就職を望む女性に対する援助を充実するとともに、パートタイム労働者が十分能力を発揮できるよう適正な労働条件の確保や福利厚生の実等に向けたパートタイム労働対策を進める必要がある。

Ⅲ 働く女性に関する対策の概況

1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等対策の推進

男女雇用機会均等法（以下「均等法」という。）施行後、多くの企業が法の趣旨に沿った雇用管理制度の改善を行うなど法の趣旨は着実に浸透しつつあるが、平成6年度は、均等法のより一層の遵守とその趣旨に沿った雇用管理の実現に向けて、啓発、指導、援助業務の充実を図ることとしている。

特に、「事業主が講じるように努めるべき措置についての指針の一部改正」の告示が平成6年3月11日に行われ、4月1日から適用されたことから、その円滑な実施を図っている。

(1) 雇用における男女の均等取扱いの促進

イ 女子新規学卒者の就職問題に対する施策の実施

最近の雇用情勢を反映して、女子学生の就職については男子学生に比べより厳しい状況がみられ、均等法上問題のある事例が指摘された。このため均等法に基づく指針を改正したところであり、あらゆる機会を活用してその周知徹底を図り、募集・採用において女子学生が男子学生と均等な機会を得られるよう均等法の一層の遵守を図っている。

また、「女子学生の就職問題に関する特別相談窓口」を6月から10月まで全国の婦人少年室で開設し、女子学生からの相談に応じている。均等法に反すると思われる事案に対しては速やかに事情を聴取し、関係事業主に対し必要に応じ個別に指導を実施している。さらに、新規学卒者を多く採用している企業等を中心に、集団指導等の方法により募集・採用に当たって女子学生を不利益に取り扱うことのないよう指導等を行っている。

ロ 均等法の一層の定着のための行政指導等の実施

企業における女子雇用管理の実態を業種別に十分把握し、女子に差別的な雇用管理制度の改善等均等法の遵守と同法の趣旨に沿った雇用管理が実現されるよう積極的に指導を行っている。

また、あらゆる機会を通じて室及び機会均等調停委員会の存在や機能についての周知に努めるとともに、婦人少年室の適切な助言・指導・勧告、機会均等調停委員会の円滑な運営等により個別紛争の迅速かつ円滑な解決を図っている。

ハ 啓発活動の実施

男女の均等取扱いの定着を図られるよう、引き続き労使等に対し広報啓発活動を展開している。

特に6月の「第9回男女雇用機会均等月間」においては、テーマを「意欲のシュートでゴールを目指せ！ サポーターは均等法」と定め広報啓発活動等を集中的に展開した。

また、本月間の行事の一環として、講演とシンポジウムを中心とした第9回男女雇用機会均等推進全国会議を6月3日に東京で開催した。

このほか、職場において女子労働者が期待される労働力として定着していくためには、在職労働者のみならず、社会人となる前の女性に、企業における雇用管理の実態を正しく理解させ、職業人としての明確な意識と自覚を持たせることが重要であるので、女子の新規大学卒業予定者及び新規高校卒業予定者を対象とした職業選択のための職業ガイドブックを作成し、啓発活動に活用している。

ニ 均等法定着に向けての自主的取組みの推進

企業において均等法の趣旨に沿った雇用管理の実現、定着を図るために、事業所ごとに、人事労務担当部長など人事労務管理の方針の決定に携わる者を機会均等推進責任者（以下「均等推進者」という。）として選任し、事業所の雇用管理の進捗状況を自主的に点検し、その結果に基づいて改善を進めることが効果的である。このため昭和63年度から自主点検促進事業を開始し、均等推進者の選任勧奨を進め、現在約50,000人の均等推進者が選任されている。本年度も引き続きその活動を促すことに重点をおいて均等法定着に向けての自主的取組みの推進を図っている。

(2) 「コース別雇用管理の望ましいあり方」の周知・徹底

コース別雇用管理制度については、制度導入企業の一部に問題のある企業もみられることから、婦人少年室においては、コース別雇用管理制度導入企業を中心に「コース別雇用管理の望ましいあり方」についての周知・徹底を図っている。

(3) 女子雇用管理改善のための援助

均等法の趣旨に沿って女子労働者を積極的に活用するために、企業においては女子の雇用管理を見直し、改善していく必要があるが、個別の企業のみでは対応が困難な場合もあるので、勤21世紀職業財団に委託して、女子労働者の雇用管理に関する情報の提供、女子労働者の能力開発・活用のためのセミナーの開催等により、それらの企業の自主的な努力に対し必要な援助を行っている。また、北海道、埼玉、東京、神奈川、大阪、愛知、兵庫、広島、福岡の各地方事務所に女子活用コンサルタントを配置し、主として中小企業における女性の活用に関する雇用管理改善のための助言、フォローアップを行っている。

(4) 男女の意識及び認識の差から生ずる職場の諸問題解消に向けての取組

女性の能力発揮を妨げるセクシュアル・ハラスメント等の男女の意識差から生じる職場の諸問題の解消を図るために、啓発活動を行っている。

特にセクシュアル・ハラスメントについては、何がセクシュアル・ハラスメントに当たるかを明らかにし、企業が予防対策を講ずることの重要性を認識させるようにするとともに、人権の観点からも看過できない問題であることを十分理解させるため、全国の婦人少年室において、啓発資料、啓発用ビデオなどにより、機会をとらえ企業及び労働者等に対して啓発活動を行うとともに、個別の相談を行っている。

2 職業生活と家庭生活との両立支援の促進

労働者が生涯を通じて充実した職業生活を営むためには、職業生活と家庭生活とを両立しつつ、その能力や経験を生かすことのできる環境を整備することが極めて重要な課題となっており、特に育児や介護を必要とする家族を抱える労働者の職業生活の継続が困難になるようなことのないよう支援することが不可欠である。

このため、育児休業制度等の定着及び介護休業制度の普及促進を中心として、次のような施策を推進している。

また、本年6月の雇用保険法の改正により、育児休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助促進するための育児休業給付制度が創設され、平成7年4月1日から実施されることとなった。

さらに、本年は、国際家族年であることを踏まえ、記念行事として「仕事と家庭を考えるシンポジウム」を開催した。

(1) 育児休業法に基づく育児休業制度等の定着の促進

イ 啓発活動の実施

育児休業法は、育児休業に関する制度を創設するための規定のほか、全面的な休業以外の方法で子の養育を容易にするために、勤務時間の短縮等の措置を事業主に義務付ける規定を設けている。この2つの規定により、子を養育する労働者の雇用の継続を図り、職業生活と家庭生活とを両立できる状態を導くことによって労働者の福祉を増進しようとするものである。

同法は、平成4年4月1日から施行されているが、常時30人以下の労働者を雇用する事業所は、3年間その適用が猶予されており、平成7年4月1日から全事業所に適用されることとなる。

育児休業法の定着を図るため、事業主等を対象とした育児休業法の集団説明会を開催するなど、あらゆる機会をとらえて育児休業法の趣旨・内容の徹底を図っている。

また、10月に「仕事と育児を考える月間」を実施して、集中的に広報啓発

活動を行っている。

ロ 相談、指導の実施

育児休業法の実効を確保するためには、法に基づいて就業規則及び労働協約等が整備され、制度の円滑な利用が図られることが重要である。

このため、事業主に対する集団説明会等の機会をとらえ、就業規則の整備を促すとともに、労使からの相談等に対応している。特に、育児休業制度等の規定の整備が遅れている中小規模の事業主に対しては、きめ細かな個別相談の指導を行っている。

ハ 適用猶予最終年度における事業所に対する育児休業制度の導入指導・援助

育児休業法の適用が猶予されている常時30人以下の労働者を雇用する事業所については、法の全面適用を平成7年4月に控えているところであり、育児休業制度を平成6年度中に導入し、実施できるようにすることが重要である。

このため、常時30人以下の労働者を雇用する企業が猶予期間内に育児休業制度を導入する場合支給する「特定中小企業事業主育児休業奨励金」（1企業当たり70万円）の積極的活用、特別啓発活動及び巡回相談の実施等により、育児休業制度導入のための指導、援助に努めている。

ニ 育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金制度の活用の促進

育児休業法の趣旨を踏まえ、育児休業後の労働者の円滑な職場復帰を図るため、事業主が育児休業をする労働者の職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図る措置を講ずるとともに、企業や職場に関する情報を提供する等の措置を計画的に講じた場合には、「育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金」（対象労働者1人当たり中小企業18万円を限度、大企業13万円を限度）を支給している。

このため、育児休業法の集団説明会等あらゆる機会をとらえて、積極的に事業主に対する同奨励金の周知を図ること等により事業主への援助を展開している。

ホ 事業所内託児施設助成金制度の活用促進

事業所内託児施設の設置運営は、育児休業法に定める、子を持つ労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置の一つであるが、企業にとって継続的な経済負担が大きいことから、設置が円滑に進みにくい状況にある。

そこで平成5年度より、事業所内託児施設を新たに設置し運営を開始した事業主等に対して「事業所内託児施設助成金」を支給し、託児施設の設置促進と運営の安定化を図り、労働者の福祉の増進に資することとした。

助成額は、設置費は施設の設置に要した費用の1/2で2,000万円を限度とし、運営費は施設の運営に要した費用の1/2で1年につき360万円を限度とし、最長5年間支給することとしている。

ヘ 中小企業集団における仕事と育児支援トータルプラン事業

中小企業集団に対し、構成員企業において育児休業制度、勤務時間の短縮等の措置等の導入、整備を進めるための計画的な取組に対する援助を行い、仕事と育児とを両立しやすい環境整備を促進している。

(2) 介護休業制度等の普及促進

近年、高齢化、核家族化の進展にともない、家族の介護の負担が労働者にとって、大きな問題となっている。特に、親の介護が必要な時期というのは、職業生活の上で責任ある立場となり、これまで培ってきた経験や能力を活かしていく時期である場合が多いが、介護のために仕事をやめたり、勤務先や勤務条件を変更した人も多く、介護の問題は労働者の就業継続に影響を及ぼしている。

このような介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、介護に関する企業内福祉制度の整備を図る必要があり、とりわけ介護休業制度については各方面からの要望が多いことから、平成2年度より介護休業制度の普及促進を図ってきた。

また、平成4年7月に介護休業制度等に関するガイドラインを策定し、こ

れに基づいて労使等の関係者に対する啓発指導を行うなどによりガイドラインに沿った制度導入の一層の促進を図っているところである。

平成6年度は、介護休業制度導入の社会的気運の醸成を図るために9月15日の敬老の日を中心に広報啓発活動を展開するとともに、「仕事と介護に関するシンポジウム」を開催し、また事業主に対し啓発指導を行う「介護休業制度等普及使用者会議」を開催している。

また、制度導入を検討している企業の人事労務担当者からなる「介護休業制度等導入研究会」を開催し、制度導入に当たっての問題点、留意事項等を具体的に検討することにより、ガイドラインに沿った制度導入に向けた企業の自主的取組を促進している。

さらに、平成6年度から中小企業集団に対し、構成員企業において介護休業制度をはじめとする仕事と介護との両立を可能にする制度の導入、整備を進めるための計画的な取組に対する援助を行い仕事と介護とを両立しやすい環境整備を推進している。

なお、介護休業制度の一層の普及のため法的措置のあり方の検討が必要な時期にきていることから、平成6年7月にまとめられた、介護休業制度に関する専門家会合の報告を参考として、介護休業制度の法制化を含む有効な普及対策について、婦人少年問題審議会において検討が進められているところである。

(3) 職業生活と家庭生活との両立に関する環境整備

イ 仕事と育児両立支援特別援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）

仕事と育児との両立を支援するため、平成6年度から、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織として「ファミリー・サポート・センター」を設立し、その会員が地域において行う育児に関する相互援助活動を支援する市町村等に対し、都道府県を通じ補助を行う。

ロ 育児、介護等を行う労働者のための就業支援事業（^{フレックステレ}2020テレフォ

ン事業)

労働者が育児、介護、家事等に関する各種サービスを必要に応じ享受できるよう、これらに関する相談を受け付け、関連情報を提供することにより、育児、介護等を行う労働者の就業継続や円滑な再就職を支援している。

平成3年度より、財団法人21世紀職業財団へ委託して事業を開始し、順次拡大を図っており、本年度は、北海道、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、広島、福岡の9か所において実施している。

(4) 母性健康管理対策の推進

イ 労働基準法上の母性保護

女子労働者には、労働基準法により産前はその請求により6週間（多胎妊娠の場合は10週間）、産後は8週間の休業が認められ、休業する期間及びその後30日間の解雇は禁止される。また、妊娠中は他の軽易業務への転換を請求することができる。妊娠婦が請求した場合には、変形労働時間制の適用が制限されるとともに、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせることができない。さらに、妊娠婦には、重量物の取扱い業務その他妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることができない。生後1年未満の生児を育てる女子労働者は、休憩時間とは別に1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができる。

労働省においては、これらの労働基準法の規定が遵守されるよう事業主に対し、監督、指導等を行っている。

ロ 均等法上の母性健康管理

均等法では、妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置を行うよう事業主に要請している。

具体的には、母性健康管理指導基準（その内容は、①健康診査等の受診のための時間の確保、②妊娠中の通勤緩和、③妊娠中の休憩時間等の措置、④妊娠中及び出産後における症状等に対応する措置）を定め、事業主や女子労働者に対し指導を行っている。また、各都道府県婦人少年室に母性健康管理

指導区を配置し、専門的立場から指導・助言を行っている。さらに、女子労働者を50人程度以上使用している事業場の事業主に対し、自主的な母性健康管理体制の整備を図るため、母性健康管理推進者の設置を勧奨している。

3 パートタイム労働対策の推進

サービス経済化の進展等により、パートタイム労働者は著しく増加するとともに、勤続年数の伸長、就業分野の拡大も見られ、パートタイム労働者は、我が国の経済社会において重要な役割を果たしている。

しかしながら、パートタイム労働者の就業をめぐるのは、多様な就業意識や就業実態を踏まえた適切な管理が行われていない等種々の問題点も指摘されており、また、短時間労働者もさまざまな職業生活上の不安を抱えているところである。

このような中で、平成5年6月11日「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パートタイム労働法」という。）が成立し、同年12月1日に施行（短時間労働援助センターに関する部分は平成6年4月1日施行）されるとともに、併せて「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」（以下「指針」という。）が施行された。

労働省では、パートタイム労働法及び指針の周知徹底に努めるとともに、パートバンク、パートサテライト等の設置等による需給調整機能の強化、パートタイム労働者に対する職業能力の開発等総合的なパートタイム労働対策を積極的に推進し、次のような施策を実施している。

(1) 短時間労働者対策基本方針の策定

パートタイム労働法では、労働大臣はパートタイム労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき方針を定め、これを公表する（パートタイム労働法第5条）としているところであるが、平成6年8月2日付けをもって「短時間労働者対策基本方針」を策定し、告示した。

この短時間労働者対策基本方針は、パートタイム労働者の職業生活の動向についての現状と課題の分析を行い、パートタイム労働者の福祉の増進を図るための施策についての基本的な方向を示したものであり、具体的には、法及び指針の周知徹底、企業の自主的な取組に対する指導、援助の積極的展開、パートタイム労働者に対する相談援助の実施などをその内容としている。また、運営期間は、平成6年度から平成8年度までの3年間としている。

(2) パートタイム労働法の施行

イ パートタイム労働法の周知徹底

パートタイム労働法が定着するためには、法の趣旨、内容について周知徹底を図ることが何よりも重要である。このため労働省では全国の婦人少年室を中心に、中小企業を重点対象とした集団説明会を実施する等により法及び指針の周知徹底に努めている。

また、昭和60年度以来、毎年11月上旬を「パートタイム労働旬間」と定め、パートタイム労働に係る啓発指導を実施してきたところであるが、平成6年度においては、パートタイム労働法が4月に全面施行されたことに加え、6月からは中小企業等に対する助成金（「中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金」「事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金」）が創設されたことを踏まえて「パートがいきいき、近ごろいいね 私の会社ノー活かしていますか パートタイム労働法と助成金」をスローガンに、集中的な周知・啓発を実施した。

ロ 短時間雇用管理者の選任勧奨及び講習会の実施

企業におけるパートタイム労働者の雇用管理の改善等に向けての環境の整備を図るという観点から、パートタイム労働法は、常時10名以上のパートタイム労働者を雇用する事業所に対し、短時間雇用管理者を選任するよう努めることを要請している。短時間雇用管理者は事業所におけるパートタイム労働者の雇用管理の改善等の組織体制の要ともいえるものであり、その選任により、自主的な推進体制を確立する必要があることから、事業主及び事業主

団体に対する説明会の開催、選任要件に該当する事業所に対する個別指導等の実施等により、短時間雇用管理者の選任勧奨に努めるとともに、選任された短時間雇用管理者を対象に講習会を開催し、パートタイム労働法及び指針の内容の理解の向上を図っている。

(3) 短時間労働者援助センターによる雇用改善等援助事業の実施

パートタイム労働法に基づき、平成6年4月1日財21世紀職業財団を短時間労働者援助センターとして指定したところであるが、短時間労働者援助センターにおいては、以下のパートタイム労働者の雇用改善等援助事業を行っている。

イ パートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する助成金の支給

(4) 中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金

中小企業事業主が、通常の労働者との均衡等を考慮して、パートタイム労働者についても健康診断、人間ドック、慶弔見舞金、講習、保険（共済）の保険金（共済金）の負担、通勤に関する便宜共有の実施等一定の福利厚生制度を適用する場合に、それに要する費用の一部（一定額）を助成するものである。

(5) 事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金

中小企業事業主の団体が、構成事業主の雇用するパートタイム労働者の雇用管理の改善等のために労働条件の適正化及び雇用管理の改善に関する情報提供、講習の実施等の活動を行う場合に経費の3分の2（最高限度額1,000万円）を3か年間助成するものである。

ロ パートタイム労働者に係る情報提供、相談援助事業

主婦を中心とする未就業者等に対するガイダンス等による情報提供、相談援助、パートタイム労働者に対する職業上の悩みごと等に関する相談を実施するとともに、事業主等に対するパートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する情報提供、相談援助を行っている。

ハ 短時間雇用管理者等に対する研修会の実施

短時間雇用管理者等がパートタイム労働者の雇用管理の改善等の方策に関する専門的、技術的な手法等実情に即した具体的な知識を得るための研修を行っている。

ニ パートタイム労働者雇用管理自主的改善事業の実施

アドバイザーによる相談、援助の実施、自主点検及び優良事業所表彰を行い、事業主による自主的な雇用管理の改善等を促している。

ホ パートタイム労働者の能力活用に関する業種別使用者会議の開催

企業の好事例の紹介、情報交換等を行うことにより、パートタイム労働者の能力活用を図るための環境整備を行っている。

(4) パートタイム労働者の雇用の安定

イ パートバンク・パートサテライトの設置等、需給調整機能の充実

パートタイム労働者の増加に対処するため、パートタイム労働者の職業紹介を専門に取り扱う「パートバンク」の設置を促進し（平成6年度末までに66か所設置）、より規模の小さな都市に設置するパートサテライトについても、充実を図っている（平成6年度中に10か所増設し、55か所）。

ロ 雇用労務相談の実施

パートバンクに、雇用・労働問題に精通した専門の相談員を配置し、従業員の職場定着、労働条件、福利厚生、職場の人間関係等の雇用管理に関する相談に幅広く対応している。

ハ 雇用保険の適用の拡大

パートタイム労働者の生活の安定、福祉の増進等を図るため、平成元年の雇用保険法改正により、1週間の所定労働時間等について一定の要件を満たすパートタイム労働者に対する雇用保険の適用の拡大が図られた。

なお、平成6年4月改正により、1週間の所定労働時間の要件は20時間以上に引き下げられた。

(5) パートタイム労働者の能力開発の推進等

平成元年度から、都市部及びその周辺の職業能力開発促進センターにおいて、また、平成3年度から都道府県立職業能力開発校において、パートタイム求職者に対するワープロ入門・パソコン入門等の10日間程度の短期の普通職業訓練を実施している。

また、公共職業安定所においては、パートタイム労働者に職業に関する知識等を付与する「パートタイマー職業教室」を実施する等の対策を実施している。

(6) パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進

パートタイム労働者について中小企業退職金共済制度への加入促進を図るため、平成2年に「中小企業退職金共済法」の一部改正が行われ、掛金月額の最低額について、通常4,000円のところ、パートタイム労働者については、2,000円と3,000円の特例が設けられた。

4 女性の再就職等援助対策の推進

女性のライフサイクルの変化やサービス経済化の進展に伴い、女性の職場進出が進み、育児期以後、再就職を希望する女性が増加している。しかし、再就職を希望する女性は、長期の離職期間があるため技術革新や情報の急速な進展に対応できない者も多い。

そのため労働省としては、これらの再就職を希望する女性を中心として、その意識の啓発、再就職に関する情報提供、職業能力開発機会の提供等の援助を推進している。

(1) 女子再雇用制度の普及促進

育児負担が軽くなってから再就職を希望する女性のニーズに応えるものとして、元の企業への復帰を可能にする女子再雇用制度の普及が求められているが、均等法において、事業主は「再雇用特別措置及びこれに準ずる措置」

を実施するよう努めるとともに、国は事業主に対して、再雇用特別措置の普及を促進するため、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めることが規定されている。

女子再雇用制度の普及促進のために従来から一定の要件を満たす女子再雇用制度を設けている企業に対し、「女子再雇用促進給付金」（対象者1人当たり中小企業40万円、大企業30万円）を支給し、同制度の一層の普及促進を図っている。

(2) 婦人就業援助促進事業の推進

女性の就業ニーズの多様化、再就職を希望する女性の増加に伴い、婦人就業援助対策の必要性はますます大きくなっている。

このため、昭和54年度から地方公共団体が設置する婦人就業援助施設（平成6年度現在52か所）に対し国の補助を行い、再就職を希望する女性の就業を促進するため、ワープロ、パソコン、経理事務、販売、病人介護などの就業に必要な技術習得等を実施するとともに、就業に関する広範な相談・指導を行っている。

(3) 母子家庭の母等就業援助対策の推進

母子家庭の母等は高い就業率は示しているが、乳幼児等家族の世話をする必要があること、職業経験が乏しく、技能が十分でないことから、条件の良い就職を妨げられている場合が多いため、次の就業援助対策を講じている。

- ① 婦人就業援助施設における技術講習を受講する母子家庭の母等で所得が一定額以下の者に対する受講旅費等の支給（最高日額1,470円）。
- ② 寡婦等担当職業相談員による職業相談の実施。
- ③ 公共職業安定所長の指示により公共職業訓練又は職場適応訓練を受講する母子家庭の母等で所得が一定額以下の者に対する訓練手当の支給（平均月額13万3,520円）。
- ④ 母子家庭の母等を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働

者として雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給（雇用者1人につき1年間の賃金の2分の1相当額、ただし中小企業は3分の2）。

⑤ 母子家庭の母等に対し、委託を受けて職場適応訓練を実施する事業主に対する職場適応訓練費の支給（訓練生1人につき月額2万2,600円）。

⑥ 母子家庭の母等及び寡婦の就業援助に関する諸制度の周知と雇用促進について社会一般の気運の醸成を図るための啓発活動の実施。

(4) レディス・ハローワーク事業の実施

高学歴化やライフスタイルの変化等に伴う女性の社会的進出意欲の高まりも著しいものがあるが、女子の場合、意欲と能力はあっても育児・家事等の制約条件のために潜在労働力化している未就業層が相当数にのぼるものと考えられる。

一方、若年労働力を中心とする労働力不足が中・長期的に予測される中、今後の労働力需給調整を円滑に進めていくためには、高齢労働力の活用と同時に、女子労働力の積極的活用を図ることが、重要な課題となっている。

このようなことから「就業希望登録」「雇用促進プログラム」「多様な求職ニーズに応じた職業紹介」等のきめ細かな再就職援助措置を内容とする「レディス・ハローワーク事業」を平成3年度から実施しており、この事業を専門的に取り扱う公共職業安定所として、札幌・仙台・東京・神奈川・愛知・大阪・神戸・福岡に女性の再就職援助のための公共職業安定所「レディス・ハローワーク」を設置し、女子労働者の働きやすい環境作りに努めると同時に、女性の再就職援助を推進しているところである。また6年度には3所増設する予定となっている。

(5) 女子再就職準備サービス事業の実施

平成3年度から、出産、育児等により職業を中断した後に再就職したいと希望している女性を対象に、各都道府県にある雇用促進事業団の雇用促進セ

ンターにおいて、婦人少年室等との連携のもと、女子再就職準備サービス事業を実施し、再就職を希望している女子の円滑な再就職の促進と再就職の機会の拡大に資することとしている。具体的には、都道府県雇用促進センターにおいて、年6回程度、5日間程度の日程で、再就職のための自己診断、企業訪問、OA機器の操作実習等を内容とした「ナイスワークセミナー」を実施している。

(6) 働く婦人の家の機能の充実

働く婦人の家は、地方公共団体が設置する主に中小企業に働く女子労働者等のための福祉施設であり、その設置に対して国の補助を行っている。

働く婦人の家では、女子労働者に対する相談、指導及び講習等の実施、休養、レクリエーションの場の提供などを行っている。

働く婦人の家は、5年度末現在で226所設置されている。

(7) 女子労働者に対する講習等の実施

婦人少年室では、主として中小企業に働く中堅女子労働者を対象に職業意識、職業能力の向上を図ることを目的として、女子在職者講習を実施している。

また、職業生活と家庭生活との調和の促進等に資するため、女子労働者の生活講座を働く婦人の家の協力を得て実施している。

5 家内労働対策の推進

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、次の施策を推進している。

(1) 家内労働法の周知徹底

イ 家内労働手帳の交付の徹底

委託者が家内労働者に仕事を委託するときは、工賃単価、品名、数量、納

期などを記入した家内労働手帳を家内労働者に交付しなければならないことになっている。家内労働者の労働条件を確保し、当事者間の無用の紛争を防止するためにも、家内労働の委託条件の明確化を図ることが最も基本であり、このため、家内労働手帳の交付の徹底を図っている。

また、取り扱いやすく工夫されたモデル様式として「伝票式家内労働手帳」の普及にも努めている。

ロ 工賃支払の確保

原則として工賃は、通貨で全額、家内労働者から物品が納入された日から1か月以内に委託者が支払わなければならない。工賃不払いについては、関連する情報を的確に把握するとともに、必要に応じ監督指導を実施するなど、法違反の防止及びその早期解決に努めている。

ハ 最低工賃の決定及び周知

工賃の低廉な家内労働者について工賃の改善を図るため、家内労働審議会等の審議に基づき、物品の一定単位ごとに、最低工賃を決定している。最低工賃が決定されると、委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。現在、平成4年度を初年度とする「第4次最低工賃新設・改正計画」に基づき、計画的に新設・改正を行うとともに、最低工賃の十分な周知に努めている。

なお、最低工賃は、平成6年8月末日現在190件決定されている。

ニ 安全及び衛生の確保

危険有害業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保に努めるとともに、委託者団体による自主的な家内労働災害防止活動の促進を図っている。

また、粉じん作業、有機溶剤作業、鉛作業に従事する者に対しては、中央労働災害防止協会に委託して行う特殊健康診断を実施し、職業性疾患の早期発見及び実態の把握に努めている。

なお、プレス機械や動力機械などを使用する危険な業務、有機溶剤や鉛を使用する有害な業務に従事する家内労働者は、労災保険に特別加入することができ、その制度の周知と加入の促進を図っている。

ホ 家内労働旬間の実施

家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の向上を一層促進するため「家内労働旬間」を毎年5月21日～31日に設定し、スローガン（平成6年「仕事と工賃 家内労働手帳で確認を！」）を掲げ、集中的に広報活動、監督指導等を行っている。

(2) ワープロ作業に係る対策

ワープロ作業を行う在宅就業については、「家内労働法におけるワープロ作業の取扱いについて」（平成2年3月31日付け基発第184号・婦発第57号通知）により、一定の要件に該当する場合家内労働法の適用があるものとしたところである。平成6年8月末日現在「長野県出版業・印刷業・製版業・筆耕業最低工賃」において、ワープロ入力の最低工賃が設定されている。

(3) いわゆる「インチキ内職」の被害防止

高収入のうたい文句で高額の講習料を取られ、あるいは高額の機械を買わされたにもかかわらず、期待した収入が得られないなどのいわゆる「インチキ内職」については、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう広報活動を行い、注意の喚起を図っている。

6 女性の地位向上のための施策の推進

21世紀に向けて、女性の地位を実際に向上させていくためには、意識面において根強く残っている女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直すための努力や、政策・方針決定への女性の参加の促進を継続して行うことが必要である。このため、平成6年度の女性の地位向上のための施策は次のように実施している。

(1) 婦人週間の実施

日本の女性が初めて参政権を行使した昭和21年4月10日を記念して、昭和

24年から毎年4月10日に始まる一週間を「婦人週間」とし、女性の地位向上のための特別活動を行っている。

第46回婦人週間は、テーマを前年度に引き続き「性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう」とし、キャッチフレーズを「個性で奏でるメロディー 男女で創るハーモニー」と定めて全国的に広報啓発活動を実施した。また、第46回婦人週間全国会議を平成6年4月20日に開催した。

(2) 政策、方針決定への参加の促進

各種審議会等における女性委員の比率を高めるため、あらゆる機会をとらえて、関係機関、団体等に対して協力要請を行っている。

特に、毎年6月には「女性の公職参加状況調べ」を実施し、これらの結果等を踏まえて各種審議会等への女性の参加促進を図っている。

7 女性の能力開発

職業訓練は、国、都道府県、雇用促進事業団等の行う公共職業訓練と事業主やその団体等民間で行われる職業訓練に大別される。

公共職業能力開発施設が行う職業訓練には、普通職業訓練、高度職業訓練（職業能力開発促進法の改正により、従来の養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練の体系を再編）の2種類があり、これらの訓練を行う施設は全国で354校で平成5年度における職業訓練実施規模は約38万人であった。

公共職業能力開発施設への入校者に占める女性の割合（4年度）は、養成訓練では20.3%、能力再開発訓練では45.4%となっている。訓練科目別では、家政科、洋裁科、和裁科、縫製科、トレース科、情報ビジネス科、一般事務科、販売科、介護サービス科等で女性の割合が高い。

また、平成元年度より、大都市部及びその周辺の職業能力開発促進センターにおいて、さらに平成3年度より都市部の職業能力開発校において、パートタイム求職者に対する短期訓練を実施している。

民間における職業訓練で、公共職業訓練と同水準の教科、訓練期間、設備

等によって行う認定職業訓練は、平成5年度において、事業主が単独で行うものが395所、事業主等の団体で行うものが972所である。5年4月に在籍した長期間課程訓練の訓練生のうち、女性は15.7%（前年16.4%）である。訓練科目別では、和裁科、洋裁科、美容科の3科で全体の57%を占めている。

8 国際協力の推進

女性の地位向上、男女平等の実現は国際的課題であり、国際社会において我が国の果たすべき役割、我が国への期待も高まっているところから、「開発と女性」の視点を踏まえた国際協力を積極的に推進し、国際協力事業団が行う研修員受入れ事業に協力して、開発途上国における女性行政官及び民間部門における女性リーダーを対象とする「女性の地位向上セミナー」を実施している。

なお、平成5年度から開発途上国の女子労働関係者の置かれた状況を改善するため、我が国と開発途上国の女子労働者間の経験・知識の相互交流を行う「アジア女性労働交流事業」を実施している。

9 労働時間短縮対策

労働時間短縮は、我が国全体として取り組むべき国民的課題となっているが、働く女性にとっても、職業と家族的責任の両立を図る上で重要な条件となっている。

昭和63年4月には、週40時間労働制の実現に向け、法定労働時間を段階的に短縮すること等を内容とする改正労働基準法が施行され、我が国全体が完全週休2日制の定着に向け歩み出した。

平成4年6月には新しい経済計画、10月には「労働時間短縮推進計画」がそれぞれ閣議決定され、「計画期間中に年間総労働時間1800時間を達成することを目標とする。」という労働時間短縮の目標が、政府全体の方針として定められ、労働省では完全週休2日制の普及促進、年次有給休暇の完全取得の促進、連続休暇の普及・拡大、所定外労働の削減を重点に労働時間対策の

積極的推進に努めている。

このような中、平成6年4月より改正労働基準法が施行され、中小企業等の猶予対象事業場を除き完全週休2日制に相当する週40時間制がスタートし、さらに、同改正法では平成9年4月より原則として全ての事業場が週40時間制に移行することとなっている。

今後はこれら中小企業等の労働時間短縮を進めていくことが重要であり、労働省としては中小企業労働時間短縮促進特別奨励金制度等を活用しつつ、積極的に支援・援助を行っていくこととしている。

付属統計表

付 属 統 計 表

目 次

(就業状況等)

付表 1	15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移	付 5
付表 2	年齢階級別労働力人口及び労働力率の推移	付 6
付表 3	配偶関係別女子労働力率の推移	付 8
付表 4	年齢階級、配偶関係別女子労働力人口及び雇用者の割合	付 8
付表 5	主な活動状態別女子非労働力人口の推移	付 9
付表 6	従業上の地位別就業者数の推移	付10
付表 7	従業上の地位別就業者構成比の推移	付12
付表 8	産業別就業者数及び構成比の推移	付14
付表 9	完全失業者数及び完全失業率の推移	付16
付表10	求職理由別完全失業者数及び構成比の推移	付17

(雇用状況等)

付表11	産業別雇用者数の推移	付18
付表12	産業別雇用者数の構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移	付20
付表13	職業別雇用者数、構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移	付22
付表14	規模別雇用者数及び構成比の推移（非農林業）	付24
付表15	年齢階級別雇用者数、構成比及び15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移	付26
付表16	雇用形態別雇用者数及び構成比の推移（非農林業）	付28
付表17	配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移（非農林業）	付29
付表18	有配偶女子の就業状態の推移	付29
付表19	妻と夫の就業状態別世帯数及び割合—典型的一般世帯—	付30
付表20	末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態	付31
付表21	学歴別女子労働者数及び構成比の推移	付31
付表22	学歴、産業・企業規模別女子労働者の割合	付32
付表23	平均年齢及び平均勤続年数の推移	付32
付表24	年齢階級別平均勤続年数の推移	付33
付表25	勤続年数階級別女子労働者構成比の推移	付34
付表26	年齢階級別女子役職者の構成比	付34
付表27	一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移（月平均）	付35

付表28	中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移	付36
付表29	就業形態別入職・離職状況の推移	付37
付表30	女子の産業別入職・離職状況の推移	付38
付表31	職歴別女子入職者	付39
付表32	年齢階級別女子の一般未就業者数及び転職入職者数並びに構成比	付40
付表33	就業の動機別女子入職者数の割合	付42
付表34	女子の離職理由の推移	付43
付表35	年齢階級、離職理由別女子離職者の割合	付44
付表36	学歴別新規学卒就職者数、構成比及び就職率の推移	付45
付表37	新規高卒者の産業別就職者数の構成比の推移	付48
付表38	産業別新規学卒就職者数の構成比の推移	付49
付表39	職業別4年制大学卒就職者数及び構成比の推移	付51
付表40	学校種類別進学率の推移	付52
付表41	新規学卒者の就職状況	付53
付表42	新規大卒者未就業の規模別、一般・パート別入職状況	付54
付表43	関係学科別大学在学生数の構成比の推移	付55

(賃金、労働時間等)

付表44	1人平均月間現金給与額	付55
付表45	産業別1人平均月間現金給与総額	付56
付表46	きまって支給する現金給与額、所定内給与額の推移	付58
付表47	年齢階級別所定内給与額、対前年上昇率、年齢間格差	付58
付表48	女子労働者の学歴別所定内給与額、年齢間格差	付59
付表49	標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差	付60
付表50	新規学卒者の初任給額の推移	付61
付表51	1人平均月間実労働時間数及び出勤日数の推移	付62
付表52	産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数	付63

(母性保護等)

付表53	女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合	付65
付表54	1人平均産前産後休業日数	付65
付表55	妊娠中の簡易業務転換者及び育児時間請求者の割合	付66
付表56	生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況	付66
付表57	妊産婦に対する健康管理措置の実施事業所の割合	付67
付表58	妊娠・出産による退職者の割合	付67
付表59	女子再雇用制度実施事業所の割合	付67

（家計）

付表60	勤労者世帯の家計収支の推移	付68
付表61	核家族共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比	付69

（労働組合）

付表62	労働組合員数及び推定組織率の推移	付70
付表63	産業別労働組合数及び組合員数	付71

（パートタイム労働）

付表64	短時間雇用者数及び構成比の推移	付72
付表65	産業別女子短時間雇用者数及び構成比の推移	付73
付表66	規模別女子短時間雇用者数及び構成比の推移（非農林業）	付74
付表67	産業・規模別女子パートタイム労働者の平均勤続年数の推移	付75
付表68	産業・規模別女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数の推移	付76
付表69	年齢階級・産業・規模別女子パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移	付77
付表70	産業・規模別女子パートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額の推移	付77

（家内労働）

付表71	家内労働従事者数の推移	付78
付表72	業種別家内労働者の推移	付79

（働く女性と家族）

付表73	世帯構成の推移	付80
付表74	「女性が仕事をもつのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである」という考え方に対する意識	付81
付表75	家庭を重視する男性の割合の変化	付82
付表76	共働き（雇用者世帯）の妻と夫の生活時間	付83
付表77	家族構成、末子の年齢区分別保育状況	付84
付表78	家族構成、子供の年齢別保育方法	付86
付表79	家族構成、子供の年齢別通常の保育方法で対応できない場合の対応	付87
付表80	家族構成、子供の年齢別子供が病気の場合の対応	付88
付表81	末子の年齢区分別、決まった休日以外の休暇取得の有無及び休暇取得の理由	付89
付表82	介護休業制度実施事業所の割合	付89
付表83	老親等家族の介護の程度別労働者の割合	付90
付表84	要介護者がいた労働者の配偶者の介護に対する対応状況	付90

付表85	介護の問題点	付91
付表86	介護のための福祉制度・慣行等の利用状況別労働者数の割合	付92
付表87	長く働き続ける場合の困難や障害	付92
付表88	女子離職者（前職は有業者）の離職理由	付93
付表89	育児休業中の金銭支給の有無	付94
付表90	規模別会社から育児休業期間中に支給される金銭の有無及び内 容別事業所割合	付94
付表91	規模別取得した育児休業期間別育児休業取得者割合	付95
付表92	規模別育児のための勤務時間の短縮等の措置の導入事業所割合	付95
付表93	規模別勤務時間の短縮等の措置あり事業所の出産者に占める利 用者割合	付96
付表94	介護のための勤務時間短縮等の措置の形態別事業所割合	付96
付表95	引越を伴う転勤（国内）に対する意識	付97
	（その他）	
付表96	人口動態の推移	付98
付表97	主要国の労働力人口、労働力率、雇用者数及び総数に占める女 子の割合	付100
付表98	主要国の年齢階級別労働力人口及び労働力率	付102
付表99	主要国の従業上の地位別就業者数の構成比	付104
付表100	主要国の産業別雇用者数及び構成比	付106
付表101	主要国の職業別雇用者数及び構成比	付108
付表102	主要国の非農林業部門における労働者の賃金の男女格差	付109

付表1 15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移

区 分		15歳以上人口 (A)	労働力人口 (B)	非労働力人口	労働力率 (B)/(A)	労働力人口の 男女別構成比
		万人	万人	万人	%	%
男	昭和 35 年	6,520	4,511	1,998	69.2	100.0
	40	7,287	4,787	2,497	65.7	100.0
	45	7,885	5,153	2,723	65.4	100.0
	50	8,443	5,323	3,095	63.0	100.0
	55	8,932	5,650	3,249	63.3	100.0
	56	9,017	5,707	3,279	63.3	100.0
	57	9,116	5,774	3,309	63.3	100.0
	58	9,232	5,889	3,305	63.8	100.0
	59	9,347	5,927	3,373	63.4	100.0
	60	9,465	5,963	3,450	63.0	100.0
	61	9,587	6,020	3,513	62.8	100.0
	62	9,720	6,084	3,584	62.6	100.0
	63	9,849	6,166	3,635	62.6	100.0
	平成 元	9,974	6,270	3,655	62.9	100.0
	2	10,089	6,384	3,657	63.3	100.0
	3	10,199	6,505	3,649	63.8	100.0
女	昭和 35 年	3,370	1,838	1,526	54.5	40.7
	40	3,758	1,903	1,853	50.6	39.8
	45	4,060	2,024	2,032	49.9	39.3
	50	4,344	1,987	2,342	45.7	37.3
	55	4,591	2,185	2,391	47.6	38.7
	56	4,634	2,209	2,411	47.7	38.7
	57	4,687	2,252	2,420	48.0	39.0
	58	4,746	2,324	2,404	49.0	39.5
	59	4,804	2,347	2,436	48.9	39.6
	60	4,863	2,367	2,472	48.7	39.7
	61	4,925	2,395	2,506	48.6	39.8
	62	4,995	2,429	2,542	48.6	39.9
	63	5,059	2,473	2,563	48.9	40.1
	平成 元	5,120	2,533	2,564	49.5	40.4
	2	5,178	2,593	2,562	50.1	40.6
	3	5,233	2,651	2,561	50.7	40.8
計	昭和 35 年	10,283	6,578	3,679	64.0	100.0
	40	10,370	6,615	3,740	63.8	100.0
	45	12,089	7,781	4,308	64.4	100.0
	50	12,837	8,246	4,591	64.3	100.0
	55	13,629	8,702	4,927	63.8	100.0
	56	13,761	8,754	5,007	63.6	100.0
	57	13,893	8,811	5,082	63.4	100.0
	58	14,024	8,889	5,155	63.4	100.0
	59	14,159	8,974	5,235	63.4	100.0
	60	14,299	9,063	5,316	63.3	100.0
	61	14,437	9,154	5,393	63.4	100.0
	62	14,574	9,246	5,468	63.5	100.0
	63	14,710	9,339	5,541	63.5	100.0
	平成 元	14,845	9,433	5,612	63.6	100.0
	2	14,980	9,527	5,683	63.7	100.0
	3	15,114	9,621	5,753	63.7	100.0
	4	15,248	9,715	5,823	63.8	100.0
	5	15,382	9,809	5,893	63.8	100.0
男	昭和 35 年	3,151	2,673	472	84.8	59.3
	40	3,529	2,884	644	81.7	60.2
	45	3,825	3,129	691	81.8	60.7
	50	4,099	3,336	754	81.4	62.7
	55	4,341	3,465	859	79.8	61.3
	56	4,384	3,498	868	79.8	61.3
	57	4,430	3,522	889	79.5	61.0
	58	4,486	3,564	901	79.4	60.5
	59	4,544	3,580	937	78.8	60.4
	60	4,602	3,596	978	78.1	60.3
	61	4,662	3,626	1,007	77.8	60.2
	62	4,726	3,655	1,043	77.3	60.1
	63	4,790	3,693	1,071	77.1	59.9
	平成 元	4,854	3,737	1,091	77.0	59.6
	2	4,911	3,791	1,095	77.2	59.4
	3	4,965	3,854	1,088	77.6	59.2
	4	5,002	3,899	1,090	77.9	59.3
	5	5,044	3,935	1,101	78.0	59.5

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表2 年齢階級別労働力

区 分	総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65歳 以上
労働人口 (万人)	昭35	1,838	219	277	217	216	200	457		162		80
	40	1,903	191	325	204	205	226	506		172		75
	45	2,024	153	374	208	201	234	235	199	153	116	77
	50	1,987	85	301	226	204	227	245	227	182	126	89
	55	2,185	74	273	223	255	268	268	261	216	156	97
	56	2,209	72	272	215	274	258	274	267	218	160	99
	57	2,252	70	275	210	272	268	286	274	225	166	103
	58	2,324	78	281	210	261	287	300	279	235	175	110
	59	2,347	79	284	212	244	297	316	277	239	178	111
	60	2,367	72	289	210	229	317	313	282	244	182	116
	61	2,395	78	295	210	215	341	302	286	251	182	120
	62	2,429	78	299	219	208	336	305	295	254	189	124
	63	2,473	79	308	226	203	317	322	305	261	194	128
	平元	2,533	84	318	232	201	300	341	325	262	201	134
	2	2,593	87	326	245	200	283	366	327	268	212	138
	3	2,651	86	343	252	203	267	392	313	276	222	145
	4	2,679	83	353	258	203	257	385	319	288	225	148
	5	2,681	79	356	267	204	246	362	338	291	229	150
男	昭35	2,673	234	325	360	368	275	678		304		144
	40	2,884	201	400	395	386	363	681		306		153
	45	3,129	148	434	435	403	400	357	257	206	186	145
	50	3,336	83	351	521	454	412	401	351	250	190	154
	55	3,455	73	279	440	521	450	407	391	340	228	151
	56	3,498	73	281	419	551	429	411	399	349	247	150
	57	3,522	77	280	402	541	441	423	401	357	265	152
	58	3,564	84	286	390	510	469	431	402	365	284	155
	59	3,580	82	289	384	474	492	450	397	369	297	163
	60	3,596	79	293	378	444	522	445	397	374	307	171
	61	3,626	86	296	377	420	551	425	402	381	316	185
	62	3,655	86	301	378	406	539	434	414	384	325	198
	63	3,693	87	309	382	394	509	463	423	387	334	209
	平元	3,737	87	319	385	389	475	487	444	383	340	222
	2	3,791	94	327	396	384	448	518	439	385	348	234
	3	3,854	97	348	398	382	427	550	420	392	359	245
	4	3,899	96	363	399	385	410	541	432	406	364	255
	5	3,935	91	375	411	388	398	510	460	415	367	263

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35, 40年の年齢階級別内訳の数字は時系列接続用に補正していない。

人口及び労働力率の推移

区 分			総 数	15~ 19歳	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60~ 64	65歳 以上
労働力率 (%)	女	昭35	54.5	49.0	70.8	54.5	56.5	59.0	59.0			46.7		25.6
		40	50.6	35.8	70.2	49.0	51.1	59.6	60.2			45.3		21.6
		45	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9
		50	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
		55	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
		56	47.7	18.0	70.3	50.0	48.9	58.8	64.6	64.8	58.8	50.0	38.5	15.6
		57	48.0	17.2	71.1	51.0	49.5	59.7	65.7	65.9	59.4	50.3	38.6	16.0
		58	49.0	18.7	72.1	52.8	50.4	60.3	67.6	66.9	60.6	51.5	39.6	16.1
		59	48.9	18.5	72.4	53.9	50.6	59.6	68.1	67.1	61.0	50.9	38.0	15.9
		60	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5
		61	48.6	17.2	73.8	54.5	50.0	61.0	68.8	68.1	61.7	49.9	38.6	15.2
		62	48.6	16.6	73.6	56.9	50.5	61.3	68.4	68.4	61.8	50.8	38.5	15.4
		63	48.9	16.5	73.7	58.2	50.9	61.3	68.1	69.3	63.3	50.9	38.6	15.7
		平元	49.5	17.3	74.3	59.6	51.1	62.4	68.8	70.7	64.2	52.2	39.2	15.8
		2	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2
		3	50.7	17.8	75.6	63.2	52.9	62.1	70.4	72.1	66.5	55.5	40.7	16.6
		4	50.7	17.6	75.6	64.0	52.7	62.4	70.5	72.0	67.6	55.6	40.7	16.7
		5	50.3	17.4	74.5	64.3	52.7	61.7	70.3	71.9	66.9	56.4	40.1	16.0
男	昭35	84.8	52.7	87.8	95.5	96.6	96.2	95.9			85.6		56.9	
	40	81.7	36.3	85.8	96.8	97.0	97.1	96.3			86.7		56.3	
	45	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4	
	50	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	97.6	96.7	96.2	92.2	79.4	44.4	
	55	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0	
	56	79.8	17.4	70.3	96.3	97.7	97.7	97.4	97.1	95.6	91.1	76.5	41.0	
	57	79.5	18.1	70.2	96.4	97.5	98.0	97.7	97.1	95.7	91.1	76.0	38.8	
	58	79.4	19.1	71.0	96.5	97.5	97.9	97.5	97.1	95.8	91.3	74.9	38.9	
	59	78.8	18.2	71.0	96.2	97.3	97.8	97.6	97.1	95.6	90.5	73.8	37.6	
	60	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0	
	61	77.8	18.0	70.8	95.9	96.8	97.3	97.3	96.6	95.3	90.5	72.5	36.2	
	62	77.3	17.4	71.3	95.9	96.9	97.3	97.3	97.2	95.5	91.0	71.7	35.6	
	63	77.1	17.2	71.0	96.2	97.0	97.5	97.5	97.2	96.0	91.3	71.1	35.8	
	平元	77.0	17.0	71.2	96.0	97.0	97.5	97.4	97.6	96.0	91.6	71.4	35.8	
	2	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5	
	3	77.6	19.1	72.8	96.1	97.4	97.9	97.9	97.4	96.3	93.2	74.2	38.0	
	4	77.9	19.4	74.5	96.4	98.0	98.1	98.2	98.0	97.1	93.6	75.0	38.2	
	5	78.0	19.0	75.2	96.5	98.0	98.3	98.3	97.9	97.2	94.1	75.6	37.7	

付表3 配偶関係別女子労働力率の推移

(単位 %)

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死 別・離 別
昭和 37 年	53.4	63.6	51.1	44.5
40	50.6	56.4	49.9	42.9
45	49.9	59.3	48.3	39.9
50	45.8	54.3	45.2	36.2
55	47.6	52.6	49.2	34.2
56	47.7	52.8	49.4	33.6
57	48.0	52.5	50.0	33.6
58	49.0	53.4	51.3	33.4
59	48.9	53.6	51.1	32.9
60	48.7	53.0	51.1	32.9
61	48.6	53.3	51.1	32.4
62	48.6	53.0	51.3	31.9
63	48.9	53.3	51.6	31.7
平成 元	49.5	54.2	52.3	31.7
2	50.1	55.2	52.7	32.3
3	50.7	56.4	53.2	32.4
4	50.7	57.4	52.9	32.7
5	50.3	57.7	52.2	32.5

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表4 年齢階級、配偶関係別女子労働力人口及び雇用者の割合

(単位 %)

	未 婚		有 配 偶		死 別・離 別	
	昭和58年	平成5年	58年	5年	58年	5年
計	53.4(47.0)	57.7(52.0)	51.3(29.1)	52.2(36.3)	33.4	32.5
15～19歳	18.5(16.9)	17.3(15.6)	* (*)	* (*)	*	*
20～24	79.5(73.4)	79.4(73.4)	40.3(31.2)	40.7(33.9)	*	*
25～29	86.5(76.0)	91.9(84.3)	40.1(28.4)	40.8(33.6)	*	*
30～34	81.8(65.9)	88.5(78.7)	46.3(27.9)	44.4(34.5)	80.0	92.3
35～39	77.8(59.3)	82.4(67.6)	57.8(35.4)	58.1(44.2)	85.7	94.4
40～44	78.9(57.9)	75.9(62.1)	66.1(41.2)	68.4(52.2)	84.6	88.2
45～49	75.0(50.0)	77.3(59.1)	65.0(39.1)	70.3(52.1)	82.9	85.4
50～54	75.0(56.3)	73.3(60.0)	58.3(31.9)	65.4(45.9)	73.3	77.6
55～64	57.9(42.1)	51.9(37.0)	45.5(17.1)	47.4(26.6)	46.9	53.5
65歳以上	* (*)	22.7(9.1)	22.4(4.5)	21.7(6.4)	12.2	11.2

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は当該年齢人口に占める雇用者の割合である。

付表5 主な活動状態別女子非労働力人口の推移

区 分		計	家 事	通 学	そ の 他
非 勞 働 力 人 口 (万 人)	昭和 35 年	1,526	1,005	216	306
	40	1,853	1,188	341	23
	45	2,032	1,373	323	335
	50	2,342	1,603	336	403
	55	2,391	1,560	370	461
	56	2,411	1,565	368	478
	57	2,420	1,547	379	495
	58	2,404	1,517	379	509
	59	2,436	1,516	391	529
	60	2,472	1,528	407	537
	61	2,506	1,542	416	547
	62	2,542	1,536	435	571
	63	2,563	1,533	448	582
	平成 元	2,564	1,522	452	590
	2	2,562	1,514	451	597
	3	2,561	1,512	450	599
	4	2,590	1,553	446	591
	5	2,639	1,595	441	603
構 成 比 (%)	昭和 35 年	100.0	65.9 (29.8)	14.2	20.1
	40	100.0	64.1 (31.6)	18.4	17.4
	45	100.0	67.6 (33.8)	15.9	16.5
	50	100.0	68.5 (36.9)	14.4	17.2
	55	100.0	65.2 (34.0)	15.5	19.3
	56	100.0	64.9 (33.8)	15.3	19.8
	57	100.0	63.9 (33.0)	15.7	20.5
	58	100.0	63.1 (32.0)	15.8	21.2
	59	100.0	62.2 (31.6)	16.1	21.7
	60	100.0	61.8 (31.4)	16.5	21.7
	61	100.0	61.5 (31.3)	16.6	21.8
	62	100.0	60.4 (30.8)	17.1	22.5
	63	100.0	59.8 (30.3)	17.5	22.7
	平成 元	100.0	59.4 (29.7)	17.6	23.0
	2	100.0	59.1 (29.2)	17.6	23.3
	3	100.0	59.0 (28.9)	17.6	23.4
	4	100.0	60.0 (29.4)	17.2	22.8
	5	100.0	60.4 (29.9)	16.7	22.8

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は15歳以上人口に占める家事専業者の割合

付表6 従業上の地位別

区 分			全 産 業				計
			計	自営業主	家族従業者	雇 用 者	
就 業 者 数 (万 人)	男	昭和 35 年	4,436	1,006	1,061	2,370	1,273
		40	4,730	939	915	2,876	1,046
		45	5,094	977	805	3,306	842
		50	5,223	939	628	3,646	618
		55	5,536	951	603	3,971	532
		56	5,581	943	592	4,037	510
		57	5,638	943	587	4,098	502
		58	5,733	938	574	4,208	485
		59	5,766	919	565	4,265	468
		60	5,807	916	559	4,313	464
	女	61	5,853	912	546	4,379	450
		62	5,911	915	549	4,428	446
		63	6,011	910	543	4,538	434
		平成 元	6,128	896	531	4,679	419
		2	6,249	878	517	4,835	411
		3	6,369	859	489	5,002	391
		4	6,436	843	456	5,119	375
		5	6,450	814	418	5,202	350
	女	昭和 35 年	1,807	285	784	738	661
		40	1,878	273	692	913	553
		45	2,003	285	619	1,096	442
		50	1,953	281	502	1,167	323
		55	2,142	293	491	1,354	272
		56	2,162	285	482	1,391	258
		57	2,200	296	483	1,418	256
		58	2,263	302	471	1,486	244
		59	2,282	296	463	1,518	235
		60	2,304	288	461	1,548	231
女	61	2,327	286	452	1,584	224	
	62	2,360	284	455	1,615	222	
	63	2,408	284	448	1,670	216	
	平成 元	2,474	281	437	1,749	208	
	2	2,536	271	424	1,834	204	
	3	2,592	265	402	1,918	192	
	4	2,619	263	375	1,974	181	
	5	2,610	251	343	2,009	167	
男	昭和 35 年	2,629	721	277	1,632	612	
	40	2,852	666	223	1,963	493	
	45	3,091	692	186	2,210	401	
	50	3,270	658	127	2,479	295	
	55	3,394	658	112	2,617	260	
	56	3,419	657	109	2,646	252	
	57	3,438	647	103	2,680	247	
	58	3,469	636	103	2,722	241	
	59	3,485	623	102	2,747	232	
	60	3,503	628	99	2,764	233	
男	61	3,526	626	94	2,795	226	
	62	3,551	631	94	2,813	224	
	63	3,602	626	95	2,868	219	
	平成 元	3,654	615	94	2,929	211	
	2	3,713	607	93	3,001	206	
	3	3,776	594	87	3,084	199	
	4	3,817	580	81	3,145	194	
	5	3,840	562	75	3,193	183	

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

就業者数の推移

農 林 業			非 農 林 業			
自営業主	家族従業者	雇 用 者	計	自営業主	家族従業者	雇 用 者
456	723	94	3,164	550	338	2,276
394	593	59	3,684	545	322	2,817
363	451	29	4,251	614	354	3,277
303	286	29	4,605	637	343	3,617
253	249	30	5,004	698	354	3,941
244	236	30	5,071	698	356	4,008
240	232	30	5,136	702	355	4,068
231	222	32	5,247	707	352	4,176
220	219	28	5,299	699	346	4,236
218	218	28	5,343	698	341	4,285
213	208	29	5,403	699	338	4,350
211	206	29	5,465	703	343	4,399
206	198	31	5,576	704	344	4,507
197	191	31	5,709	699	341	4,648
195	187	29	5,839	682	330	4,806
186	175	30	5,977	673	313	4,972
182	161	33	6,061	661	295	5,086
175	144	32	6,100	639	275	5,170
85	539	37	1,146	200	245	701
78	455	20	1,325	195	237	893
77	355	10	1,561	208	264	1,086
80	235	8	1,630	201	267	1,159
57	206	9	1,870	236	286	1,345
54	195	9	1,904	232	287	1,382
53	193	10	1,945	243	290	1,408
49	184	11	2,019	253	287	1,475
44	182	9	2,046	252	281	1,508
41	182	9	2,072	248	279	1,539
40	174	11	2,103	246	278	1,574
39	173	10	2,138	245	282	1,604
38	167	11	2,193	245	281	1,660
36	161	11	2,266	245	276	1,738
37	157	11	2,332	235	268	1,823
33	147	12	2,400	232	255	1,907
34	135	12	2,438	230	240	1,962
34	120	12	2,443	217	223	1,997
371	184	57	2,018	350	93	1,575
316	138	39	2,259	350	85	1,924
285	96	20	2,690	406	90	2,191
223	51	21	2,975	435	75	2,458
196	43	21	3,134	462	69	2,597
191	41	20	3,167	467	68	2,626
188	39	20	3,191	459	64	2,660
181	38	22	3,229	454	65	2,701
176	37	19	3,252	447	65	2,728
177	36	19	3,270	450	62	2,745
173	34	19	3,301	453	61	2,776
172	33	19	3,327	458	61	2,795
168	31	20	3,384	458	63	2,848
161	30	20	3,443	454	64	2,910
159	30	18	3,507	448	62	2,984
152	28	19	3,577	441	58	3,065
148	26	20	3,623	432	55	3,125
141	23	20	3,657	422	52	3,173

付表7 従業員上の地位別就

区 分			全 産 業 案				計
			計	自 営 業 主	家族従業員者	雇 用 者	
構 成 比	男 女 計	昭和 35 年	100.0	22.7	23.9	53.4	100.0
		40	100.0	19.9	19.3	60.8	100.0
		45	100.0	19.2	15.8	64.9	100.0
		50	100.0	18.0	12.0	69.8	100.0
		55	100.0	17.2	10.9	71.7	100.0
		56	100.0	16.9	10.6	72.3	100.0
		57	100.0	16.7	10.4	72.7	100.0
		58	100.0	16.4	10.0	73.4	100.0
		59	100.0	15.9	9.8	74.0	100.0
		60	100.0	15.8	9.6	74.3	100.0
		61	100.0	15.6	9.3	74.8	100.0
		62	100.0	15.5	9.3	74.9	100.0
		63	100.0	15.1	9.0	75.5	100.0
		平成 元	100.0	14.6	8.7	76.4	100.0
		2	100.0	14.1	8.3	77.4	100.0
		3	100.0	13.5	7.7	78.5	100.0
		4	100.0	13.1	7.1	79.5	100.0
		5	100.0	12.6	6.5	80.7	100.0
女	昭和 35 年	100.0	15.8	43.4	40.8	100.0	
	40	100.0	14.5	36.8	48.6	100.0	
	45	100.0	14.2	30.9	54.7	100.0	
	50	100.0	14.3	25.7	59.8	100.0	
	55	100.0	13.7	23.0	63.2	100.0	
	56	100.0	13.2	22.3	64.3	100.0	
	57	100.0	13.5	22.0	64.5	100.0	
	58	100.0	13.3	20.8	65.7	100.0	
	59	100.0	13.0	20.3	66.5	100.0	
	60	100.0	12.5	20.0	67.2	100.0	
	61	100.0	12.3	19.4	68.1	100.0	
	62	100.0	12.0	19.3	68.4	100.0	
	63	100.0	11.8	18.6	69.4	100.0	
	平成 元	100.0	11.4	17.7	70.7	100.0	
	2	100.0	10.7	16.7	72.3	100.0	
	3	100.0	10.2	15.5	74.0	100.0	
	4	100.0	10.0	14.3	75.4	100.0	
	5	100.0	9.6	13.1	77.0	100.0	
(%)	男	昭和 35 年	100.0	27.4	10.5	62.1	100.0
		40	100.0	23.4	7.8	68.8	100.0
		45	100.0	22.4	6.0	71.5	100.0
		50	100.0	20.1	3.9	75.8	100.0
		55	100.0	19.4	3.3	77.1	100.0
		56	100.0	19.2	3.2	77.4	100.0
		57	100.0	18.8	3.0	78.0	100.0
		58	100.0	18.3	3.0	78.5	100.0
		59	100.0	17.9	2.9	78.8	100.0
		60	100.0	17.9	2.8	78.9	100.0
		61	100.0	17.8	2.7	79.3	100.0
		62	100.0	17.8	2.6	79.2	100.0
		63	100.0	17.4	2.6	79.6	100.0
		平成 元	100.0	16.8	2.6	80.2	100.0
		2	100.0	16.3	2.5	80.8	100.0
		3	100.0	15.7	2.3	81.7	100.0
		4	100.0	15.2	2.1	82.4	100.0
		5	100.0	14.6	2.0	83.3	100.0

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

業者数の構成比の推移

農 林 業			非 農 林 業			
自営業主	家族従業者	雇 用 者	計	自営業主	家族従業者	雇 用 者
35.8	56.8	7.4	100.0	17.4	10.7	71.9
37.7	56.7	5.6	100.0	14.8	8.7	76.5
43.1	53.6	3.4	100.0	14.4	8.3	77.1
49.0	46.3	4.7	100.0	13.8	7.4	78.5
47.6	46.8	5.6	100.0	13.9	7.1	78.8
47.8	46.3	5.9	100.0	13.8	7.0	79.0
47.8	46.2	6.0	100.0	13.7	6.9	79.2
47.6	45.8	6.6	100.0	13.5	6.7	79.6
47.0	46.8	6.0	100.0	13.2	6.5	79.9
47.0	47.0	6.0	100.0	13.1	6.4	80.2
47.3	46.2	6.4	100.0	12.9	6.3	80.5
47.3	46.2	6.5	100.0	12.9	6.3	80.5
47.5	45.6	7.1	100.0	12.6	6.2	80.8
47.0	45.6	7.4	100.0	12.2	6.0	81.4
47.4	45.5	7.1	100.0	11.7	5.7	82.3
47.6	44.8	7.7	100.0	11.3	5.2	83.2
48.5	42.9	8.8	100.0	10.9	4.9	83.9
50.0	41.1	9.1	100.0	10.5	4.5	84.8
12.9	81.5	5.6	100.0	17.5	21.4	61.1
14.1	82.5	3.6	100.0	14.7	17.9	67.4
17.4	80.3	2.3	100.0	13.3	16.9	69.6
24.5	72.8	2.5	100.0	12.3	16.4	71.1
21.0	75.7	3.3	100.0	12.6	15.3	71.9
20.9	75.6	3.5	100.0	12.2	15.1	72.6
20.7	75.4	3.9	100.0	12.5	14.9	72.4
20.1	75.4	4.5	100.0	12.5	14.2	73.1
18.7	77.4	3.8	100.0	12.3	13.7	73.7
17.7	78.8	3.9	100.0	12.0	13.5	74.3
17.9	77.7	4.9	100.0	11.7	13.2	74.8
17.6	77.9	4.5	100.0	11.5	13.2	75.0
17.6	77.3	5.1	100.0	11.2	12.8	75.7
17.3	77.4	5.3	100.0	10.8	12.2	76.7
18.1	77.0	5.4	100.0	10.1	11.5	78.2
17.2	76.6	6.3	100.0	9.7	10.6	79.5
18.8	74.6	6.6	100.0	9.4	9.8	80.5
20.4	66.3	6.6	100.0	8.9	9.1	81.7
60.6	30.1	9.3	100.0	17.3	4.6	78.0
64.1	28.0	7.9	100.0	14.8	3.6	81.6
71.1	23.9	5.0	100.0	15.1	3.4	81.5
75.6	17.3	7.1	100.0	14.6	2.5	82.6
75.4	16.5	8.1	100.0	14.7	2.2	82.9
75.8	16.3	7.9	100.0	14.7	2.1	82.9
76.1	15.8	8.1	100.0	14.4	2.0	83.4
75.1	15.8	9.1	100.0	14.1	2.0	83.6
75.9	15.9	8.2	100.0	13.7	2.0	83.9
76.0	15.5	8.2	100.0	13.8	1.9	83.9
76.5	15.0	8.4	100.0	13.7	1.8	84.1
76.8	14.7	8.5	100.0	13.8	1.8	84.0
76.7	14.2	9.1	100.0	13.5	1.9	84.2
76.3	14.2	9.5	100.0	13.2	1.9	84.5
77.2	14.6	8.7	100.0	12.8	1.8	85.1
76.4	14.1	9.5	100.0	12.3	1.6	85.7
76.3	13.4	10.3	100.0	11.9	1.5	86.3
77.0	12.6	10.9	100.0	11.5	1.4	86.8

付表8 産業別就業者

区 分		総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業		
就 業 者 数	男	昭和 35 年	4,436	1,340	1,242	1,854	
		40	4,730	1,113	1,507	2,109	
		45	5,094	886	1,791	2,409	
		50	5,223	661	1,841	2,710	
		55	5,536	577	1,926	3,026	
		56	5,581	557	1,939	3,074	
		57	5,638	548	1,931	3,143	
		58	5,733	532	1,957	3,230	
		59	5,766	511	1,973	3,261	
		60	5,807	509	1,992	3,283	
	女	61	5,853	495	1,986	3,350	
		62	5,911	489	1,966	3,432	
		63	6,011	475	2,021	3,486	
		平成 元	6,128	463	2,069	3,566	
		2	6,249	451	2,099	3,669	
		3	6,369	427	2,160	3,752	
		4	6,436	411	2,194	3,801	
		5	6,450	383	2,176	3,891	
		女	昭和 35 年	1,807	679	385	741
			40	1,878	573	468	837
	45		2,003	451	574	975	
	50		1,953	331	535	1,085	
	55		2,142	283	605	1,250	
	56		2,162	269	615	1,272	
	57		2,200	267	616	1,313	
	58		2,263	256	637	1,365	
	59		2,282	247	647	1,382	
	60		2,304	244	651	1,400	
女	61	2,327	236	648	1,436		
	62	2,360	232	639	1,479		
	63	2,408	226	657	1,517		
	平成 元	2,474	219	682	1,562		
	2	2,536	215	692	1,618		
	3	2,592	201	711	1,669		
	4	2,619	190	711	1,706		
	5	2,610	176	689	1,745		
	(万 人)	男	昭和 35 年	2,629	661	856	1,113
			40	2,852	540	1,039	1,272
45			3,091	436	1,217	1,433	
50			3,270	330	1,306	1,627	
55			3,394	294	1,322	1,771	
56			3,419	288	1,323	1,801	
57			3,438	282	1,315	1,831	
58			3,469	276	1,319	1,864	
59			3,485	265	1,326	1,880	
60			3,503	265	1,340	1,883	
女		61	3,526	259	1,338	1,915	
		62	3,551	256	1,327	1,952	
		63	3,602	248	1,364	1,971	
		平成 元	3,654	243	1,386	2,004	
		2	3,713	235	1,407	2,051	
		3	3,776	226	1,449	2,082	
		4	3,817	221	1,483	2,094	
		5	3,840	207	1,487	2,146	
		男	昭和 35 年	2,629	661	856	1,113
			40	2,852	540	1,039	1,272
45			3,091	436	1,217	1,433	
50			3,270	330	1,306	1,627	
55			3,394	294	1,322	1,771	
56			3,419	288	1,323	1,801	
女		57	3,438	282	1,315	1,831	
		58	3,469	276	1,319	1,864	
	59	3,485	265	1,326	1,880		
	60	3,503	265	1,340	1,883		
	61	3,526	259	1,338	1,915		
	62	3,551	256	1,327	1,952		
女	63	3,602	248	1,364	1,971		
	平成 元	3,654	243	1,386	2,004		
	2	3,713	235	1,407	2,051		
	3	3,776	226	1,449	2,082		
	4	3,817	221	1,483	2,094		
	5	3,840	207	1,487	2,146		

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 第1次産業……農業、林業、漁業
 第2次産業……鉱業、建設業、製造業
 第3次産業……上記以外の産業

数及び構成比の推移

区 分			総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
構 成 比	男	昭和 35 年	100.0	30.2	28.0	41.8
		40	100.0	23.5	31.9	44.6
		45	100.0	17.4	35.2	47.3
		50	100.0	12.7	35.2	51.9
		55	100.0	10.4	34.8	54.6
		56	100.0	10.0	34.7	55.1
		57	100.0	9.7	34.2	55.7
		58	100.0	9.3	34.1	56.3
		59	100.0	8.9	34.2	56.6
		60	100.0	8.8	34.3	56.5
	女	61	100.0	8.5	33.9	57.2
		62	100.0	8.3	33.3	58.1
		63	100.0	7.9	33.6	58.0
		平成 元	100.0	7.6	33.8	58.2
		2	100.0	7.2	33.6	58.7
		3	100.0	6.7	33.9	58.9
		4	100.0	6.4	34.1	59.1
		5	100.0	5.9	33.7	60.3
	女	昭和 35 年	100.0	37.6	21.4	41.0
		40	100.0	30.5	24.9	44.6
		45	100.0	22.5	28.7	48.7
		50	100.0	16.9	27.4	55.6
		55	100.0	13.2	28.2	58.4
		56	100.0	12.4	28.4	58.8
		57	100.0	12.1	28.0	59.7
		58	100.0	11.3	28.1	60.3
		59	100.0	10.8	28.4	60.6
		60	100.0	10.6	28.3	60.8
(%)	男	61	100.0	10.1	27.8	61.7
		62	100.0	9.8	27.1	62.7
		63	100.0	9.4	27.3	63.0
		平成 元	100.0	8.9	27.6	63.1
		2	100.0	8.5	27.3	63.8
		3	100.0	7.8	27.4	64.4
		4	100.0	7.3	27.1	65.1
		5	100.0	6.7	26.4	66.9
	男	昭和 35 年	100.0	25.1	32.6	42.3
		40	100.0	18.9	36.4	44.6
		45	100.0	14.1	39.4	46.4
		50	100.0	10.1	39.9	49.8
		55	100.0	8.7	39.0	52.2
		56	100.0	8.4	38.7	52.7
		57	100.0	8.2	38.2	53.3
		58	100.0	8.0	38.0	53.7
		59	100.0	7.6	38.0	53.9
		60	100.0	7.6	38.3	53.8
	男	61	100.0	7.3	37.9	54.3
		62	100.0	7.2	37.4	55.0
		63	100.0	6.9	37.9	54.7
		平成 元	100.0	6.7	37.9	54.8
		2	100.0	6.3	37.9	55.2
		3	100.0	6.0	38.4	55.1
		4	100.0	5.8	38.9	54.9
		5	100.0	5.4	38.7	55.9

付表9 完全失業者数及び完全失業率の推移

年	完 全 失 業 者 数 (万人)			完 全 失 業 率 (%)		
	男 女 計	女	男	男 女 計	女	男
昭和 35 年	75	31	44	1.7	1.7	1.6
40	57	25	32	1.2	1.3	1.1
45	59	21	38	1.1	1.0	1.2
50	100	34	66	1.9	1.7	2.0
55	114	43	71	2.0	2.0	2.0
56	126	47	79	2.2	2.1	2.3
57	136	52	84	2.4	2.3	2.4
58	156	61	95	2.6	2.6	2.7
59	161	65	96	2.7	2.8	2.7
60	156	63	93	2.6	2.7	2.6
61	167	67	99	2.8	2.8	2.7
62	173	69	104	2.8	2.8	2.8
63	155	64	91	2.5	2.6	2.5
平成 元	142	59	83	2.3	2.3	2.2
2	134	57	77	2.1	2.2	2.0
3	136	59	78	2.1	2.2	2.0
4	142	60	82	2.2	2.2	2.1
5	166	71	95	2.5	2.6	2.4

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注)

$$\text{完全失業率} = \frac{\text{完全失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

付表10 求職理由別完全失業者数及び構成比の推移

		女					男				
		総 数	非 自 発 的 な 者	離 職 に よ る 者	自 発 的 な 離 職 に よ る 者	学 卒 未 就 職 者	そ の 他 の 者	総 数	非 自 発 的 な 者	離 職 に よ る 者	自 発 的 な 離 職 に よ る 者
完全失業者数 (万人)	昭和59年	65	13	26	4	20	96	40	27	4	21
	60	63	13	27	3	18	93	35	26	4	23
	61	67	14	28	3	18	99	37	29	4	23
	62	69	15	29	3	18	104	43	28	4	24
	63	64	12	29	3	17	91	32	28	4	23
	平成元	59	10	27	3	15	83	26	26	3	22
	2	57	10	27	2	14	77	22	25	3	22
	3	59	10	28	2	15	78	21	26	3	22
	4	60	10	30	2	15	82	23	30	4	21
5	71	12	35	3	17	95	29	34	4	22	
構 成 比 (%)	昭和59年	100.0	20.0	40.0	6.2	30.8	100.0	41.7	28.1	4.2	21.9
	60	100.0	20.6	42.9	4.8	28.6	100.0	37.6	28.0	4.3	24.7
	61	100.0	20.9	41.8	4.5	26.9	100.0	37.4	29.3	4.0	23.2
	62	100.0	21.7	42.0	4.3	26.1	100.0	41.3	26.9	3.8	23.1
	63	100.0	18.8	45.3	4.7	26.6	100.0	35.2	30.8	4.4	25.3
	平成元	100.0	16.9	45.8	5.1	27.1	100.0	31.3	31.3	3.6	26.5
	2	100.0	17.5	47.4	3.5	24.6	100.0	28.6	32.5	3.9	28.6
	3	100.0	16.9	47.5	3.4	25.4	100.0	26.9	33.3	3.8	28.2
	4	100.0	16.7	50.0	3.3	25.0	100.0	28.0	36.6	4.9	25.6
5	100.0	16.9	49.3	4.2	23.9	100.0	30.5	35.8	4.2	23.2	

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表11 産業別雇

区 分			全 産 業	農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業
雇 用 者 数 (万人)	男	昭和 35 年	2,370	94	26	42	198
		40	2,876	59	24	29	258
		45	3,306	29	18	18	305
		50	3,647	29	17	15	377
		55	3,971	30	15	10	427
		56	4,037	30	16	9	424
		57	4,098	30	14	10	423
		58	4,208	32	17	9	422
		59	4,265	28	15	8	411
		60	4,313	28	15	8	414
	女	61	4,379	29	15	8	415
		62	4,428	29	15	8	412
		63	4,538	31	14	7	435
		平成 元	4,679	31	14	7	451
		2	4,835	29	13	6	462
		3	5,002	30	13	6	479
		4	5,119	33	13	6	497
		5	5,202	32	12	6	523
	計	昭和 35 年	738	37	3	4	29
		40	913	20	2	3	40
		45	1,096	10	2	2	45
		50	1,167	8	1	1	49
		55	1,354	9	2	1	58
		56	1,391	9	2	1	58
		57	1,418	10	2	1	60
		58	1,485	11	2	1	59
		59	1,518	9	2	1	57
		60	1,548	9	3	1	57
雇 用 者 数 (万人)	女	61	1,584	11	2	1	56
		62	1,615	10	2	1	57
		63	1,870	11	2	1	62
		平成 元	1,749	11	2	1	67
		2	1,834	11	2	1	72
		3	1,918	12	2	1	79
		4	1,974	12	2	1	81
		5	2,009	12	2	1	84
	男	昭和 35 年	1,632	57	23	38	169
		40	1,963	39	22	25	228
		45	2,210	20	16	16	260
		50	2,479	21	16	14	327
		55	2,617	21	13	9	369
		56	2,646	20	14	8	366
		57	2,680	20	13	9	363
		58	2,722	22	15	8	363
		59	2,747	19	13	7	354
		60	2,764	19	12	7	357
	計	61	2,795	19	13	7	359
		62	2,813	19	13	7	354
		63	2,868	20	12	6	374
		平成 元	2,929	20	12	6	384
		2	3,001	18	11	5	390
		3	3,084	19	11	5	400
		4	3,145	20	11	5	416
		5	3,193	20	10	5	439

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

用 者 数 の 推 移

製 造 業	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売 業、飲食店	金 融・保 險 業、不動産業	サービス業	公 務
799	232		449		388	142
993	287		593		465	158
1,144	28	311	618	121	558	161
1,138	32	314	711	157	659	196
1,135	30	331	825	177	788	199
1,152	31	326	848	184	821	194
1,151	34	331	870	189	847	195
1,175	36	332	894	196	896	195
1,212	35	322	911	203	923	195
1,235	33	324	912	199	940	199
1,229	32	333	938	207	969	197
1,215	31	328	962	216	1,008	198
1,245	31	331	990	216	1,034	194
1,276	30	347	1,016	225	1,084	189
1,306	30	353	1,047	241	1,142	195
1,357	33	356	1,080	244	1,194	199
1,382	33	363	1,102	244	1,231	204
1,367	35	371	1,121	244	1,272	209
269	26		166		182	23
333	31		239		219	25
390	3	40	257	57	265	25
351	4	38	290	74	312	31
386	4	39	351	82	388	33
397	4	39	360	85	402	32
392	4	39	374	89	412	33
409	5	41	387	90	446	34
423	5	39	403	91	452	33
435	4	41	408	90	464	35
435	4	44	423	97	475	35
426	4	44	437	102	493	34
440	4	44	453	106	512	33
460	5	48	471	111	537	33
471	4	51	493	121	567	36
489	4	54	516	124	595	37
494	5	59	538	123	618	38
488	5	61	544	123	646	39
530	206		283		206	119
660	256		354		46	133
754	25	271	354	64	294	136
776	28	276	421	86	346	165
749	26	293	474	95	400	166
755	27	287	487	99	419	162
759	30	292	496	100	435	162
766	32	291	507	106	451	160
788	30	283	508	108	471	163
800	29	283	504	109	476	164
795	28	289	515	110	493	162
788	27	285	525	113	514	164
805	27	287	537	110	522	162
816	25	299	544	114	547	156
834	26	302	555	120	575	159
868	28	301	563	120	598	163
889	28	304	564	121	614	166
879	30	310	577	121	626	170

付表 1 2 産業別雇用者数の構成比及び

区 分		全 産 業	農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業			
雇 用 者 数 の 構 成 比 (%)	女	昭和 35 年	100.0	5.0	0.4	0.5	3.9		
		40	100.0	2.2	0.2	0.3	4.4		
		45	100.0	0.9	0.2	0.2	4.1		
		50	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2		
		55	100.0	0.7	0.1	0.1	4.3		
		56	100.0	0.6	0.1	0.1	4.2		
		57	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2		
		58	100.0	0.7	0.1	0.1	4.0		
		59	100.0	0.6	0.1	0.1	3.8		
		60	100.0	0.6	0.2	0.1	3.6		
	男	61	100.0	0.7	0.1	0.1	3.5		
		62	100.0	0.6	0.1	0.1	3.5		
		63	100.0	0.7	0.1	0.1	3.7		
		平成 元	100.0	0.6	0.1	0.1	3.8		
		2	100.0	0.6	0.1	0.1	3.9		
		3	100.0	0.6	0.1	0.1	4.1		
		4	100.0	0.6	0.1	0.1	4.1		
		5	100.0	0.6	0.1	0.0	4.2		
		雇 用 者 数 に 占 め る 女 子 の 割 合 (%)	女	昭和 35 年	100.0	3.5	1.4	2.3	10.4
				40	100.0	2.0	1.1	1.3	11.6
45	100.0			0.9	0.7	0.7	11.8		
50	100.0			0.9	0.7	0.6	13.2		
55	100.0			0.8	0.5	0.3	14.1		
56	100.0			0.8	0.5	0.3	13.8		
57	100.0			0.8	0.5	0.3	13.5		
58	100.0			0.8	0.6	0.3	13.3		
59	100.0			0.7	0.5	0.3	12.9		
60	100.0			0.7	0.4	0.3	12.9		
男	61		100.0	0.7	0.5	0.3	12.8		
	62		100.0	0.7	0.5	0.2	12.6		
	63		100.0	0.7	0.4	0.2	13.0		
	平成 元		100.0	0.7	0.4	0.2	13.1		
	2		100.0	0.6	0.4	0.2	13.0		
	3		100.0	0.6	0.4	0.2	13.0		
	4		100.0	0.6	0.3	0.2	13.2		
	5		100.0	0.6	0.3	0.2	13.7		
	雇 用 者 数 に 占 め る 女 子 の 割 合 (%)		女子比率	昭和 35 年	31.1	39.4	11.5	9.5	14.6
				40	31.7	33.9	8.3	10.3	14.9
45		33.2		34.5	11.1	11.1	14.8		
50		32.0		27.6	5.9	6.7	13.0		
55		34.1		30.0	13.3	10.0	13.6		
56		34.5		30.0	12.5	11.1	13.7		
57		34.6		33.3	14.3	10.0	14.2		
58		35.3		34.4	11.8	11.1	14.0		
59		35.6		32.1	13.3	12.5	13.9		
60		35.9		32.1	20.0	12.5	13.8		
61		36.2		37.9	13.3	12.5	13.5		
62		36.5		34.5	13.3	12.5	13.8		
63		36.8		35.5	14.3	14.3	14.2		
平成 元		37.4		35.5	14.3	14.3	14.9		
2		37.9		37.9	15.4	16.7	15.6		
3		38.3		40.0	15.4	16.7	16.5		
4		38.6		36.4	15.4	16.7	16.3		
5		38.6		37.5	16.7	16.7	16.1		

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

雇用者総数に占める女子の割合の推移

製 造 業	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売 業、飲食店	金 融・保 険 業、不動産業	サービス業	公 務
36.4		3.5		22.5	24.7	3.1
36.5		3.4		25.2	24.0	2.7
35.6	0.3	3.6	23.4	5.2	24.2	2.3
30.9	0.3	3.3	24.9	6.1	26.7	2.7
28.5	0.3	2.9	25.9	6.1	28.7	2.4
28.5	0.3	2.8	25.9	6.1	28.9	2.3
27.6	0.3	2.8	26.4	6.3	29.1	2.3
27.5	0.3	2.8	26.0	6.1	30.0	2.3
27.9	0.3	2.6	26.5	6.0	29.8	2.2
28.1	0.3	2.6	26.4	5.8	30.0	2.3
27.5	0.3	2.8	26.7	6.1	30.0	2.2
26.5	0.2	2.7	27.1	6.3	30.5	2.1
26.3	0.2	2.6	27.1	6.3	30.7	2.0
26.3	0.3	2.7	26.9	6.3	30.7	1.9
25.7	0.2	2.8	26.9	6.6	30.9	2.0
25.5	0.2	2.8	26.9	6.5	31.0	1.9
25.0	0.3	3.0	27.3	6.2	31.3	1.9
24.3	0.2	3.0	27.1	6.1	32.2	1.9
32.5		12.6		17.3	12.6	7.3
33.6		13.0		18.0	12.5	6.8
34.1	1.1	12.3	16.0	2.9	13.3	6.2
31.3	1.1	11.1	17.0	3.5	14.0	6.7
28.6	1.0	11.2	18.1	3.6	15.3	6.3
28.5	1.0	10.8	18.4	3.7	15.8	6.1
28.3	1.1	10.9	18.5	3.7	16.2	6.0
28.1	1.2	10.7	18.6	3.9	16.6	5.9
28.7	1.1	10.3	18.5	3.9	17.1	5.9
28.9	1.0	10.2	18.2	3.9	17.2	5.9
28.4	1.0	10.3	18.4	3.9	17.6	5.8
28.0	1.0	10.1	18.7	4.0	18.3	5.8
28.1	0.9	10.0	18.7	3.8	18.2	5.6
27.9	0.9	10.2	18.6	3.9	18.7	5.3
27.8	0.9	10.1	18.5	4.0	19.2	5.3
28.1	0.9	9.8	18.3	3.9	19.4	5.3
28.3	0.9	9.7	17.9	3.8	19.5	5.3
27.5	0.9	9.7	18.1	3.8	19.6	5.3
33.7		11.2		37.0	46.9	16.2
33.5		10.8		40.3	47.1	15.8
34.1	10.7	12.9	42.1	47.1	47.5	15.5
31.7	12.5	12.1	40.8	45.2	47.3	15.8
34.0	13.3	11.8	42.5	46.3	49.2	16.6
34.5	12.9	12.0	42.5	46.2	49.0	16.5
34.1	11.8	11.8	43.0	47.1	48.6	16.9
34.8	13.9	12.3	43.3	45.9	49.8	17.4
34.9	14.3	12.1	44.2	45.5	49.0	16.9
35.2	12.1	12.7	44.7	45.2	49.4	17.6
35.4	12.5	13.2	45.1	46.9	49.0	17.8
35.2	12.9	13.4	45.4	47.2	48.9	17.2
35.3	12.9	13.3	45.8	49.1	49.5	17.0
36.1	16.7	13.8	46.4	49.3	49.5	17.5
36.1	13.3	14.4	47.1	50.2	49.6	18.5
36.0	12.1	15.2	47.8	50.8	49.8	18.6
35.7	15.2	15.3	48.8	50.4	50.2	18.6
35.7	14.3	16.4	48.5	50.4	50.8	18.7

付表13 職業別雇用者数、構成比及び

区 分		総 数	専 門 的 ・ 技 術 的	職 業 従 事 者	管 理 従 事 者	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	器 材 機 械 作 業 者	採 掘 作 業 者	運 送 ・ 通 信 者	技 術 工 業 作 業 者	建 設 作 業 者	労 務 作 業 者	保 安 職 業 ・ サ ー ビ ス	ビ ス 職 業 従 事 者
雇 用 者 数 (万 人)	男	昭和35年	2,370	180	79	474	167	73	35	95	892	222	197		
		40	2,876	202	116	629	238	59	20	184	882	222	232		
		45	3,306	246	131	723	344	42	10	219	1,123	199	267		
		50	3,646	304	205	775	427	41	9	220	1,216	132	315		
		55	3,971	364	217	867	497	40	4	229	1,260	148	342		
		56	4,037	377	226	886	506	43	4	220	1,272	184	317		
		57	4,098	384	217	909	537	41	4	220	1,269	187	315		
		58	4,208	415	212	933	572	42	4	221	1,281	192	333		
		59	4,265	443	210	954	584	38	3	212	1,288	194	333		
		60	4,313	451	207	954	581	38	3	210	1,316	204	342		
	女	61	4,379	457	209	963	606	41	3	214	1,326	203	352		
		62	4,428	515	219	963	628	40	4	208	1,277	211	357		
		63	4,538	539	223	995	651	40	3	205	1,294	223	355		
		平成元	4,679	570	229	1,033	669	41	3	213	1,314	235	364		
		2	4,835	594	234	1,088	680	39	2	216	1,342	245	384		
		3	5,002	633	243	1,141	697	41	2	214	1,367	252	402		
		4	5,119	652	252	1,162	715	42	3	211	1,384	265	422		
		5	5,202	666	241	1,169	727	41	3	215	1,403	281	444		
		昭和35年	738	60	2	170	58	24	2	5	240	108			
		40	913	76	4	251	88	14	1	22	220	70	127		
		45	1,096	100	5	338	112	10	1	22	291	66	150		
		50	1,167	135	11	376	129	9	0	17	287	43	160		
		55	1,354	176	11	443	157	10	0	14	314	54	174		
		56	1,391	182	12	457	161	9	0	13	324	74	158		
		57	1,418	187	12	471	169	10	0	13	317	79	159		
		58	1,466	201	12	485	178	10	0	13	332	82	171		
		59	1,518	208	13	500	183	10	0	12	341	80	170		
		60	1,548	211	14	507	183	10	0	11	352	86	174		
		61	1,584	217	15	522	192	11	0	11	352	83	179		
		62	1,615	227	16	532	203	10	0	10	346	86	183		
		63	1,670	235	16	556	212	10	0	10	355	91	182		
		平成元	1,749	244	18	589	220	11	0	10	370	98	187		
		2	1,834	253	18	631	230	11	0	9	378	102	197		
		3	1,918	267	20	669	242	12	0	10	385	104	207		
		4	1,974	271	20	689	251	12	0	10	385	110	222		
		5	2,009	283	20	691	253	12	0	11	387	116	232		
男	昭和35年	1,632	120	78	304	109	49	33	89	652	152	89			
	40	1,963	126	111	378	151	44	19	162	682	152	105			
	45	2,210	146	127	384	231	32	9	197	831	133	117			
	50	2,479	169	193	400	299	32	9	203	929	88	155			
	55	2,617	188	206	424	340	30	4	215	946	94	168			
	56	2,646	195	214	429	345	34	4	207	948	110	159			
	57	2,680	207	205	439	368	31	4	207	953	108	156			
	58	2,722	214	200	448	394	31	4	208	949	110	161			
	59	2,747	235	197	454	401	29	3	200	948	113	163			
	60	2,764	239	193	447	398	28	3	196	964	113	169			
	61	2,795	240	193	440	414	30	3	203	975	120	173			
	62	2,813	288	203	431	426	30	4	198	931	125	174			
	63	2,868	305	207	439	439	30	3	198	938	132	173			
	平成元	2,929	325	211	444	449	30	3	203	944	137	177			
	2	3,001	340	215	457	450	28	2	207	955	144	185			
	3	3,084	367	223	471	455	30	2	204	982	148	195			
	4	3,145	381	232	473	464	30	3	201	999	155	201			
	5	3,193	383	221	478	474	30	3	204	1,017	165	212			

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 1 昭和35、40年の職業別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

2 昭和55年国勢調査に用いる職業分類改訂に伴い労働力調査においても、56年から「保安職
業、サービス職業従事者」に属していた「清掃員」が新たに「労務作業者」に含まれている。

雇用者総数に占める女子の割合の推移

区 分		総 数	専 門 的 ・ 技 術 的	職 業 従 事 者	管 理 従 事 者	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 林 漁 業 作 業 者	採 掘 作 業 者	運 輸 ・ 通 信 者	従 事 者	技 術 工 ・ 製 造 ・ 修 理 作 業 者	勞 務 作 業 者	保 安 ・ 警 備 ・ サ ー ビ ス	ビ ス ・ 職 業 従 事 者
機 成	女	昭和 35 年	100.0	9.0	0.3	25.4	8.7	3.6	0.3	0.7	35.9	16.1	16.1	16.1	16.1
		40	100.0	8.7	0.5	28.8	10.1	1.6	0.1	2.5	25.2	8.0	14.5	14.5	14.5
		45	100.0	9.1	0.5	30.9	10.2	0.9	0.1	2.0	26.6	6.0	13.7	13.7	13.7
		50	100.0	11.6	0.9	32.2	11.1	0.8	0.0	1.5	24.6	3.7	13.7	13.7	13.7
		55	100.0	13.0	0.8	32.7	11.6	0.7	0.0	1.0	23.2	4.0	12.9	12.9	12.9
		56	100.0	13.1	0.9	32.9	11.6	0.6	0.0	0.9	23.3	5.3	11.4	11.4	11.4
		57	100.0	13.2	0.8	33.2	11.9	0.7	0.0	0.9	22.4	5.6	11.2	11.2	11.2
		58	100.0	13.5	0.8	32.6	12.0	0.7	0.0	0.9	22.3	5.5	11.5	11.5	11.5
		59	100.0	13.7	0.9	32.9	12.1	0.7	0.0	0.8	22.5	5.3	11.2	11.2	11.2
		60	100.0	13.6	0.9	32.8	11.8	0.6	0.0	0.7	22.7	5.6	11.2	11.2	11.2
		61	100.0	13.7	0.9	33.0	12.1	0.7	0.0	0.7	22.2	5.2	11.3	11.3	11.3
		62	100.0	14.1	1.0	32.9	12.6	0.6	0.0	0.6	21.4	5.3	11.3	11.3	11.3
		63 元	100.0	14.1	1.0	33.3	12.7	0.6	0.0	0.6	21.3	5.4	10.9	10.9	10.9
		平成 2	100.0	14.0	1.0	33.7	12.6	0.6	0.0	0.6	21.2	5.6	10.7	10.7	10.7
		3	100.0	13.8	1.0	34.4	12.5	0.6	0.0	0.5	20.6	5.6	10.7	10.7	10.7
		4	100.0	13.9	1.0	34.9	12.6	0.6	0.0	0.5	20.1	5.4	10.8	10.8	10.8
		5	100.0	13.7	1.0	34.9	12.7	0.6	0.0	0.5	19.5	5.6	11.2	11.2	11.2
		5	100.0	14.1	1.0	34.4	12.6	0.6	0.0	0.5	19.3	5.8	11.5	11.5	11.5
比 (%)	男	昭和 35 年	100.0	7.9	5.1	20.0	7.2	3.2	2.2	5.8	42.8	5.8	5.8	5.8	5.8
		40	100.0	6.6	5.8	19.8	7.9	2.3	1.0	8.5	34.6	8.0	5.5	5.5	5.5
		45	100.0	6.6	5.7	17.4	10.5	1.4	0.4	8.9	37.6	6.0	5.3	5.3	5.3
		50	100.0	5.8	7.8	16.1	12.1	1.3	0.4	8.2	37.5	3.5	6.3	6.3	6.3
		55	100.0	7.2	7.9	16.2	13.0	1.1	0.2	8.2	36.1	3.6	6.4	6.4	6.4
		56	100.0	7.4	8.1	16.2	13.0	1.3	0.2	7.8	35.8	4.2	6.0	6.0	6.0
		57	100.0	7.7	7.6	16.4	13.7	1.2	0.1	7.7	35.6	4.0	5.8	5.8	5.8
		58	100.0	7.9	7.3	16.5	14.5	1.1	0.1	7.6	34.9	4.0	5.9	5.9	5.9
		59	100.0	8.6	7.2	16.5	14.6	1.1	0.1	7.3	34.5	4.1	5.9	5.9	5.9
		60	100.0	8.6	7.0	16.2	14.4	1.0	0.1	7.2	34.9	4.3	6.1	6.1	6.1
		61	100.0	8.6	6.9	15.7	14.8	1.1	0.1	7.3	34.9	4.3	6.2	6.2	6.2
		62	100.0	10.2	7.2	15.3	15.1	1.1	0.1	7.0	33.1	4.4	6.0	6.0	6.0
		63 元	100.0	10.6	7.2	15.3	15.3	1.0	0.1	6.8	32.7	4.6	6.0	6.0	6.0
		平成 2	100.0	11.1	7.2	15.2	15.3	1.0	0.1	6.9	32.2	4.7	6.0	6.0	6.0
		3	100.0	11.3	7.2	15.2	15.0	0.9	0.1	6.9	32.2	4.8	6.2	6.2	6.2
		4	100.0	11.9	7.2	15.3	14.8	1.0	0.1	6.6	31.8	4.8	6.3	6.3	6.3
		5	100.0	12.1	7.4	15.0	14.8	1.0	0.1	6.4	31.8	4.9	6.4	6.4	6.4
		5	100.0	12.0	6.9	15.0	14.8	0.9	0.1	6.4	31.9	5.2	6.6	6.6	6.6
雇用者総数に占める女子の割合(%)	—— 女子比率 ——	昭和 35 年	31.1	33.3	2.5	35.9	34.7	32.9	5.7	5.3	26.9	54.8	54.8	54.8	54.8
		40	31.7	37.6	3.4	39.9	37.0	23.7	5.0	12.0	24.9	31.5	54.7	54.7	54.7
		45	33.2	40.7	3.8	46.9	32.6	23.8	10.0	10.1	25.9	33.2	56.2	56.2	56.2
		50	32.0	44.4	5.4	48.5	30.2	22.0	0.0	7.7	23.6	32.6	50.8	50.8	50.8
		55	34.1	48.4	5.1	51.1	31.6	25.0	0.0	6.1	24.9	36.5	50.9	50.9	50.9
		56	34.5	48.3	5.3	51.6	31.8	20.9	0.0	5.9	25.5	40.2	49.8	49.8	49.8
		57	34.5	47.5	5.5	51.8	31.5	24.4	0.0	5.9	25.0	42.3	50.5	50.5	50.5
		58	35.3	48.4	5.7	52.0	31.1	23.8	0.0	5.9	25.9	42.7	51.4	51.4	51.4
		59	35.6	47.0	6.2	52.4	31.3	26.3	0.0	5.7	26.5	41.2	51.1	51.1	51.1
		60	35.9	46.8	6.8	53.1	31.5	26.3	0.0	5.2	26.7	42.2	50.9	50.9	50.9
		61	36.2	47.5	7.2	54.2	31.7	26.8	0.0	5.1	26.5	40.9	50.9	50.9	50.9
		62	36.5	44.1	7.3	55.2	32.3	25.0	0.0	4.8	27.1	40.8	51.3	51.3	51.3
		63 元	36.8	43.6	7.2	55.9	32.6	25.0	0.0	4.9	27.4	40.8	51.3	51.3	51.3
		平成 2	37.4	42.8	7.9	57.0	32.9	26.8	0.0	4.7	28.2	41.7	51.4	51.4	51.4
		3	37.9	42.6	7.7	58.0	33.8	28.2	0.0	4.2	28.2	41.6	51.3	51.3	51.3
		4	38.3	42.2	8.2	58.6	34.7	29.3	0.0	4.7	28.2	41.3	51.5	51.5	51.5
		5	38.6	41.6	7.9	59.3	35.1	28.6	0.0	4.7	27.8	41.5	52.6	52.6	52.6
		5	38.6	42.5	8.3	59.1	34.8	29.3	0.0	5.1	27.6	41.3	52.3	52.3	52.3

付表14 規模別雇用者数及び

区	分	総数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官公	
雇 用 者 数 (万人)	男	昭和35年	2,276	744	287	229	448	423
		40	2,817	867	408	356	733	376
		45	3,277	1,063	482	464	867	394
		50	3,617	1,199	542	506	911	452
		55	3,941	1,349	616	565	916	487
		56	4,008	1,375	620	583	932	491
		57	4,068	1,390	628	589	961	492
		58	4,176	1,416	645	610	1,002	495
		59	4,236	1,413	662	626	1,026	501
		60	4,285	1,426	673	654	1,017	503
		61	4,350	1,457	687	674	1,020	500
		62	4,399	1,477	690	681	1,039	503
		63	4,507	1,508	715	708	1,065	499
		平成元	4,648	1,550	742	741	1,103	497
		2	4,806	1,589	771	776	1,148	508
	3	4,972	1,635	793	815	1,200	514	
	4	5,086	1,659	806	833	1,254	520	
	5	5,170	1,683	823	840	1,278	531	
	女	昭和35年	701	272	88	67	116	103
		40	893	324	129	114	188	104
		45	1,086	403	166	155	247	112
50		1,159	440	182	158	242	134	
55		1,345	521	222	187	253	160	
56		1,382	536	226	197	260	161	
57		1,408	552	232	201	262	159	
58		1,475	569	242	216	278	168	
59		1,508	580	250	219	289	167	
60		1,539	590	257	233	288	168	
61		1,574	604	262	243	296	167	
62		1,604	613	266	245	308	169	
63		1,660	623	281	261	323	167	
平成元		1,738	650	292	271	352	169	
2		1,823	674	305	290	373	174	
3	1,907	703	317	312	391	179		
4	1,962	717	327	320	410	182		
5	1,997	721	338	329	415	188		
男	昭和35年	1,575	473	199	163	332	319	
	40	1,924	543	279	243	545	273	
	45	2,191	659	316	309	619	282	
	50	2,458	759	360	347	669	318	
	55	2,597	828	394	378	663	327	
	56	2,626	840	394	386	672	330	
	57	2,660	838	396	388	699	333	
	58	2,701	847	404	394	724	327	
	59	2,728	833	412	407	737	333	
	60	2,745	836	416	421	729	335	
	61	2,776	853	426	432	724	333	
	62	2,795	864	424	436	731	333	
	63	2,848	885	433	447	742	332	
	平成元	2,910	901	450	470	751	328	
	2	2,984	914	466	485	775	334	
	3	3,065	932	477	503	808	336	
	4	3,125	942	479	513	844	337	
	5	3,173	962	485	511	864	343	

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35, 40年の規模別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

構成比の推移（非農林業）

区 分	総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公		
雇 用 者 数 の 構 成 比 (%)	男 女 計	昭和35年	100.0	32.7	12.6	10.1	19.7	18.6
		40	100.0	30.8	14.5	12.6	26.0	13.3
		45	100.0	32.4	14.7	14.2	26.5	12.0
		50	100.0	33.1	15.0	14.0	25.2	12.5
		55	100.0	34.2	15.6	14.3	23.2	12.4
		56	100.0	34.3	15.5	14.5	23.3	12.3
		57	100.0	34.2	15.4	14.5	23.6	12.1
		58	100.0	33.9	15.4	14.6	24.0	11.9
		59	100.0	33.4	15.6	14.8	24.2	11.8
		60	100.0	33.3	15.7	15.3	23.7	11.7
		61	100.0	33.5	15.8	15.5	23.4	11.5
		62	100.0	33.6	15.7	15.5	23.6	11.4
		63	100.0	33.5	15.9	15.7	23.6	11.1
		平成元	100.0	33.3	16.0	15.9	23.7	10.7
		2	100.0	33.1	16.0	16.1	23.9	10.6
		3	100.0	32.9	15.9	16.4	24.1	10.3
		4	100.0	32.6	15.8	16.4	24.7	10.2
		5	100.0	32.6	16.0	16.2	24.7	10.3
	女	昭和35年	100.0	42.1	13.6	10.4	18.0	15.9
		40	100.0	37.7	15.0	13.3	21.9	12.1
		45	100.0	37.1	15.3	14.3	22.7	10.3
		50	100.0	38.0	15.7	13.6	20.9	11.6
		55	100.0	38.7	16.5	13.9	18.8	11.9
		56	100.0	38.8	16.4	14.3	18.8	11.6
		57	100.0	39.2	16.5	14.3	18.6	11.3
		58	100.0	38.6	16.4	14.6	18.8	11.4
		59	100.0	38.5	16.6	14.5	19.2	11.1
		60	100.0	38.3	16.7	15.1	18.7	10.9
		61	100.0	38.4	16.6	15.4	18.8	10.6
		62	100.0	38.2	16.6	15.3	19.2	10.5
		63	100.0	37.5	16.9	15.7	19.5	10.1
		平成元	100.0	37.4	16.8	15.6	20.3	9.7
		2	100.0	37.0	16.7	15.9	20.5	9.5
		3	100.0	36.9	16.6	16.4	20.5	9.4
		4	100.0	36.5	16.7	16.3	20.9	9.3
		5	100.0	36.1	16.9	16.5	20.8	9.4
男	昭和35年	100.0	31.8	13.4	11.0	22.3	21.5	
	40	100.0	28.9	14.8	12.9	29.0	14.5	
	45	100.0	30.1	14.4	14.1	28.3	12.9	
	50	100.0	30.9	14.7	14.1	27.2	12.9	
	55	100.0	31.9	15.2	14.6	25.5	12.6	
	56	100.0	32.0	15.0	14.7	25.6	12.6	
	57	100.0	31.5	14.9	14.6	26.3	12.5	
	58	100.0	31.4	15.0	14.6	26.8	12.1	
	59	100.0	30.5	15.1	14.9	27.0	12.2	
	60	100.0	30.5	15.2	15.3	26.6	12.2	
	61	100.0	30.7	15.3	15.6	26.1	12.0	
	62	100.0	30.9	15.2	15.6	26.2	11.9	
	63	100.0	31.1	15.2	15.7	26.1	11.7	
	平成元	100.0	31.0	15.5	16.2	25.8	11.3	
	2	100.0	30.6	15.6	16.3	26.0	11.2	
	3	100.0	30.4	15.6	16.4	26.4	11.0	
	4	100.0	30.1	15.3	16.4	27.0	10.8	
	5	100.0	30.3	15.3	16.1	27.2	10.8	

付表15 年齢階級別雇用者数、構成比及び

区	分	総数	15~ 19歳	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60歳 以上
雇 用 者 数 (万人)	昭和35年	2,370	314	743		520			587			29
	40	2,876	309	584	408	689			584		165	43
	45	3,306	258	681	481	399	395		800		226	66
	50	3,646	149	569	601	478	436	426	372	255	276	89
	55	3,971	129	491	543	582	518	471	438	362	335	102
	56	4,037	128	492	525	623	502	485	453	375	350	104
	57	4,098	129	495	513	616	524	504	460	384	374	99
	58	4,208	141	507	507	594	559	530	473	402	396	98
	59	4,265	140	510	507	559	588	561	475	409	416	99
	60	4,313	131	522	502	529	629	564	485	419	433	100
	61	4,379	141	529	507	505	671	541	500	434	450	101
	62	4,428	141	539	517	494	663	549	517	439	466	103
	63	4,538	143	568	531	486	635	594	538	451	494	108
	平成元	4,679	149	578	545	483	608	633	576	459	531	118
	2	4,835	159	596	570	487	581	684	586	475	568	129
	3	5,002	163	634	584	496	560	737	570	498	613	147
	4	5,119	159	658	592	504	547	736	589	527	645	163
	5	5,202	151	669	613	513	535	703	632	543	672	172
	昭和35年	738	157	265		116			127			5
	40	913	157	251	99	158			167		34	7
	45	1,096	138	317	124	89	106		252		59	12
	50	1,167	79	266	156	111	119	134	119	85	81	18
	55	1,354	68	247	164	153	158	161	152	117	107	25
	56	1,391	67	247	163	169	159	169	161	121	109	26
	57	1,418	64	246	163	169	167	177	164	127	115	26
	58	1,486	71	254	163	167	180	191	173	136	123	27
	59	1,518	71	255	168	161	187	205	175	138	128	28
	60	1,548	65	262	167	153	205	209	180	145	134	30
	61	1,584	70	266	171	146	225	203	186	152	134	30
	62	1,615	69	271	180	146	225	204	195	154	140	31
	63	1,670	69	283	188	145	217	219	206	160	149	32
	平成元	1,749	75	292	197	144	212	238	225	167	164	36
	2	1,834	78	301	211	150	205	263	231	178	176	40
	3	1,918	78	319	221	159	198	267	227	187	197	46
	4	1,974	76	328	228	162	196	289	235	200	210	50
	5	2,009	71	328	236	165	191	279	253	209	225	53
男	昭和35年	1,632	157	478		404			460			24
	40	1,963	152	333	310	531			417		131	37
	45	2,210	120	365	358	310	288		548		166	54
	50	2,479	70	304	444	368	317	290	253	170	196	71
	55	2,617	61	244	379	429	360	310	286	245	227	77
	56	2,646	62	245	362	453	343	316	292	254	241	78
	57	2,680	65	248	351	447	357	327	296	258	259	73
	58	2,722	70	253	343	427	379	340	300	266	273	71
	59	2,747	69	255	339	398	401	355	300	270	289	71
	60	2,764	66	260	334	376	424	354	305	274	300	70
	61	2,795	72	262	337	359	446	338	313	282	315	71
	62	2,813	72	268	337	348	438	345	322	285	327	71
	63	2,858	74	275	343	341	417	374	332	291	345	76
	平成元	2,929	74	285	348	339	396	395	351	292	367	82
	2	3,001	81	296	359	337	376	421	354	296	392	89
	3	3,084	85	315	363	337	362	451	343	311	416	101
	4	3,145	84	330	364	341	351	447	354	326	434	113
	5	3,193	80	341	376	348	344	424	379	334	447	119

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の年齢階級別内訳の数字とは時系列接続用にて補正していないので総数とは合わない。

15歳以上人口に占める雇用人の割合の推移

区 分	総 数	15~ 19歳	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60歳 以上
横 比 (%)	昭和35年	100.0	23.4	39.6	17.3		19.0				0.7
	40	100.0	18.0	28.8	11.3	18.1		19.1		3.9	0.8
	45	100.0	12.6	28.9	11.3	8.1	9.7	23.0		5.4	1.1
	50	100.0	6.8	22.8	13.4	9.5	10.2	11.5	10.2	7.3	1.5
	55	100.0	5.0	18.2	12.1	11.3	11.7	11.9	11.2	8.6	1.8
	56	100.0	4.8	17.8	11.7	12.1	11.4	12.1	11.6	8.7	1.9
	57	100.0	4.5	17.3	11.5	11.9	11.8	12.5	11.6	9.0	1.8
	58	100.0	4.8	17.1	11.0	11.2	12.1	12.9	11.6	9.2	1.8
	59	100.0	4.7	16.8	11.1	10.6	12.3	13.5	11.5	9.1	1.8
	60	100.0	4.2	16.9	10.8	9.9	13.2	13.5	11.6	9.4	1.9
	61	100.0	4.4	16.8	10.8	9.2	14.2	12.8	11.7	9.6	1.9
	62	100.0	4.3	16.8	11.1	9.0	13.9	12.6	12.1	9.5	1.9
	63	100.0	4.1	16.9	11.3	8.7	13.0	13.1	12.3	9.6	1.9
	平成元	100.0	4.3	16.7	11.3	8.2	12.1	13.6	12.9	9.5	2.1
	2	100.0	4.3	16.4	11.5	8.2	11.2	14.3	12.6	9.7	2.2
	3	100.0	4.1	16.6	11.5	8.3	10.3	15.0	11.8	9.7	2.4
	4	100.0	3.9	16.6	11.6	8.2	9.9	14.6	11.9	10.1	2.5
	5	100.0	3.5	16.3	11.7	8.2	9.5	13.9	12.6	10.4	2.6
	昭和35年	100.0	10.3	31.4	26.5		30.2				1.6
	40	100.0	8.0	17.4	16.2	27.8		21.8		6.9	1.9
	45	100.0	5.4	16.5	16.2	14.0	13.0	24.8		7.5	2.4
	50	100.0	2.8	12.3	17.9	14.8	12.8	11.7	10.2	6.9	2.9
	55	100.0	2.3	9.3	14.5	16.4	13.8	11.8	10.9	9.4	2.9
	56	100.0	2.3	9.3	13.7	17.1	13.0	11.9	11.0	9.6	2.9
	57	100.0	2.4	9.3	13.1	16.7	13.3	12.2	11.0	9.6	2.7
	58	100.0	2.6	9.3	12.6	15.7	13.9	12.5	11.0	9.8	2.6
	59	100.0	2.5	9.3	12.3	14.5	14.6	12.9	10.9	9.8	2.6
	60	100.0	2.4	9.4	12.1	13.6	15.3	12.8	11.0	9.9	2.5
	61	100.0	2.6	9.4	12.1	12.8	16.0	12.1	11.2	10.1	2.5
	62	100.0	2.6	9.5	12.0	12.4	15.6	12.3	11.4	10.1	2.5
	63	100.0	2.6	9.6	12.0	11.9	14.5	13.0	11.6	10.1	2.6
	平成元	100.0	2.5	9.7	11.9	11.6	13.5	13.5	12.0	10.0	2.8
	2	100.0	2.7	9.9	12.0	11.2	12.5	14.0	11.8	9.9	3.0
	3	100.0	2.8	10.2	11.8	10.9	11.7	14.6	11.1	10.1	3.3
	4	100.0	2.7	10.5	11.6	10.8	11.2	14.2	11.3	10.4	3.6
	5	100.0	2.5	10.7	11.8	10.9	10.8	13.3	11.9	10.5	3.7
雇 用 者 数 の 割 合 (%)	昭和35年	21.9	35.1	33.6	16.1		11.3				1.6
	40	24.3	29.5	54.2	23.8	20.3		19.9		8.9	2.0
	45	27.0	30.3	59.8	27.1	21.3	26.0	26.5		13.6	3.0
	50	26.9	20.2	58.5	29.4	23.9	28.3	32.8	32.2	16.3	3.6
	55	29.5	17.0	63.3	36.2	28.9	33.1	38.5	37.5	32.1	4.1
	56	30.0	16.8	63.8	37.9	30.2	36.2	39.9	39.1	32.6	4.1
	57	30.3	15.7	63.6	39.6	30.8	37.2	40.7	39.4	33.5	4.0
	58	31.3	17.0	65.1	41.0	32.2	37.8	43.0	41.5	35.1	4.0
	59	31.6	16.6	65.1	42.7	33.4	37.6	44.2	42.4	35.2	4.0
	60	31.8	15.0	65.2	43.0	33.8	38.8	45.3	43.5	36.3	4.1
	61	32.2	15.4	66.5	44.4	34.0	40.3	46.2	44.3	37.3	4.0
	62	32.3	14.7	66.7	46.8	35.4	41.1	45.7	45.2	37.5	3.9
	63	33.0	14.4	67.7	48.5	36.3	42.0	46.3	46.8	38.8	3.9
	平成元	34.2	15.4	68.2	50.6	36.6	44.1	48.0	48.9	40.9	4.2
	2	35.4	16.0	69.4	52.9	38.8	45.4	50.0	50.7	43.5	4.5
	3	36.7	16.1	70.3	55.4	41.4	46.0	51.5	52.3	45.1	5.0
	4	37.4	16.1	70.2	56.6	42.1	47.6	52.9	53.0	46.9	5.2
	5	37.7	15.6	68.6	56.9	42.6	47.9	52.2	52.2	48.1	5.3

付表16 雇用形態別雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

区 分	計				女				男				
	総 数	常 雇	臨時雇	日雇	総 数	常 雇	臨時雇	日雇	総 数	常 雇	臨時雇	日雇	
雇 用 者 数 (万人)	昭和35年	2,276	2,058	124	93	701	614	57	30	1,575	1,444	67	63
	40	2,817	2,564	145	108	893	772	80	41	1,924	1,792	65	67
	45	3,277	3,005	162	109	1,066	937	102	47	2,191	2,059	60	62
	50	3,617	3,327	174	116	1,159	992	116	51	2,458	2,336	58	65
	55	3,941	3,567	252	123	1,345	1,105	180	60	2,597	2,451	72	83
	56	4,008	3,626	261	120	1,382	1,134	188	60	2,626	2,492	73	61
	57	4,068	3,672	275	121	1,408	1,147	201	61	2,660	2,526	74	80
	58	4,176	3,751	302	124	1,475	1,190	222	63	2,701	2,560	80	60
	59	4,236	3,807	308	121	1,508	1,217	227	64	2,728	2,590	81	57
	60	4,285	3,847	317	120	1,539	1,243	234	62	2,745	2,604	83	58
	61	4,350	3,913	319	118	1,574	1,277	235	62	2,776	2,636	84	57
	62	4,399	3,944	342	113	1,604	1,295	250	60	2,795	2,650	92	53
	63	4,507	4,032	355	119	1,660	1,338	259	62	2,848	2,695	97	57
	平成元	4,648	4,155	372	122	1,738	1,401	273	63	2,910	2,753	98	58
構 成 比 (%)	2	4,806	4,296	389	121	1,823	1,475	282	66	2,984	2,822	106	56
	3	4,972	4,456	394	123	1,907	1,555	284	68	3,065	2,901	110	55
	4	5,086	4,566	404	117	1,962	1,602	293	67	3,125	2,963	111	56
	5	5,170	4,635	417	118	1,997	1,630	300	67	3,173	3,005	117	51
	昭和35年	100.0	90.4	5.4	4.1	100.0	87.6	8.1	4.3	100.0	91.7	4.3	4.0
	40	100.0	91.0	5.1	3.8	100.0	85.5	9.0	4.6	100.0	93.1	3.4	3.5
	45	100.0	91.7	4.9	3.3	100.0	86.3	9.4	4.3	100.0	94.4	2.7	2.8
	50	100.0	92.0	4.8	3.2	100.0	85.6	10.0	4.4	100.0	95.0	2.4	2.6
	55	100.0	90.5	6.4	3.1	100.0	82.2	13.4	4.5	100.0	94.8	2.8	2.4
	56	100.0	90.5	6.5	3.0	100.0	82.1	13.6	4.3	100.0	94.9	2.8	2.3
	57	100.0	90.3	6.8	3.0	100.0	81.5	14.3	4.3	100.0	95.0	2.8	2.3
	58	100.0	89.8	7.2	3.0	100.0	80.7	15.1	4.3	100.0	94.8	3.0	2.2
	59	100.0	89.9	7.3	2.9	100.0	80.7	15.1	4.2	100.0	94.9	3.0	2.1
	60	100.0	89.8	7.4	2.8	100.0	80.8	15.2	4.0	100.0	94.9	3.0	2.1
61	100.0	90.0	7.3	2.7	100.0	81.1	14.9	3.9	100.0	95.0	3.0	2.1	
62	100.0	89.7	7.8	2.6	100.0	80.7	15.6	3.7	100.0	94.8	3.3	1.9	
63	100.0	89.5	7.9	2.6	100.0	80.6	15.6	3.7	100.0	94.6	3.4	2.0	
平成元	100.0	89.4	8.0	2.6	100.0	80.6	15.7	3.6	100.0	94.6	3.4	2.0	
2	100.0	89.4	8.1	2.5	100.0	80.9	15.5	3.6	100.0	94.6	3.6	1.9	
3	100.0	89.6	7.9	2.5	100.0	81.5	14.9	3.6	100.0	94.6	3.6	1.8	
4	100.0	89.8	7.9	2.3	100.0	81.7	14.9	3.4	100.0	94.8	3.6	1.6	
5	100.0	89.7	8.1	2.3	100.0	81.6	15.0	3.4	100.0	94.7	3.7	1.6	

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 常 雇……………次の「臨時雇」、「日雇」以外の雇用者

臨時雇……………1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

日 雇……………日々または1か月未満の契約で雇われている者

付表 17 配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和37年	802 (100.0)	443 (55.2)	262 (32.7)	96 (12.0)
40	893 (100.0)	449 (50.3)	345 (38.6)	99 (11.1)
45	1,086 (100.0)	524 (48.3)	450 (41.4)	112 (10.3)
50	1,159 (100.0)	440 (38.0)	595 (51.3)	125 (10.8)
55	1,345 (100.0)	437 (32.5)	772 (57.4)	135 (10.0)
56	1,382 (100.0)	443 (32.1)	802 (58.0)	136 (9.8)
57	1,408 (100.0)	443 (31.5)	828 (58.8)	136 (9.7)
58	1,475 (100.0)	459 (31.1)	877 (59.5)	139 (9.4)
59	1,508 (100.0)	475 (31.5)	893 (59.2)	140 (9.3)
60	1,539 (100.0)	482 (31.3)	911 (59.2)	147 (9.6)
61	1,574 (100.0)	500 (31.8)	925 (58.8)	148 (9.4)
62	1,604 (100.0)	516 (32.2)	942 (58.7)	146 (9.1)
63	1,660 (100.0)	538 (32.4)	971 (58.5)	149 (9.0)
平成元年	1,738 (100.0)	564 (32.5)	1,017 (58.5)	157 (9.0)
2	1,823 (100.0)	596 (32.7)	1,061 (58.2)	165 (9.1)
3	1,907 (100.0)	631 (33.1)	1,102 (57.8)	173 (9.1)
4	1,962 (100.0)	650 (33.1)	1,131 (57.6)	180 (9.2)
5	1,997 (100.0)	655 (32.8)	1,154 (57.8)	187 (9.4)

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は構成比

付表 18 有配偶女子の就業状態の推移

区 分	昭和55年	58年	60年	平成2年	3年	4年	5年	
実 数 (万人)	女子15歳以上人口	4,591	4,746	4,863	5,178	5,233	5,281	5,326
	有配偶	2,959	3,042	3,073	3,161	3,169	3,192	3,208
	労働力人口	1,455	1,560	1,570	1,667	1,686	1,687	1,675
	就業者	1,436	1,531	1,543	1,645	1,661	1,663	1,647
	自営業主	206	214	201	185	179	176	168
	家族従業者	448	430	421	386	367	343	313
	雇用者	780	886	918	1,070	1,112	1,141	1,164
	完全失業者	19	29	28	22	25	24	27
	非労働力人口	1,495	1,472	1,488	1,482	1,471	1,498	1,530
構 成 比 (%)	女子15歳以上人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	有配偶	64.5	64.1	63.2	61.0	60.6	60.4	60.2
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	労働力人口	(49.2)	(51.3)	(51.1)	(52.7)	(53.2)	(52.9)	(52.2)
	就業者	(48.5)	(50.3)	(50.2)	(52.0)	(52.4)	(52.1)	(51.3)
	自営業主	(7.0)	(7.0)	(6.5)	(5.9)	(5.6)	(5.5)	(5.2)
	家族従業者	(15.1)	(14.1)	(13.7)	(12.2)	(11.6)	(10.7)	(9.8)
	雇用者	(26.4)	(29.1)	(29.9)	(33.9)	(35.1)	(35.7)	(36.3)
	完全失業者	(0.6)	(1.0)	(0.9)	(0.7)	(0.8)	(0.8)	(0.8)
非労働力人口	(50.5)	(48.4)	(48.4)	(46.9)	(46.4)	(46.9)	(47.7)	

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表 19 妻と夫の就業状態別世帯数及び割合—典型的—一般世帯—

妻と夫の就業状態		昭和 50年	平成 2年	3年	4年	5年	6年
世 帯 数 (万世帯)	総 数	2,591	2,654	2,670	2,718	2,715	2,781
	妻も夫もともに就業者	1,204	1,297	1,333	1,357	1,354	1,362
	うち妻も夫もともに非農林業雇用者	722	823	877	914	929	943
	夫就業者, 妻非就業者	1,103	1,034	1,019	1,037	1,034	1,053
	うち夫非農林業雇用者	952	897	888	903	915	930
	妻就業者, 夫非就業者	65	61	61	60	65	77
	うち妻非農林業雇用者	48	46	47	46	51	61
	妻も夫もともに非就業者	203	244	241	242	243	282
	子供のいる世帯総数	1,940	1,888	1,881	1,873	1,849	1,881
	妻も夫もともに就業者	959	1,003	1,025	1,028	1,006	1,013
	うち妻も夫もともに非農林業雇用者	576	642	679	697	698	713
	夫就業者, 妻非就業者	870	779	758	751	744	759
	うち夫非農林業雇用者	762	690	673	572	673	688
	妻就業者, 夫非就業者	39	32	29	29	30	37
	うち妻非農林業雇用者	30	25	22	23	24	31
	妻も夫もともに非就業者	62	62	59	58	63	69
割 合 (%)	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	妻も夫もともに就業者	46.5	48.9	49.9	50.3	49.9	49.0
	うち妻も夫もともに非農林業雇用者	27.9	31.0	32.8	33.6	34.2	33.9
	夫就業者, 妻非就業者	42.6	39.0	38.2	38.2	38.1	37.9
	うち夫非農林業雇用者	35.6	33.8	33.3	33.2	33.7	33.4
	妻就業者, 夫非就業者	2.5	2.3	2.3	2.2	2.4	2.8
	うち妻非農林業雇用者	1.9	1.7	1.8	1.7	1.9	2.2
	妻も夫もともに非就業者	7.8	9.2	9.0	8.9	8.9	10.1
	子供のいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	妻も夫もともに就業者	49.4	53.1	54.5	54.9	54.4	53.9
	うち妻も夫もともに非農林業雇用者	29.7	34.0	36.1	37.2	37.8	37.9
	夫就業者, 妻非就業者	44.8	41.3	40.3	40.1	40.2	40.4
	うち夫非農林業雇用者	39.3	36.5	35.8	35.9	36.4	36.6
	妻就業者, 夫非就業者	2.0	1.7	1.5	1.5	1.6	2.0
	うち妻非農林業雇用者	1.5	1.3	1.2	1.2	1.3	1.6
	妻も夫もともに非就業者	3.2	3.3	3.1	3.1	3.4	3.7

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」（各年2月）

注）典型的—一般世帯とは，一般世帯のうち次のものをいう。

- ・夫婦のみの世帯
- ・夫婦と親から成る世帯
- ・夫婦と子供から成る世帯
- ・夫婦、子供と親から成る世帯

付表20 末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態

区 分	総 数	末 子 の 年 齢						
		0～ 3歳	4～ 6歳	7～ 9歳	10～ 12歳	13～ 14歳	15～ 17歳	18歳 以上
世帯 (万人)	子供のいる世帯総数	1,881	341	189	166	173	142	217
	就 業 者	1,049	99	97	103	112	102	153
	非農林業雇用者	799	78	74	82	92	80	120
	35時間未満	374	36	41	43	46	35	56
	35時間以上	426	42	32	38	45	45	65
	非就業者	800	237	89	59	58	38	61
	就業希望者	389	128	58	36	32	19	31
構 成 比 (%)	子供のいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	就 業 者	55.8	29.0	51.3	62.0	64.7	71.8	70.5
	非農林業雇用者	42.5	22.9	39.2	49.4	53.1	56.3	55.3
	35時間未満	19.9 (46.8)	10.6 (46.2)	21.7 (55.4)	25.9 (52.4)	26.6 (50.0)	24.6 (43.8)	25.8 (46.7)
	35時間以上	22.6 (53.3)	12.3 (53.8)	16.9 (43.2)	22.9 (46.3)	26.0 (48.9)	31.7 (56.3)	30.0 (54.2)
	非就業者	42.5	69.5	47.1	35.5	33.5	26.8	28.1
	就業希望者	20.7	37.5	30.7	21.7	18.5	13.4	14.3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成6年2月)

注) () 内は非農林業雇用者を100.0とした割合である。

付表21 学歴別女子労働者数及び構成比の推移

区 分	計	小学・新中卒	旧中・新高卒	高専・短大卒	旧大・新大卒
女子労働者数 (万人)	昭和55年	621,450	207,064	332,935	63,173
	58	680,338	196,868	372,985	86,315
	60	687,740	175,861	386,168	96,328
	61	680,748	165,510	384,597	101,907
	62	670,518	149,536	383,669	107,024
	63	725,867	152,395	421,354	117,060
	平成元年	729,200	142,717	421,614	127,745
	2	731,061	133,751	420,436	138,521
	3	761,724	130,371	436,570	150,778
	4	761,126	121,670	433,867	158,031
	5	774,921	115,233	441,827	166,545
構 成 比 (%)	昭和55年	100.0	33.3	53.6	10.2
	58	100.0	28.9	54.8	12.7
	60	100.0	25.6	56.2	14.0
	61	100.0	24.3	56.5	15.0
	62	100.0	22.3	57.2	16.0
	63	100.0	21.0	58.0	16.1
	平成元年	100.0	19.6	57.8	17.5
	2	100.0	18.3	57.5	18.9
	3	100.0	17.1	57.3	19.8
	4	100.0	16.0	57.0	20.8
	5	100.0	14.9	57.0	21.5

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表 2 2 学歴、産業・企業規模別女子労働者の割合

(単位 %)

区 分	小学・新中卒	旧中・新高卒	高専・短大卒	旧大・新大卒
産 業 計	100.0	100.0	100.0	100.0
鉱 業	0.1	0.1	0.0	0.0
建 設 業	4.6	4.2	4.0	4.6
製 造 業	56.2	33.5	14.9	15.6
金 融 ・ 保 険 業	2.9	9.3	13.1	10.3
不 動 産 業	0.3	0.5	0.9	1.3
サ ー ビ ス 業	25.8	25.9	43.8	43.4
1,000 人 以 上	11.6	23.9	33.9	41.1
100 ～ 999 人	37.8	37.0	36.8	37.0
10 ～ 99 人	50.5	39.1	29.9	21.8

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成 5 年)

注) 産業計は調査産業計である。

付表 2 3 平均年齢及び平均勤続年数の推移

(産業計、企業規模計、学歴計)

年	平 均 年 齢 (歳)			平 均 勤 続 年 数 (年)		
	総 数	女	男	総 数	女	男
昭和55年	36.8	34.8	37.8	9.3	6.1	10.8
56	36.9	34.8	37.9	9.5	6.2	11.0
57	37.1	35.0	38.0	9.6	6.3	11.1
58	37.3	35.2	38.2	9.7	6.3	11.3
59	37.4	35.3	38.4	10.0	6.5	11.6
60	37.6	35.4	38.6	10.3	6.8	11.9
61	37.8	35.5	38.8	10.5	7.0	12.1
62	37.9	35.5	39.0	10.7	7.1	12.4
63	37.9	35.5	39.0	10.6	7.1	12.2
平成元年	38.2	35.7	39.3	10.8	7.2	12.4
2	38.3	35.7	39.5	10.9	7.3	12.5
3	38.5	35.8	39.7	11.0	7.4	12.7
4	38.6	36.0	39.7	10.9	7.4	12.5
5	38.7	36.0	39.9	10.9	7.3	12.6

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表24 年齢階級別平均勤続年数の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

年 齢	昭和58年		50		平成元年		2		3		4		5	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	6.3	11.3	6.8	11.9	7.2	12.4	7.3	12.5	7.4	12.7	7.4	12.5	7.3	12.6
～17歳	1.2	1.0	1.2	1.1	1.2	1.0	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.2
18～19	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
20～24	2.8	2.7	2.8	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5
25～29	5.4	5.5	5.4	5.4	5.4	5.2	5.3	5.2	5.3	5.2	5.2	5.0	5.0	5.0
30～34	7.1	9.3	7.7	9.4	7.7	8.8	7.7	8.8	7.6	8.6	7.5	8.4	7.4	8.4
35～39	7.3	12.5	8.1	12.6	8.8	12.8	9.1	12.6	9.1	12.6	9.1	12.3	8.9	12.0
40～44	7.9	15.5	8.7	16.2	9.3	16.0	9.6	16.0	9.8	16.2	10.0	16.2	9.9	16.0
45～49	9.2	17.3	9.9	18.1	10.7	19.2	10.9	19.4	11.0	19.8	11.0	19.5	10.9	19.3
50～54	10.8	18.6	11.7	19.4	12.3	20.5	12.5	20.9	12.6	21.3	12.5	21.5	12.5	21.7
55～59	11.3	15.3	12.6	16.8	13.2	18.4	13.4	18.9	13.7	19.8	13.7	20.0	13.8	20.5
60～64	11.8	10.4	12.0	10.5	12.9	11.2	12.8	11.0	13.5	11.8	12.9	12.1	13.2	12.6
65歳以上	14.0	11.6	14.5	12.1	16.2	12.1	15.9	11.9	16.5	12.3	15.3	11.9	15.3	11.6

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表 2 5 勤続年数階級別女子労働者構成比の推移

(単位 %)

区 分	勤 続 年 数								
	計	0年	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20年以上
昭和55年	100.0	15.2	12.5	11.1	16.9	25.0	10.7	5.0	3.4
56	100.0	15.0	24.2		16.3	24.0	11.5	5.2	3.8
57	100.0	14.9	25.0		16.0	23.1	11.7	5.2	4.1
58	100.0	14.2	24.6		16.8	22.3	12.4	5.4	4.2
59	100.0	14.1	23.6		17.3	21.7	13.0	5.7	4.6
60	100.0	13.3	23.0		17.0	21.8	13.0	6.4	5.5
61	100.0	13.2	22.6		16.4	22.4	12.8	6.9	5.7
62	100.0	12.3	23.0		16.2	22.8	12.4	7.2	6.1
63	100.0	13.4	22.3		16.4	22.6	11.8	7.4	6.2
平成元年	100.0	13.5	21.8		16.0	22.7	11.4	7.9	6.7
2	100.0	14.0	22.5		14.8	22.2	11.4	7.8	7.3
3	100.0	13.9	23.2		14.5	21.5	11.5	7.6	7.7
4	100.0	13.5	23.4		15.7	20.4	11.5	7.5	8.0
5	100.0	12.7	24.0		16.7	20.3	11.0	7.0	8.3

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表 2 6 年齢階級別女子役職者の構成比

(企業規模100人以上)

(単位 %)

区 分	昭和58年				平成5年			
	合 計	部 長	課 長	係 長	合 計	部 長	課 長	係 長
総 数	100.0 (100.0)	100.0 (8.2)	100.0 (26.6)	100.0 (55.3)	100.0 (100.0)	100.0 (6.7)	100.0 (24.1)	100.0 (69.3)
20～29歳	0.4	0.0	1.7	6.1	3.7	0.5	1.3	4.8
30～39	24.8	7.8	21.0	28.6	25.8	6.4	14.5	31.5
40～49	39.7	31.3	38.2	41.3	42.6	33.0	50.8	40.7
50～59	28.4	52.0	33.9	23.2	25.1	46.3	27.8	22.2
60歳以上	2.7	9.0	5.2	0.9	2.8	13.5	5.6	0.8
	[2.1]	[1.0]	[1.4]	[3.2]	[4.3]	[1.6]	[2.5]	[7.3]

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) [] は役職者総数に占める女子の割合

付表27 一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移（月平均）

区 分		新 規 求 職 者 数	新 規 求 職 人 数	新 規 求 人 倍 率	有 効 求 人 倍 率	就 職 率	充 足 率
		人	人	倍	倍	%	%
一 般 (パ ー ト タ イ ム を 除 く)	昭和50年	337,409	322,898	0.96	0.60	7.8	12.9
	55	348,505	365,089	1.05	0.73	7.7	10.6
	58	384,728	329,516	0.86	0.57	6.3	11.1
	60	384,738	357,940	0.93	0.64	7.3	11.4
	61	387,775	331,870	0.86	0.58	7.0	12.0
	62	370,858	373,344	1.01	0.64	7.3	11.4
	63	337,222	471,567	1.40	0.90	8.5	9.4
	平成元年	308,706	520,966	1.69	1.11	8.7	7.8
	2	284,389	541,031	1.90	1.26	8.4	6.6
	3	277,945	530,716	1.91	1.28	8.0	6.2
	4	304,464	463,308	1.52	1.01	7.2	7.2
	5	343,030	390,606	1.14	0.71	6.3	8.8
パ ー ト タ イ ム	昭和50年	13,074	15,669	1.20	1.04	16.9	16.3
	55	15,516	24,447	1.58	1.29	13.6	10.5
	58	21,880	33,754	1.54	1.40	13.7	9.8
	60	27,526	43,370	1.58	1.50	15.0	10.0
	61	31,909	48,957	1.53	1.44	14.6	10.1
	62	31,986	63,532	1.99	1.83	15.1	8.2
	63	27,677	87,551	3.16	3.08	16.6	5.4
	平成元年	24,888	97,820	3.93	3.93	17.5	4.5
	2	27,713	103,609	3.74	3.27	13.6	4.2
	3	31,782	104,044	3.27	2.60	11.2	4.3
	4	40,175	90,727	2.26	1.75	10.4	5.9
	5	50,960	82,543	1.62	1.18	9.9	8.3

資料出所：労働省「職業安定業務統計」

注) 求人倍率……求職者数に対する求人数の割合

就 職 率……有効求職者数に対する就職件数の割合

充 足 率……有効求人数に対する就職件数の割合

パートタイムは常用的パートタイム、臨時的パートタイム計である。

一般及びパートタイムともに男女計である。

付表28 中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移

区 分		求 職 者 数 (A)	求 人 数 (B)	就 職 者 数	求人倍率(B)/(A)	
中 学 校 卒 業 者	男 女 計	昭和50年	70,269人	417,730人	70,134人	5.94倍
		55	45,986	129,645	45,905	2.82
		58	47,218	97,258	46,944	2.06
		60	45,614	82,716	45,305	1.81
		平成元年	34,124	78,186	33,928	2.29
		2	30,752	91,621	30,585	2.98
		3	26,569	100,179	26,472	3.77
		4	23,024	93,236	22,857	4.05
		5	19,326	70,376	19,126	3.64
		6	15,238	44,910	15,040	2.95
	女	昭和50年	39,642	227,149	39,588	5.73
		55	23,115	72,782	23,082	3.15
		58	21,279	52,142	21,188	2.45
		60	20,370	40,795	20,235	2.00
		平成元年	13,763	—	13,673	—
		2	12,119	—	12,058	—
		3	10,335	—	10,297	—
		4	8,799	—	8,728	—
		5	7,412	—	7,326	—
		6	5,448	—	5,365	—
	男	昭和50年	30,627	190,581	30,546	6.22
		55	22,871	56,863	22,823	2.49
		58	25,939	45,116	25,756	1.74
		60	25,244	41,921	25,070	1.66
		平成元年	20,361	—	20,255	—
		2	18,633	—	18,527	—
		3	16,234	—	16,175	—
		4	14,225	—	14,129	—
		5	11,914	—	11,800	—
		6	9,790	—	9,675	—
高 等 学 校 卒 業 者	男 女 計	昭和50年	481,292	1,627,882	480,182	3.38
		55	495,159	925,239	492,000	1.87
		58	524,230	849,232	519,342	1.62
		60	476,757	841,443	472,752	1.76
		平成元年	505,304	1,045,323	503,251	2.07
		2	522,527	1,342,898	520,503	2.57
		3	519,790	1,605,159	518,385	3.09
		4	500,568	1,573,381	498,911	3.34
		5	442,786	1,377,057	440,568	3.11
		6	376,648	934,075	372,464	2.48
	女	昭和50年	277,935	750,189	277,293	2.70
		55	284,703	445,369	283,072	1.56
		58	300,555	409,038	297,869	1.36
		60	268,768	393,752	266,180	1.47
		平成元年	277,331	—	276,195	—
		2	282,654	—	281,525	—
		3	278,205	—	277,539	—
		4	264,736	—	263,829	—
		5	230,746	—	229,619	—
		6	188,956	—	186,495	—
	男	昭和50年	203,357	877,693	202,689	4.32
		55	210,456	479,870	208,928	2.28
		58	223,665	440,304	221,473	1.97
		60	207,989	447,691	206,572	2.15
		平成元年	227,973	—	227,056	—
		2	239,873	—	238,978	—
		3	241,585	—	240,846	—
		4	235,832	—	235,062	—
		5	212,040	—	210,949	—
		6	187,692	—	185,969	—

資料出所：労働省「職業安定業務統計」

注) 1 各年3月卒の数字である。

2 男女雇用機会均等法の施行にともない、62年3月卒より求人関係の男女別の数値は調査できない。

3 昭和63年度から取扱期間を4月末までから6月末までに変更した。

付表29 就業形態別入職・離職状況の推移

区 分		女			男		
		合 計	一般労働者	パートタイ ム労働者	合 計	一般労働者	パートタイ ム労働者
入 職 者 数 (千人)	昭和58年	1,847.6	1,390.5	457.1	1,788.0	1,704.5	83.5
	59	2,034.8	1,480.8	554.0	1,876.3	1,775.8	100.5
	60	2,168.3	1,499.6	668.7	2,007.9	1,814.6	193.3
	61	2,057.6	1,405.6	652.0	1,856.4	1,699.0	157.4
	62	2,121.6	1,480.4	641.3	1,877.2	1,695.5	181.7
	63	2,380.1	1,648.4	731.7	2,169.5	1,963.6	205.9
	平成元年	2,437.2	1,641.3	795.9	2,155.0	1,939.8	215.1
	2	2,921.1	1,944.3	976.8	2,600.8	2,345.2	255.7
	3	3,129.2	2,025.6	1,103.6	3,059.5	2,774.8	284.6
	4	3,089.1	1,949.1	1,140.1	2,965.9	2,660.3	305.5
	5	2,609.9	1,741.0	868.9	2,717.1	2,453.4	263.6
離 職 者 数 (千人)	昭和58年	1,816.1	1,443.4	372.7	1,701.2	1,616.8	84.4
	59	1,929.5	1,466.0	463.4	1,869.5	1,674.3	92.6
	60	2,070.3	1,539.1	531.2	1,869.5	1,703.8	165.7
	61	2,049.9	1,485.3	564.6	1,839.7	1,681.7	158.0
	62	2,090.5	1,551.9	538.6	1,750.0	1,607.3	142.7
	63	2,205.8	1,586.8	619.0	1,940.5	1,753.2	187.3
	平成元年	2,364.0	1,595.4	768.6	2,026.8	1,820.3	206.5
	2	2,671.9	1,870.2	801.6	2,358.2	2,136.5	221.7
	3	2,900.3	1,992.2	908.2	2,724.2	2,478.3	245.9
	4	2,904.6	1,925.5	979.1	2,688.9	2,411.0	277.9
	5	2,580.8	1,751.1	829.7	2,660.5	2,360.8	299.7
入 職 率 (%)	昭和58年	19.3	—	—	10.5	—	—
	59	21.0	—	—	11.3	—	—
	60	21.5	—	—	12.1	—	—
	61	20.5	17.7	31.6	11.1	10.3	44.2
	62	19.8	17.3	29.8	11.1	10.2	53.9
	63	22.1	19.7	30.1	12.4	11.5	44.9
	平成元年	21.2	19.0	27.9	12.3	11.4	45.2
	2	22.5	19.8	30.8	13.0	12.0	52.0
	3	21.8	19.3	28.7	13.4	12.6	34.5
	4	21.1	18.3	28.8	12.6	11.6	39.7
	5	18.3	16.3	24.1	11.7	10.9	37.6
離 職 率 (%)	昭和58年	18.9	—	—	10.0	—	—
	59	19.9	—	—	10.7	—	—
	60	20.5	—	—	11.3	—	—
	61	20.5	18.7	27.4	11.0	10.2	44.4
	62	19.5	18.1	25.0	10.3	9.7	42.3
	63	20.4	19.0	25.4	11.1	10.3	40.8
	平成元年	20.6	18.5	26.9	11.6	10.7	43.4
	2	20.6	19.0	25.3	11.8	11.0	45.1
	3	20.2	19.0	23.6	12.0	11.3	29.8
	4	19.9	18.0	24.7	11.4	10.5	36.1
	5	18.1	16.4	23.1	11.5	10.5	42.8

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的には接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表 30 女子の産業別入職・離職状況の推移

区 分		合 計	建 設 業	製 造 業	運 輸 ・ 通 信 業	卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	金 融 ・ 保 険 業、 不 動 産 業	サービ ス 業	そ の 他
入 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,168.3	—	700.2	72.0	645.7	200.6	542.1	7.7
	61	2,057.6	—	637.4	77.8	596.5	201.5	536.6	7.8
	62	2,121.6	—	584.1	68.6	689.4	204.1	567.2	8.3
	63	2,380.1	—	656.7	76.4	758.2	238.2	643.1	7.4
	平成元年	2,437.2	—	663.1	81.5	776.8	230.2	677.6	8.0
	2	2,921.1	—	749.3	96.5	942.1	262.5	860.9	9.6
	3	3,129.2	139.1	701.4	120.2	988.9	256.8	915.4	7.5
	4	3,089.1	144.9	663.0	112.2	1,081.5	207.7	873.7	6.2
5	2,609.9	99.2	582.5	110.4	776.0	200.1	854.3	7.3	
離 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,070.3	—	687.2	67.0	616.1	191.3	501.2	7.6
	61	2,049.9	—	719.9	72.2	592.7	192.3	464.4	8.5
	62	2,090.5	—	646.4	54.8	670.3	181.5	529.0	8.5
	63	2,205.8	—	637.2	64.4	711.9	209.2	575.2	7.8
	平成元年	2,364.0	—	714.3	87.1	750.5	199.8	604.7	7.7
	2	2,671.9	—	726.5	87.7	880.5	215.2	753.1	8.9
	3	2,900.3	115.7	710.0	102.5	883.2	241.3	840.4	7.1
	4	2,904.6	120.9	695.7	101.8	949.6	233.4	797.5	5.7
5	2,580.8	99.5	651.7	105.5	708.0	239.8	770.3	6.0	
入 職 率 (%)	昭和60年	21.5	—	19.3	19.3	24.6	23.6	21.0	19.9
	61	20.5	—	17.4	24.3	23.8	22.9	20.6	19.4
	62	19.8	—	15.9	21.8	24.0	22.9	19.3	19.8
	63	22.1	—	17.9	22.4	25.8	26.8	22.2	17.2
	平成元年	21.2	—	17.0	23.4	24.6	24.1	22.1	18.8
	2	22.5	—	17.9	24.9	26.0	25.8	23.1	20.6
	3	21.8	25.9	16.6	24.4	24.4	23.9	23.5	16.5
	4	21.1	25.3	15.3	23.6	26.0	19.9	21.8	13.4
5	18.3	16.0	13.6	20.7	21.2	25.4	20.7	16.0	
離 職 率 (%)	昭和60年	20.5	—	18.9	18.0	23.5	22.5	19.4	19.6
	61	20.5	—	19.6	22.6	23.7	21.8	17.8	21.1
	62	19.5	—	17.6	17.5	23.4	20.4	18.0	20.3
	63	20.4	—	17.3	18.9	24.2	23.6	19.8	18.1
	平成元年	20.6	—	18.3	25.1	23.7	20.9	19.7	18.1
	2	20.6	—	17.3	22.6	24.3	21.1	20.2	19.1
	3	20.2	21.5	16.8	20.8	21.8	22.5	21.5	15.6
	4	19.9	21.1	16.1	21.4	22.8	22.3	19.9	12.3
5	18.1	16.0	15.7	19.8	19.3	28.9	18.6	13.2	

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表31 職歴別女子入職者

区 分			合 計	未就業者からの入職者			転職入職者
				計	新 卒 者	一 般 未就業者	
実 数 (千人)	昭和60年	計	2,168.3	1,209.9	473.3	736.5	958.5
		一 般 労 働 者	1,499.6	825.2	447.2	378.0	674.4
		パートタイム労働者	668.7	384.7	26.2	358.5	284.0
	平成元年	計	2,437.2	1,348.1	556.0	792.0	1,089.2
		一 般 労 働 者	1,641.3	869.2	504.6	364.6	772.1
		パートタイム労働者	795.9	478.9	51.5	427.4	317.0
	2	計	2,921.1	1,451.1	591.0	860.1	1,470.0
		一 般 労 働 者	1,944.3	936.5	552.3	384.2	1,007.9
		パートタイム労働者	976.8	514.6	38.7	475.9	462.1
	3	計	3,129.2	1,623.2	572.0	1,051.1	1,506.0
		一 般 労 働 者	2,025.6	1,011.1	524.1	486.9	1,014.6
		パートタイム労働者	1,103.6	612.1	47.9	564.2	491.5
4	計	3,089.1	1,627.9	637.6	990.3	1,461.2	
	一 般 労 働 者	1,949.1	997.9	594.7	403.2	951.1	
	パートタイム労働者	1,140.1	630.0	42.9	587.1	510.1	
5	計	2,609.9	1,394.3	590.2	804.1	1,215.6	
	一 般 労 働 者	1,741.0	925.0	540.2	384.8	816.1	
	パートタイム労働者	868.9	469.3	50.0	419.3	399.5	
構 成 比 (%)	昭和60年	計	100.0	55.8	21.8	34.0	44.2
		一 般 労 働 者	100.0	55.0	29.8	25.2	45.0
		パートタイム労働者	100.0	57.5	3.9	53.6	42.5
	平成元年	計	100.0	55.3	22.8	32.5	44.7
		一 般 労 働 者	100.0	53.0	30.7	22.2	47.0
		パートタイム労働者	100.0	60.2	6.5	53.7	39.8
	2	計	100.0	49.7	20.2	29.4	50.3
		一 般 労 働 者	100.0	48.2	28.4	19.8	51.8
		パートタイム労働者	100.0	52.7	4.0	48.7	47.3
	3	計	100.0	51.9	18.3	33.6	48.1
		一 般 労 働 者	100.0	49.9	25.9	24.0	50.1
		パートタイム労働者	100.0	55.5	4.3	51.1	44.5
	4	計	100.0	52.7	20.6	32.1	47.3
		一 般 労 働 者	100.0	51.2	30.5	20.7	48.8
		パートタイム労働者	100.0	55.3	3.8	51.5	44.7
5	計	100.0	53.4	22.6	30.8	46.6	
	一 般 労 働 者	100.0	53.1	31.0	22.1	46.9	
	パートタイム労働者	100.0	54.0	5.8	48.3	46.0	

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表 3 2 年齢階級別女子の一般未就業者数

区 分			一 般 未 就 業 者						
			計	24歳 以下	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上
実 数 (千人)	平成 元年	計	792.0	184.4	191.8	251.4	116.0	44.9	3.5
		一 般 勞 働 者	364.6	104.3	95.0	98.4	45.7	20.1	0.9
		パートタイム労働者	427.4	80.1	96.6	153.0	70.3	24.7	2.6
	2	計	860.1	245.4	214.2	226.6	117.2	53.8	2.9
		一 般 勞 働 者	384.2	140.2	101.0	78.2	44.6	20.0	0.3
		パートタイム労働者	475.9	105.2	113.2	148.4	72.6	34.0	2.6
	3	計	1051.1	302.7	253.5	293.1	143.8	50.1	7.9
		一 般 勞 働 者	486.9	187.2	118.1	100.2	54.5	23.9	3.1
		パートタイム労働者	564.2	115.6	135.4	192.9	89.4	26.2	4.8
	4	計	990.3	302.0	215.1	280.2	121.5	59.4	12.1
		一 般 勞 働 者	403.2	155.0	85.8	87.3	48.1	25.6	1.6
		パートタイム労働者	587.1	147.1	129.3	192.9	73.4	33.9	10.4
	5	計	804.1	276.1	160.5	213.8	108.5	39.3	5.9
		一 般 勞 働 者	384.8	168.7	76.2	80.5	48.1	9.3	1.9
		パートタイム労働者	419.3	107.4	84.3	133.3	60.4	30.0	4.0
構 成 比 (%)	平成 元年	計	100.0	23.3	24.2	31.7	14.6	5.7	0.4
		一 般 勞 働 者	100.0	28.6	26.1	27.0	12.5	5.5	0.2
		パートタイム労働者	100.0	18.7	22.6	35.8	16.4	5.8	0.6
	2	計	100.0	28.5	24.9	26.3	13.6	6.3	0.3
		一 般 勞 働 者	100.0	36.5	26.3	20.4	11.6	5.2	0.1
		パートタイム労働者	100.0	22.1	23.8	31.2	15.3	7.1	0.5
	3	計	100.0	28.8	24.1	27.9	13.7	4.8	0.8
		一 般 勞 働 者	100.0	38.4	24.3	20.6	11.2	4.9	0.6
		パートタイム労働者	100.0	20.5	24.0	34.2	15.8	4.6	0.9
	4	計	100.0	30.5	21.7	28.3	12.3	6.0	1.2
		一 般 勞 働 者	100.0	38.4	21.3	21.7	11.9	6.3	0.4
		パートタイム労働者	100.0	25.1	22.0	32.9	12.5	5.8	1.8
	5	計	100.0	34.3	20.0	26.6	13.5	4.3	0.7
		一 般 勞 働 者	100.0	43.8	19.8	20.9	12.5	2.4	0.5
		パートタイム労働者	100.0	25.6	20.1	31.8	14.4	7.2	1.0

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

及び転職入職者数並びに構成比

区 分			転 入 職 者						
			計	24歳 以下	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上
実 数 (千人)	平成元年	計	1089.2	365.5	276.3	242.2	156.8	44.4	4.0
		一 般 労 働 者	772.1	291.6	205.9	147.3	96.5	27.8	3.0
		パートタイム労働者	317.0	73.9	70.3	94.9	60.3	16.6	1.0
	2	計	1470.0	493.8	350.5	326.2	209.9	82.4	7.2
		一 般 労 働 者	1007.9	394.7	238.3	191.8	131.1	49.3	2.6
		パートタイム労働者	462.1	99.1	112.2	134.4	78.8	33.1	4.6
	3	計	1506.0	478.0	390.9	335.6	206.1	86.7	8.7
		一 般 労 働 者	1014.6	376.4	281.7	195.4	113.4	44.4	3.3
		パートタイム労働者	491.5	101.5	109.2	140.2	92.8	42.3	5.5
	4	計	1461.2	491.1	363.9	313.4	196.2	87.2	9.5
		一 般 労 働 者	951.1	376.0	243.1	172.2	100.1	54.3	5.4
		パートタイム労働者	510.1	115.2	120.8	141.1	96.1	32.8	4.1
	5	計	1215.6	328.9	305.4	317.6	184.7	69.4	9.4
		一 般 労 働 者	816.1	258.4	206.5	183.2	119.9	42.2	5.8
		パートタイム労働者	399.5	70.5	98.8	134.4	64.9	27.3	3.6
構 成 比 (%)	平成元年	計	100.0	33.6	25.4	22.2	14.4	4.1	0.4
		一 般 労 働 者	100.0	37.8	26.7	19.1	12.5	3.6	0.4
		パートタイム労働者	100.0	23.3	22.2	29.9	19.0	5.2	0.3
	2	計	100.0	33.6	23.8	22.2	14.3	5.6	0.5
		一 般 労 働 者	100.0	39.2	23.6	19.0	13.0	4.9	0.3
		パートタイム労働者	100.0	21.4	24.3	29.1	17.1	7.2	1.0
	3	計	100.0	31.7	26.0	22.3	13.7	5.8	0.6
		一 般 労 働 者	100.0	37.1	27.8	19.3	11.2	4.4	0.3
		パートタイム労働者	100.0	20.7	22.2	28.5	18.9	8.6	1.1
	4	計	100.0	33.6	24.9	21.4	13.4	6.0	0.7
		一 般 労 働 者	100.0	39.5	25.6	18.1	10.5	5.7	0.6
		パートタイム労働者	100.0	22.6	23.7	27.7	18.8	6.4	0.8
	5	計	100.0	27.1	25.1	26.1	15.2	5.7	0.8
		一 般 労 働 者	100.0	31.7	25.3	22.4	14.7	5.2	0.7
		パートタイム労働者	100.0	17.6	24.7	33.6	16.2	6.8	0.9

付表 3 3 就業の動機別女子入職者数の割合

(単位 %)

区 分		計	主な生活 収 入	家 計 の 補 助	生活水準 の 向 上	余 暇 の 活 動	その他の 理 由
平成 3 年	入 職 者 計	100.0	40.4	30.8	13.8	12.0	2.9
	一 般 労 働 者	100.0	53.8	20.9	14.3	7.5	3.5
	パートタイム労働者	100.0	14.6	49.9	12.8	20.8	1.9
	一般未就業者計	100.0	23.6	43.0	13.6	18.0	1.8
	一 般 労 働 者	100.0	42.6	29.3	16.4	9.4	2.4
	パートタイム労働者	100.0	7.5	54.5	11.2	25.4	1.4
	転職入職者計	100.0	42.7	32.4	14.0	8.6	2.4
	一 般 労 働 者	100.0	52.0	25.0	13.9	6.2	2.8
	パートタイム労働者	100.0	22.3	48.4	14.1	13.7	1.5
4 年	入 職 者 計	100.0	38.7	27.5	13.2	10.7	10.0
	一 般 労 働 者	100.0	51.5	18.7	12.0	8.7	9.1
	パートタイム労働者	100.0	14.9	43.7	15.6	14.2	11.6
	一般未就業者計	100.0	20.5	38.9	15.3	13.0	12.4
	一 般 労 働 者	100.0	38.7	27.9	15.0	8.8	9.5
	パートタイム労働者	100.0	7.2	46.8	15.4	16.0	14.5
	転職入職者計	100.0	41.3	30.4	12.4	7.8	8.1
	一 般 労 働 者	100.0	50.8	24.1	10.8	5.7	8.5
	パートタイム労働者	100.0	22.8	42.6	15.4	11.9	7.3
5 年	入 職 者 計	100.0	40.0	27.7	12.3	10.2	9.8
	一 般 労 働 者	100.0	49.5	19.1	11.2	9.6	10.6
	パートタイム労働者	100.0	18.8	46.9	14.9	11.6	7.9
	一般未就業者計	100.0	23.5	39.1	13.6	12.8	11.0
	一 般 労 働 者	100.0	35.9	26.3	12.4	11.7	13.6
	パートタイム労働者	100.0	11.3	51.8	14.7	13.8	8.4
	転職入職者計	100.0	41.2	33.2	10.9	7.8	6.9
	一 般 労 働 者	100.0	48.6	26.6	9.5	7.5	7.8
	パートタイム労働者	100.0	25.1	47.5	13.9	8.5	5.0

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 調査時在籍者のみである。

付表34 女子の離職理由の推移

区 分	離職者数 (千人)	構 成 比 (%)							死 亡 ・ 傷 病	
		計	契約期間 満了	経営上の 都合	定 年	本人の責 による	個人的な 理 由	うち結婚		
昭和45年	2,309.7	100.0	5.1	3.9	0.4	1.7	87.0	21.8	2.0	
50	1,927.5	100.0	5.4	8.5	1.0	2.5	80.4	25.2	2.1	
55	1,861.7	100.0	6.7	4.1	1.6	3.8	81.8	19.3	2.0	
60	2,070.3	100.0	6.9	5.2	2.1	3.6	80.2	16.1	1.9	
61	2,049.9	100.0	7.1	6.5	2.3	3.1	79.0	15.6	2.0	
62	2,090.5	100.0	9.7	5.6	2.3	3.8	76.7	16.1	1.9	
63	2,205.8	100.0	6.8	4.0	1.6	3.1	82.5	9.4	2.1	
平成元年	2,364.0	100.0	5.4	4.5	1.9	2.3	84.3	8.9	1.6	
	2	2,671.9	100.0	5.2	4.0	1.5	84.3	8.3	1.7	
	3	2,900.3	100.0	6.1	2.9	1.3	85.3	8.2	1.9	
	4	2,904.6	100.0	6.6	3.3	1.5	84.6	8.6	1.7	
	5	2,580.8	100.0	7.3	4.9	2.0	79.2	8.6	2.3	

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的には連続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表35 年齢階級、離職理由別女子離職者の割合

(単位: %)

区 分		離職者計	契約期 間満了	経営上 の都合	定 年	本人の 責による	個人的 な理由	う ち 結 婚	う ち 出産・ 育 児	死亡・ 傷 病
平成4年	計	100.0	6.6	3.3	1.5	2.2	84.6	8.6	5.2	1.7
	19歳以下	7.0 (100.0)	(1.3)	(1.0)	(-)	(2.6)	(93.5)	(2.7)	(0.2)	(1.5)
	20～24	27.0 (100.0)	(4.0)	(1.7)	(-)	(2.5)	(91.2)	(14.0)	(3.5)	(0.7)
	25～29	18.2 (100.0)	(4.1)	(2.0)	(-)	(2.2)	(91.4)	(20.2)	(16.2)	(0.4)
	30～34	8.3 (100.0)	(6.2)	(3.3)	(-)	(1.7)	(86.9)	(8.3)	(11.0)	(1.7)
	35～44	15.5 (100.0)	(7.0)	(3.4)	(-)	(2.4)	(85.4)	(1.7)	(2.3)	(1.8)
	45～54	14.2 (100.0)	(8.3)	(8.0)	(0.2)	(1.7)	(77.3)	(0.3)	(0.0)	(4.5)
	55～59	4.9 (100.0)	(12.5)	(6.7)	(8.7)	(1.9)	(66.0)	(0.1)	(0.2)	(4.2)
	60～64	3.5 (100.0)	(28.3)	(3.6)	(27.1)	(2.4)	(37.0)	(0.2)	(-)	(1.6)
	65歳以上	1.4 (100.0)	(20.5)	(5.0)	(9.5)	(1.3)	(62.3)	(-)	(-)	(1.5)
平成5年	計	100.0	7.3	4.9	2.0	4.3	79.2	8.6	5.6	2.3
	19歳以下	7.0 (100.0)	(9.5)	(3.1)	(-)	(6.1)	(80.9)	(1.8)	(0.5)	(0.3)
	20～24	24.0 (100.0)	(4.0)	(2.3)	(-)	(1.8)	(90.8)	(14.7)	(6.5)	(1.2)
	25～29	19.1 (100.0)	(3.5)	(3.0)	(-)	(6.1)	(86.4)	(20.1)	(13.4)	(1.0)
	30～34	8.0 (100.0)	(6.5)	(3.6)	(-)	(5.2)	(82.2)	(9.8)	(12.6)	(2.4)
	35～44	17.4 (100.0)	(7.3)	(7.0)	(-)	(6.0)	(77.6)	(1.0)	(1.0)	(2.1)
	45～54	13.6 (100.0)	(11.1)	(8.7)	(0.3)	(4.4)	(69.8)	(0.2)	(0.0)	(5.7)
	55～59	4.0 (100.0)	(17.5)	(10.1)	(7.0)	(2.3)	(58.5)	(0.0)	(0.1)	(4.7)
	60～64	4.2 (100.0)	(16.8)	(7.4)	(30.9)	(2.7)	(39.8)	(0.6)	(0.1)	(2.3)
	65歳以上	2.3 (100.0)	(12.1)	(5.0)	(16.8)	(1.0)	(58.9)	(-)	(-)	(6.2)

資料出所：労働省「雇用動向調査」

付表 3 6 - 1 学歴別新規学卒就職者数の推移

区 分		計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大 学 卒		
就 職 者	女	昭和35年	601,687	327,071	253,604	10,472	10,540	
		40	696,847	300,943	354,024	24,354	17,528	
		45	649,319	130,967	420,727	68,435	29,190	
		50	499,085	45,989	319,338	91,321	42,437	
		55	526,617	27,373	319,108	118,578	61,558	
		58	551,640	27,137	339,399	122,571	62,533	
		60	524,874	26,925	299,311	131,748	66,890	
		61	564,536	25,580	339,442	130,748	68,766	
		62	540,494	22,263	320,474	124,846	72,911	
		63	560,351	20,402	312,993	151,514	75,442	
		平成元年	578,592	19,434	316,112	164,063	78,983	
		2	597,155	17,365	320,592	170,306	88,892	
		3	606,514	15,206	315,547	177,179	98,582	
	4	597,137	12,634	298,551	182,870	103,082		
	5	555,828	10,758	260,968	181,076	103,026		
	6	485,571	8,324	216,588	161,768	98,891		
	数 (人)	男	昭和35年	772,035	356,626	318,898	7,445	89,166
			40	799,109	323,788	346,237	11,193	117,891
			45	707,630	140,299	395,989	12,305	159,037
			50	522,333	47,995	272,099	11,993	190,246
55			554,776	40,042	280,585	10,578	223,571	
58			564,897	45,272	291,122	9,038	219,465	
60			538,778	43,602	264,601	9,122	221,453	
61			575,738	43,142	300,751	8,891	222,954	
62			555,921	40,382	285,223	8,375	221,941	
63			554,461	41,283	281,224	9,367	222,587	
平成元年			561,498	40,027	290,038	10,397	221,036	
2			585,446	37,457	301,738	10,923	235,328	
3			598,120	32,795	305,067	10,955	249,303	
4			585,123	27,899	299,107	11,129	246,988	
5			546,079	24,115	273,889	11,200	236,875	
6			501,011	20,677	242,693	11,007	226,634	

付表 3 6 - 2 学歴別新規学卒就職者構成比の推移

区 分		計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大 学 卒	
構 成 比 (%)	女	昭和35年	100.0	54.4	42.1	1.7	1.8
		40	100.0	43.2	50.8	3.5	2.5
		45	100.0	20.2	64.8	10.5	4.5
		50	100.0	9.2	64.0	18.3	8.5
		55	100.0	5.2	60.6	22.5	11.7
		58	100.0	4.9	61.5	22.2	11.3
		60	100.0	5.1	57.0	25.1	12.7
		61	100.0	4.5	60.1	23.2	12.2
		62	100.0	4.1	59.3	23.1	13.5
		63	100.0	3.6	55.9	27.0	13.5
		平成元年	100.0	3.4	54.6	28.4	13.7
		2	100.0	2.9	53.7	28.5	14.9
		3	100.0	2.5	52.0	29.2	16.3
		4	100.0	2.1	50.0	30.6	17.3
		5	100.0	1.9	47.0	32.6	18.5
		6	100.0	1.7	44.6	33.3	20.4
	男	昭和35年	100.0	46.2	41.0	0.9	11.8
		40	100.0	40.6	43.4	1.3	14.8
		45	100.0	19.8	56.0	1.7	22.5
		50	100.0	9.2	52.1	2.3	36.4
55		100.0	7.2	50.6	1.9	40.3	
58		100.0	8.0	51.5	1.6	38.9	
60		100.0	8.1	49.1	1.7	41.1	
61		100.0	7.5	52.2	1.5	38.7	
62		100.0	7.3	51.3	1.5	39.9	
63		100.0	7.4	50.7	1.7	40.1	
平成元年		100.0	7.1	51.7	1.9	39.4	
2		100.0	6.4	51.5	1.9	40.2	
3		100.0	5.5	51.0	1.8	41.7	
4		100.0	4.8	51.1	1.9	42.2	
5	100.0	4.4	50.2	2.1	43.4		
6	100.0	4.1	48.4	2.2	45.2		

付表3 6-3 学歴別新規学卒就職率の推移

区 分			計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大 学 卒
就 職 率 (%)	女	昭和35年	44.8	37.5	58.6	49.8	64.1
		40	39.0	26.0	62.9	57.4	66.7
		45	39.3	16.1	61.2	68.8	59.9
		50	30.6	5.9	48.0	73.0	62.8
		55	29.4	3.2(83.1)	45.6(90.6)	76.4(78.2)	65.7(67.7)
		58	28.8	3.0(80.6)	44.3(89.8)	78.4(80.2)	69.4(71.9)
		60	28.2	2.9(78.0)	43.4(90.0)	81.3(83.1)	72.4(75.4)
		61	28.0	2.7(76.3)	41.5(87.9)	82.2(84.2)	73.4(76.8)
		62	26.2	2.3(71.3)	38.6(85.9)	82.2(84.3)	73.6(77.2)
		63	26.5	2.0(70.2)	37.7(86.5)	83.0(85.0)	75.2(78.7)
		平成元年	27.0	1.9(69.2)	37.0(87.5)	86.1(88.3)	78.5(82.4)
		2	27.7	1.8(69.0)	36.2(88.6)	88.1(90.4)	81.0(85.1)
		3	28.4	1.7(68.6)	34.8(88.8)	88.0(90.8)	81.8(86.1)
		4	28.3	1.5(67.4)	32.9(88.6)	86.8(89.9)	80.4(84.9)
		5	26.6	1.3(62.5)	29.6(86.0)	80.8(84.1)	75.6(80.5)
		6	23.9	1.0(55.9)	26.0(80.8)	70.7(74.1)	67.6(70.8)
男	昭和35年	51.1	39.7	63.7	79.5	86.3	
	40	41.0	26.9	57.9	84.1	86.6	
	45	39.9	16.5	55.4	80.5	82.8	
	50	30.2	5.9	41.1	75.6	77.5	
	55	29.5	4.5(86.2)	40.2(83.3)	71.8(80.6)	78.5(84.6)	
	58	28.4	4.8(85.4)	38.6(86.8)	73.9(83.0)	78.7(85.5)	
	60	27.7	4.5(88.3)	38.7(88.3)	72.6(82.4)	78.8(86.6)	
	61	27.6	4.4(81.6)	37.4(87.3)	69.9(79.7)	78.9(86.9)	
	62	25.9	3.9(79.2)	34.6(85.1)	66.7(76.2)	78.3(86.6)	
	63	25.6	3.9(79.7)	34.2(84.2)	68.7(78.1)	78.8(87.2)	
	平成元年	25.7	3.8(79.5)	34.2(84.7)	71.6(80.6)	80.1(88.9)	
	2	26.6	3.7(79.8)	34.2(85.5)	72.9(83.2)	81.0(90.1)	
	3	27.5	3.4(79.6)	34.0(85.9)	73.0(83.6)	81.1(90.2)	
	4	27.4	3.1(78.5)	33.3(86.3)	70.6(81.3)	79.7(89.4)	
	5	26.2	2.7(75.2)	31.4(84.5)	66.3(75.9)	76.5(86.8)	
	6	25.3	2.4(72.4)	30.7(84.9)	61.7(71.4)	71.8(79.4)	

資料出所：文部省「学校基本調査」（平成6年は文部省「学校基本調査速報」）

注）1 各年3月末

2 高等専門学校、大学院卒業者を含まない数値である。

3 就職者には就職進学者（就職しながら進学している者）を含む。

4 就 職 率 = $\frac{\text{就職進学者を含む就職者数}}{\text{卒業者}} \times 100$

ただし（ ）内の就職率は以下の算式による。

大 学 = $\frac{\text{就職者}}{\text{卒業者} - \text{進学者} - \text{臨床研修医（予定者含む）}} \times 100$ 短 期 大 学 = $\frac{\text{就職者}}{\text{卒業者} - \text{進学者}} \times 100$ 高校、中学 = $\frac{\text{就職者}}{\text{卒業者} - \text{進学者等（就職進学者を除く）}} \times 100$

付表 3 7 新規高卒者の産業別就職者数の構成比の推移

区 分	昭和				平成			
	50年	55年	58年	60年	2年	3年	4年	5年
女								
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0.8	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2
鉱 業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
建 設 業	1.4	1.7	1.6	1.4	1.9	2.2	2.4	2.6
製 造 業	25.0	26.3	27.8	33.2	30.4	29.8	29.2	26.8
電気・ガス・熱供給・水道業	0.9	0.7	0.6	1.0	0.5	0.5	0.6	0.6
運 輸 ・ 通 信 業	2.9	2.5	2.8	3.1	3.4	3.5	3.6	3.7
卸売・小売業、飲食店	30.5	32.4	32.0	28.7	30.4	29.6	29.4	29.6
金 融 ・ 保 険 業	18.5	13.8	10.2	8.3	6.8	6.9	6.7	5.9
不 動 産 業	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2
サ ー ビ ス 業	14.6	18.5	21.5	21.1	22.8	23.4	23.8	26.5
公 務	3.3	1.9	1.8	1.9	2.3	2.7	2.9	2.8
そ の 他	1.7	1.4	1.1	0.8	1.1	0.9	0.9	1.1
男								
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	4.5	3.3	1.3	1.8	0.9	0.8	0.7	0.6
鉱 業	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
建 設 業	7.4	8.3	4.6	6.0	7.6	8.1	8.8	10.4
製 造 業	38.3	33.7	33.1	47.6	45.5	44.9	43.4	40.7
電気・ガス・熱供給・水道業	2.6	2.1	1.2	2.1	1.7	1.7	1.8	2.1
運 輸 ・ 通 信 業	6.9	6.0	3.5	4.5	4.4	4.7	4.9	5.2
卸売・小売業、飲食店	17.0	22.9	26.9	17.3	18.2	17.0	17.1	17.1
金 融 ・ 保 険 業	3.3	1.5	6.0	0.8	0.9	0.9	0.8	0.7
不 動 産 業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1
サ ー ビ ス 業	0.7	10.3	16.8	10.3	12.3	13.0	13.0	12.9
公 務	10.1	9.7	5.3	8.3	7.3	7.6	8.0	9.0
そ の 他	1.8	1.7	1.2	1.1	1.0	1.0	1.1	1.0

資料出所：文部省「学校基本調査」

付表 3 8 産業別新規学卒就職者数の構成比の推移

(1) 4 年制大学

(単位: %)

区 分		昭和 50年	55年	58年	60年	平成 2 年	3 年	4 年	5 年
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	鉱 業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	建 設 業	2.5	2.2	2.0	2.0	2.5	2.9	3.0	3.3
	製 造 業	14.0	12.2	15.3	17.1	19.1	18.9	20.0	18.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.3	0.2	0.7	0.3	0.3	0.3	0.4
	運 輸 ・ 通 信 業	2.4	2.2	1.9	2.6	2.9	3.1	3.3	3.2
	卸売・小売業・飲食店	12.0	13.2	13.1	12.3	12.6	12.1	13.3	15.4
	金 融 ・ 保 険 業	8.8	3.1	5.1	5.4	9.9	9.8	8.3	8.6
	不 動 産 業	0.5	0.4	0.6	0.6	1.0	1.3	0.9	0.7
	サ ー ビ ス 業	53.2	58.0	53.4	51.8	44.2	43.2	41.8	39.7
	医 療 保 険 業	5.4	7.2	6.4	5.6	4.1	3.4	3.2	4.2
	教 育	39.0	39.2	31.2	28.4	19.0	18.3	16.5	16.3
	公 務	4.7	7.0	6.9	6.8	7.0	7.6	8.3	9.5
	上 記 以 外 の も の	1.6	1.2	1.1	0.6	0.5	0.6	0.7	0.6
男	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0.6	0.7	0.7	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
	鉱 業	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	建 設 業	7.8	7.4	6.9	5.6	6.6	6.9	7.1	7.9
	製 造 業	29.7	27.6	30.6	31.4	31.2	31.7	32.2	29.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.7	0.8	0.7	0.9	0.8	0.9	0.8	0.9
	運 輸 ・ 通 信 業	3.5	2.5	2.1	2.8	3.5	3.6	3.6	3.6
	卸売・小売業・飲食店	18.7	19.8	17.1	15.5	15.0	14.6	15.6	18.1
	金 融 ・ 保 険 業	12.7	10.1	10.3	10.0	12.3	11.3	9.5	9.1
	不 動 産 業	0.6	0.5	0.5	0.5	1.1	1.4	0.9	0.7
	サ ー ビ ス 業	13.9	17.8	19.5	21.5	19.4	20.0	20.0	19.2
	医 療 保 険 業	1.1	1.7	1.6	1.4	1.2	1.0	0.9	1.2
	教 育	6.6	7.9	7.9	7.8	5.1	4.8	4.2	4.2
	公 務	10.5	11.8	10.7	10.4	9.0	8.7	9.1	10.0
	上 記 以 外 の も の	1.1	0.8	0.8	0.6	0.7	0.5	0.7	0.9

資料出所：文部省「学校基本調査」

(2) 短期大学

(単位 %)

区 分		昭和 50年	55年	58年	60年	平成 2年	3年	4年	5年
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	鉱 業	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
	建 設 業	1.7	2.2	2.4	2.1	2.9	3.1	3.0	3.3
	製 造 業	18.4	17.6	18.6	21.2	19.0	19.2	19.7	17.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	0.9	1.0	1.3	0.6	0.7	0.7	0.7
	運 輸 ・ 通 信 業	2.2	2.3	2.8	3.1	2.8	2.9	3.0	3.0
	卸売・小売業・飲食店	12.9	14.6	13.5	13.4	16.6	15.7	16.4	17.1
	金 融 ・ 保 険 業	16.4	13.8	15.8	16.1	19.2	18.7	17.0	15.8
	不 動 産 業	0.6	0.5	0.6	0.7	1.0	1.1	0.7	0.8
	サ ー ビ ス 業	42.1	40.4	38.4	36.6	33.9	34.5	34.8	36.6
	医 療 保 険 業	4.8	6.0	6.7	6.2	5.8	5.8	5.9	7.2
	教 育	22.6	14.6	12.4	10.5	7.5	7.6	7.8	7.5
男	公 務	3.3	5.8	5.7	4.5	3.1	3.2	3.7	4.7
	上 記 以 外 の も の	1.2	1.4	1.0	0.8	0.6	0.7	0.8	0.7
	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	5.5	5.8	5.7	4.8	1.9	1.5	1.9	1.5
	鉱 業	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	建 設 業	9.2	6.6	6.7	5.5	5.8	6.2	5.5	7.4
	製 造 業	25.5	22.7	22.9	23.3	23.5	23.7	24.5	21.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	1.2	0.9	1.3	1.3	0.5	0.5	0.7	0.6
	運 輸 ・ 通 信 業	2.9	4.3	2.5	5.3	1.8	1.6	2.0	2.2
	卸売・小売業・飲食店	20.9	23.4	23.5	22.7	29.9	28.0	28.2	30.6
	金 融 ・ 保 険 業	3.0	2.2	1.6	2.0	2.1	2.2	2.0	2.0
	不 動 産 業	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.3	0.4
	サ ー ビ ス 業	14.1	19.3	21.8	21.2	25.7	26.4	26.4	24.2
	医 療 保 険 業	1.9	3.8	6.2	6.1	7.0	7.2	7.1	7.7
	教 育	3.1	2.8	2.8	2.1	1.0	0.9	1.3	0.9
	公 務	13.8	11.7	11.5	12.1	6.5	6.5	6.3	7.1
	上 記 以 外 の も の	3.3	2.6	1.9	1.5	1.9	2.9	2.3	2.1

資料出所：文部省「学校基本調査」

付表39 職業別4年制大学卒就職者数及び構成比の推移

区 分		昭和50年	55年	58年	60年	平成2年	3年	4年	5年
実 数	計	42,437	61,558	62,533	66,890	88,892	98,582	103,082	103,026
	専門的・技術的職業従事者	22,369	34,420	32,131	33,747	39,042	41,679	40,715	39,331
	技 術 者	1,446	2,442	5,066	7,022	13,025	14,746	15,150	13,159
	教 員	16,185	23,058	18,603	18,297	16,096	16,744	15,466	15,654
	保険医療従事者	2,996	4,849	4,511	4,536	5,163	5,093	4,988	5,628
	そ の 他	1,742	4,071	3,951	3,896	4,759	5,097	5,111	4,891
	事務従事者	17,152	22,540	24,393	26,149	38,489	44,670	48,397	48,804
	販売従事者	1,302	3,164	4,275	5,230	8,576	9,420	10,256	11,512
	そ の 他	1,614	1,443	1,734	1,737	2,786	2,814	3,703	3,379
(人)	計	190,246	223,571	219,465	221,453	235,328	249,303	245,988	236,875
	専門的・技術的職業従事者	68,595	79,927	83,534	86,392	92,242	96,723	92,856	86,923
	技 術 者	50,524	55,515	59,471	61,986	72,038	77,852	75,645	71,344
	教 員	12,046	17,077	16,614	17,255	11,715	11,363	9,737	9,105
	保険医療従事者	2,507	3,334	3,450	3,220	3,216	2,903	2,853	3,026
	そ の 他	3,518	4,001	3,989	3,921	5,272	4,604	4,611	3,448
	事務従事者	66,627	73,763	71,229	69,737	83,348	91,361	93,167	87,296
	販売従事者	43,230	57,753	54,404	55,197	51,219	52,729	50,674	52,248
	そ の 他	12,794	12,128	10,298	9,212	8,519	8,488	10,090	10,406
構 成 比	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門的・技術的職業従事者	52.7	55.9	51.4	50.5	45.3	42.3	39.5	38.2
	技 術 者	3.4	4.0	8.1	10.5	13.5	15.0	14.7	12.8
	教 員	38.1	37.5	29.7	27.4	20.2	17.0	15.0	15.2
	保険医療従事者	7.1	7.9	7.2	6.8	5.9	5.2	4.8	5.5
	そ の 他	4.1	6.6	6.3	5.8	5.7	5.2	5.0	4.7
	事務従事者	40.4	36.5	39.0	39.1	41.6	45.3	47.0	47.4
	販売従事者	3.1	5.1	6.8	7.8	10.2	9.6	10.0	11.2
	そ の 他	3.8	2.4	2.8	2.5	2.9	2.9	3.6	3.3
(%)	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門的・技術的職業従事者	36.1	35.8	38.1	39.0	39.3	38.8	37.6	36.7
	技 術 者	26.6	24.8	27.1	28.0	30.1	31.2	30.6	30.1
	教 員	6.3	7.6	7.6	7.8	5.7	4.6	3.9	3.8
	保険医療従事者	1.3	1.5	1.6	1.5	1.4	1.2	1.2	1.3
	そ の 他	1.8	1.8	1.8	1.8	2.1	1.8	1.9	1.5
	事務従事者	34.5	33.0	32.5	31.5	33.8	36.6	37.7	36.9
	販売従事者	22.7	25.8	24.8	24.9	22.8	21.2	20.6	22.1
	そ の 他	6.7	5.4	4.7	4.2	4.1	3.4	4.1	4.4

資料出所：文部省「学校基本調査」

注）保健医療従事者には医師，歯科医師，獣医師，薬剤師を含む。

付表40 学校種類別進学率の推移

(単位 %)

年	高等学校への進学率			短期大学への進学率			大学への進学率		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
昭和25年	42.5	36.7	48.0	—	—	—	—	—	—
30	51.5	47.4	55.5	2.2	2.6	1.9	7.9	2.4	13.1
35	57.7	55.9	59.6	2.1	3.0	1.2	8.2	2.5	13.7
40	70.7	69.6	71.7	4.1	6.7	1.7	12.8	4.6	20.7
45	82.1	82.7	81.6	6.5	11.2	2.0	17.1	6.5	27.3
50	91.9	93.0	91.0	11.0	19.9	2.6	26.7	12.5	40.4
55	94.2	95.4	93.1	11.3	21.0	2.0	26.1	12.3	39.3
56	94.3	95.4	93.2	11.4	20.8	1.9	25.7	12.2	38.6
57	94.3	95.5	93.2	11.0	20.5	1.9	25.3	12.2	37.9
58	94.0	95.2	92.8	10.7	19.9	1.8	25.4	12.2	36.1
59	93.9	95.0	92.8	10.8	20.1	1.9	24.8	12.6	36.4
60	93.8	94.9	92.8	11.1	20.8	2.0	26.5	13.7	38.6
61	93.8	94.9	92.8	11.1	21.0	1.7	23.6	12.5	34.2
62	93.9	95.0	92.8	11.4	21.5	1.8	24.7	13.6	35.3
63	94.1	95.3	92.9	11.6	21.8	1.8	25.1	14.4	35.3
平成元	94.1	95.3	93.0	11.7	22.1	1.7	24.7	14.7	34.1
2	94.4	95.6	93.2	11.7	22.2	1.7	24.6	15.2	33.4
3	94.6	95.8	93.5	12.2	23.1	1.8	25.5	16.1	34.5
4	95.0	96.2	93.9	12.4	23.5	1.8	26.4	17.3	35.2
5	95.3	96.5	94.2	12.9	24.4	1.9	28.0	19.0	36.6
6	95.7	96.8	94.6	13.2	24.9	2.0	30.1	21.0	38.9

資料出所：文部省「学校基本調査」

$$\text{注) 1 高等学校への進学率} = \frac{\text{進学者数} + \text{就職進学者数}}{\text{中学校卒業生数}} \times 100$$

$$2 \text{ 大学、短期大学への進学率} = \frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数}} \times 100$$

(通信教育者を含まない。)

付表4 Ⅰ 新規学卒者の就職情報

		区 分	計	進学	就職	就職 進学者	一時的な 仕事に就 いた者	無業者	その他
実 数 (人)	大学 女子	平成2年	109,750	3,866	88,879	13	2,014	9,817	5,161
		3	120,493	4,523	98,576	6	1,908	9,750	5,730
		4	128,166	5,325	103,073	9	2,243	11,325	6,191
		5	136,310	6,647	103,020	6	3,187	14,676	8,774
		6	146,253	8,336	98,882	9	4,565	23,889	10,572
	大学 男子	平成2年	290,353	23,179	235,285	43	1,631	12,531	17,684
		3	307,586	25,482	249,286	17	1,574	12,371	18,856
		4	309,712	28,029	246,970	18	1,698	13,782	19,215
		5	309,464	31,254	236,864	11	2,307	17,090	21,938
		6	315,645	35,554	226,623	11	3,144	28,365	21,948
	短大 女子	平成2年	193,382	5,046	170,266	40	1,965	13,323	2,742
		3	201,250	6,051	177,069	110	1,882	13,496	2,642
		4	210,671	7,239	182,824	46	2,198	15,276	3,088
		5	224,022	8,640	181,046	30	4,078	25,656	4,572
		6	228,749	10,448	161,740	28	7,684	41,300	7,549
	短大 男子	平成2年	14,976	1,854	10,865	58	202	1,220	777
		3	15,017	1,906	10,911	44	225	1,117	814
		4	15,761	2,080	11,062	67	244	1,454	854
		5	16,894	2,155	11,123	77	269	2,076	1,194
		6	17,846	2,440	10,973	34	467	2,750	1,182
構 成 (%)	大学 女子	平成2年	100.0	3.5	81.0	0.0	1.8	8.9	4.7
		3	100.0	3.8	81.8	0.0	1.6	8.1	4.8
		4	100.0	4.2	80.4	0.0	1.8	8.8	4.8
		5	100.0	4.9	75.6	0.0	2.3	10.8	6.4
		6	100.0	5.7	67.6	0.0	3.1	16.3	7.2
	大学 男子	平成2年	100.0	8.0	81.0	0.0	0.6	4.3	6.1
		3	100.0	8.3	81.0	0.0	0.5	4.0	6.1
		4	100.0	9.1	79.7	0.0	0.5	4.4	6.2
		5	100.0	10.1	76.5	0.0	0.7	5.5	7.1
		6	100.0	11.3	71.8	0.0	1.0	9.0	7.0
	短大 女子	平成2年	100.0	2.6	88.0	0.0	1.0	6.9	1.4
		3	100.0	3.0	88.0	0.0	0.9	6.7	1.3
		4	100.0	3.4	86.8	0.0	1.0	7.3	1.5
		5	100.0	3.9	80.8	0.0	1.8	11.5	2.0
		6	100.0	4.6	70.7	0.0	3.4	18.1	3.3
	短大 男子	平成2年	100.0	12.4	72.5	0.4	1.3	8.1	5.2
		3	100.0	12.7	72.7	0.3	1.5	7.4	5.4
		4	100.0	13.2	70.2	0.4	1.5	9.2	5.4
		5	100.0	12.8	65.8	0.5	1.6	12.3	7.1
		6	100.0	13.7	61.5	0.2	2.6	15.4	6.6

資料出所：文部省「学校基本調査」（平成6年は文部省「学校基本調査速報」）

注） 各年3月卒の状況である。

付表４２ 新規大卒者未就業の規模別、一般・パート別入職状況

(単位 ٪)

		計	5～29 人	30～99	100～ 299	300～ 999	1,000 人以上	一 般	パート
女	平成３年	100.0	6.3	6.0	14.7	15.3	54.1	97.7	2.3
	４	100.0	8.1	5.1	17.3	19.1	46.8	99.0	1.0
	５	100.0	7.0	5.0	11.8	45.0	28.6	89.2	10.8
男	平成３年	100.0	2.6	5.3	13.5	22.8	51.8	98.8	1.2
	４	100.0	7.1	5.9	12.8	22.2	48.6	99.4	0.6
	５	100.0	6.5	11.2	11.3	28.5	39.4	98.7	1.3

資料出所：労働省「雇用動向調査」

付表4-3 関係学科別大学在学学生数の構成比の推移

区 分	在 学 生 数 (人)	構 成 比 (%)												
		計	人文学	社会科学	理 学	工 学	農 学	保 健	商 船	家 政	教 育	芸 術	その他	
女	昭和50年	356,167	100.0	36.2	15.0	2.0	0.8	1.5	8.4	-	8.1	19.6	6.4	2.0
	55	389,821	100.0	35.9	14.7	2.2	1.3	1.8	8.9	0.0	8.1	18.2	7.1	1.7
	56	386,323	100.0	35.8	14.6	2.3	1.6	1.9	9.1	0.0	8.1	17.9	7.2	1.6
	57	387,467	100.0	35.6	14.5	2.4	1.7	2.0	9.2	0.0	8.0	17.7	7.2	1.7
	58	396,886	100.0	35.7	14.5	2.5	2.0	2.1	9.3	0.0	8.0	17.3	7.1	1.6
	59	405,923	100.0	35.5	14.7	2.6	2.1	2.1	9.4	0.0	7.8	17.1	7.1	1.5
	60	414,384	100.0	35.4	15.1	2.6	2.3	2.1	9.5	0.0	7.7	16.9	6.9	1.5
	61	430,830	100.0	35.6	15.6	2.5	2.3	2.1	9.5	0.0	7.6	16.8	6.7	1.5
	62	453,488	100.0	35.9	16.4	2.4	2.3	2.1	9.3	0.0	7.4	16.1	6.4	1.6
	63	482,844	100.0	36.3	17.7	2.3	2.4	2.2	8.9	0.0	7.1	15.4	6.1	1.6
	平成元	518,283	100.0	36.3	19.1	2.3	2.5	2.4	8.5	0.0	6.8	14.5	5.9	1.8
	2	554,666	100.0	36.0	20.7	2.2	2.7	2.5	8.0	0.0	6.5	13.8	5.7	1.9
	3	593,128	100.0	35.3	22.1	2.2	3.2	2.7	7.7	0.0	6.2	13.0	5.6	2.0
	4	636,356	100.0	34.6	23.2	2.3	3.6	2.9	7.5	0.0	6.0	12.4	5.4	2.1
	5	683,118	100.0	33.9	24.2	2.3	4.0	3.1	7.4	0.0	5.7	11.9	5.3	2.1
男	昭和50年	1,295,836	100.0	6.7	49.0	3.3	25.5	4.1	4.8	0.1	0.0	3.8	1.3	1.2
	55	1,351,615	100.0	7.4	47.9	3.4	24.6	3.9	5.7	0.1	0.0	4.9	1.2	0.9
	56	1,339,491	100.0	7.6	47.5	3.4	24.5	3.9	5.8	0.1	0.0	4.8	1.2	1.2
	57	1,329,489	100.0	7.6	47.0	3.5	24.6	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.3
	58	1,332,748	100.0	7.6	46.7	3.5	24.9	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.2
	59	1,328,157	100.0	7.7	46.4	3.7	24.9	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.2
	60	1,320,008	100.0	7.6	46.1	3.7	25.3	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.2
	61	1,327,800	100.0	7.5	46.1	3.7	25.6	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.4
	62	1,352,536	100.0	7.4	46.3	3.7	25.7	3.8	5.7	0.1	0.0	4.8	1.2	1.2
	63	1,378,462	100.0	7.2	46.6	3.7	25.9	3.8	5.5	0.1	0.0	4.7	1.2	1.4
	平成元	1,410,854	100.0	7.2	46.8	3.7	26.0	3.7	5.2	0.1	0.0	4.6	1.2	1.4
	2	1,433,906	100.0	7.2	46.9	3.8	26.2	3.7	5.0	0.1	0.0	4.5	1.1	1.5
	3	1,459,207	100.0	7.3	47.0	3.9	26.3	3.5	4.8	0.1	0.0	4.4	1.2	1.5
	4	1,491,357	100.0	7.5	47.0	3.9	26.4	3.4	4.6	0.1	0.0	4.4	1.2	1.6
	5	1,525,918	100.0	7.6	47.1	4.0	26.5	3.3	4.4	0.1	0.1	4.2	1.2	1.6

資料出所：文部省「学校基本調査」

付表4-4 1人平均月間現金給与額

(単位 円)

事業所 規 模	現 金 給 与 総 額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与		
	男女計	女	男	男女計	女	男	男女計	女	男
5人以上	352,744	221,243	436,151	271,183	173,833	332,929	81,561	47,410	103,222
30人以上	393,224	243,234	477,709	293,410	185,971	353,927	99,814	57,263	123,782

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成5年)

付表 4 5 - 1 産業別 1 人平均月間現金給与総額
(事業所規模 5 人以上)

産 業	現 金 給 与 総 額		
	男 女 計	女	男
	円	円	円
調 査 産 業 計	352,744	221,243	436,151
鉱 業	358,026	216,375	383,830
建 設 業	371,475	215,868	406,670
製 造 業	341,374	180,800	432,068
食料品、飲料・飼料・たばこ製造業	255,073	147,035	392,401
繊 維 工 業	252,568	165,217	371,107
衣服その他の繊維製品製造業	176,813	141,236	335,707
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	270,067	168,647	312,027
出版・印刷・同関連産業	387,910	227,876	465,677
化 学 工 業	476,602	262,944	552,363
窯業・土石製品製造業	346,551	199,760	391,808
金 属 製 品 製 造 業	353,100	199,955	410,300
一 般 機 械 器 具 製 造 業	383,613	212,663	428,967
電 気 機 械 器 具 製 造 業	343,626	185,423	445,060
輸送用機械器具製造業	406,806	210,494	450,005
精密機械器具製造業	338,020	188,423	431,728
電気・ガス・熱供給・水道業	556,747	311,840	590,623
運 輸 ・ 通 信 業	415,546	267,684	444,047
卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	288,820	168,113	389,437
金 融 ・ 保 險 業	478,501	304,352	661,097
不 動 産 業	397,691	232,935	485,951
サ ー ビ ス 業	361,842	273,414	448,195

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成 5 年)

付表 4 5 - 2 産業別 1 人平均月間現金給与総額
(事業所規模30人以上)

産 業	現 金 給 与 総 額		
	男 女 計	女	男
	円	円	円
調 査 産 業 計	393,224	243,234	477,709
鉱 業	427,280	246,553	452,010
建 設 業	444,452	241,022	482,023
製 造 業	371,356	196,782	454,629
食料品、飲料・飼料・たばこ製造業	279,877	157,617	416,818
繊 維 工 業	272,460	176,995	386,791
衣服その他の繊維製品製造業	190,014	153,862	345,322
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	316,494	187,179	365,021
出版・印刷・同関連産業	438,725	253,497	509,287
化 学 工 業	490,199	271,727	565,113
窯業・土石製品製造業	378,946	210,741	425,614
金 属 製 品 製 造 業	380,932	211,064	437,351
一 般 機 械 器 具 製 造 業	403,993	221,978	447,325
電 気 機 械 器 具 製 造 業	362,961	201,751	453,151
転送用機械器具製造業	425,060	231,494	460,280
精密機械器具製造業	355,187	204,875	439,751
電気・ガス・熱供給・水道業	569,070	313,735	606,745
運 輸 ・ 通 信 業	439,653	289,908	465,930
卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	326,262	184,256	450,611
金 融 ・ 保 険 業	520,656	322,563	714,523
不 動 産 業	439,520	232,112	540,183
サ ー ビ ス 業	399,352	298,011	486,231

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成5年)

付表46 きまって支給する現金給与額，所定内給与額の推移
(産業計，企業規模計，学歴計)

年	きまって支給する現金給与額			所 定 内 給 与 額		
	女	男	男女間格差 (男子=100.0)	女	男	男女間格差 (男子=100.0)
	千円	千円		千円	千円	
昭和55年	122.5	221.7	55.3	116.9	198.6	58.9
56	130.5	235.3	55.5	124.6	211.4	58.9
57	136.2	246.1	55.3	130.1	222.0	58.6
58	141.2	254.4	55.5	134.7	229.3	58.7
59	146.6	265.1	55.3	139.2	237.5	58.6
60	153.6	274.0	56.1	145.8	244.6	59.6
61	158.9	280.8	56.6	150.7	252.4	59.7
62	164.8	286.1	57.6	155.9	257.7	60.5
63	169.5	296.1	57.2	160.0	264.4	60.5
平成元	176.7	310.0	57.0	166.3	276.1	60.2
2	186.1	326.2	57.1	175.0	290.5	60.2
3	195.7	340.6	57.5	184.4	303.8	60.7
4	203.6	345.6	58.9	192.8	313.5	61.5
5	207.5	349.4	59.4	197.0	319.9	61.6

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表47 年齢階級別所定内給与額，対前年上昇率，年齢間格差
(産業計，企業規模計，学歴計)

年 齢	所定内給与額		対前年上昇率		年齢間格差 (20～24歳=100.0)		男女間格差 (男子=100.0)
	女	男	女	男	女	男	
	千円	千円	%	%			
計	197.0	319.9	2.2	2.0	112.9	162.7	61.6
17歳以下	128.1	140.2	4.6	0.1	73.4	71.3	91.4
18～19歳	151.2	165.0	2.2	2.9	86.6	83.9	91.6
20～24	174.5	195.6	2.6	1.9	100.0	100.0	88.8
25～29	199.6	240.9	2.1	1.7	114.4	122.5	82.9
30～34	215.6	290.8	3.1	2.1	123.6	147.9	74.1
35～39	214.7	334.1	1.7	1.8	123.0	170.0	64.3
40～44	213.9	371.6	2.3	0.7	122.6	189.0	57.6
45～49	213.8	404.4	0.9	1.5	122.5	205.7	52.9
50～54	210.2	410.8	1.7	2.8	120.5	209.0	51.2
55～59	203.1	366.2	2.0	2.8	116.4	186.3	55.5

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成5年)

注) 計は60歳以上を含む数値である。

付表 4 8 女子労働者の学歴別所定内給与額、年齢間格差
(産業計、企業規模計)

年 齢 階 級	所定内給与額 (千円)				年齢間格差 (20～24歳=100.0)			
	中 卒	高 卒	高専・ 短大卒	大 卒	中 卒	高 卒	高専・ 短大卒	大 卒
計	170.2	192.2	208.9	259.8	110.4	114.5	116.8	129.0
18 ～ 19 歳	145.5	151.4	—	—	94.4	90.2	—	—
20 ～ 24	154.2	167.9	178.8	201.4	100.0	100.0	100.0	100.0
25 ～ 29	159.6	186.9	207.1	230.5	103.5	111.3	115.8	114.4
30 ～ 34	162.9	197.0	232.6	278.4	105.6	117.3	130.1	138.2
35 ～ 39	163.6	200.9	246.8	315.9	106.1	119.7	138.0	156.9
40 ～ 44	172.7	207.3	265.1	352.7	112.0	123.5	148.3	175.1
45 ～ 49	175.6	215.1	275.5	373.3	113.9	128.1	154.1	185.4
50 ～ 54	175.7	219.7	286.5	423.5	114.0	130.9	160.2	210.3
55 ～ 59	174.5	214.8	312.8	433.3	113.2	128.0	174.9	215.0

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成 5 年)

注) 計は17歳以下及び60歳以上を含む。

付表49 標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差
(産業計、企業規模計)

区 分		所定内給与額 (千円)		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100.0)		男女間格差 (男子=100.0)
		女	男	女	男	
小 学・新 中 卒	計	197.9	332.0	127.1	163.9	59.6
	17歳以下	128.8	137.4	82.7	67.8	93.7
	18~19歳	144.6	159.9	92.9	78.9	90.4
	20~24	155.7	202.6	100.0	100.0	76.9
	25~29	170.5	245.0	109.5	120.9	69.6
	30~34	188.2	268.2	120.9	132.4	70.2
	35~39	202.7	295.3	130.2	145.8	68.6
	40~44	242.8	337.2	155.9	166.4	72.0
	45~49	256.5	379.5	164.7	187.3	67.6
旧 中・新 高 卒	50~54	277.7	412.0	178.4	203.4	67.4
	55~59	309.6	407.7	198.8	201.2	75.9
	計	186.6	306.1	110.3	162.6	61.0
	17歳以下	—	—	—	—	—
	18~19歳	152.0	164.1	89.8	87.1	92.6
	20~24	169.2	188.3	100.0	100.0	89.9
	25~29	197.8	233.8	116.9	124.2	84.6
	30~34	228.6	282.8	135.1	150.2	80.8
	35~39	263.5	344.0	155.7	182.7	76.6
高 専・短 大 卒	40~44	294.4	395.5	174.0	210.0	74.4
	45~49	345.2	472.5	204.0	250.9	73.1
	50~54	380.5	530.7	224.9	281.8	71.7
	55~59	349.4	502.6	206.5	266.9	69.5
	計	191.5	250.0	108.3	133.3	76.6
	17歳以下	—	—	—	—	—
	18~19歳	—	—	—	—	—
	20~24	176.8	187.6	100.0	100.0	94.2
	25~29	209.3	237.8	118.4	126.8	88.0
旧 大・新 大 卒	30~34	250.7	292.4	141.8	155.9	85.7
	35~39	286.2	360.7	161.9	192.3	79.3
	40~44	322.0	441.3	182.1	235.2	73.0
	45~49	341.5	511.6	193.2	272.7	66.8
	50~54	389.2	519.5	220.1	276.9	74.9
	55~59	387.2	518.1	219.0	276.2	74.7
	計	234.6	366.1	116.5	174.5	64.1
	17歳以下	—	—	—	—	—
	18~19歳	—	—	—	—	—
旧 大・新 大 卒	20~24	201.4	209.8	100.0	100.0	96.0
	25~29	229.5	252.1	114.0	120.2	91.0
	30~34	274.5	321.7	136.3	153.3	85.3
	35~39	336.1	395.0	166.9	188.3	85.1
	40~44	398.1	487.5	197.7	232.4	81.7
	45~49	448.0	562.2	222.4	268.0	79.7
	50~54	511.6	637.0	254.0	303.6	80.3
	55~59	553.0	661.7	274.6	315.4	83.6

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成5年)

注) 標準労働者とは、学校卒業後ただちに企業に就職し、同一企業に継続勤務している労働者をいう。

付表50 新設卒業者の初任給額の推移
(産業計、企業規模計)

年	中 卒		高 卒		短大卒		大 卒 (事務系)		大 卒 (技術系)	
	女	男	男女間格差(男=100.0)	女	男	男女間格差(男=100.0)	女	男	男女間格差(男=100.0)	男女間格差(男=100.0)
昭和55年	千円 73.2	千円 81.1	90.3	千円 88.3	千円 92.8	95.2	千円 97.4	千円 100.7	96.7	千円
56	77.5	85.0	91.2	93.1	98.4	94.6	102.6	106.5	96.3	114.5
57	81.3	91.0	89.3	97.5	103.4	94.3	106.9	111.2	96.1	120.8
58	86.3	93.0	92.8	100.0	106.2	94.2	109.7	116.8	93.9	127.2
59	89.7	94.6	94.8	103.0	108.8	94.7	113.0	120.0	94.2	132.2
60	91.7	96.2	95.3	106.2	112.2	94.7	117.0	123.6	94.7	94.8
61	93.7	99.7	94.0	108.5	115.4	94.0	120.5	126.5	95.3	96.1
62	97.1	103.0	94.3	110.1	118.1	93.2	122.7	128.3	95.6	96.6
63	98.9	104.9	94.3	113.8	120.3	94.6	125.8	132.3	95.1	147.3
平成元	101.4	112.1	90.5	118.3	125.6	94.2	131.7	138.4	95.2	144.4
2	107.1	117.0	91.5	125.0	133.0	94.7	138.1	145.4	95.0	154.1
3	114.8	123.5	93.0	133.2	140.8	94.6	145.5	155.1	96.0	152.0
4	117.2	128.0	91.6	139.5	146.6	95.2	152.4	160.9	96.2	166.7
5	120.1	131.5	91.3	142.4	150.6	94.6	155.6	165.1	96.2	176.3
										181.7
										188.8
										192.6

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 初任給はベースアップ後の確定数値であり、所定内給与額から通勤手当を除いたものである。
2 大卒(技術系)については61年以前は統計をとっていない。

付表5 1 1人平均月間実労働時間数及び出勤日数の推移

区 分		月 間 実 労 働 時 間 数 (時間)						出勤日数(日)	
		総実労働時間数		所 定 内		所 定 外			
		女	男	女	男	女	男	女	男
規模5人以上	平成2年	155.6	182.0	149.7	164.6	5.9	17.4	21.1	21.7
	3	152.7	178.3	147.1	161.9	5.6	16.4	20.8	21.4
	4	150.2	174.6	145.4	160.5	4.8	14.1	20.6	21.2
	5	144.5	169.9	140.1	157.1	4.4	12.8	20.0	20.7
規 模 30 人 以 上	昭和35年	192.1	206.8	181.6	180.5	10.5	26.3	23.9	24.3
	40	181.4	197.8	174.7	177.1	6.7	20.7	23.2	23.8
	45	174.1	192.7	167.1	171.2	7.0	21.5	22.4	23.2
	50	163.0	175.8	158.2	162.8	4.8	13.0	21.5	21.8
	55	164.1	181.2	158.1	164.1	6.0	17.1	21.8	22.0
	56	163.5	180.5	157.5	163.7	6.0	16.8	21.7	21.9
	57	162.9	180.3	156.9	163.8	6.0	16.5	21.7	21.9
	58	162.9	180.5	156.6	163.7	6.3	16.8	21.7	21.9
	59	164.2	182.3	157.4	164.4	6.8	17.9	21.8	22.0
	60	162.5	182.4	155.8	163.6	6.7	18.8	21.7	21.9
	61	162.2	181.9	155.4	163.6	6.8	18.3	21.6	21.9
	62	162.7	182.6	155.6	163.9	7.1	18.7	21.6	21.9
	63	161.1	183.5	153.5	163.7	7.6	19.8	21.6	21.8
	平成元年	158.9	181.8	151.4	161.7	7.5	20.1	21.2	21.5
	2	155.3	179.4	148.1	159.5	7.2	19.9	20.7	21.2
	3	153.0	176.2	146.2	157.3	6.8	18.9	20.5	20.9
	4	150.2	172.2	144.5	156.1	5.7	16.1	20.2	20.7
	5	144.8	167.6	139.5	153.2	5.3	14.4	19.7	20.2

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」

注) 40年以前はサービス業を含まない数値である。

付表52-1 産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数(事業所規模5人以上)

産 業	月 間 実 労 働 時 間 数 (時間)						出勤日数(日)	
	総実労働時間数		所 定 内		所 定 外		出勤日数(日)	
	女	男	女	男	女	男	女	男
調 査 産 業 計	144.5	169.9	140.1	157.1	4.4	12.8	20.0	20.7
鉱 業	168.8	186.6	162.5	167.9	6.3	18.7	21.6	22.1
建 設 業	156.5	175.5	153.1	165.0	3.4	10.5	20.6	21.4
製 造 業	149.2	171.7	144.8	157.3	4.4	14.4	20.0	20.3
食料品、飲料・飼料・薬 たばこ製造業	142.7	177.4	137.7	163.4	5.0	14.0	20.2	21.4
繊維工業業	156.5	175.5	152.8	163.7	3.7	11.8	20.8	21.3
衣服その他の繊維製品製造業	156.9	176.3	154.1	168.8	2.8	7.5	21.0	21.8
木材・木製品製造業	162.1	179.2	158.7	168.6	3.4	10.6	21.0	21.7
出版・印刷・同関連産業	155.1	176.7	147.5	158.5	7.6	18.2	20.2	20.8
化学工業業	146.6	160.7	142.0	150.7	4.6	10.0	19.0	19.8
窯業・土石製品製造業	155.3	174.4	151.5	161.9	3.8	12.5	20.4	21.2
金属製品製造業	149.7	177.4	145.3	160.9	4.4	16.5	20.0	20.8
一般機械器具製造業	151.1	171.3	147.3	157.6	3.8	13.7	19.7	20.2
電気機械器具製造業	145.0	167.9	140.5	152.7	4.5	15.2	19.1	19.5
転送用機械器具製造業	148.0	169.7	143.0	153.1	5.0	16.6	19.2	19.6
精密機械器具製造業	146.6	167.5	142.6	155.4	4.0	12.1	19.5	19.9
電気・ガス・熱供給・水道業	148.5	160.8	143.2	147.2	5.3	13.6	18.9	19.3
運輸・通信業	146.5	182.9	141.1	160.8	5.4	22.1	19.9	21.1
卸売・小売業、飲食店	134.6	167.0	131.4	158.3	3.2	8.7	19.9	21.1
金融・保険業	142.9	157.7	137.7	147.5	5.2	10.2	19.0	19.8
不動産業	146.0	166.4	141.4	157.6	4.6	8.8	20.3	20.9
サービス業	146.9	162.5	141.7	151.3	5.2	11.2	20.2	20.3

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成5年)

付表52-2 産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数（事業所規模30人以上）

産業	月間実労働時間数（時間）						出勤日数（日）	
	総実労働時間数		所定内		所定外			
	女	男	女	男	女	男	女	男
調査産業計	144.8	167.6	139.5	153.2	5.3	14.4	19.7	20.2
鉱業	160.9	184.7	156.0	163.9	4.9	20.8	20.8	21.9
建設業	159.1	176.3	153.3	161.7	5.8	14.6	20.3	21.2
製造業	150.7	169.4	145.5	154.2	5.2	15.2	19.6	19.9
食料品、飲料、飼料、 たばこ製造業	142.6	176.3	136.9	160.6	5.7	15.7	20.0	21.1
繊維工業	155.9	170.4	152.0	159.0	3.9	11.4	20.4	20.8
衣服その他の繊維製品製造業	160.1	174.1	156.6	166.1	3.5	8.0	20.8	21.4
木材・木製品製造業	166.3	185.6	159.6	166.9	6.7	18.7	20.8	21.5
出版・印刷・同関連産業	159.6	175.1	149.2	154.8	10.4	20.3	19.9	20.4
化学工業	147.1	160.1	142.1	150.0	5.0	10.1	18.9	19.7
窯業・土石製品製造業	153.2	170.9	148.6	156.9	4.6	14.0	19.9	20.7
金属製品製造業	152.2	174.9	145.9	155.9	6.3	19.0	19.6	20.2
一般機械器具製造業	150.8	167.0	146.2	153.6	4.6	13.4	19.2	19.7
電気機械器具製造業	148.8	167.5	143.6	152.1	5.2	15.4	19.1	19.4
転送用機械器具製造業	151.7	169.1	146.1	152.3	5.6	16.8	19.1	19.4
精密機械器具製造業	148.3	164.7	144.0	153.6	4.3	11.1	19.2	19.6
電気・ガス・熱供給・水道業	147.6	160.4	142.1	146.5	5.5	13.9	18.8	19.2
運輸・通信業	143.2	181.2	137.6	158.3	5.6	22.9	19.6	20.9
卸売・小売業、飲食店	132.8	162.2	129.1	153.2	3.7	9.0	19.6	20.6
金融・保険業	142.6	156.1	136.8	146.0	5.8	10.1	19.0	19.7
不動産業	139.4	162.3	133.0	150.6	6.4	11.7	19.8	20.2
サービス業	146.0	159.2	139.9	147.2	6.1	12.0	19.8	19.7

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」（平成5年）

付表 5 3 女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合

(単位 %)

年	女子労働者に対する 出産者の割合	有夫者に対する 出産者の割合
昭和 4 6 年	2 . 4	6 . 2
4 8	2 . 5	6 . 0
4 9	2 . 7	6 . 4
5 1	2 . 7	5 . 8
5 3	2 . 7	5 . 5
5 6	2 . 4	4 . 7
6 0	2 . 0	3 . 8
6 3	1 . 8	3 . 4
平成 3	1 . 4	2 . 8

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 53年以前は教育を含まない。以下同じ。

付表 5 4 1人平均産前産後休業日数

(単位 日)

年	産 前	産 後
昭和 4 0 年	3 4 . 4	4 6 . 4
4 6	3 6 . 4	4 6 . 6
4 8	3 5 . 1	4 7 . 3
4 9	3 6 . 2	4 7 . 9
5 1	3 6 . 4	4 8 . 7
5 3	3 6 . 6	4 8 . 3
5 6	3 8 . 5	4 8 . 8
6 0	3 6 . 4	4 9 . 7
6 3	3 7 . 0 (4 6 . 5)	5 6 . 0 (6 4 . 4)
平成 3	3 8 . 5 (5 2 . 4)	5 8 . 1 (5 8 . 8)

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) () は多胎の場合である。

付表 5 5 妊娠中の軽易業務転換者及び育児時間請求者の割合

(単位 %)

年	軽易業務転換者	育児時間請求者
昭和 4 0 年	1 2 . 4	2 8 . 8
4 6	1 0 . 9	2 4 . 2
4 8	1 1 . 0	2 1 . 2
4 9	1 2 . 2	1 8 . 7
5 1	1 1 . 3	2 2 . 7
5 3	8 . 4	2 4 . 1
5 6	5 . 7	2 7 . 5
6 0	3 . 9	2 5 . 4
6 3	4 . 5	2 7 . 6
平成 3	6 . 0	1 9 . 7

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 5 6 生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況

年	休暇請求者がいた 事業所の割合 (%)	休暇請求者の割合 (%)	請求者 1 人当たり 年間休暇請求回数 (回)	請求者 1 人当たり 平均年間休暇日数 (日)
昭和 4 0 年	3 7 . 5	2 6 . 2	5 . 1	8 . 3
4 6	3 4 . 4	2 2 . 8	5 . 9	8 . 0
4 8	3 1 . 2	2 1 . 2	6 . 5	9 . 2
4 9	3 1 . 9	2 0 . 0	6 . 9	9 . 1
5 1	3 3 . 7	1 6 . 6	7 . 2	9 . 1
5 3	3 3 . 1	1 6 . 0	6 . 7	8 . 4
5 6	2 8 . 1	1 3 . 4	5 . 8	7 . 7
6 0	2 3 . 7	9 . 2	5 . 8	7 . 7
6 3	1 9 . 3	6 . 0	4 . 8	5 . 7
平成 3	1 8 . 8	7 . 0	4 . 1	5 . 1

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

付表57 妊産婦に対する健康管理措置の実施事業所の割合

(単位 %)

年	妊娠中及び出産後の通 院休暇ありの事業所	妊娠中の通勤緩和措置 ありの事業所	妊娠障害休暇ありの 事業所
昭和51年	18.6	15.2	10.8
53	22.2	14.2	11.4
56	25.8	20.0	18.1
60	25.0	18.1	16.7
63	27.4	24.3	19.1
平成 3	27.5	20.0	18.9

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

付表58 妊娠・出産による退職者の割合（妊産婦＝100.0）

(単位 %)

昭和 35年	40	45	48	49	51	53	56	60	63	平成 3
35.9	49.3	47.5	48.8	47.2	38.7	36.7	21.7	30.5	31.4	31.2

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

付表59 女子再雇用制度実施事業所の割合

(単位 %)

区 分	昭和60年	63年	平成2年	5年
計	5.6	16.6	14.8	19.7
製 造 業	7.9	18.8	17.4	18.6
運 輸 ・ 通 信 業	0.3	8.0	6.1	9.3
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	8.5	22.8	16.0	23.0
金 融 ・ 保 険 業	6.6	15.8	32.6	51.6
サ ー ビ ス 業	3.6	16.9	12.9	18.3
500人以上	13.5	19.7	20.8	29.6
100～499人	6.7	17.7	19.5	21.9
30～99人	5.2	16.3	13.7	19.0

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。

付表 6 0 勤労者世帯の家計収支の推移

年	実 収 入		可処分所得	消 費 支 出	世帯人員	有業人員	実収入に占める妻の収入の割合
	世帯主収入	妻の収入					
昭和40年	円 65,141	円 54,111	円 59,557	円 49,335	人 4.13	人 1.53	% 4.3
45	112,949	94,632	103,634	82,582	3.90	1.55	4.5
50	236,152	198,316	215,509	166,032	3.82	1.50	6.5
55	349,686	293,362	305,549	238,126	3.83	1.50	7.0
56	367,111	307,533	317,279	251,275	3.80	1.51	7.2
57	393,014	327,120	335,526	266,063	3.80	1.55	7.6
58	405,517	337,395	344,113	272,199	3.79	1.55	7.9
59	424,025	351,413	359,363	282,716	3.79	1.57	8.2
60	444,846	367,036	373,693	289,489	3.79	1.57	8.0
61	452,942	373,267	379,520	293,630	3.78	1.57	8.3
62	460,613	376,242	387,314	295,915	3.77	1.62	8.3
63	481,250	394,956	405,938	307,204	3.74	1.63	9.0
平成元	495,849	410,117	421,435	316,489	3.72	1.63	8.2
2	521,757	430,670	440,539	331,595	3.70	1.64	8.5
3	548,769	448,226	463,862	345,473	3.71	1.66	9.0
4	563,855	462,253	473,738	352,820	3.69	1.68	9.1
5	570,545	468,324	478,155	355,276	3.65	1.68	9.0

資料出所：総務庁統計局「家計調査」
 (注) 1 世帯当たり年平均1か月間の収入。

付表 6 1 核家族共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比
(勤労者世帯)

項 目	月 平 均 額 (円)		構 成 比 (%)	
	核 家 族 共 世 帯	世帯主のみ 働いている 核家族世帯	核 家 族 共 世 帯	世帯主のみ 働いている 核家族世帯
実 収 入	628,859	518,149	100.0	100.0
勤 め 先 収 入	606,108	489,450	96.4	94.5
世 帯 主 収 入	459,048	489,450	73.0	94.5
定 期 収 入	355,179	379,709	56.5	73.3
臨 時 収 入 ・ 賃 与	103,870	109,741	16.5	21.2
妻 の 収 入	147,060	0	23.4	—
他 の 世 帯 員 収 入	0	0	0.0	—
事 業 ・ 内 職 収 入	1,671	1,549	0.3	0.3
他 の 経 常 収 入	6,939	15,201	1.1	2.9
可 処 分 所 得	530,977	430,743	—	—
消 費 支 出	377,185	325,896	100.0	100.0
食 料	83,083	76,905	22.0	23.6
外 食	16,698	13,221	4.0	4.1
住 居	21,944	23,250	5.8	7.1
家 賃 ・ 地 代	16,376	19,033	4.3	5.8
光 熱 ・ 水 道	17,230	17,269	4.6	5.3
家 具 ・ 家 事 用 品	12,659	12,241	3.4	3.8
被 服 及 び 履 物	25,259	21,027	6.7	6.5
洋 服	10,892	8,824	2.9	2.7
保 健 ・ 医 療	8,837	10,378	2.3	3.2
交 通 ・ 通 信	42,162	34,522	11.2	10.6
自 動 車 等 関 係 費	27,130	20,016	7.2	6.1
教 育	25,269	16,731	6.7	5.1
教 養 ・ 娯 楽	37,278	35,282	9.9	10.8
そ の 他 の 消 費 支 出	103,462	78,290	27.4	24.0
諸 雑 費	20,051	15,217	5.3	4.7
こ づ かい (使 途 不 明)	37,378	29,687	9.9	9.1
交 際 費	30,969	28,004	8.2	8.6
仕 送 り 金	15,064	5,381	4.0	1.7
土 地 家 屋 借 金 返 済	32,729	27,681	6.2	6.4
平 均 消 費 性 向 (%)	71.0	75.7	*70.2	*77.4
金 融 資 産 純 増 率 (%)	19.7	15.2	*21.8	*15.9

資料出所：総務庁統計局「家計調査」(平成5年)

- 注) 1 土地家屋借金返済の構成比欄には可処分所得に対する割合を示した。
 2 平均消費性向は可処分所得に占める消費支出の割合。
 3 金融資産純増率は可処分所得に対する金融資産純増(貯蓄純増に有価証券購入と有価証券売却との差を加えたもの)の割合。
 4 *印は4年の数値を示す。

付表 6 2 労働組合員数及び推定組織率の推移

年	女			男			組合員総数 に占める 女子の割合
	労働組合 員数	雇用者数	推定 組織率	労働組合 員数	雇用者数	推定 組織率	
	人	万人	%	人	万人	%	%
昭和45年	3,201,202	1,089	29.4	8,280,004	2,187	37.9	27.9
50	3,445,776	1,190	29.0	9,027,198	2,479	36.4	27.6
55	3,378,131	1,374	24.6	8,862,521	2,638	33.6	27.6
56	3,409,154	1,394	24.5	8,946,218	2,661	33.6	27.6
57	3,427,828	1,417	24.2	8,990,519	2,685	33.5	27.6
58	3,417,761	1,478	23.1	8,993,227	2,732	32.9	27.5
59	3,411,925	1,535	22.2	8,946,150	2,746	32.6	27.6
60	3,393,970	1,545	22.0	8,925,386	2,756	32.4	27.5
61	3,385,192	1,596	21.2	8,895,791	2,787	31.9	27.6
62	3,364,581	1,634	20.6	8,830,856	2,814	31.4	27.6
63	3,354,566	1,680	20.0	8,802,568	2,885	30.5	27.6
平成元	3,367,668	1,778	18.9	8,782,421	2,942	29.9	27.7
2	3,393,343	1,854	18.3	8,800,053	3,021	29.1	27.8
3	3,455,932	1,953	17.7	8,866,952	3,109	28.5	28.0
4	3,521,579	2,002	17.6	8,949,379	3,137	28.5	28.2
5	3,574,348	2,031	17.6	9,012,616	3,202	28.1	28.4

資料出所：労働省「労働組合基礎調査」（各年6月）

総務庁統計局「労働力調査」（各年6月）

注） 1 付表63 注） 参照

2 推定組織率 = $\frac{\text{組合員数}}{\text{雇用者数}} \times 100$

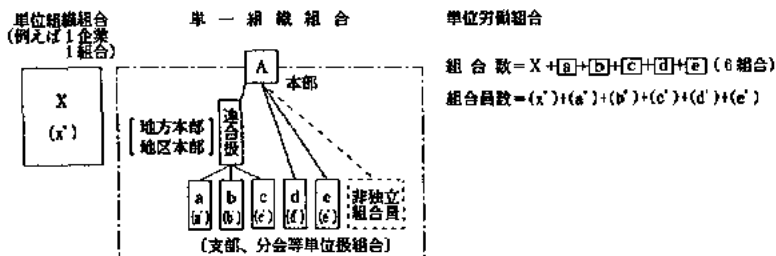
付表 6-3 産業別労働組合数及び組合員数

産 業	組 合 数	組 合 員 数		組合員総数 に占める 女子の割合	女子組合 員の産業 別構成比
		総 数	女 子		
		人	人	%	%
全 産 業	71,501	12,586,964	3,574,348	28.4	100.0
農 林 漁 業	957	42,177	4,010	9.5	0.1
鉱 業	177	16,652	2,011	12.1	0.1
建 設 業	3,483	987,586	73,939	7.5	2.1
製 造 業	17,522	4,027,612	809,826	20.1	22.7
電気・ガス・熱供給・水道業	1,692	236,198	32,837	13.9	0.9
運 輸 ・ 通 信 業	13,534	1,652,085	169,009	10.2	4.7
卸売・小売業、飲食店	7,761	1,164,421	448,493	38.5	12.5
金 融 ・ 保 険 業	5,338	1,153,067	661,250	57.3	18.5
不 動 産 業	208	16,938	3,797	22.4	0.1
サ ー ビ ス 業	14,847	1,930,100	873,275	45.2	24.4
公 務	5,639	1,327,074	487,025	36.7	13.6

資料出所：労働省「労働組合基礎調査」（平成5年6月）

- 注） 1 労働組合数及び組合員数は単位労働組合で把握。単位労働組合とは単位組織組合（規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、独自の活動を行い得る下部組織をもたない組合をいう。）と単一組織組合（規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、かつその内部に単位組織組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会等）を有する組合をいう。）の最下部組織である支部、分会等单位級組合とをそれぞれ1組合としたものである。
- 2 全産業には分類不能の産業を含む。

（参考）



付表 6 4 短時間雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

年	総 数			女		
	雇 用 者 数 (万人)	短 時 間 雇 用 者 数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)	雇 用 者 数 (万人)	短 時 間 雇 用 者 数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)
昭和35年	2,106	133	6.3	639	57	8.9
40	2,713	168	6.2	851	82	9.6
45	3,222	216	6.7	1,068	130	12.2
50	3,556	353	9.9	1,137	198	17.4
55	3,886	390	10.0	1,323	256	19.3
56	3,951	395	10.0	1,359	266	19.6
57	4,012	416	10.4	1,386	284	20.5
58	4,119	433	10.5	1,451	306	21.1
59	4,181	464	11.1	1,484	328	22.1
60	4,231	471	11.1	1,516	333	22.0
61	4,296	503	11.7	1,550	352	22.7
62	4,346	506	11.6	1,581	365	23.1
63	4,454	533	12.0	1,635	386	23.6
平成元	4,592	602	13.1	1,713	432	25.2
2	4,748	722	15.2	1,795	501	27.9
3	4,906	802	16.3	1,875	550	29.3
4	5,018	868	17.3	1,930	592	30.7
5	5,099	929	18.2	1,962	623	31.8

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1 短時間雇用者とは調査対象週において就業時間が35時間未満であった者をいう。(季節的、不規則的雇用者を含む。)
- 2 雇用者数は休業者を除く。
- 3 昭和35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

付表 6 5 産業別女子短時間雇用者数及び構成比の推移

区 分		非 農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電 気 ・ 給 水 ・ ガ ス ・ 熱	運 輸 ・ 通 信 業	卸 売 ・ 小 売 業 ・ 食 店	金 融 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業	サ ー ビ ス 業	公 務
実 数 (万 人)	昭和50年	198	0	0	10	56	1	7	55	11	53	4
	55	256	0	0	13	65	1	7	84	13	69	5
	56	260	0	0	13	66	1	8	89	13	73	5
	57	284	0	0	14	67	1	8	98	15	78	5
	58	306	0	0	14	68	1	8	109	14	85	5
	59	328	1	0	13	77	1	8	118	16	90	6
	60	333	1	0	14	80	1	8	117	15	91	6
	61	352	0	0	15	83	1	9	124	17	98	5
	62	365	1	0	16	79	1	10	132	17	104	5
	63	386	0	0	16	82	1	10	141	19	109	5
	平成元	432	0	0	18	94	1	13	154	23	122	6
	2	501	0	0	20	107	1	14	173	30	144	9
	3	550	1	0	23	120	1	16	189	32	157	8
	4	592	1	0	24	126	1	18	205	33	172	9
	5	623	1	0	26	127	1	14	215	33	187	10
構 成 比 (%)	昭和50年	100.0	0.0	0.0	5.1	28.3	0.5	3.5	27.8	5.6	26.8	2.0
	55	100.0	0.0	0.0	5.1	25.4	0.4	2.7	32.8	5.1	27.0	2.0
	56	100.0	0.0	0.0	4.9	24.8	0.4	3.0	33.5	4.9	27.4	1.9
	57	100.0	0.0	0.0	4.9	23.6	0.4	2.8	34.5	5.3	27.5	1.8
	58	100.0	0.0	0.0	4.6	22.2	0.3	2.6	35.6	4.6	27.8	1.6
	59	100.0	0.0	0.0	4.0	23.5	0.3	2.4	36.0	4.9	27.4	1.8
	60	100.0	0.3	0.0	4.2	24.0	0.3	2.4	35.1	4.5	27.3	1.8
	61	100.0	0.0	0.0	4.3	23.6	0.3	2.6	35.2	4.7	27.8	1.7
	62	100.0	0.3	0.0	4.4	21.6	0.3	2.7	36.2	4.7	28.5	1.4
	63	100.0	0.0	0.0	4.1	21.2	0.3	2.6	36.5	4.9	28.2	1.3
	平成元	100.0	0.0	0.0	4.2	21.8	0.2	3.0	35.6	5.3	28.2	1.4
	2	100.0	0.0	0.0	4.0	21.4	0.2	2.8	34.5	6.0	28.7	1.8
	3	100.0	0.2	0.0	4.2	21.8	0.2	2.9	34.4	5.8	28.5	1.5
	4	100.0	0.2	0.0	4.1	21.3	0.2	3.0	34.6	5.6	29.1	1.5
	5	100.0	0.2	0.0	4.2	20.4	0.2	3.0	34.5	5.3	30.0	1.6
女短 子時 間雇 用者 数の 割合 (%)	昭和50年	17.4	0.0	0.0	20.8	15.8	25.0	18.9	19.2	15.7	17.4	13.3
	55	19.3	0.0	0.0	22.8	17.1	25.0	18.4	24.2	16.0	18.2	15.2
	56	19.6	0.0	0.0	22.8	16.9	25.0	21.1	25.0	15.5	18.5	15.6
	57	20.5	0.0	0.0	23.7	17.3	25.0	21.1	26.5	17.0	19.3	15.2
	58	21.1	0.0	0.0	24.1	16.9	25.0	20.0	28.5	15.7	19.5	14.7
	59	22.1	*	0.0	23.2	18.5	25.0	20.5	29.6	17.8	20.3	18.8
	60	22.0	*	0.0	24.6	18.6	25.0	19.5	29.0	16.7	20.0	17.1
	61	22.7	0.0	0.0	26.8	19.4	25.0	20.9	29.7	17.9	21.0	17.6
	62	23.1	*	0.0	28.6	18.7	25.0	23.3	30.6	16.8	21.5	15.2
	63	23.6	0.0	0.0	26.2	18.9	25.0	23.3	31.5	18.1	21.7	15.6
	平成元	25.2	0.0	0.0	27.3	20.8	25.0	27.1	33.0	20.9	23.2	18.8
	2	27.9	0.0	0.0	28.2	23.0	25.0	28.0	35.5	25.2	25.9	25.7
	3	29.3	*	0.0	29.5	24.9	25.0	30.2	37.1	26.9	26.2	22.2
	4	30.7	*	0.0	30.0	25.9	25.0	31.0	38.7	27.3	28.4	24.3
	5	31.8	*	0.0	31.3	26.5	20.0	31.7	40.1	27.3	29.5	26.9

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 1 付表64 注) 1, 2に同じ。

2 「*」は、実数が少ないため表示していない。

付表 6 6 規模別女子短時間雇用者数及び構成比の推移 (非農林業)

区 分	總 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公	
実 数 (万 人)	昭和50年	198	98	25	19	37	19
	55	256	134	33	25	42	24
	56	266	139	34	26	42	23
	57	284	149	38	29	45	22
	58	306	162	41	31	48	24
	59	328	171	44	33	34	26
	60	333	173	45	37	51	26
	61	352	180	47	41	57	27
	62	365	189	49	41	59	27
	63	386	195	56	44	63	28
	平成元	432	208	62	53	77	31
	2	501	228	71	64	95	40
	3	550	248	79	73	108	39
	4	592	261	87	80	118	43
	5	623	269	94	86	123	49
構 成 比 (%)	昭和50年	100.0	49.5	12.6	9.6	18.7	9.6
	55	100.0	52.3	12.9	9.8	16.4	9.4
	56	100.0	52.3	12.8	9.8	15.8	8.6
	57	100.0	52.5	13.4	10.2	15.8	7.7
	58	100.0	52.9	13.4	10.1	15.7	7.8
	59	100.0	52.1	13.4	10.1	16.5	7.9
	60	100.0	52.0	13.5	11.1	15.3	7.8
	61	100.0	52.0	13.5	11.1	15.3	7.8
	62	100.0	51.8	13.4	11.2	16.2	7.4
	63	100.0	50.5	14.5	11.4	16.3	7.3
	平成元	100.0	48.1	14.4	12.3	17.8	7.2
	2	100.0	45.5	14.2	12.8	19.2	8.0
	3	100.0	45.1	14.4	13.3	19.6	7.1
	4	100.0	44.1	14.7	13.5	19.9	7.3
	5	100.0	43.2	15.1	13.8	19.7	7.9
女短 子時 雇用 者用 者数 の割 割合 (%)	昭和50年	17.4	22.7	14.0	12.3	15.5	14.5
	55	19.3	26.1	15.1	13.6	16.8	15.4
	56	19.6	26.3	15.2	13.4	16.4	14.6
	57	20.5	27.4	16.6	14.6	17.4	14.2
	58	21.1	28.9	17.2	14.6	17.5	14.7
	59	22.1	29.9	17.8	15.3	18.9	16.0
	60	22.0	29.7	17.8	16.1	18.0	16.0
	61	22.7	30.3	18.2	17.2	19.5	16.6
	62	23.1	31.2	18.7	16.9	19.4	16.5
	63	23.6	31.7	20.1	17.1	19.7	17.3
	平成元	25.2	32.4	21.5	19.9	22.1	18.9
	2	27.9	34.3	23.6	22.4	26.0	23.7
	3	29.3	35.8	25.3	23.8	28.1	22.5
	4	30.7	37.0	27.0	25.3	29.2	24.3
	5	31.8	37.9	28.2	26.5	30.1	26.9

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 付表64注) 1, 2に同じ。

付表 6 7 産業・規模別女子パートタイム労働者の平均勤続年数の推移

(単位 年)

年	計	産 業				規 模		
		製造業	卸売・小売業、飲食店	金融・保険業	サービス業	1,000人以上	100～999人	10～99人
昭和51年	2.9	3.0	2.8	—	—	2.9	2.8	2.9
55	3.3	3.4	3.0	—	3.6	3.3	3.3	3.4
56	3.4	3.6	3.2	—	3.4	3.5	3.3	3.5
57	3.4	3.6	3.1	—	3.4	3.6	3.3	3.4
58	3.6	3.8	3.3	—	3.5	3.8	3.4	3.6
59	3.8	4.0	3.6	—	3.4	4.0	3.6	3.8
60	3.9	4.0	3.9	—	3.6	4.3	3.8	3.9
61	4.0	4.3	3.9	—	3.6	4.4	3.9	3.9
62	4.2	4.5	4.2	—	4.0	4.6	4.1	4.2
63	4.1	4.5	4.0	—	3.7	4.3	4.1	4.0
平成元	4.3	4.7	4.1	3.0	3.7	4.3	4.3	4.2
2	4.5	5.0	4.5	2.9	4.0	4.9	4.4	4.4
3	4.6	5.2	4.5	3.0	4.1	4.9	4.6	4.5
4	4.8	5.6	4.5	3.4	4.0	5.1	4.7	4.6
5	4.6	5.6	4.3	3.8	3.9	4.7	4.7	4.5

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 産業別は特掲である。

2 産業別区分のうち「卸売・小売業、飲食店」の昭和51年の分は、飲食店を除く。

付表 6 9 年齢階級・産業・規模別女子パートタイム労働者の1時間当たり
所定内給与額の推移

区 分	昭和 5 5 年	5 8	6 0	平成 2	3	4	5
年 計	円 492	円 560	円 595	円 712	円 770	円 809	円 832
1 8 ~ 1 9 歳	494	559	581	706	758	801	807
2 0 ~ 2 4	541	603	638	786	877	880	898
2 5 ~ 2 9	507	588	654	783	829	895	906
3 0 ~ 3 4	480	550	596	707	792	816	860
3 5 ~ 3 9	479	543	579	691	756	788	821
4 0 ~ 4 4	487	552	585	699	754	794	811
4 5 ~ 4 9	496	565	595	712	764	807	824
5 0 ~ 5 4	504	572	601	717	767	810	837
産 製 造 業	465	525	561	665	713	750	769
卸売・小売業、飲食店	490	565	594	708	772	811	824
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	815	889	942	945
サ ー ビ ス 業	567	628	675	808	864	894	932
規 1, 0 0 0 人以上	517	594	624	748	820	860	874
1 0 0 ~ 9 9 9 人	494	531	602	720	769	815	841
模 1 0 ~ 9 9 人	478	506	579	688	744	777	802

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 年齢計は17歳以下及び55歳以上を含む。
2 産業別は特掲である。

付表 7 0 産業・規模別女子パートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額の推移

年	計	産 業				規 模		
		製造業	卸売・小売業、飲食店	金融・保険業	サービス業	1,000人以上	100~999人	10~99人
昭和55年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	72.8	82.4	61.1	—	71.6	108.2	68.5	60.4
56	79.2	91.9	67.4	—	68.4	123.0	76.4	62.5
57	76.9	91.7	64.6	—	68.1	117.6	72.4	62.3
58	77.5	91.9	68.2	—	62.5	115.8	76.0	60.7
59	78.8	91.0	73.0	—	60.3	120.0	75.1	63.7
60	84.2	99.1	74.7	—	66.8	123.7	85.2	67.4
61	83.6	102.6	72.7	—	60.1	128.3	85.6	64.0
62	82.4	97.4	69.9	—	76.5	112.4	83.5	67.9
63	76.5	89.6	72.5	—	56.9	96.8	82.7	62.4
平成元	77.1	98.1	65.0	82.6	60.0	96.9	78.8	66.6
2	86.5	108.0	71.4	85.8	77.1	104.4	89.7	74.7
3	92.4	119.3	74.4	118.3	77.9	104.0	96.2	83.4
4	98.8	130.0	78.7	125.1	81.1	111.5	104.3	88.0
5	91.8	121.6	75.4	120.1	78.1	105.5	99.7	77.7

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 産業別は特掲である。

付表 7 1 家内労働従事者数の推移

区 分		昭 和 4 5 年	4 8 年	6 0 年	平 成 2 年	3 年	4 年	5 年
家内労働 従事者数		人 2,017,100	人 2,041,200 (0.2%)	人 1,223,200 (△3.2%)	人 951,800 (△6.0%)	人 891,800 (△6.3%)	人 816,500 (△8.4%)	人 745,000 (△8.8%)
家内労働者数		1,811,200	1,844,400 (0.2%)	1,149,000 (△3.2%)	903,400 (△5.7%)	848,200 (△6.1%)	778,300 (△8.2%)	710,200 (△8.7%)
内 訳	性 子	1,671,700 [92.3%]	1,707,800 [92.6%]	1,070,900 [93.2%]	844,600 [93.5%]	794,500 [93.7%]	729,200 [93.7%]	665,400 [93.7%]
	性 男	139,500 [7.7%]	136,600 [7.4%]	78,100 [6.8%]	58,500 [6.5%]	53,700 [6.3%]	49,100 [6.3%]	44,900 [6.3%]
	業 専 業	171,000 [9.4%]	171,000 [9.3%]	76,200 [6.6%]	50,400 [5.6%]	46,700 [5.5%]	43,400 [5.6%]	39,900 [5.6%]
	業 内 職	1,597,200 [88.2%]	1,633,600 [88.6%]	1,058,500 [92.1%]	843,500 [93.4%]	792,300 [93.4%]	727,200 [93.4%]	663,000 [93.4%]
	業 副 業	43,000 [2.4%]	39,800 [2.2%]	14,300 [1.2%]	9,400 [1.0%]	9,200 [1.1%]	7,700 [1.0%]	7,300 [1.0%]
補助者数		205,900	196,800	74,200	48,400	43,400	38,300	34,700

資料出所：労働省「家内労働概況調査」

注) 1 () 内は対前年比率である。

2 [] 内は家内労働者数を100.0とした割合である。

付表 7 2 業種別家内労働者の推移

業 種	60 年		平成 2 年		4 年		5 年	
	女	男	女	男	女	男	女	男
合 計	1,070,900	78,100	844,800	58,500	729,200	49,100	665,400	44,900
食 料	15,300	300	10,300	300	8,100	200	7,700	200
織 工 業	180,600	21,100	111,500	16,600	87,200	13,300	76,300	12,000
衣服・その他の繊維製品	345,000	10,500	282,100	7,500	251,700	8,100	234,300	7,900
木材・木製品 家具・装備品	9,000	1,500	7,400	1,200	6,900	1,000	7,200	1,000
紙・紙加工品	56,900	1,200	41,700	1,000	36,800	900	33,800	900
印刷・同 関 連	24,000	1,100	17,600	700	17,800	700	15,600	600
ゴム 製 品	23,300	3,100	20,500	1,700	18,300	1,400	17,300	1,300
皮革 製 品	20,700	7,400	14,100	5,000	12,200	4,800	10,900	4,400
窯業・土石製品	8,000	2,200	7,300	1,200	6,400	1,000	5,700	1,200
金属 製 品	11,700	8,300	9,100	5,300	7,600	3,800	7,200	2,600
電気機械器具	192,400	5,600	182,100	6,500	148,900	5,000	135,900	4,700
機械器具等	37,000	4,400	29,400	3,700	27,700	2,900	25,800	2,700
その他（雑貨等）	147,000	10,400	111,600	7,700	99,800	6,000	87,300	5,500

資料出所：労働省「家内労働概況調査」

付表73 世帯構成の推移

(単位 %)

年次	総数	単独世帯	核家族世帯			夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	片親と未婚の子のみの世帯	三世帯	その他の世帯
			住み込み・寄居等による単独世帯	その他の単独世帯	核家族世帯					
昭和57年	100.0	18.8	5.4	13.4	59.5	13.7	41.5	4.3	16.1	5.6
58年	100.0	18.1	4.2	13.9	60.9	14.2	42.3	4.4	15.4	5.6
59年	100.0	19.4	5.1	14.3	60.6	14.3	41.7	4.6	14.9	5.2
60年	100.0	18.4	4.4	14.0	61.1	14.6	41.9	4.6	15.2	5.3
61年	100.0	18.2	3.8	14.3	60.8	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7
62年	100.0	18.8	4.1	14.7	60.5	15.4	40.3	4.8	15.0	5.7
63年	100.0	19.5	4.1	15.4	61.0	15.9	40.0	5.1	14.0	5.6
平成元年	100.0	20.0	3.9	16.0	60.3	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5
2年	100.0	21.0	4.1	16.8	60.0	16.6	38.2	5.1	13.5	5.6
3年	100.0	21.2	3.9	17.3	59.6	16.6	37.9	5.2	13.7	5.5
4年	100.0	21.8	4.0	17.8	59.0	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1

資料出所：厚生省「国民生活基礎調査」

(ただし、60年までは「厚生行政基礎調査」)

付表74 「女性は仕事をもつのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである」という考え方に対する意識

	該 当 者 数	賛 成 (小計)	賛 成 %	どちら かとい えは賛 成	反 対 (小計)	どちら かとい えは反 対	反 対 %	わ か ら な い
	人	%	%	%	%	%	%	%
総 数	3,524	85.6	46.8	38.8	10.5	8.6	1.9	3.9
女 性	1,971	83.9	46.3	37.6	12.4	10.0	2.4	3.7
男 性	1,553	87.7	47.4	40.3	8.1	6.8	1.3	4.2
(女 性)								
20～29歳	221	81.0	43.9	37.1	16.7	14.5	2.3	2.3
30～39歳	387	79.1	33.1	46.0	16.8	14.0	2.8	4.1
40～49歳	464	83.6	45.0	38.6	14.2	11.6	2.6	2.2
50～59歳	407	85.3	50.1	35.1	11.8	7.9	3.9	2.9
60歳以上	492	88.2	55.9	32.3	5.9	5.3	0.6	5.9
(男 性)								
20～29歳	195	83.6	39.0	44.6	11.8	9.7	2.1	4.6
30～39歳	239	87.0	35.1	51.9	7.1	5.4	1.7	5.9
40～49歳	373	83.1	42.1	41.0	10.7	8.8	1.9	6.2
50～59歳	315	93.0	54.9	38.1	5.4	4.4	1.0	1.6
60歳以上	431	90.0	57.1	32.9	6.7	6.3	0.5	3.2
(女 性)								
有 職	1,081	83.7	46.9	36.8	13.4	10.5	2.9	2.9
無 職	890	84.2	45.6	38.5	11.2	9.4	1.8	4.6
(男 性)								
有 職	1,298	87.8	46.1	41.8	8.2	6.7	1.5	3.9
無 職	255	87.1	54.1	32.9	7.5	7.5	—	5.5
(女 性)								
高小・新中卒	564	86.0	52.3	33.7	7.4	5.5	2.0	6.6
旧中・新高・高女卒	934	85.4	46.7	38.8	12.7	10.6	2.1	1.8
専修・職業訓練	371	81.1	41.8	39.4	15.1	12.9	2.2	3.8
短大・高専卒								
大学・大学院	100	69.0	26.0	43.0	27.0	19.0	8.0	4.0
旧女子専門学校卒								

資料出所：総理府「男女平等に関する世論調査」（平成4年11月）

付表7 5 家庭を重視する男性の割合の変化

	該 当 者 数	増 え て い る (小計)	増 え て い る		変 わ ら な い (小計)	あ ま り 変 わ ら な い		そ の 他	わ か ら な い
			増 え て い る	あ る 程 度 増 え て い る		あ ま り 変 わ ら な い	ほ と ん ど (全 く) 変 わ ら な い		
総 数	人	%	%	%	%	%	%	%	%
女 性	1,165	75.9	42.2	33.6	21.5	18.5	3.0	0.2	2.4
20～29歳	179	67.6	30.7	36.9	27.4	25.1	2.2	0.6	4.5
30～39歳	235	86.0	45.5	40.4	14.0	13.2	0.9	—	—
40～49歳	306	82.4	52.9	29.4	16.3	14.4	2.0	—	1.3
50～59歳	216	73.1	41.2	31.9	24.5	20.4	4.2	—	2.3
60歳以上	229	65.9	34.5	31.4	28.8	22.7	6.1	0.4	4.8
男 性	959	67.5	38.2	29.3	29.4	24.1	5.3	0.2	2.9
20～29歳	138	64.5	31.2	33.3	31.2	23.9	7.2	0.7	3.6
30～39歳	146	79.5	51.4	28.1	17.8	15.8	2.1	—	2.7
40～49歳	246	69.1	38.2	30.9	29.3	24.0	5.3	—	1.6
50～59歳	208	67.3	36.5	30.8	28.8	22.6	6.3	—	3.8
60歳以上	221	59.7	35.3	24.4	36.7	31.2	5.4	0.5	3.2

資料出所：総理府「男性のライフスタイルに関する世論調査」(平成5年10月)

付表 7 6 共働き（雇用者世帯）の妻と夫の生活時間

（単位 時間 分）

区 分		1次活動		2次活動				3次活動						
		睡眠		仕事	家事	育児	買い物	通勤 通学	テ ラ 新 聞・ レ ジ オ 新聞・雑誌	休 くつろぎ	娯 楽	交 際 付き合い		
妻の週5日以上の就業時間以上	平日	妻 9.41 夫 9.51	7.03	11.06	7.04	2.34	0.14	0.23	0.48	3.13	1.25	1.00	0.09	0.09
	日曜日	妻 10.50 夫 11.03	7.53	7.02	1.41	3.52	0.23	0.53	0.09	6.08	2.09	1.22	0.40	0.37
35歳未満	平日	妻 9.42 夫 9.42	6.58	9.54	4.26	3.55	0.13	0.39	0.37	4.23	1.58	1.07	0.21	0.15
	日曜日	妻 10.53 夫 11.08	7.52	6.34	1.02	4.05	0.20	0.56	0.07	6.33	2.23	1.22	0.45	0.31
			8.26	3.15	2.06	0.19	0.09	0.27	0.14	9.36	3.45	1.43	1.32	0.39

資料出所：総務庁統計局「社会生活基本調査」（平成 3 年）

付表77 家族構成、末子

区 分		計	保育所・託児施設等の利用	企業内保育施設の利用	幼稚園の利用	夫	自分又は夫の父母
末子が1歳未満		100.0 〔 67.0〕	28.3	0.6	—	4.2	67.2
家族構成	本人と子供	100.0 〔 22.0〕	90.0	—	—	—	20.0
	本人と夫と子供	100.0 〔 62.0〕	40.5	1.0	—	6.0	50.3
	本人と同居の父母と子供	100.0 〔 36.8〕	14.3	—	—	—	78.6
	本人と夫と同居の父母と子供	100.0 〔 78.7〕	14.5	0.3	—	2.8	85.5
	同居のその他の家族がいる	100.0 〔 80.8〕	24.5	—	—	3.1	72.4
	末子が1歳以上小学校入学前	100.0 〔 77.3〕	48.9	0.9	15.0	3.6	51.0
家族構成	本人と子供	100.0 〔 56.9〕	67.7	—	16.1	6.5	22.6
	本人と夫と子供	100.0 〔 71.0〕	64.8	1.4	11.1	4.4	33.8
	本人と同居の父母と子供	100.0 〔 68.4〕	46.2	—	—	—	50.0
	本人と夫と同居の父母と子供	100.0 〔 87.8〕	32.5	0.8	21.4	2.6	69.6
	同居のその他の家族がいる	100.0 〔 85.4〕	35.2	—	10.2	3.4	65.7
	末子が小学校1、2、3年生	100.0 〔 79.3〕	—	0.2	—	2.7	55.7
家族構成	本人と子供	100.0 〔 73.6〕	—	—	—	3.6	10.7
	本人と夫と子供	100.0 〔 71.3〕	—	0.4	—	3.1	25.3
	本人と同居の父母と子供	100.0 〔 78.1〕	—	—	—	—	77.3
	本人と夫と同居の父母と子供	100.0 〔 90.2〕	—	—	—	2.3	88.0
	同居のその他の家族がいる	100.0 〔 90.7〕	—	—	—	2.8	72.2

資料出所：（財）婦人少年協会「既婚女子労働者の生活実態調査」（平成元年）

注）〔 〕内は、それぞれの区分における雇われて働いていた既婚女子労働者の全既婚女子労働者に対する割合である。

の 年 齢 区 分 別 保 育 状 況

(M.A.) (単位 %)

自分又は 夫の兄弟 ・ 姉妹	その他の 親 族	知 人	ベビーシ ッター・ 家政婦等	家庭福祉 員・保育 ママ等	学童保育	誰もなし	その他
4.1	7.3	2.7	1.5	2.0	—	—	1.2
—	10.0	—	—	10.0	—	—	2.0
6.3	8.0	4.3	2.8	3.3	—	—	7.1
—	7.1	—	—	—	—	—	0.3
1.7	5.6	1.4	0.6	1.1	—	—	1.0
5.1	10.2	2.0	—	—	—	—	—
3.0	5.0	2.1	1.0	0.8	—	—	0.4
6.5	9.7	3.2	—	—	—	—	—
4.2	5.1	3.2	2.1	1.2	—	—	0.5
3.8	7.7	—	—	—	—	—	3.8
1.1	4.0	1.3	0.3	0.8	—	—	—
4.5	6.8	—	—	—	—	—	1.1
2.3	6.8	2.8	0.2	—	15.0	16.9	3.8
3.6	14.3	7.1	—	—	35.7	28.6	7.1
4.0	6.2	5.3	0.4	—	25.3	32.0	6.2
—	18.2	—	—	—	4.5	—	—
0.5	5.1	0.5	—	—	3.2	3.2	0.9
2.8	8.3	—	—	—	11.1	5.6	5.6

付表 7 8 家族構成、子供の年齢別保育方法
 〈一番長い時間預けている預け先〉

(M. A.) (単位 %)

区 分	計	公立保 育所	認可保 育所	無認可保 育施設 (ベビーホ テルなど)	事業所 内託児 施設	幼稚園	保育ママ、 地方自治 体が紹介 する人	ベビー シッター、家 政婦	親、兄 弟姉妹 などの 家族	その 子供の 兄、姉	友人、知 人、その 他近所の 人	その他	無回答
子 計	100.0	31.2	19.9	5.4	0.3	3.0	0.3	—	39.3	0.1	0.2	0.3	0.1
子 供 配 偶 者	100.0	25.0	43.8	—	—	12.5	—	—	18.8	—	—	—	—
子 供 配 偶 者 と 自 分 の 親	100.0	37.6	26.5	7.4	0.5	1.9	0.5	—	24.9	0.1	0.1	0.2	0.1
子 供 配 偶 者 と 自 分 の 親	100.0	33.3	16.7	—	—	5.6	—	—	44.4	—	—	—	—
子 供 配 偶 者 と 自 分 の 親	100.0	21.9	4.4	3.5	—	5.3	—	—	64.0	—	—	0.9	—
子 供 配 偶 者 と 自 分 の 親	100.0	21.7	10.1	2.2	—	4.7	—	—	60.4	—	0.3	0.3	0.3
1 歳 6 か 月 未 満	100.0	20.5	21.4	9.3	0.3	0.3	0.9	—	47.4	—	—	—	—
1 歳 6 か 月 ~ 2 歳 未 満	100.0	29.5	24.9	6.6	0.4	—	—	—	38.6	—	—	—	—
2 歳	100.0	31.6	16.3	5.4	0.3	0.3	—	—	45.2	—	0.7	—	—
3 歳	100.0	34.1	17.6	2.2	0.5	3.3	—	—	40.7	0.6	—	0.6	0.6
4 歳	100.0	46.3	23.9	2.2	—	8.2	0.8	—	18.7	—	—	—	—
5 歳	100.0	42.6	21.8	2.0	—	12.9	—	—	20.8	—	—	—	—
6 歳	100.0	38.1	6.4	1.6	—	14.3	—	—	38.1	—	—	1.6	—

資料出所：(財)婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査」(平成6年)

付表79 家族構成、子供の年齢別通学の保育方法で対応できない場合の対応

(M.A.) (単位 %)

区 分	計	配偶者 にみて もらう	親、兄弟 姉妹など 親族にみ てもらう	その 子供の 兄、姉	友人、知人、 近所の人な どにみても らう	ベビーシッ ター、家 政婦にみ てもらう	無認可保育 施設(ベビー ホテルなど) に預ける	保育所、事業 所内託児施設 の延長保育を 利用する	保育ママ、 地方自治体 が紹介する 人に預ける	その他	無回答
子 計	100.0	33.9	72.7	1.5	4.1	1.5	1.0	4.0	0.4	2.1	4.3
家 族 構 成											
子 供 と 配 偶 者	100.0	12.5	62.5	—	—	—	—	25.0	—	18.8	12.5
子 供 と 親	100.0	43.7	66.1	2.3	5.7	2.3	1.5	5.6	0.5	2.3	2.3
子 供 と 配 偶 者 と 自 分 の 親	100.0	11.1	88.9	—	5.6	—	—	5.6	—	5.6	—
子 供 と 配 偶 者 と 配 偶 者 の 親	100.0	22.8	81.6	0.9	1.8	1.8	—	—	—	—	10.5
1 歳 ~ 1 歳 6 か 月 未 満	100.0	19.2	84.0	—	1.6	—	0.3	1.3	0.3	0.9	5.0
1 歳 6 か 月 ~ 2 歳 未 満	100.0	38.7	69.6	—	2.6	1.7	0.9	4.9	0.3	2.6	4.9
2 歳	100.0	39.8	73.0	0.4	4.2	1.7	1.7	5.0	0.8	2.1	3.3
3 歳	100.0	33.0	74.2	0.3	3.7	1.7	0.7	4.4	—	0.7	5.8
4 歳	100.0	30.8	74.2	1.7	4.4	1.1	1.1	1.7	0.6	3.3	3.9
5 歳	100.0	30.6	65.4	4.5	7.5	0.8	1.5	6.0	—	3.0	3.0
6 歳	100.0	22.8	79.2	5.9	5.9	2.0	—	1.0	1.0	2.0	3.0
7 歳	100.0	20.6	82.5	4.8	3.2	1.6	—	—	—	—	3.2

資料出所：(財)婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査」(平成6年)

(注)「子供の預け先」欄は、子供の預け先のうち一番長い時間預けている預け先に関する数値である。

付表 80 家族構成、子供の年齢別子供が病気の発症の対応

(M.A.) (単位 %)

区分	計	自分が会社を休む	配偶者が会社を休む	配偶者と役割を分担してやりくりする	親、兄弟姉妹など親族にみてもらう	友人、知人、近所の人にみてもらう	ベビーシッター、家政婦にみてもらう	無認可保育施設(ベビーホテルなど)に預ける	保養マザー、地方自治体などが紹介する人に預ける	その他	無回答
子 計	100.0	67.9	8.2	17.7	50.3	1.2	0.9	0.1	0.2	0.9	0.5
家族構成											
子供と配偶者	100.0	81.3	6.3	—	56.3	—	—	—	—	—	—
子供と親	100.0	70.1	10.7	22.2	45.0	1.9	1.3	0.1	0.2	1.2	0.4
子供と配偶者と自分の親	100.0	66.7	—	5.6	77.8	—	—	—	—	—	—
子供と配偶者と配偶者の親	100.0	64.0	5.3	9.7	64.0	—	0.9	—	—	—	0.9
1歳～1歳6か月未満	100.0	64.2	4.7	12.6	53.5	—	—	—	—	0.9	0.9
1歳6か月～2歳未満	100.0	69.9	9.8	22.0	41.0	0.9	1.2	0.3	0.3	0.9	—
2歳	100.0	71.8	9.5	21.2	53.5	0.8	1.2	—	—	1.2	—
3歳	100.0	68.4	6.1	14.6	51.0	0.7	0.7	—	—	0.3	1.0
4歳	100.0	63.2	8.8	20.3	49.5	2.2	0.6	—	—	1.1	0.6
5歳	100.0	64.2	9.0	10.5	56.7	2.2	—	—	0.8	1.5	0.8
6歳	100.0	70.3	4.0	8.9	53.5	1.0	1.0	—	—	—	2.0
7歳	100.0	57.1	6.4	14.3	71.4	3.2	1.6	—	—	1.6	—

資料出所：(財)婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査」(平成6年)

例 「子供の預け先」欄は、子供の預け先のうち一番長い時間預けている預け先に関する数値である。

付表 8 1 未子の年齢区分別、決まった休日以外の休暇取得の有無及び休暇取得の理由

(単位 %)

区 分	計	休 暇 を 取得した 計	休 暇 の 取 得 理 由 (M.A.)							休 暇 を 取得しな かった		
			自 分 の 病 気	子 供 の 病 気	家 族 の 病 気	家 族 の 事 務 に 関 連 した 理 由	学 校・幼 稚 園・保 育 所 の 行 事	休 業・レ ジュー シ ョ ン	無 名			
計	100.0	75.5 (100.0)	(33.3)	(31.9)	(6.4)	(11.8)	(7.2)	(45.0)	(13.0)	(14.8)	(3.3)	24.5
1 歳 未 満	100.0	77.4 (100.0)	(31.7)	(46.2)	(1.9)	(8.7)	(1.9)	(13.5)	(8.7)	(5.8)	(4.8)	20.6
1 歳 以 上 小 学 校 入 学 前	100.0	80.8 (100.0)	(36.8)	(46.8)	(9.1)	(9.3)	(8.1)	(43.1)	(12.7)	(18.4)	(2.9)	19.2
小 学 校 1, 2, 3 年 生	100.0	42.6 (100.0)	(29.9)	(29.1)	(5.5)	(10.2)	(8.7)	(64.6)	(11.0)	(15.0)	(2.4)	27.4
小 学 校 4 年 生 以 上	100.0	70.9 (100.0)	(31.2)	(14.1)	(5.2)	(15.6)	(9.2)	(48.8)	(15.1)	(13.4)	(3.5)	27.1

資料出所：既婚女子労働者の生活実態調査（平成元年）

付表 8 2 介護休業制度実施事業所の割合

(単位 %)

区 分	昭和55年	50年	63年	平成2年	5年
計	8.7	11.4	13.6	13.7	16.3
500 人 以 上	12.4	13.6	13.6	20.0	51.9
100 ～ 499 人	8.3	8.5	11.0	13.1	22.5
30 ～ 99 人	8.8	12.0	14.2	12.9	14.2

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」
産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。

付表 8 3 老親等家族の介護の程度別労働者の割合

(単位 %)

区 分	計	自分が主 に行った	同じくら い行った	自分は手 伝った	自分はな んどし なかった	無 回 答
計	100.0	22.7	23.2	36.5	16.3	1.3
女 性	100.0	42.6	26.1	24.9	5.2	1.2
男 性	100.0	7.1	20.9	45.7	25.0	1.4
30 歳 未 満	100.0	25.3	20.3	45.6	8.9	—
30 ～ 34	100.0	20.0	30.8	33.8	13.8	1.5
35 ～ 39	100.0	16.2	20.2	38.4	24.7	0.5
40 ～ 49	100.0	23.7	20.1	38.0	17.1	1.1
50 ～ 59	100.0	24.9	27.6	32.8	13.3	1.5
60 歳 以 上	100.0	22.0	24.4	31.7	14.6	7.3

資料出所：労働省「介護を行う労働者に関する措置についての実態調査」(平成3年)

付表 8 4 要介護者がいた労働者の配偶者の介護に対する対応状況

(M. A.) (単位 %)

区 分	計	会社を 辞めた	介護休 業制度 を利用	年次有 給休暇 を取得	勤務時 間・仕 事等 を変更	欠勤し た	その他	特に何 もしな かった	無回答
計	100.0	9.7	1.9	28.9	6.4	18.4	8.5	38.2	1.0
女性(夫の対応状況)	100.0	1.1	2.9	27.6	5.0	12.5	7.2	51.3	1.1
男性(妻の対応状況)	100.0	21.5	0.5	30.7	8.3	26.3	10.2	20.5	1.0

資料出所：労働省「介護を行う労働者に関する措置についての実態調査」(平成3年)

付表 3.5 介護の問題点

(M.A.) (単位 %)

区 分	計	通が 切な から 介護 の 仕 方	病 院 や 施 設 に 入 れ	介 護 を す る 部 置 が	独 自 的 負 担 が 大 き	身 体 的 負 担 が 重 い	精 神 的 負 担 が 重 い	情 報 の 提 供 が 不 足 等	手 助 け を し て く れ	仕 事 が あ り な い	習 事 が 十 分 で き な	仕 事 に 専 念 で き な	収 入 が 減 っ た	自 分 の 時 間 が 持 て	交 際 の 機 会 が 減 っ	十 分 休 眠 が と れ な	自 分 が 健 康 を 害 し	そ の 他	特 に な し
計	100.0	20.6	15.9	7.4	38.4	45.1	53.2	13.6	24.3	44.5	34.5	28.1	22.4	53.5	31.5	45.9	18.6	2.7	3.5
女 性	100.0	23.2	14.4	6.7	34.1	41.9	59.7	13.1	24.9	55.5	38.8	33.7	31.5	60.2	37.9	53.3	22.3	2.9	2.8
男 性	100.0	18.5	17.1	7.9	41.8	47.6	65.8	13.8	23.9	35.7	31.1	23.6	15.5	48.3	26.6	40.0	15.5	2.6	4.1
自分が行った	100.0	20.0	15.0	6.7	38.7	42.0	66.3	13.0	36.0	52.0	42.0	38.3	42.0	64.0	43.3	57.7	27.3	4.0	2.7
家族が同ぐら い行った	100.0	24.8	16.0	7.8	43.5	44.8	61.8	14.7	23.2	52.9	37.6	37.6	26.1	60.5	30.4	53.6	21.2	2.0	0.7
自分はず伝った	100.0	21.0	16.4	8.5	37.8	49.5	66.9	12.9	20.2	42.0	32.2	23.9	13.5	52.2	31.0	41.6	15.0	2.1	4.0
自分ほとんど しなかった	100.0	14.0	16.3	6.0	32.6	40.5	53.5	14.4	19.5	27.0	25.1	9.8	10.7	33.5	18.6	28.8	9.3	3.7	7.9

資料出所：労働省「介護を行う労働者に関する措置についての実態調査」（平成3年）

付表 8 8 女子離職者（前職は有業者）の離職理由

区分	総数	会社解散・倒産 人員整理	一時的な仕事 不安定な仕事	収入が少なかった	労働条件が悪	自分に向かない 仕事だから	定年等	病気のため 高齢	結婚のため	育児のため	家族の介護のため	転職・転勤 家族の転職	その他
総数	1,773	90	53	56	138	112	76	248	244	239	88	65	360
15～24歳	384	8	16	16	41	39	0	15	88	42	4	7	107
25～34歳	562	16	12	13	35	25	0	20	147	166	13	22	92
35～44歳	272	24	12	14	30	27	0	32	8	24	20	19	63
45～54歳	220	21	7	8	20	15	1	52	2	4	24	12	53
55～59歳	128	11	3	3	7	3	22	36	0	3	12	3	24
60～64歳	104	6	1	1	2	1	39	30	0	1	9	1	11
65歳以上	104	4	1	1	1	0	13	64	0	0	6	1	11
計	100.0	5.1	3.0	3.2	7.8	6.3	4.3	14.0	13.8	13.5	5.0	3.7	20.3
15～24歳	100.0	2.1	4.2	4.2	10.7	10.2	0.0	3.9	22.9	10.9	1.0	1.8	27.9
25～34歳	100.0	2.8	2.1	2.3	6.2	4.4	0.0	3.6	26.2	29.5	2.3	3.9	16.4
35～44歳	100.0	8.8	4.4	5.1	11.0	9.9	0.0	11.8	2.9	8.8	7.4	7.0	23.2
45～54歳	100.0	9.5	3.2	3.6	9.1	6.8	0.5	23.6	0.9	1.8	10.9	5.5	24.1
55～59歳	100.0	8.6	2.3	2.3	5.5	2.3	17.2	28.1	0.0	2.3	9.4	2.3	18.8
60～64歳	100.0	5.8	1.0	1.0	1.9	1.0	37.5	28.8	0.0	1.0	8.5	1.0	10.6
65歳以上	100.0	3.8	1.0	1.0	1.0	0.0	12.5	61.5	0.0	0.0	5.8	1.0	10.6

資料出所：総務庁「就業構造基本統計調査」（平成4年）

付表 8 9 育児休業中の金銭支給の有無

(単位：%)

計	内 訳			
	金銭の支給あり	会社のみ支給する	会社、共済会共に支給する	共済会のみ支給する
100.0	32.3	25.6	2.5	4.2
				金銭の支給なし
				67.7

育児休業制度の規定を有する事業所を100.0%とした割合である。

付表 9 0 緑機別会社からの育児休業期間中に支給される金銭の有無及び内容別事業所割合

(単位：%)

区 分	計	金銭支給 ありの 事業所	内 容 (M.A.)							金銭支給 なしの 事業所	無 回 答
			毎月金銭 の支給 あり	給 額					賞与、一 時金等の 支給あり		
				所定内 給与の 100%支給	率 定	額 定	労働者の 雇分の社 会保険料 相当額	そ の 他			
計	100.0	28.1 (100.0)	{ 60.6 } [100.0]	[7.4]	[6.6]	[5.2]	[75.3]	[3.1]	[1.5]	71.7	0.2
【規 模】											
500 人 以 上	100.0	45.0 (100.0)	{ 58.8 } [100.0]	[0.4]	[4.2]	[9.9]	[82.5]	[2.9]	[0.2]	53.9	0.1
100 ～ 499 人	100.0	32.9 (100.0)	{ 58.4 } [100.0]	[2.5]	[10.3]	[7.6]	[77.4]	[1.8]	[0.3]	66.7	0.4
30 ～ 99 人	100.0	25.7 (100.0)	{ 61.8 } [100.0]	[10.0]	[5.2]	[3.8]	[75.34]	[3.6]	[2.1]	74.3	0.1

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成5年)

(注) 育児休業制度の規定を有する事業所を100.0%とした割合である。

付表 9 1 規模別取得した育児休業期間別育児休業取得者割合

(単位：％)

区 分	女 子					男 子		
	計	3 か月未 満	3 か月満 3 ～ 5 か月未満	6 ～ 10 か月未満	10 ～ 12 か月未満	12 か月以 上	無 回 答	計
計	[48.1] 100.0	25.7	33.0	19.6	15.6	3.2	1.9	[0.02] 100.0
500 ～ 人以上	[47.4] 100.0	25.1	26.3	24.0	20.5	3.2	0.9	100.0
100 ～ 499 人	[44.7] 100.0	29.1	33.4	20.9	14.5	1.6	0.6	100.0
30 ～ 99 人	[52.1] 100.0	23.3	37.3	15.5	15.6	4.5	3.8	100.0

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成 5 年)

注) 1 Ⅱ 4, 4, 1 ～ Ⅱ 5, 3, 31 の間に復職した育児休業取得者を 100.0% とした割合である。

2 復職者の男女比は, 1 : 99 である。

3 [] は出産者に占める育児休業取得者の割合である。

付表 9 2 規模別育児のための勤務時間の短縮等の措置の導入事業所割合

(単位：％)

区 分	計	措 置 の 種 類 (M.A.)					勤務時間の短縮 等の措置を実施 していない
		短 時 間 勤務制度	フレックス タイム制度	時差出勤 制	所定外労働 の免除	事業所内 託児施設	
合 計	100.0	41.3 (100.0)	(63.1)	(15.0)	(23.5)	(48.4)	58.7
500 人以上	100.0	75.8 (100.0)	(62.8)	(16.3)	(15.6)	(54.8)	23.2
100 ～ 499 人	100.0	57.3 (100.0)	(65.3)	(12.2)	(20.5)	(44.7)	42.5
30 ～ 99 人	100.0	37.0 (100.0)	(62.3)	(15.9)	(24.9)	(49.3)	63.0

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成 5 年)

付表 9 3 規模別勤務時間の短縮等の措置あり事業所の出産者
(配偶者が出産した男子を含む。)に占める利用者割合

(単位：%)

区 分	女子出産者に占める 措置の利用者の割合	配偶者が出産した男子 に占める措置の利用者の 割合
計	21.0	0.2
500 人以上	19.5	0.4
100 ～ 499人	29.8	0.1
30 ～ 99人	14.1	0.1

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成 5 年)

注) 勤務時間の短縮等の措置を有する事業所においては H4.4.1
～ H5.3.31 までの 1 年間に出産した者(配偶者が出産した男子
を含む。)に占める、H5.5.1 までの間に措置の利用を開始した
者の割合である。

付表 9 4 介護のための勤務時間短縮等の措置の有無及び
勤務時間短縮等の措置の形態別事業所割合

(単位：%)

事 業 所 計	措 置 の 事 業 所 あ り 所	措 置 の 形 態 (M. A.)						措 置 の 事 業 所 な し
		短 時 間 勤 務 制 度	一 動 請 求 の し な る 制 度 の 時 間 単 位 間 で を	介 護 の た め の 制 度 の ス タ フ の フ ム	出 勤 ・ 退 社 時 間 更 改	そ の 他	無 回 答	
100.0	7.5 (100.0)	(65.6)	(21.2)	(14.5)	(23.2)	(10.9)	(1.8)	92.3

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成 5 年)

付表 9 5 引越を伴う転勤（国内）に対する意識

（単位：％）

区 分	どこへでも 行く	条件によって はいく	転勤は絶対に したくない	わからない
計	15.0	40.6	35.6	8.8
男 性				
20 ～ 29歳	14.2	62.2	21.3	2.4
30 ～ 39歳	20.0	44.9	29.3	5.9
40 ～ 49歳	19.2	40.8	31.3	8.8
50 ～ 59歳	20.6	35.4	37.6	6.3
60 ～ 64歳	13.2	34.2	31.6	21.1
65 歳 以上	11.8	35.3	29.4	23.5
女 性				
20 ～ 29歳	8.3	45.4	36.1	10.2
30 ～ 39歳	1.4	33.8	54.9	9.9
40 ～ 49歳	7.0	29.0	53.0	11.0
50 ～ 59歳	11.3	24.2	48.4	16.1
60 ～ 64歳	—	—	—	—
65 歳 以上	—	—	—	—

資料出所：総理府「勤労意識に関する世論調査」（平成 4 年）

注）対象者が少ないため計上しなかった。

付表96 人口動

年	出 生		死 亡		平 均 寿 命		平均初
	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)	女	男	女
	万件		万件		歳	歳	歳
昭和15年	211.6	29.4	118.7	16.5	49.6	46.9	24.6
30	173.1	19.4	69.4	7.8	67.75	63.60	23.8
35	160.6	17.2	70.7	7.6	70.19	65.32	24.4
40	182.4	18.6	70.0	7.1	72.92	67.74	24.5
45	193.4	18.8	71.3	6.9	74.66	69.31	24.2
50	190.1	17.1	70.2	6.3	76.89	71.73	24.7
51	183.3	16.3	70.3	6.3	77.35	72.15	24.9
52	175.5	15.5	69.0	6.1	77.95	72.69	25.0
53	170.9	14.9	69.6	6.1	78.33	72.97	25.1
54	164.3	14.2	69.0	6.0	78.89	73.46	25.2
55	157.7	13.6	72.3	6.2	78.72	73.32	25.2
56	152.9	13.0	72.0	6.1	79.13	73.79	25.3
57	151.5	12.8	71.2	6.0	79.66	74.22	25.3
58	150.9	12.7	74.0	6.2	79.78	74.20	25.4
59	149.0	12.5	74.0	6.2	80.18	74.54	25.4
60	143.2	11.9	75.2	6.3	80.48	74.84	25.5
61	138.3	11.4	75.1	6.2	80.93	75.23	25.6
62	134.7	11.1	75.1	6.2	81.39	75.61	25.7
63	131.4	10.8	79.3	6.5	81.30	75.54	25.8
平成元	124.7	10.2	78.9	6.4	81.77	75.91	25.8
2	122.2	10.0	82.0	6.7	81.90	75.92	25.9
3	122.3	9.9	83.0	6.7	82.11	76.11	25.9
4	120.9	9.8	85.5	6.9	82.22	76.09	26.0
5	118.8	9.6	87.8	7.1	82.51	76.25	26.1

資料出所：厚生省「人口動態統計」，「簡易生命表」，「完全生命表」

厚生省人口問題研究所「人口問題研究」

- 注) 1 合計特殊出生率＝1人の女子が再生産年齢(15～49歳)を経過する間に生むと考えられる子供の数。
- 2 平均初婚年齢は、昭和15年は届出時の年齢、30～40年は結婚式をあげた時の年齢、45年以降は結婚式をあげた時又は同居を始めたときの年齢。

態 の 推 移

婚 年 齢		婚 姻		離 婚		出生順位別母の平均年齢			合 計 特 殊 出生率
	男	件 数 (率 (人口千対))		件 数 (率 (人口千対))		第1児	第2児	第3児	
	歳	万件		万件		歳	歳	歳	
	29.0	66.7	9.3	4.9	0.68	—	—	—	4.11
	26.6	71.5	8.0	7.5	0.84	24.8	27.2	29.5	2.37
	27.2	86.6	9.3	6.9	0.74	25.4	27.8	29.9	2.00
	27.2	95.5	9.7	7.7	0.79	25.7	28.3	30.3	2.14
	26.9	102.9	10.0	9.6	0.93	25.6	28.3	30.6	2.13
	27.0	94.2	8.5	11.9	1.07	25.7	28.0	30.3	1.91
	27.2	87.2	7.8	12.5	1.11	25.9	28.1	30.2	1.85
	27.4	82.1	7.2	12.9	1.14	26.1	28.2	30.2	1.80
	27.6	79.3	6.9	13.2	1.15	26.2	28.4	30.3	1.79
	27.7	78.9	6.8	13.5	1.17	26.3	28.6	30.4	1.77
	27.8	77.5	6.7	14.2	1.22	26.4	28.7	30.6	1.75
	27.9	77.7	6.6	15.4	1.32	26.5	28.9	30.8	1.74
	28.0	78.1	6.6	16.4	1.39	26.5	28.9	31.0	1.77
	28.0	76.2	6.4	17.9	1.51	26.5	29.0	31.2	1.80
	28.1	74.0	6.2	17.9	1.50	26.6	29.1	31.3	1.81
	28.2	73.6	6.1	16.7	1.39	26.7	29.1	31.4	1.76
	28.3	71.1	5.9	16.6	1.37	26.8	29.2	31.4	1.72
	28.4	69.6	5.7	15.8	1.30	26.8	29.2	31.5	1.69
	28.4	70.8	5.8	15.4	1.26	26.9	29.3	31.6	1.66
	28.5	70.8	5.8	15.8	1.29	27.0	29.4	31.7	1.57
	28.4	72.2	5.9	15.8	1.28	27.0	29.5	31.8	1.54
	28.4	74.2	6.0	16.9	1.37	27.1	29.5	31.8	1.53
	28.4	75.4	6.1	17.9	1.45	27.1	29.5	31.8	1.50
	28.4	79.3	6.4	18.8	1.52	27.2	29.6	32.0	1.46

付表 9 7 主要国の労働力人口、労働力率、

国 名	年	労働力人口 (千人)		労働力人口総 数に占める女 子の割合(%)	年
		女	男		
カナダ	1992	6,215	7,582	45.0	1992
アメリカ	1992	57,798	69,185	45.5	1992
韓国	1992	7,771	11,613	40.1	1992
フィリピン	1992	9,730	16,450	37.2	1992
オーストリア	1992	3,602	5,025	41.8	1992
ベルギー	1990	1,739	2,440	41.6	1990
デンマーク	1991	1,353	1,559	46.5	1991
スペイン	1992	5,493	9,662	36.2	1992
フランス	1991	11,179	14,151	44.1	1991
旧西ドイツ	1991	12,788	18,569	40.8	1991
ハンガリー	1992	1,965	2,276	46.3	1992
イタリア	1991	9,001	15,244	37.1	1991
ノルウェー	1992	963	1,167	45.2	1992
スウェーデン	1992	2,142	2,322	48.0	1992
イギリス	1991	12,482	16,288	43.4	1991
オーストラリア	1991	3,550	4,984	41.6	1991

資料出所：ILO [Year Book of Labour Statistics 1993]

$$\text{注) 労働力率} = \frac{\text{15歳以上労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

ただし、アメリカの「労働力人口」は16歳以上

フィリピンは10歳以上

デンマークは74歳まで

スペインは16歳以上

イタリアの「労働力人口」は14歳以上

ノルウェーは16～74歳

スウェーデンは16～64歳

雇用者数及び総数に占める女子の割合

労働力率(%)		年	雇用者数(千人)		雇用者総数に 占める女子の 割合(%)
女	男		女	男	
57.6	73.8	1992	5,568	6,672	45.5
56.0	72.2	1992	53,793	63,805	45.7
47.3	75.3	1992	7,609	11,312	40.2
47.8	82.6	1992	8,770	15,147	36.7
51.9	74.4	1992	1,289	1,767	42.2
34.1	50.1	1990	1,496	2,269	39.7
62.0	74.6	1991	1,218	1,430	46.0
27.6	51.0	1992	4,088	8,278	33.1
46.6	54.8	1992	9,657	12,676	43.2
45.4	71.8	1992	12,043	17,072	41.4
36.6	45.9	1991	2,299	2,411	48.8
30.7	54.9	1991	7,491	14,104	34.7
62.2	74.5	1992	914	1,090	45.6
79.9	84.0	1992	2,061	2,189	48.5
51.7	72.5	1992	11,517	19,946	45.2
52.0	74.8	1992	3,242	4,452	42.1

付表 9 8 主要国の年齢階級別

区 分		カナダ 1992		アメリカ 1992		フランス 1991		旧西 19
		女	男	女	男	女	男	女
労働 力 人 口 (千人)	総 数	5,215	7,582	57,798	69,185	11,106	14,236	11,180
	15～19歳	449	486	3,204	3,547	193	321	807
	20～24歳	703	782	6,461	9,016	1,268	1,464	1,932
	25～29歳	853	1,008	7,461	10,339	1,735	2,013	1,561
	30～34歳	916	1,096	8,287	9,697	1,648	2,064	1,246
	35～39歳	872	1,035	8,034	8,465	1,619	2,075	1,220
	40～44歳	828	949	7,407	6,845	1,631	2,142	1,096
	45～49歳	643	782	5,937	5,256	1,046	1,439	1,340
	50～54歳	454	591	4,353	4,009	909	1,304	987
	55～59歳	293	441	3,138	2,693	721	1,028	691
	60～64歳	144	273	2,031	1,190	259	294	191
	65歳以上	60	139	1,485	2,076	770	917	90
労働 力 率 (%)	総 数	57.6	73.8	44.4	56.7	46.7	54.5	40.7
	15～19歳	51.1	52.8	38.5	40.5	9.4	14.9	37.7
	20～24歳	74.3	80.3	69.1	74.6	59.9	67.6	74.5
	25～29歳	76.5	90.9	74.2	88.9	80.5	93.5	66.2
	30～34歳	75.3	92.2	74.2	93.1	76.7	96.8	58.8
	35～39歳	77.1	92.9	75.7	92.5	75.9	97.2	59.0
	40～44歳	78.3	92.9	77.8	91.1	75.8	97.0	59.9
	45～49歳	75.7	91.8	75.9	90.8	71.8	95.9	56.1
	50～54歳	65.7	87.8	70.2	89.7	63.2	91.0	49.5
	55～59歳	48.5	74.7	57.4	79.8	46.8	70.0	37.9
	60～64歳	24.2	48.7	36.6	55.1	16.7	21.1	9.9
	65歳以上	3.5	11.0	7.7	15.9	1.5	2.8	1.6

資料出所：ILO「Year Book of Labour statistics 1993」

- 1 アメリカ、スウェーデンの区分のうち、「15～19歳」の欄は、「16～19歳」として取り扱っている。
- 2 イタリアの「15～19歳」の欄は、「14～19歳」として取り扱っている。
- 3 総数には不明を含む。

労働力人口及び労働力率

ドイツ 90		イタリア 1991		スウェーデン 1991		イギリス 1991		韓国 1992	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男
	17,834	9,001	15,244	2,142	2,322	12,481	16,288	7,771	11,613
	977	485	619	84	78	1,037	1,139	346	243
	2,232	1,408	1,683	210	229	1,596	1,948	1,344	783
	2,188	1,527	2,053	262	298	3,100	4,238	822	1,761
	2,083	1,245	1,884	248	277			933	1,995
	2,071	1,122	1,856	262	283	3,031	3,752	942	1,674
	1,875	1,066	1,940	286	304			822	1,311
	2,426	797	1,650	296	319	2,392	2,991	690	1,139
	1,922	693	1,585	214	232			694	1,052
	1,447	373	1,113	167	179	800	1,158	527	810
	480	175	580	114	122	359	755	338	436
	134	110	271	—	—	167	307	313	409
	72.0	30.7	54.9	79.9	84.0	42.3	57.9	47.3	75.3
	43.4	19.1	23.2	38.9	34.5	57.2	59.5	17.4	11.5
	81.6	61.2	69.5	73.4	76.6	72.5	85.4	65.3	57.7
	86.9	65.1	89.5	84.0	90.0	69.7	93.8	44.3	91.1
	95.0	62.6	96.6	88.3	93.6			47.8	97.0
	96.9	59.5	97.6	91.3	94.3	76.4	94.6	57.8	97.2
	96.9	53.8	97.2	93.2	95.6			60.4	96.8
	96.1	45.8	95.0	91.9	94.9	72.4	90.9	60.9	94.9
	92.8	36.1	87.2	88.1	92.8			60.8	91.6
	80.6	21.1	68.9	79.1	86.1	54.2	80.1	54.1	84.9
	34.4	10.0	37.2	52.8	60.7	23.9	54.2	44.9	71.0
	4.2	5.5	8.1	—	—	3.1	8.4	19.6	42.3

付表99 主要国の従業上の

国名	年	女					
		総数 (千人)	構 成 比 (%)				
			計	自営業主	家族従業者	雇用者	その他
カナダ	1992	6,215	100.0	7.1	0.8	91.1	1.0
アメリカ	1992	57,964	100.0	5.6	0.5	93.1	0.9
韓国	1992	7,770	100.0	19.3	22.3	56.4	2.1
フィリピン	1992	9,729	100.0	30.2	20.1	39.8	9.9
オーストリア	1991	1,481	100.0	7.6	6.5	82.3	3.7
ベルギー	1991	1,739	100.0	8.3	7.0	70.8	14.0
デンマーク	1991	1,353	100.0	3.1	3.7	92.9	0.3
スペイン	1992	5,493	100.0	12.2	6.7	67.7	13.4
フランス	1991	10,659	100.0	9.7	—	78.2	12.1
旧西ドイツ	1992	12,869	100.0	5.3	3.0	91.7	—
ハンガリー	1992	1,965	100.0	8.1	3.6	88.3	—
イタリア	1991	9,001	100.0	13.9	6.1	63.2	16.8
ノルウェー	1992	963	100.0	4.4	1.8	88.7	5.3
スウェーデン	1992	2,142	100.0	4.3	0.5	91.4	3.8
イギリス	1992	12,134	100.0	6.0	—	88.9	5.1
オーストラリア	1992	3,588	100.0	10.7	1.3	78.4	9.5

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1993」

注)「その他」とは、分類不能の地位にある者をいい、失業者及び新規求職者を含まない。

地位別就業者数の構成比

	男					
	総 数 (千人)	構 成 比 (%)				
		計	自営業主	家族従事者	雇 用 者	そ の 他
	7,582	100.0	10.5	0.2	88.7	0.6
	70,576	100.0	9.9	0.1	89.3	0.7
	11,615	100.0	34.0	2.1	61.3	2.6
	16,450	100.0	40.9	10.2	40.9	7.9
	2,126	100.0	11.5	1.6	83.6	3.3
	2,440	100.0	16.0	0.9	76.1	7.1
	1,559	100.0	13.0	0.1	86.6	0.3
	9,662	100.0	20.5	2.3	73.1	4.2
	13,946	100.0	14.7	1.7	76.3	7.2
	18,055	100.0	10.6	0.4	89.0	—
	2,277	100.0	13.5	1.2	85.3	—
	15,244	100.0	26.1	2.2	64.2	7.5
	1,167	100.0	11.6	0.8	80.6	6.9
	2,322	100.0	12.7	0.3	81.2	5.7
	16,007	100.0	14.1	—	73.0	12.9
	4,998	100.0	16.4	0.6	71.7	11.3

付表100 主要国の産業別

区 分		カナダ		アメリカ		フランス	
		1992		1992		1991	
		女	男	女	男	女	男
雇 用 者 (千人)	総 数	5,662	6,728	53,939	63,051	8,331	10,646
	農・狩猟・林・漁業	74	128	466	1,614	52	207
	鉱業・採石業	41	237	111	584	11	67
	製造業	590	1,422	7,072	14,133	1,323	3,012
	電気・ガス・水道業	—	—	353	1,304	40	162
	建設業	89	651	585	5,965	105	1,159
	卸・小売業、レストラン・ホテル	993	1,218	11,666	12,865	1,394	1,556
	運輸・倉庫・通信業	249	697	2,036	4,634	365	971
	金融・保険・不動産・対事業所サービス	469	290	6,571	5,468	1,020	1,022
	対地域・社会・個人サービス	3,158	2,086	25,074	16,441	4,022	2,490
	軍隊、その他分類不能の産業	—	—	5	44	—	—
構 成 比 (%)	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農・狩猟・林・漁業	1.3	1.9	0.9	2.6	0.6	1.9
	鉱業・採石業	0.7	3.5	0.2	0.9	0.1	0.6
	製造業	10.4	21.1	13.1	22.4	15.9	28.3
	電気・ガス・水道業	—	—	0.7	2.1	0.5	1.5
	建設業	1.6	9.7	1.1	9.5	1.3	10.9
	卸・小売業、レストラン・ホテル	17.5	18.1	21.6	20.4	16.7	14.6
	運輸・倉庫・通信業	4.4	10.4	3.8	7.3	4.4	9.1
	金融・保険・不動産・対事業所サービス	8.3	4.3	12.2	8.7	12.2	9.6
	対地域・社会・個人サービス	55.8	31.0	46.5	26.1	48.3	23.4
	軍隊、その他分類不能の産業	—	—	0.0	0.1	—	—

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1993」

雇 用 者 数 及 び 構 成 比

旧西ドイツ		イタリヤ		スウェーデン		イギリス		韓国	
1992		1991		1992		1992		1992	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
11,800	16,073	5,690	9,789	1,957	1,886	10,784	11,690	4,380	7,124
78	141	294	450	14	40	76	202	106	112
16	157	19	206	1	9	1,546	4,247	4	52
2,462	5,877	1,346	2,717	213	554	—	—	1,653	2,369
43	212	—	—	7	29	—	—	9	57
203	1,442	86	1,352	21	204	—	—	145	1,235
2,302	1,586	824	1,279	271	244	—	—	929	814
420	1,192	156	823	92	183	—	—	87	653
1,083	938	378	526	164	184	9,142	6,971	422	523
5,193	4,528	2,587	2,436	1,175	436			1,025	1,309
—	—	—	—	2	3	20	270	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.6	0.9	5.2	4.6	0.7	2.1	0.7	1.7	2.4	1.6
0.1	1.0	0.3	2.1	0.1	0.5	14.3	36.3	0.1	0.7
20.9	36.6	23.7	27.8	10.9	29.4	—	—	37.7	33.3
0.4	1.3	—	—	0.4	1.5	—	—	0.2	0.8
1.7	9.0	1.5	13.8	1.1	10.8	—	—	3.3	17.3
19.5	9.9	14.5	13.1	13.8	12.9	—	—	21.2	11.4
3.6	7.4	2.7	8.4	4.7	9.7	—	—	2.0	9.2
9.2	5.8	6.6	5.4	8.4	9.8	84.8	59.6	9.6	7.3
44.0	28.2	45.4	24.9	50.0	23.1			23.4	18.4
—	—	—	—	—	—	0.2	2.3	—	—

付表101 主要国の職業別雇用者数及び構成比

		カナダ 1992		アメリカ 1992		ドイツ 1991		スウェーデン 1992	
		女	男	女	男	女	男	女	男
雇 用 者 数 （千人）	総 数	5,568	6,672	53,793	63,805	11,985	17,719	2,061	2,189
	専門職・技術的従事者及び関連従事者	1,258	991	10,695	9,944	2,165	2,870	906	515
	管理的従事者	681	970	6,126	8,641	189	794	—	—
	書記及び関連従事者	1,596	388	14,788	3,648	3,807	2,408	448	261
	販売従事者	546	667	5,667	7,252	1,547	1,154	195	214
	サービス業の従事者	961	703	9,602	6,494	1,930	1,400	263	154
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	125	408	551	2,905	446	615	35	104
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労働者	401	2,545	5,365	24,720	1,495	7,980	211	935
	軍隊、その他分類不能の職業の従事者	—	—	—	—	386	497	2	7
構 成 比 （%）	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門職・技術的従事者及び関連従事者	22.6	14.9	19.9	15.6	18.1	16.2	44.0	23.5
	管理的従事者	12.2	14.5	11.4	13.5	1.6	4.5	—	—
	書記及び関連従事者	28.7	5.8	27.5	6.0	31.8	13.6	21.7	11.9
	販売従事者	9.8	10.0	12.4	11.4	12.9	6.5	9.5	9.8
	サービス業の従事者	17.3	10.5	17.8	10.2	16.1	7.9	12.8	7.0
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	2.2	6.1	1.0	4.6	3.7	3.5	1.7	4.8
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労働者	7.2	38.1	10.0	38.7	12.5	45.0	10.2	42.7
	軍隊、その他分類不能の職業の従事者	—	—	—	—	3.2	2.8	0.1	0.3

資料出所：ILO「Year book of Labour Statistics 1993」

注）1 カナダ、ドイツは15歳以上。

2 アメリカは16歳以上。

3 スウェーデンは16歳～64歳。

付表102 主要国の非農林業部門における労働者の賃金の男女格差

(男子=100.0)

年	韓 国	ベルギー	デンマーク	フランス	旧西ドイツ	オランダ	イギリス	オーストラリア
1980	44.4	—	84.5	79.2	72.4	78.2	69.7	86.0
1982	45.1	—	83.9	80.1	72.7	76.9	69.1	82.9
1983	46.7	—	84.4	81.5	72.2	76.7	69.6	83.5
1984	47.6	—	84.4	80.7	72.3	76.3	69.5	85.8
1985	47.8	62.0	83.8	81.4	72.8	76.2	69.5	87.2
1986	48.9	62.4	82.3	82.2	73.1	76.4	69.1	86.6
1987	50.1	63.3	81.7	81.8	73.4	76.3	69.7	87.0
1988	51.4	64.1	82.1	81.2	73.6	76.8	69.4	87.9
1989	52.7	64.2	82.7	80.7	73.5	77.2	70.0	88.1
1990	53.5	63.8	82.6	80.8	73.2	77.5	70.6	90.8
1991	54.5	64.2	83.3	—	73.6	78.0	70.0	90.9
1992	55.9	—	—	—	73.9	—	70.3	90.9

資料出所：ILO「Year book of Labour Statistics 1992」

注) 韓 国：1か月当たり賃金。家族手当・現物支給を含む。

ベルギー：1か月当たり賃金。各年10月。電気・ガス・水道業、卸・小売業、レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

デンマーク：1時間当たり賃金。製造業、建設業及び他の産業の一部分。成年者のみ。

フランス：1時間当たり賃金。鉱業・採石業、電気・ガス・水道業、公務及び家事サービス業を除く。

旧西ドイツ：1時間当たり賃金。家族手当を含む。

卸・小売業、レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

オランダ：1時間当たり賃金。各年10月。成年者のみ。

イギリス：1時間当たり賃金。成人・フルタイム労働者。各年10月。鉱業、卸・小売業、レストラン・ホテル業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

オーストラリア：1時間当たり賃金。1989年まで各年11月、1990年より6月。成人・フルタイム労働者（管理職を除く）。現物支給を含む。

参 考

女子労働関係判例

1 賃金、昇格

事件名	裁判所判決等年月日	判旨等
秋田総合銀行不当利得金返還請求事件（男女差別賃金）	秋田地裁 昭 50. 4. 10 判決	女子であることを理由として、賃金（本人給及び臨時給与）について男子と差別的取扱いをしたものであり、労働契約の賃金部分は労基法4条に違反して無効、女子は男子に支払われた金額との差額を請求できる（労働者勝訴、確定）。
鈴鹿市賃金請求事件（昇格に伴う男女差別賃金）	津地裁 昭 55. 2. 21 判決	原告に対し、昇格を実施しなかったのは女性であることにより不当に不利な利益取扱いをしたものであり地公法13条に違反し、違法に原告の法律上の利益を侵害したものである（労働者勝訴）。
名古屋高裁	昭 58. 4. 28 判決	公務員の昇給昇格は、任命権者が社会概念上著しく妥当を欠いて裁量権を全般的に見る限り任命権者が社会概念上著しく妥当を欠いて裁量権を濫用したとは認められない。また、任命権者の裁量権の判断に公権力の違法な行使は認められない（労働者敗訴、労働者側上告後、昭 60. 3. 29 上告取り下げ）。
静岡銀行不当利得金返還請求事件（昇格に伴う男女差別賃金）	静岡地裁 昭 55. 10. 20 和解	職能昇格付の見直しを行って算出した給与差額（2年分）を支払うことを主要内容とする和解成立。
岩手銀行賃金請求事件	盛岡地裁 昭 60. 3. 28 判決	給与規定において、家族手当の支給対象者を、「扶養親族を有する世帯主たる行員」とし、世帯主たる行員とは、「自己の収入をもって一家の生計を維持する者をいい、その配偶者が所得税法に規定されている扶養控除対象限度額を超える所得を有する場合は、夫たる行員とする。」（世帯手当についてもこれを準用）としているのは、女子であることのみを理由として事たる行員を著しく不利に取り扱う規定であり、労基法4条及び92条に反し無効（労働者勝訴）。
仙台高裁	平 4. 1. 10 判決	本件給与規定にいう「世帯主たる行員」とは、「主として生計の維持者である行員」を指称するものであり、被控訴人は「自己の収入をもって、

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 官 等
(社)日本鉄鋼連盟給料等請求事件	東京地裁 昭 61. 12. 4 判決	一家の生計を維持する者」と認められるので、家族手当等の支給対象となる世帯主を「夫たる行員」に限定した同銀行の給与規定を根拠にした本件取扱いは男女の性別のみによる賃金の差別取扱いと認められ、労基法4条に違反し、民法90条により無効である(労働者勝訴、確定)。 被告事務員職員について、男女異なる採用方法及び処遇を行っている(男女別コース制)ことは、合理的理由を欠き憲法14条の精神には合致しないが、当時(昭和44年から49年)の雇用慣行等の状況に照らし、民法90条の公の秩序に違反しているとはいえないとして初任給格差及び業務内容の相違による賃金格差に当たたる金銭の支払義務は否定したが、基本給の上昇率及び一時金の支給係数についてまで男女の格差を設けることは合理的な理由がなく無効であり、この部分についての差額の支払を連盟に対して命じた(労働者一部勝訴、確定)。
日産自動車賃金等請求事件(家族手当支給請求)	東京地裁 平 元. 1. 26 判決	被告会社が現に採用している家族手当支給規程及び適用基準は労基法4条及び民法90条に違反するものではなく、また女子従業員を不当に差別したものでないこと等から、原告らの本訴請求はいずれも理由がなく棄却(労働者敗訴、労働者側控訴後、平2. 8和解成立)。
社会保険診療報酬支払基金賃金等請求事件	東京地裁 平 2. 7. 4 判決	組合間の男子職員の昇格格差の是正にあたって、勤続年数を唯一の基準として一律の昇格措置を採る一方、男子職員と同一の採用試験で採用され、同一の業務内容を担当し、職務上の等級も等しかった女子職員については、勤続年数の基準を満たしていても、昇格措置を講じなかったことは、合理的理由のない男女差別に当たる。昇格を含む労働条件に関する合理的理由のない男女差別は憲法14条、労基法3条、4条により民法90条にいう公の秩序として確立している。また女子には組合間の格差が生じていたことは男女間の格差の存在に合理性を与えうるものではなく、男女間の格差の段階的是正もそれ自体が男女差別である。他

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
日ソ国書賃金請求事件 (男女差別賃金)	東京地裁 平 4. 8. 27 判決	方、昇格等の確認請求については、昇格は職級と一体になった等級を人事上の裁量権の行使によって変更するものであり、昇格決定無くして昇格したとするには明確な根拠が必要で、使用者による昇格決定がない以上、昇格したものと取り扱うことはできない(労働者一部勝訴、支払基金額控訴後、平 3. 12 和解成立)。	
三陽物産給賃金請求事件	東京地裁 平 6. 6. 16 判決	年齢、勤続年数が同じである男女間の賃金格差が合理的であるのは、その提供する労働の質及び量に差異がある場合に限られる。よって、原告の業務が、ほぼ同時期に入社した男性社員に劣らなかったにもかかわらず、被告会社が初任給格差を是正せずに放置してきたのは、労基法4条に違反する賃金差別である。被告に対し損害賠償を命じた(労働者勝訴、確定)。	本人給における世帯主・非世帯主の基準については、男子のみ非世帯主又は独身の世帯主であっても一貫して実年齢に応じた本人給を支給していること等に照らせば、女子に一方的に著しい不利益となることを容認して基準を制定したものと推認でき、勤務地限定・無限定の基準については、真に広域配転の可能性があるが故に実年齢による本人給を支給する趣旨で設けられたものではなく、女子の本人給が男子のそれより一方的に低く抑えられる結果となることを容認して制定、運用されてきたものであることから、労働基準法4条に違反し無効である(労働者勝訴)。

2 退職、定年制

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
〈結婚退職〉 住友セメント雇用関係確 認等請求事件	東京地裁 昭 41. 12. 20 判決	結婚退職制は労働条件につき性別による差別待遇を行うものであり、女子の結婚を制約するゆえ民法90条により無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭和43.7和解成立）。	
豊田産業従業員地位確認 等請求事件	神戸地裁 昭 42. 9. 26 判決	女子だけを結婚を理由に解雇することは、男女の差別取扱いで公序良俗違反（労働者勝訴、確定）。	
神戸野田興学会休職処分 無効確認等請求事件	神戸地裁 昭 43. 3. 29 判決	職務結婚を理由に解雇することは結婚の自由を制限することとなり、合理的理由もなく無効（労働者勝訴）。	
大阪市役所身分確認等請 求事件	大阪高裁 昭 45. 11. 18 判決	控訴棄却（労働者勝訴、確定）。	
山一証券地位保全等仮処 分申請事件	千葉地裁 昭 43. 5. 20 判決	職務結婚の場合、退職するという誓約書は無効であり、それによる依頼免除処分は無効（労働者勝訴、確定）。	
三井造船仮処分申請事件	名古屋地裁 昭 45. 8. 26 判決	結婚退職の慣行を理由に任意退職を迫られ、やむなくした場合は錯誤により無効（労働者勝訴、確定）。	
〈若年定年〉 成島製鋼工業地位保全仮 処分申請事件（定年年齢 男子55歳、女子30歳）	大阪地裁 昭 46. 12. 10 判決	結婚退職制を定めた協約は、退職という労働条件について性別を理由とする差別待遇であり、民法90条に違反し無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭和48.11和解成立）。	
岩手県経済労働協進地位保 全仮処分申請事件（定年 年齢男子55歳、女子31歳）	東京地裁 昭 44. 7. 1 判決	女子を著しく不利益に差別する本件定年制は著しく不合理なもので公序良俗に反して無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭和47.12和解成立）。	
名古屋放送地位保全仮処 分申請事件	盛岡地裁 昭 46. 3. 18 判決	定年を雇員（女子）31歳、職員（男子）55歳とする就業規則は実態からみて、女子若年定年制であり、民法90条に反し無効（労働者勝訴、確定）。	
	名古屋地裁 昭 47. 4. 28 判決	〔X1〕女 地位保全仮処分申請 本件定年制は合理的理由なく、公序	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	考
分申請事件(定年年齢男子55歳、女子30歳)	名古屋地裁 昭 47. 6. 9 判決 昭 48. 4. 27 判決 名古屋高裁 昭 49. 9. 30 判決 名古屋高裁 昭 48. 5. 25 決定	良俗に反し無効(労働者勝訴)。 [X 2 女 地位を全仮処分申請] 上記同旨(労働者勝訴)。 [X 1、X 2 女 本訴] 同 旨(労働者勝訴)。 女子30歳定年制は民法90条により無効(労働者勝訴、確定)。 [X 3 女、解雇禁止仮処分申請] 上記同旨(労働者勝訴、確定)。	
〈男女別定年〉 日産自動車地位保全資金支払仮処分申請事件(定年年齢男子55歳、女子50歳)	東京地裁 昭 46. 4. 8 判決 東京高裁 昭 48. 3. 12 判決	本件男女別定年制は合理的理由を有する(労働者敗訴)。 同 旨(労働者敗訴)。	
日産自動車雇用関係存続確認等請求事件(定年年齢男子55歳、女子50歳、昭和48年4月1日以降男子60歳、女子55歳)	東京地裁 昭 48. 3. 23 判決 東京高裁 昭 54. 3. 12 判決 最高裁 昭 56. 3. 24 判決	本件男女別定年制は合理的理由がなく民法90条により無効(労働者勝訴)。 同 旨(労働者勝訴)。 女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条により無効と解するのを相当とし、上告棄却(労働者勝訴、確定)。	
福岡市農協地位保全仮処分申請事件(定年年齢男子55歳、女子45歳)	山形地裁 昭 47. 5. 29 決定 福岡支 部	合併に際し、従来定年55歳を女子のみ45歳に切り下げた差別定年制は無効(労働者勝訴、確定)。	
伊豆シャボテン公園地位保全仮処分申請事件(定年年齢男子57歳、女子47歳)	静岡地裁 昭 48. 12. 11 判決 沼津支 部 東京高裁 昭 50. 2. 26 判決 最高裁 昭 50. 8. 29 判決 秋田地裁 昭 52. 9. 29 判決	男女別定年制は合理的理由がなく性別による差別であり、公序に違反し無効(労働者勝訴)。 同 旨(労働者勝訴)。 高裁判決を支持し、上告棄却(労働者勝訴)。 合理的理由を欠く男女の差別的取扱いを定める定年制の規定は民法90条に違反し無効(労働者勝訴、確定)。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	考
男子55歳、女子46歳) 河北新報社地位確認等請 求事件 (定年年齢男子55 歳、女子45歳)	仙台地裁 昭 58. 12. 28 判決	男女別定年制は専ら女子であることのみに理由とする差別であり、合理的理由なく民法90条により無効 (労働者勝訴、会社側控訴後、昭61. 4. 28和解)。	
(財)放射線影響研究所地 位確認等請求事件 (定年 年齢男子62歳、女子57歳)	広島地裁 昭 59. 1. 31 判決	女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条により無効とした最高裁判決 (昭 56. 3. 24日産自動車事件) を引用、合理的理由は認められず無効 (労働者勝訴)。	
(男女別定年制の段階的 是正、定年年齢60歳)	広島高裁 昭 62. 5. 15 判決	経過措置により女子に関して60歳定年の実施時期を遅延する規定を設けたことは合理的理由がない。旧規定下(定年年齢男子62歳、女子57歳)の女子の定年年齢が民法90条により無効であり、結果的に男子と同じ62歳となるものとすれば、その既得権が保護されるべきことは男子の場合と異なるところはないので、女子に対しても男子に関する経過措置が適用される (労働者勝訴)。	
〈退職勧奨〉 鳥取県教育委員会損害賠償請求事件 (男女別退職勧奨における退職手当優遇措置)	最高裁 平 2. 5. 28 判決 鳥取地裁 昭 61. 12. 4 判決	高裁判決を支持し、上告棄却 (労働者勝訴)。 男女年齢差のある退職勧奨年齢基準を設定し、これに基づき退職勧奨を行い、退職手当につき優遇措置を講じなかった一連の行為は、男女差別に基づく継続的な一連の不法行為を構成する (労働者勝訴、確定)。	

3 解雇

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	考
〈既婚女子であること等を理由とする解雇〉 小野田セメント地位保全等仮処分申請事件	盛岡地裁 昭 43. 4. 10 判決 一 関支部		「有夫の女子」「30歳以上の女子」の一般的希望退職基準は、結婚している女子の差別待遇又は性別による差別待遇に該当するといえるから憲法14条、労基法3、4条の精神に違反し無効（労働者勝訴）。
古河鉱業雇用関係存続確認等請求事件	仙台高裁 昭 46. 11. 22 判決 前橋地裁 昭 45. 11. 5 判決 東京高裁 昭 51. 8. 30 判決 最高裁 昭 52. 12. 15 判決 東京地裁 昭 47. 10. 18 決定 八王子支部 東京地裁 昭 50. 9. 12 決定	退職勧告は雇約の申込みたる性質を有し、退職の申し出により合意解約が成立（労働者敗訴、確定）。 人員整理は、諸条件を考慮して、最善の者として選ばれたのが既婚女子であったというのであるから合理的理由がある（労働者敗訴）。 同 旨（労働者敗訴）。 高裁判決を支持し、上告棄却（労働者敗訴）。 「有夫の女子」「27歳以上の女子」という一般的人員整理基準は、憲法、労基法の精神に違反し、それによる解雇は無効（労働者勝訴、確定）。 「既婚女子社員で子供が2人いる者」という一般的人員整理基準は憲法14条、労基法3、4条の精神に違反し民法90条により無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭和53. 1. 28和解）。	「有夫の女子」「30歳以上の女子」の一般的希望退職基準は、結婚している女子の差別待遇又は性別による差別待遇に該当するといえるから憲法14条、労基法3、4条の精神に違反し無効（労働者勝訴）。
日特金屬工業地位保全等仮処分申請事件 コパル地位保全仮処分申請事件	東京地裁 昭 50. 9. 12 決定		
米沢製作所地位保全等仮処分申請事件	山形地裁 昭 51. 9. 24 判決 米沢支部		
日本赤十字社雇用関係存続確認等請求事件	佐賀地裁 昭 51. 11. 8 判決 唐津支部		
住友重機製造所地位保全仮処分異議申立事件	松山地裁 昭 62. 5. 6 判決 西条支部		

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 決 旨 等
〈パートタイム労働者等 であることを理由とする 解雇〉		維持できると判断される者」という人員整理のための勇退基準は、専ら性別のみによる不合理な差別を定めた基準でなく、同基準に該当した女子労働者の整理解雇は有効（労働者敗訴、労働者側控訴後、平元・4.25控訴取り下げ）。
春風堂地位保全等仮処分 申請事件	東京地裁 昭 42. 12. 19 判決	真にパートタイマーを整理する経営上の必要はないと認められ、本件解雇は解雇地の雇用により無効（労働者勝訴、確定）。
東京芝浦電気労働契約関係 存在確認等請求事件	横浜地裁 昭 45. 9. 22 判決	〔X 1 女〕 本件臨時従業員の雇止め（解雇）には正当事由がなく無効（労働者勝訴）。
東京芝浦電気労働契約存 在確認等請求事件	東京高裁 昭 48. 9. 27 判決 横浜地裁 昭 43. 8. 19 判決	〔X 1 女〕 控訴棄却（労働者勝訴、確定）。 〔X 2 他女 6〕 臨時工契約であつても、更新を重ねて実質上期間の定めのない契約と異ならない状態にあつたこと等から期間満了を理由とする更新拒絶は無効（労働者勝訴）。
三和銀行地位保全仮処分 申請事件	東京高裁 昭 45. 9. 30 判決 最高裁 昭 49. 7. 22 判決	上告棄却（労働者勝訴）。 期間の定めのない臨時雇用契約であり解雇は有効（労働者敗訴）。
東京芝浦電気労働契約関係 存在確認等請求事件	東京高裁 昭 47. 12. 20 判決 東京高裁 昭 54. 2. 27 判決 名古屋地裁 昭 49. 9. 30 判決	同旨（労働者敗訴、昭 54. 5. 22 東京地裁に本訴提起）。 企業合理化のため人員整理をするに当たり、単にパートタイマーと呼ばれ、その取扱いを受けていたという理由で、これらの者を第 1 順位の解雇対象者とするのは合理的理由を欠く（労働者勝訴、会社側控訴後、昭 53. 2. 2 和解）。
東芝レイ・オ・パツク地位 保全仮処分申請事件	東京地裁 昭 49. 11. 29 判決	30歳以上の男子及び妊娠の女子を有期雇用とする採用基準は、婚姻の自由を侵すものでなく本件雇止めは有効（労働者敗訴、労働者側控訴後、

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
朝日放送地位保全仮処分 申請事件	大阪地裁 昭 50. 3. 27 判決	53. 2. 2 和解。 有期労働契約であっても、その雇止めは実質上若年定年を理由とする解雇と同様の機能を有し、著しく苛酷な解約であるから権利濫用により無効（労働者勝訴、確定）。	
並木精彦宝石屏風無効確認等請求事件	秋田地裁 昭 58. 12. 15 判決 横手支部	1ヶ月の短期契約を3年間反復更新しても、期間の定めのない契約に転化する訳ではないが本件について当然更新されることが予定されていたと解するのが相当であり、パートタイマーもこれを期待かつ信頼して関係のもとで、労働契約関係が存続、維持されてきたものであり、従って期間満了によって労働契約を終了させるためには、雇止めの意思表示が必要であるばかりでなく、雇止めするに ついても、従来の取扱いを変更してもやむを得ない事情が必要、従って特段の合理的理由のない本件雇止めは無効（労働者勝訴、紛争係争中）。	
平安閣雇用契約上の地位 確認等請求事件	静岡地裁 昭 61. 7. 4 判決 東京高裁 昭 62. 3. 25 判決	雇用契約関係は存続（労働者勝訴）。 有期労働契約であっても、その期間の定めが一応のものであり、当事者いづれから格別の意思表示がない限り当然更新されるべきものとの前提のもとに存続、維持されてきたものを期間満了によって終了させるためには、雇止めの意思表示及び雇用契約を終了させてもやむを得ないと認められる特段の事情の存することを要する（労働者勝訴）。	
北陽電機地位保全等仮処分 申請事件	最高裁 昭 62. 10. 16 判決 大阪地裁 昭 62. 9. 11 決定	上告棄却（労働者勝訴）。 短期パート制度の導入に合理的な理由があり、契約締結の際に雇用期間を告知して署名捺印をさせ、その厳格な運用をしてきた以上、雇用期間の満了による雇止めは適法（労働者敗訴、確定）。	
三洋電機地位保全金員支払仮処分申請事件	大阪地裁 平 2. 2. 20 決定	契約期間一年の「定勤社員契約」(パートタイマー)も、契約の更新によりその実質において期間の定めのない労働契約と異なる状態であり解雇法理が適用され、業績不振を理由に雇止めするに当たっては解雇	

すべきであるので雇止めは無効（労働者勝訴）。
員契約」（パートタイマー）が、実質において
拘と異ならない状態であったとはいえないが、
用が予定されていたというべきであり、解雇法
不届を理由に雇止めするに当たっては解雇回避
きであるので雇止めは無効（労働者勝訴、会社
平3.12.27和解成立）。

こ有給休暇、生理休暇をとることは正当な権利
もやむを得ない（労働者敗訴）。

ても、取得した日がいずれも日曜か祭日の前後
方から生理休暇として認められない等、教師と
解雇有効（労働者敗訴）。

を）。

事由はなく、更新拒絶権の濫用により無効

り中で「女子の通常業務への転活用は女子に恒
系することが交替勤務・有害業務等労働基準法
することの多い鉄鋼業の作業実態と事業所の整
まれるので行わない。」旨の規定は業務内容に
近した結果を随認したものであり専に「女子で
ものでない。解雇に係る協定に基づく解雇は
白とする差別扱いでない（労働者敗訴、東京高
〕解成立）。

4 配置転換

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 例	考 考
東洋鋼鈳地位保全仮処分 申請事件	横浜地裁 昭 47. 8. 24 判決	出産したことを理由とする不利益処分であり人事権の濫用により無効 (労働者勝訴)。	
東京高裁 昭 49. 10. 28 判決	東京高裁 昭 49. 10. 28 判決	出産等を考慮した配転が退職を促すためのものとの判断は、懐疑の域を 出ず配転有効 (労働者敗訴、本訴提起後、昭55. 2. 28和解成立)。	
日本テレビ放送配転命令 効力停止仮処分申請事件	東京地裁 昭 51. 7. 23 決定	労働契約はアナウンサーとして採用するとしており配転命令は無効 (労働者勝訴、確定)。	
宮崎放送配転無効確認請 求事件	宮崎地裁 昭 51. 8. 20 判決	労働契約は職種を限定していないから配転有効 (労働者敗訴、労働者側 控訴後、昭55. 9. 23和解成立)。	
慈恵医大病院地位確認請 求事件	東京地裁 昭 54. 4. 24 判決	産前休暇に入る看護婦を総婦長室付きへ配転するという慣行は、病院の 社会的指名や総婦長の権限等に照らし本格的合理性ある慣行であり、違 法又は不当とすべき理由はない。(労働者敗訴)。	
東京高裁 昭 56. 12. 17 判決	東京高裁 昭 56. 12. 17 判決	同 旨 (労働者敗訴)。	
最高裁 昭 58. 3. 8 判決	最高裁 昭 58. 3. 8 判決	上告棄却 (労働者敗訴)。	
東京地裁 昭 55. 12. 25 判決	東京地裁 昭 55. 12. 25 判決	労働契約は職種を限定、本人の同意なき配転命令は無効 (労働者勝訴)。	
東京高裁 昭 58. 5. 25 判決	東京高裁 昭 58. 5. 25 判決	同 旨 (労働者敗訴、確定)。	
大阪地裁 平 3. 4. 12 決定	大阪地裁 平 3. 4. 12 決定	現地採用の女子職員等につき、労働協約上、勤務地の特定がなく、また、 既婚・有子の女子職員に対する大阪から東京への転勤に伴う不利益につ き業務上の必要性を上回るまでには至っていないので本件配転命令は有 効である (労働者側請求却下)。	

5 その他

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
帝國興信所賃金請求事件	名古屋地裁 昭 46. 2. 24 判決	本件就業規則等という「有給生理休暇1日」とは婦人労働者の生理の実態等から判断して賃金計算期を単位としているのではなく生理周期を単位としたものである(労働者勝訴)。
エヌ・ピー・シー工業栄 賃金請求事件	名古屋高裁 昭 48. 10. 15 判決 東京地裁 昭 49. 5. 27 判決 八王子支部	同 旨(労働者勝訴、確定)。 労基法上、生休を有給とする旨の約定はなく、労働協約(又は労働契約)に定められた内容が結果として生休を取得した女子に給与の面において不利に作用することがあったとしても、直ちに協約(契約)の内容が労基法67, 91条の趣旨に反し、あるいは公序良俗に反して無効であるとはいえない(労働者敗訴)。
タケダシステム未払賃金 等支払請求事件	東京高裁 昭 55. 3. 19 判決 最高裁 昭 60. 7. 16 判決 東京地裁 昭 51. 11. 12 判決	同 旨(労働者敗訴)。 上告棄却(労働者敗訴)。 生理休暇中の賃金について、従来の年間24日は100%有給とする旨の定めを、有給は月に2日を限度とし、補償額も基本給の68%とした就業規則の改正は、生休の必要性、取得の実績からみて濫用があったと判断されること、企業負担との調整等から判断すると、合理性あり有効である(労働者敗訴)。
	東京高裁 昭 54. 12. 20 判決	本件のように実質賃金の低下を生ずるような就業規則の一方的変更を課することは許されない。かりに、生理休暇制度の濫用があるとしても別途の方策を講ずべきものである(労働者勝訴)。
	最高裁 昭 58. 11. 25 判決	就業規則の不利益変更については最高裁判例(最昭43. 12. 25秋北バス事件)の示すところであり、これを変更する必要はないとした上で、本件就業規則の変更が労働者にとって不利益なものであっても合理的なものであるれば、労働者がこれに同意しないことを理由にその適用を拒むことはできないとし、変更の合理的理由の判断基準を示し、原告が就業規則

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
日本シェーリング賞金請求事件	東京高裁 昭 62. 2. 26 判決 大阪地裁 昭 56. 3. 30 判決	則の変更が合理的なものであるかを否かを検討することなく判断しているのは就業規則に関する法令の解釈適用を誤ったものである（控訴審へ差し戻す）。 本件就業規則の変更は不利益なものではあるが十分な合理性があり、労働者がこれに同意しないことを理由としてその適用を拒むことはできないとし、労働者に対してはその効力を及ぼすものである（労働者敗訴、上告却下、確定）。 賞金引き上げ対象者から離職率80%以下の者を除く協約条項につき、その離職率算定基礎の不就業時間に欠勤のほか年休、生休、産休、育児時間等を含めることは労基法、憲法等の規定ないしはその趣旨に反し、ひいては民法90条の公序良俗に反し無効（労働者勝訴）。	
シェー企業損害賠償請求事件	大阪高裁 昭 58. 8. 31 判決 最 高 裁 平 元. 12. 14 判決 福岡地裁 平 4. 4. 16 判決	同 旨（労働者勝訴）。 離職率の低い者が経済的利益を得られないとする制度は一応の経済的合理性があるが、権利行使を抑制し、法が労働者に各権利を保障した趣旨を實質的に失わせる時、この制度を定めた労働協約条項は無効。条項全体を無効とはいえないが、労基法、労働法上の権利の行使による不就業を就労率算定の基礎としている点は無効。未払い賃金についての審理不十分（原告に差し戻す）。 被告上可については、原告の異性関係を中心とした私生活に関する非難等、働く女性としての評価を低下させる行為があり、これらが対立関係の解決や相手方救済の手段ないしは方途として用いられたいに不法行為性が認められる。被告会社については、被告上司の使用人として不法行為責任を負うとともに、主として女性である原告の歳歩、女性において職場関係を調整しようとした点において、職場環境の調整が不十分であり不法行為性が認められる（労働者勝訴、確定）。	

平成6年12月 発 行

平 成 6 年 版

働く女性の実情

婦人局一般資料 No.79

発 行 労働省婦人局

郵便番号 100

東京都千代田区霞が関1-2-2

印 刷 株式会社 大和プリント
